

目 次
第1号（3月4日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	4
出席議員	7
欠席議員	7
事務局職員出席者	7
説明のため出席した者の職氏名	7
開 会	7
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	10
諸般の報告	11
町長提出第13号議案	13
町長提出諮問第1号	15
町長提出諮問第2号	15
町長提出第14号議案	17
町長提出第15号議案	17
町長提出第16号議案	20
町長提出第17号議案	20
町長提出第20号議案	20
町長提出第21号議案	20
町長提出第22号議案	20
町長提出第23号議案	21
町長提出第24号議案	21
町長提出第25号議案	21
町長提出第26号議案	21
町長提出第27号議案	21
町長提出第28号議案	21
町長提出第29号議案	29
町長提出第30号議案	29
町長提出第31号議案	29
町長提出第32号議案	29
町長提出第33号議案	29
町長提出第34号議案	29

町長提出第 3 5 号議案	2 9
町長提出第 3 6 号議案	3 0
町長施政方針	4 6
町長提出第 3 7 号議案	8 2
町長提出第 1 8 号議案	8 2
町長提出第 1 9 号議案	8 2
町長提出第 3 8 号議案	8 2
町長提出第 3 9 号議案	8 2
町長提出第 4 0 号議案	8 2
町長提出第 4 1 号議案	8 2
町長提出第 4 2 号議案	8 2
町長提出第 4 3 号議案	8 2
町長提出第 4 4 号議案	8 2
町長提出第 4 5 号議案	8 2
町長提出第 4 6 号議案	8 2
町長提出第 4 7 号議案	8 2
町長提出第 4 8 号議案	8 2
散 会	8 7
署 名	8 8

第 2 号 (3 月 8 日)

議事日程	8 9
本日の会議に付した事件	9 0
出席議員	9 2
欠席議員	9 2
事務局職員出席者	9 2
説明のため出席した者の職氏名	9 3
開 議	9 3
会議録署名議員の指名	9 3
町長提出第 1 4 号議案	9 3
町長提出第 1 5 号議案	9 7
町長提出第 1 6 号議案	9 9
町長提出第 1 7 号議案	1 0 3
町長提出第 2 0 号議案	1 0 6
町長提出第 2 1 号議案	1 0 7
町長提出第 2 2 号議案	1 0 9

町長提出第23号議案	111
町長提出第24号議案	112
町長提出第25号議案	113
町長提出第26号議案	114
町長提出第27号議案	116
町長提出第28号議案	119
町長提出第29号議案	120
町長提出第30号議案	131
町長提出第31号議案	132
町長提出第32号議案	133
町長提出第33号議案	134
町長提出第34号議案	135
町長提出第35号議案	136
町長提出第36号議案	137
発議第1号	139
散 会	140
署 名	141

第3号（3月17日）

議事日程	143
本日の会議に付した事件	143
出席議員	143
欠席議員	143
事務局職員出席者	143
説明のため出席した者の職氏名	144
開 議	144
会議録署名議員の指名	144
一般質問	144
3番 川田 剛君	144
8番 三浦 英治君	162
9番 寺戸 昌子君	175
10番 後山 幸次君	192
5番 板垣 敬司君	204
散 会	221
署 名	222

第4号（3月18日）

議事日程	2 2 3
本日の会議に付した事件	2 2 3
出席議員	2 2 3
欠席議員	2 2 3
事務局職員出席者	2 2 3
説明のため出席した者の職氏名	2 2 4
開 議	2 2 4
会議録署名議員の指名	2 2 4
一般質問	2 2 4
1 番 草田 吉丸君	2 2 4
4 番 道信 俊昭君	2 4 3
6 番 丁 泰仁君	2 6 0
7 番 御手洗 剛君	2 7 9
1 1 番 岡田 克也君	2 9 5
散 会	3 1 3
署 名	3 1 4

第5号（3月23日）

議事日程	3 1 5
本日の会議に付した事件	3 1 6
出席議員	3 1 8
欠席議員	3 1 8
事務局職員出席者	3 1 8
説明のため出席した者の職氏名	3 1 9
開 議	3 1 9
会議録署名議員の指名	3 1 9
町長提出第49号議案	3 1 9
町長提出第50号議案	3 1 9
町長提出第51号議案	3 1 9
町長提出第52号議案	3 3 0
町長提出第53号議案	3 3 2
町長提出第54号議案	3 3 2
町長提出第55号議案	3 3 2
町長提出第56号議案	3 3 2
町長提出第57号議案	3 3 2

町長提出第 5 8 号議案	3 3 2
町長提出第 3 7 号議案	3 5 3
町長提出第 1 8 号議案	3 5 3
町長提出第 1 9 号議案	3 5 3
町長提出第 3 8 号議案	3 5 3
町長提出第 3 9 号議案	3 5 3
町長提出第 4 0 号議案	3 5 3
町長提出第 4 1 号議案	3 5 3
町長提出第 4 2 号議案	3 5 3
町長提出第 4 3 号議案	3 5 3
町長提出第 4 4 号議案	3 5 3
町長提出第 4 5 号議案	3 5 3
町長提出第 4 6 号議案	3 5 3
町長提出第 4 7 号議案	3 5 3
町長提出第 4 8 号議案	3 5 3
請願第 1 号	3 7 0
議員定数等議会活性化特別委員会報告について	3 7 4
総務経済常任委員会の所管事務調査報告について	3 7 6
文教民生常任委員会の所管事務調査報告について	3 8 1
広報広聴常任委員会子ども議会学習会報告について	3 8 4
議員派遣の件	3 8 6
閉 会	3 8 7
署 名	3 8 8

津和野町告示第 15 号

令和 4 年第 3 回津和野町議会定例会を次のとおり招集する

令和 4 年 2 月 15 日

津和野町長 下森 博之

- 期 日 令和 4 年 3 月 4 日
- 場 所 津和野町役場本庁舎議場

○開会日に応招した議員

草田 吉丸君	米澤 宥文君
川田 剛君	道信 俊昭君
板垣 敬司君	丁 泰仁君
御手洗 剛君	三浦 英治君

寺戸 昌子君
岡田 克也君

後山 幸次君
沖田 守君

○3月8日に応招した議員

○3月17日に応招した議員

○3月18日に応招した議員

○3月23日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和4年 第3回(定例)津和野町議会 会議録(第1日)

令和4年3月4日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和4年3月4日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 町長提出第13号議案 津和野町教育長の任命について

日程第5 町長提出諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第6 町長提出諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第7 町長提出第14号議案 令和2年度町道日原市街線旭橋耐震補強工事(第3期)請負変更契約の締結について

日程第 8 町長提出第 15 号議案 令和 3 年度見晴らし広場解体工事請負変更契約の締結について

日程第 9 町長提出第 16 号議案 津和野駅の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第 10 町長提出第 17 号議案 県指定有形文化財「旧津和野藩家老多胡家表門」の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第 11 町長提出第 20 号議案 津和野町お試し暮らし住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 12 町長提出第 21 号議案 津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第 13 町長提出第 22 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について

日程第 14 町長提出第 23 号議案 津和野町小さな拠点づくり推進基金条例の一部改正について

日程第 15 町長提出第 24 号議案 津和野町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について

日程第 16 町長提出第 25 号議案 津和野町斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 17 町長提出第 26 号議案 津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第 18 町長提出第 27 号議案 県指定史跡「津和野藩校養老館」の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 19 町長提出第 28 号議案 益田地区広域市町村圏事務組合理約の変更について

日程第 20 町長提出第 29 号議案 令和 3 年度津和野町一般会計補正予算（第 9 号）

日程第 21 町長提出第 30 号議案 令和 3 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 22 町長提出第 31 号議案 令和 3 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 23 町長提出第 32 号議案 令和 3 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 24 町長提出第 33 号議案 令和 3 年度津和野町診療所特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 25 町長提出第 34 号議案 令和 3 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 26	町長提出第 35 号議案	令和 3 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 27	町長提出第 36 号議案	令和 3 年度津和野町水道事業会計補正予算（第 4 号）
日程第 28	町長施政方針	
日程第 29	町長提出第 37 号議案	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第 30	町長提出第 18 号議案	津和野町課設置条例の一部改正について
日程第 31	町長提出第 19 号議案	津和野町定住促進条例の一部改正について
日程第 32	町長提出第 38 号議案	令和 4 年度津和野町一般会計予算
日程第 33	町長提出第 39 号議案	令和 4 年度津和野町国民健康保険特別会計予算
日程第 34	町長提出第 40 号議案	令和 4 年度津和野町介護保険特別会計予算
日程第 35	町長提出第 41 号議案	令和 4 年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 36	町長提出第 42 号議案	令和 4 年度津和野町下水道事業特別会計予算
日程第 37	町長提出第 43 号議案	令和 4 年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算
日程第 38	町長提出第 44 号議案	令和 4 年度津和野町奨学基金特別会計予算
日程第 39	町長提出第 45 号議案	令和 4 年度津和野町診療所特別会計予算
日程第 40	町長提出第 46 号議案	令和 4 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算
日程第 41	町長提出第 47 号議案	令和 4 年度津和野町病院事業会計予算
日程第 42	町長提出第 48 号議案	令和 4 年度津和野町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名	
日程第 2	会期の決定	
日程第 3	諸般の報告	
日程第 4	町長提出第 13 号議案	津和野町教育長の任命について
日程第 5	町長提出諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 6	町長提出諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 7	町長提出第 14 号議案	令和 2 年度町道日原市街線旭橋耐震補強工事（第 3 期）請負変更契約の締結について
日程第 8	町長提出第 15 号議案	令和 3 年度見晴らし広場解体工事請負変更契約の締結について

日程第9 町長提出第16号議案 津和野駅の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第10 町長提出第17号議案 県指定有形文化財「旧津和野藩家老多胡家表門」の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第11 町長提出第20号議案 津和野町お試し暮らし住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第12 町長提出第21号議案 津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第13 町長提出第22号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について

日程第14 町長提出第23号議案 津和野町小さな拠点づくり推進基金条例の一部改正について

日程第15 町長提出第24号議案 津和野町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について

日程第16 町長提出第25号議案 津和野町斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第17 町長提出第26号議案 津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第18 町長提出第27号議案 県指定史跡「津和野藩校養老館」の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第19 町長提出第28号議案 益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について

日程第20 町長提出第29号議案 令和3年度津和野町一般会計補正予算（第9号）

日程第21 町長提出第30号議案 令和3年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第4号）

日程第22 町長提出第31号議案 令和3年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第4号）

日程第23 町長提出第32号議案 令和3年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第1号）

日程第24 町長提出第33号議案 令和3年度津和野町診療所特別会計補正予算（第2号）

日程第25 町長提出第34号議案 令和3年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）

日程第26 町長提出第35号議案 令和3年度津和野町病院事業会計補正予算（第3号）

日程第 27	町長提出第 36 号議案	令和 3 年度津和野町水道事業会計補正予算（第 4 号）
日程第 28	町長施政方針	
日程第 29	町長提出第 37 号議案	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第 30	町長提出第 18 号議案	津和野町課設置条例の一部改正について
日程第 31	町長提出第 19 号議案	津和野町定住促進条例の一部改正について
日程第 32	町長提出第 38 号議案	令和 4 年度津和野町一般会計予算
日程第 33	町長提出第 39 号議案	令和 4 年度津和野町国民健康保険特別会計予算
日程第 34	町長提出第 40 号議案	令和 4 年度津和野町介護保険特別会計予算
日程第 35	町長提出第 41 号議案	令和 4 年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 36	町長提出第 42 号議案	令和 4 年度津和野町下水道事業特別会計予算
日程第 37	町長提出第 43 号議案	令和 4 年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算
日程第 38	町長提出第 44 号議案	令和 4 年度津和野町奨学基金特別会計予算
日程第 39	町長提出第 45 号議案	令和 4 年度津和野町診療所特別会計予算
日程第 40	町長提出第 46 号議案	令和 4 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算
日程第 41	町長提出第 47 号議案	令和 4 年度津和野町病院事業会計予算
日程第 42	町長提出第 48 号議案	令和 4 年度津和野町水道事業会計予算

出席議員（12 名）

1 番 草田 吉丸君	2 番 米澤 宏文君
3 番 川田 剛君	4 番 道信 俊昭君
5 番 板垣 敬司君	6 番 丁 泰仁君
7 番 御手洗 剛君	8 番 三浦 英治君
9 番 寺戸 昌子君	10 番 後山 幸次君
11 番 岡田 克也君	12 番 沖田 守君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 中田 紀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	下森 博之君	副町長	……………	島田 賢司君
総務財政課長	……………	岩本 要二君	税務住民課長	……………	山本 慎吾君
つわの暮らし推進課長	……………				宮内 秀和君
健康福祉課長	……………	土井 泰一君	医療対策課長	……………	清水 浩志君
農林課長	……………	益井 仁志君	商工観光課長	……………	堀 重樹君
環境生活課長	……………	野田 裕一君	建設課長	……………	安村 義夫君
教育次長	……………	齋藤 道夫君	会計管理者	……………	青木早知枝君

午前9時00分開会

○議長（沖田 守君） おはようございます。

毎朝、テレビをつけますと、あるいは、新聞を開きますと、ロシアのウクライナへの侵攻、爆撃が日増しに強固なものになってくるというのがテレビの画面を通じて、あるいは、新聞紙上を通じて我々の目に入るわけではありますが、考えてみますと我々も、若い方がおいでになりますから、ちょうど我が国が終戦を迎える前、第二次世界大戦が昭和の16年に勃発した年に私は実は生まれたんでありますが、そして、1945、昭和20年に終戦を迎えて、そして、今、戦後77年が経過をして、我が国の、日本の国の国民は平和ぼけになって、世の中から戦争なんていうものは全くもう起こらないというような錯覚を起こしておりましたが、まさに今第二次世界大戦を思わせるような、非情な昨今の戦争でありますから、核を使うというような、こういうような、とんでもない核戦争がまさに始まろうとしている、こういう状況下であります。

ウクライナの国民の方たち、あるいは、ロシアの国の人たち、国の指導者の采配一つによって国民は大きな犠牲を払うという、かつて我が国が経験をしたような、そんな事態が想定されるわけではありますが、非常に心が痛む、何とか食い止める策はないものかと。どなたもそのようにお思いではないかと思えます。

今日の世の中でありますから、世界各国がなぜ共同してあのウクライナの侵攻を止めることができないのか、たとえ大国ロシアであっても世界各国が協調して止めれば私は止まるのではないかとさえ思うのでありますが、国連等でもいろいろ141か国はロシアに対して重い制裁をかけるというようなことで決議をされておりますが、5か国においては否決をするというような、こういうような世界の情勢でありますから、何とも言い難い、誠に歯がゆいつたらしいような、そんな状況が今日続いているというのが世界の状況であります。

そうして、この3月議会が今日こうして初日を招集されたわけであります。

我々の任期の最後の3月定例会でありますので、提案される諸議案について精いっぱい皆さん方の議論を交わしていただいて、新しい令和4年度の予算等が皆さんの合意の

中で、そして、提案がまさに議会の中で十分にもまれたものであって、そして、実行されていくようにということを切に願っておるというところでもあります。

今日は、実は開会前に先般2月21日でありましたが、県の議長会が開催されました。その折に、毎年恒例ではありますが、自治功労者の表彰が行われるわけでもあります。

我が町については、副議長の岡田克也君と米澤宏文両議員が在職12年以上ということで表彰を受けられました。代わって、今日、皆さん方に御紹介を申し上げるところであります。

以上のようなことを申し上げて、いよいよ会議に入りたいと思います。

本日は、令和4年第3回の津和野町議会定例会の招集であります。議員をはじめ執行部各位おそろいでお出かけ誠にありがとうございました。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、令和4年第3回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、5番、板垣敬司君、6番、丁泰仁君を指名いたします。

それでは、先日、議会運営委員会を開催いたしました。本定例会の会期及び議事日程等について協議しておりますので、その結果について後山委員長の報告を求めたいと思います。

後山幸次君。

○議会運営委員会委員長（後山 幸次君） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会協議報告書。

議会運営委員会を令和4年2月28日に開催し、今定例会の議会運営について協議いたしましたので、その結果を津和野町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

今定例会の会期は、本日3月4日から3月23日までの20日間としたいと思います。

初日の4日金曜は、諸般の報告後、町長提出議案の説明を受けます。令和4年度予算に係る議案については、町長の施政方針後に説明を受けます。その後、予算審査特別委員会を設置し、新年度予算議案を付託し、散会いたします。

なお、散会后、直ちに予算審査特別委員会を開催し、審査日程等の調整を行っていただきたいと思います。

5日土曜から7日月曜までは休会といたします。

一般質問の通告締切りは、7日月曜の正午までであります。

8日火曜に本会議を再開し、条例案件、補正予算等の質疑、討論、表決を行います。

9日水曜から16日水曜まで休会といたします。

休会中に予算審査特別委員会で議案の審議をしていただきたいと思います。

17日木曜に本会議を再開し、17日木曜・18日金曜で一般質問を行います。

19日土曜から22日火曜までは休会といたします。

23日水曜に本会議を再開し、予算審査特別委員会委員長の審査報告を受けた後、新年度予算について、討論、表決を行い、請願等の所定の処理及び各委員会の報告を受けて全日程を終了したいと思います。

以上、議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

令和4年3月4日、津和野町議会議長、沖田守様、議会運営委員会委員長、後山幸次。

以上であります。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

日程第2. 会期の決定

○議長（沖田 守君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から3月23日までの20日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月23日までの20日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（沖田 守君） 日程第3、諸般の報告をします。

12月定例会招集日以降における議会行事及び各報告事項につきましては、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告

【12月定例会以降】

12月	10日（金）	全員協議会 広報広聴常任委員会	
	13日（月）	全員協議会	
	16日（木）	全員協議会 広報広聴常任委員会	
	23日（木）	広報広聴常任委員会	
	24日（金）	安野光雅先生を偲ぶ会（津和野体育館）	議長
1月	3日（月）	津和野町成人式令和2年度対象者 （日原小学校体育館）	議長
		津和野町成人式令和3年度対象者	

		(日原小学校体育館) 議長	
	7日(金)	広報広聴常任委員会	
	9日(日)	津和野町消防市出初式津和野町民センター	議長：中止
	11日(火)	益田自動車出張車検場存続対策協議会総会	
		議長：書面決議	
	12日(水)	議員定数等議会活性化特別委員会	
		文教民主常任委員会	
		広報広聴委員会 正副委員長	
	19日(水)	津和野町の医療構想に係る研修会(津和野共存病院)	全議員
	24日(月)	第1回津和野町議会臨時会、全員協議会	
	25日(火)	総務経済常任委員会現地・机上調査	
	27日(木)	文教民生常任委員会所管事務調査	
	31日(月)	鹿足郡町村議会議員研修会	全議員：中止
		議員定数等議会活性化特別委員会	
2月	2日(水)	小学生議会学習会(日原小学校)	全議員
	3日(木)	小学生議会学習会(青原小学校)	全議員
	4日(金)	小学生議会学習会(津和野小学校)	全議員
	7日(月)	小学生議会学習会(木部小学校)	全議員
		広島県神石高原町議会行政視察受入	
		(津和野庁舎)：中止	
	10日(木)	岡山県津山市議会行政視察受入	
		(藩校養老館)：中止	
	15日(火)	益田地区広域市町村圏事務組合議会定例会(益田市)	
	18日(金)	第2回津和野町議会臨時会、全員協議会	
		総務経済常任委員会所管事務調査、文教民生常任委員会所管事務調査、広報広聴常任委員会所管事務調査	
	21日(月)	島根県町村議会議長会定例会(松江市)	議長
	24日(木)	鹿足郡事務組合議会定例会(クリーンパルにちはら)	
		鹿足郡不燃物処理組合議会定例会(吉賀町)	
		鹿足郡養護老人ホーム組合議会定例会(吉賀町)	
	28日(月)	議会運営委員会	

【表彰】

- 2月21日(月) 島根県町村議会議長会長自治功労者表彰(議員在職12年以上)
米澤 宏文
- 2月21日(月) 島根県町村議会議長会長自治功労者表彰(議長在職12年以上)

岡田 克也

1月19日の議員派遣につきましては、緊急を要したため、津和野町議会会議規則第128条の規定により、議長において決定しましたので報告します。

益田地区広域市町村圏事務組合の議会報告、鹿足郡事務組合、鹿足郡不燃物処理組合及び鹿足郡養護老人ホーム組合の各議会報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

なお、関係書類は事務局に保管しておりますので、必要の向きは御覧いただきたいと思っております。

日程第4. 議案第13号

○議長（沖田 守君） 日程第4、議案第13号津和野町教育長の任命についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、皆様、おはようございます。

本日は、3月定例議会の招集をお願いいたしましたところ、おそろいで御出席を賜りましてありがとうございます。

今、定例会に提案をいたします案件は、人事案件1件、諮問案件2件、契約案件2件、条例案件12件、規約変更案件1件、計画案件1件、一般会計をはじめ各会計補正予算案件8件、一般会計ほか令和4年度各会計予算11件の合計38案件でございます。

いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますようお願いを申し上げます。

議案第13号津和野町教育長の任命についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

教育長としてお願いをしたいのは、住所、島根県鹿足郡津和野町後田口121番地4、氏名、岩本要二、生年月日、昭和39年3月1日、現在、58歳でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長、退席をしてください。

〔総務財政課長 退席〕

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

ありませんか。寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） すみません。任期を確かめたいんですが、任期を教えてください。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 令和4年4月1日から3年間となります。どうぞよろしく御願いたします。

- 議長（沖田 守君） ほかにありますか。ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（沖田 守君） ないようであります。これで、質疑を終結します。
これより討論に入ります。
まず、本案件に反対者の発言を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。
これより、議案第13号を採決します。この採決は押しボタン式による無記名投票をもって行います。
議場の閉鎖を命じます。
〔議場閉鎖〕
- 議長（沖田 守君） ただいまの出席議員は議長を除き11名であります。
ただいまから押しボタン式による無記名投票を行います。
なお、押しボタン式による投票において所定の時間内にボタンを押されなかった場合は申合せ事項により棄権とみなすこととなっております。
それでは、本案に賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。
各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認してください。
〔賛成・反対ボタンにより表決〕
- 議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認め、これ以降の投票を禁じます。
投票を締め切り、集計を始めます。
〔集計〕
- 議長（沖田 守君） 投票の結果を報告します。
投票総数11票であります。これは、先ほどの出席議員数と符合しております。
そのうち賛成11票、以上のとおり、全員賛成であります。よって、本案件の任命については同意されました。
議場の閉鎖を解きます。
〔議場開鎖〕
〔総務財政課長 着席〕

日程第5. 諮問第1号

日程第6. 諮問第2号

○議長（沖田 守君） 日程第5、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて及び日程第6、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、以上、2案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、諮問第1号でございますが、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、次の方を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

お願いをしたいのは、住所、津和野町富田イ77番地2、氏名、福田浩文、生年月日、昭和35年6月2日、現在61歳でございます。

続きまして、諮問第2号でございますが、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、次の方を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

お願いをしたいのは、住所、津和野町森村イ523番地1、氏名、永田茂美、生年月日、昭和32年4月16日、現在64歳でございます。どうぞよろしく願いたいと思います。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

それでは、ここで意見の取りまとめを行うため、全員協議会を開催したいと思います。後ろの時計で少々休憩を取りたいと思います。

10分間程度休憩を取りたいと思います。

執行部、退席を願いたいと思います。

午前9時19分休憩

.....
午前9時24分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

諮問第1号についてお諮りします。本件に対する議会の意見は適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては適任することに決定いたしました。

続きまして、諮問第2号についてお諮りします。

本件に対する議会の意見は適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては適任とすることに決定いたしました。

ここで、執行部におかれましては、議員からそれぞれの任期についてが知りたいという、こういう意向でありましたので、説明を求めます。

総務、失礼、住民。税務住民課長。

○税務住民課長（山本 慎吾君） それでは、人権擁護委員の任期について御説明いたします。

諮問第1号・第2号とも任期は令和4年7月1日から令和7年6月30日までの3か年でございます。令和4年。

○議長（沖田 守君） 副町長、先ほどの教育委員長も人権擁護委員も議会に求めるときに任期というのを明記しないで議案提案されるが、どういう理由なのか、説明いただけますか。

副町長。

○副町長（島田 賢司君） これといった理由は、ちょっと詳しいことは分かりませんが、今までの前例に倣って任期は別に掲載しないで議案提案をさせていただいております。

○議長（沖田 守君） 私に聞こえませんでした。

○副町長（島田 賢司君） 前例に倣って上程させていただいておりますので、任期がなぜないかという、今までの人権擁護委員あるいは教育委員長につきましても任期については別に掲載をしていないということになります。

○議長（沖田 守君） 分かったような分からんようなことではありますが。そういうことだそうですが、よろしゅうございますかいね。

日程第7. 議案第14号

日程第8. 議案第15号

○議長（沖田 守君） 日程第7、議案第14号令和2年度町道日原市街線旭橋耐震補強工事（第3期）請負変更契約の締結についてより、日程第8、議案第15号令和3年度見晴らし広場解体工事請負変更契約の締結についてまで、以上2案件につきましては、会議規則第37条の規定により、一括議題とします。

執行部より、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第14号でございますが、令和2年度町道日原市街線旭橋耐震補強工事（第3期）請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第15号でございますが、令和3年度見晴らし広場解体工事請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） それでは、令和2年度町道日原市街線旭橋耐震補強工事（第3期）請負変更契約の締結につきまして御説明申し上げます。

契約の目的は、令和2年度町道日原市街線旭橋耐震補強工事（第3期）でございます。

契約の方法は、随意契約でございます。

契約の金額は、変更の金額が1億2,058万5,300円。

変更前の金額が1億1,550万円。

変更額が508万5,300円でございます。

契約の工期は、変更前が令和4年3月18日、変更後が令和4年3月28日でございます。

契約の相手方、住所、島根県鹿足郡津和野町枕瀬575番地9、氏名、堀建設株式会社代表取締役、堀大地でございます。

裏面に資料といたしまして、建設工事請負変更仮契約書の写しを付しておりますので、御確認ください。

次に、変更内容について参考資料を基に御説明いたします。

参考資料1を御覧ください。

当初契約の概要につきましては、記載のとおりでございますが、令和3年6月9日に議会の議決を頂いております。

概要につきましては、508万5,300円の請負金額の増額と10日間の工期延長であります。

請負金額の変更理由につきましては、コンクリート桁内の鉄筋が錆により膨張し、コンクリートが剥がれ落ちるため、放置しておくとその錆が進行し、健全な部分にも影響をもたらすことが懸念されるため、断面修復と表面保護などの橋梁補修工を追加したことが主たる要因であります。

また、仮設工における吊り足場については、当初計画より規模を縮小して施工可能であることが判明いたしましたので、これにつきましては、減額の対象としております。

次に、工期の変更の理由でございます。

水平力分担装置の部材、これは地震の揺れを吸収する装置でございますが、これを製作する工場が関東地方にございまして、コロナ禍の影響によりピーク時の生産能力の1割程度までダウンしたため、2月上旬の納入予定が3月までずれ込むこととなりました。そういったことで当初での工期内の完成が見込めなくなったため10日間の延長をさせていただくものでございます。

この水平力分担装置の設置につきましては、納入後1日程度で完了する予定であります。設置後、吊り足場の鉄橋をもって工事完成する予定としております。

続いて、参考資料1の裏面、別紙を御覧ください。

こちらに変更前後の工種ごとの数量についてお示ししております。

橋梁補修工の断面修復 2 平米、表面保護 8 2 6 平米、仮設工事の足場の 3 1 5 平米が今回の変更部分となっております。

また、参考資料 2 ございますが、こちらにおいて今回変更箇所 1 頸管における表面保護工、断面修復工、そして、水平力分担装置の位置関係を表示しております。

車道部を側面から捉えたものを表示しておりますが、向かって左側が J A 日原支店側となり、右側が日原小学校側となります。

次に、参考資料 3 を御覧ください。

こちらの図面で表面保護工の施工範囲を朱書きで示しております。

また、今回の旭橋耐震補強工事の工種ごとの数量とこれまでの工事について色分けした図面を別添で添付させていただいております。

赤の部分が今回の変更分、青が本工事分、緑が既施工分となっております。

なお、本件は、津和野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例において規定されております予定価格 5, 0 0 0 万以上の工事該当する案件であることから請負契約の変更につきまして議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） それでは、議案第 1 5 号について御説明申し上げます。

契約の目的は、令和 3 年度見晴らし広場解体でございます。

契約の方法は、随意契約でございます。

契約金額につきましては、変更の金額が税込みで 1 億 1, 5 1 1 万 6, 1 0 0 円、変更前の金額が 1 億 1, 1 1 0 万円、変更額が 4 0 1 万 6, 1 0 0 円の増額でございます。

契約の相手方は、住所、島根県鹿足郡津和野町森村イ 4 2 1 番地 1、氏名は、株式会社栗栖組、代表取締役栗栖厚公であります。

裏面に資料としまして工事請負変更仮契約書をつけておりますので御確認いただきたいと思っております。

次頁には参考資料 1 をつけております。

1 の当初契約の概要は、御覧のとおりであります。

2 の変更の理由でございますが、主な理由としまして、基礎構造部分のフカシ部分について、コンクリート殻やがれき類の産業廃棄物が当初計上していた数量より増加したことに加えて、柱や基礎周辺について産業廃棄物の区分が「コンクリート殻」から「コンクリート以外の廃棄物の混入した がれき類」として処分することとなったためでございます。

また、参考資料 2 としまして工事図面の平面図をつけておりますので、御覧ください。

なお、本工事の変更仮契約は津和野町議会の議決を得たとき何ら手続をすることなく本契約となるものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第 9. 議案第 16 号

日程第 10. 議案第 17 号

日程第 11. 議案第 20 号

日程第 12. 議案第 21 号

日程第 13. 議案第 22 号

日程第 14. 議案第 23 号

日程第 15. 議案第 24 号

日程第 16. 議案第 25 号

日程第 17. 議案第 26 号

日程第 18. 議案第 27 号

日程第 19. 議案第 28 号

○議長（沖田 守君） 日程第 9、議案第 16 号津和野駅の設置及び管理に関する条例の制定についてより、日程第 19、議案第 28 号益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更についてまで、以上 11 案件につきましては、会議規則第 37 条の規定により一括議題とします。

執行部より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第 16 号でございますが、津和野駅の設置及び管理に関する条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 17 号でございますが、県指定有形文化財「旧津和野藩家老多胡家表門」の設置及び管理に関する条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。

議案第 20 号でございますが、津和野町お試し暮らし住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 21 号でございますが、津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 22 号でございますが、津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。

議案第23号でございますが、津和野町小さな拠点づくり推進基金条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第24号でございますが、津和野町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第25号でございますが、津和野町斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第26号でございますが、津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第27号でございますが、県指定史跡「津和野藩校養老館」の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、教育次長から御説明申し上げます。

議案第28号でございますが、益田地区広域市町村圏事務組合同規約の変更について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） それでは、議案第16号について御説明いたします。

本条例につきましては、歴史的風致維持向上計画で計画されたJR津和野駅周辺の整備について、社会資本整備総合交付金を活用して整備する津和野駅の完成後、その設置、管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものです。

第2条の施設の名称及び位置は、津和野駅で、津和野町後田イ66番地1でございます。

第3条に利用の許可、第4条に利用の制限、第5条に許可の目的外利用等の禁止、第6条に利用許可の取り消し等を定めております。

第7条では、施設の利用料を次ページの別表のように区分に応じて定めております。

利用料の考え方といたしまして、商業施設については、駅舎建物の建設費と土地の評価額から基準額の算出をしてプラスマイナス20%の範囲で利用料を定めることとしております。

また、回廊・待合室については、シルクウェイにちはらの回廊の利用料と同額としております。

第8条に利用料の減免、第9条に特別な設備等の許可、第10条に利用者の義務、第11条に現状回復の義務、第12条に損害賠償、第13条に入場の制限及び退去、第1

4条に指定管理者による管理、第15条に指定管理者の業務、第16条では委任について定めております。

附則として、この条例は公布の日から施行することとしております。

なお、附則第2項で、この条例による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続や利用料金の承認など、その他条例を施行するために必要な行為はこの条例の施行日までにおいても行うことができるとしてあります。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） それでは、議案第17号を御説明いたします。

県指定有形文化財「旧津和野藩家老多胡家表門」の設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

この条例の制定は、旧津和野藩家老多胡家表門の南門、物見及び北棟門番詰所について貸し出しができるように使用料を定めるものでございます。

それでは、条例の内容について御説明いたします。

第2条のほうで旧津和野藩家老多胡家表門の名称及び位置を定めております。

名称につきましては、旧津和野藩家老多胡家表門、位置につきましては、津和野町後田口60番地でございます。

それから、第3条では、教育委員会が管理運営をすることを定めております。

第4条では、教育委員会が必要と認めた業務を法人またはその他の団体に委託することができるように定めております。

それから、第7条で、南棟及び北棟の使用料について別表第1でそれぞれ定めるとしてあります。

1枚めくっていただきまして、別表第1を御覧ください。

南棟（物見）につきましては、1時間当たりの使用料を500円、5時間までの使用料を1,000円、1日当たりの使用料を1,500円、1か月当たりの使用料を1万円としてあります。

それから、同様に北棟、門番詰所につきましては、1時間当たりの使用料を300円、5時間までの使用料を600円、1日当たりの使用料を900円、1か月当たりの使用料を6,000円としてあります。

この使用料の考え方につきましては、既にあります今の津和野藩校養老館の使用料を参考に算出をしております。

それから、備考の第2項としまして、特別使用料を定めてあります。利用者が入場料及びこれに類するものを徴収するときには、別に割り増し料金を加算するということで金額についてそれぞれ定めてあります。

それから、戻っていただきまして、第8条では使用料の返還について、第12条では使用の期限について、第13条では使用に当たっての禁止行為を、第15条では施設を汚損、または損傷した場合の損害の補償について定めております。

附則としまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） それでは、議案第20号について御説明いたします。

津和野町お試し暮らし住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案をめぐっていただきまして、新旧対照表を御覧ください。

改正内容につきましては、第3条の表、並びに別表に本庁舎移転に伴いまして、未使用となっておりました旧地域活動支援室を枕瀬お試し暮らし住宅として新たに追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上であります。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第21号について御説明いたします。

今回の一部改正につきましては、国家公務員に係る非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等の措置に伴い、津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正を行うものです。

1枚めぐっていただきまして、新旧対照表を御覧ください。

アンダーラインの部分が改正内容となります。

第2条では、非常勤職員の育児休業の取得に関して1年以上の雇用期間の要件を廃止、1枚めぐっていただきまして、第13条では、妊娠、出産等を申し出た職員に対する個別の周知、意向確認及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置について新たに規定を設けております。

附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） それでは、議案第22号を御説明いたします。津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正するものでございます。

一部改正につきましては、別表（第1条第3条関係）中、森鷗外記念館協議会の項の次に「安野光雅美術館協議会出務1日につき7,300円」を加えるものでございます。

これは安野光雅美術館協議会の委員に対しまして、報酬の支給が定められていなかったため、今回委員の改選に合わせて支給できるように改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。
以上でございます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） それでは、議案第23号について御説明いたします。

津和野町小さな拠点づくり推進基金条例の一部を改正するものであります。

第1条基金積立てのための財源の名称について改正するものであります。

議案をめぐっていただきまして、新旧対照表を御覧ください。

改正内容につきましては、第1条中、「過疎地域小さな拠点づくり推進総合交付金」を「過疎地域小さな拠点づくり生活機能維持確保推進事業補助金」として改正するものでございます。

県が新たな制度としまして、過疎地域小さな拠点づくり生活機能維持確保補助金を制定し、全制度については廃止となったため、当町の条例につきましても名称変更をするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上であります。

○議長（沖田 守君） 税務住民課長。

○税務住民課長（山本 慎吾君） それでは、議案第24号について御説明いたします。

津和野町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正でございます。

地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例は地域再生法の規定に基づき、企業の地方拠点強化促進のため、東京23区に本社を置く企業が地方に本社機能に移転する場合や、地方における既存企業の本社機能拡充を支援することを目的に固定資産税について3年間不均一課税する旨を定めたものです。

平成28年に条例を制定しましたが、その後の法律改正等により、法令条文等、用語の整理をする必要が生じたため、本改正条例を提案するものであります。

1枚めぐっていただきますと、新旧対照表で今回改正した部分分かるようになっておりますので、御確認ください。

附則としまして、公布の日から施行いたします。

続きまして、議案第25号を御説明いたします。

津和野町斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。

平成25年度に斎場を増築し、その後の議会で斎場使用料についての改正を行いました。増築の際、新規施設として霊安室を設置し、使用料について規定したところです。

当初、霊安室については、御遺体1体につき1夜の使用を想定しており、条例でも1体と表記しております。しかし、現状では、霊安室を2夜使用される場合もあるため、使用料について明確化することとし、議案にありますとおり、別表中、附属施設霊安室

1体5,000円、これは町内料金であります。1万円、これは町外料金であります。附属施設霊安室1体1夜5,000円、1万円に改める条例改正を行うものであります。

附則としまして、公布の日から施行いたします。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第26号について御説明いたします。

国民年金法等の一部改正により、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律が一部改正されたことに伴い、津和野町消防団員等公務災害補償条例を一部改正するものでございます。

1枚めくっていただきまして、新旧対照表を御覧ください。アンダーラインの部分が改正内容となります。

内容といたしまして、年金受給権確保の観点から年金担保貸付事業が廃止となったため、傷病補償年金等を担保に供することを可能とする内容の条文第3条第2項のただし書きを削除するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

また、経過措置として、この条例の施行前に担保に供されている傷害補償年金等を受ける権利はこの条例の施行日以後も従前の例により担保に供することができる旨定められております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） それでは、議案第27号について御説明いたします。

県指定史跡「津和野藩校養老館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

本案は、整備の完了いたしました養老館土蔵（御書物庫）及び養老館管理棟について公開並びに貸し出しができるように条例の一部を変更、改正するものでございます。

1枚めくっていただきまして、3ページ目の新旧対照表のほうを御覧ください。

第6条第1項の表中、「養老館校舎（武術棟）北棟9時から17時」の次に「養老館土蔵（御書物庫）9時から17時」を加えます。

次に、第6条第2項の表中、「養老館校舎（武術棟）北棟9時から22時」の次に「養老館管理棟9時から22時」を加えます。

続きまして、第7条中、「養老館校舎（武術棟）」の次に「及び養老館土蔵（御書物庫）」を加えます。

続きまして、第8条第1項中、「北棟」を「南棟」に、それから「南棟」を「北棟並びに養老館土蔵（御書物庫）」に改めます。

次に、第9条でございますが、第9条第1項中、「養老館校舎（武術棟）の南棟及び北棟」の次に「並びに養老館管理棟」を加えます。

次に、第10条第1項中、「養老館校舎（武術棟）の南棟及び北棟」の次に、「並びに養老館管理棟」を加えます。

同じく第10条第3項中、「養老館校舎（武術棟）」の次に「の南棟及び北棟並びに養老館管理棟」を加えます。

続きまして、別表第1（第8条関係）の入館料の区域の項中、「養老館校舎（武術棟）南棟及び北棟」の次に「並びに養老館土蔵（御書物庫）」を加えます。

続きまして、別表第2（第10条関係）1、基本使用料の区域の項中、「養老館校舎（武術棟）北棟B」の次に「養老館管理棟1階」を加え、その次に「養老館管理棟2階」を加えます。

更に、養老館管理棟1階につきましては、1時間当たりの使用料200円、5時間までの使用料400円、1日当たりの使用料を600円、1週間当たりの使用料2,000円を加えます。

同様に、養老館管理棟2階につきましては、1時間当たりの使用料400円、5時間までの使用料800円、1日当たりの使用料を1,200円、1週間当たりの使用料4,000円を加えます。

それから、別表第2（第10条関係）1、基本料金の備考中、（5）を（6）とし、（4）の次に（5）営業行為または宣伝を目的とする商業活動のために使用する場合は、町内使用者は基本使用料の3倍の額を、町外使用者は4倍の額を使用料とするを加えます。

附則といたしまして、本条例は令和4年4月1日から施行いたします。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第28号について御説明いたします。

今回の規約の変更につきましては、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、同組合から協議を求められたもので、通訳案内手法に基づく地域通訳案内士育成等計画に定める事業の実施に関する事務及び地域通訳案内士の登録に関する事務を同組合で共同処理するための所要の変更を行うものでございます。

1枚めくっていただきまして、新旧対照表を御覧ください。アンダーラインの部分が変わり内容になります。

第3条第3号において、共同処理する事務を規定しております。

附則といたしまして、この規約は令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ここで10時20分まで休憩といたします。

午前10時01分休憩

.....

午前 10 時 17 分再開

○議長（沖田 守君） 会議を再開します。

日程第 20. 議案第 29 号

日程第 21. 議案第 30 号

日程第 22. 議案第 31 号

日程第 23. 議案第 32 号

日程第 24. 議案第 33 号

日程第 25. 議案第 34 号

日程第 26. 議案第 35 号

日程第 27. 議案第 36 号

○議長（沖田 守君） 日程第 20、議案第 29 号令和 3 年度津和野町一般会計補正予算（第 9 号）より、日程第 27、議案第 36 号令和 3 年度津和野町水道事業会計補正予算（第 4 号）まで、以上 8 案件につきましては、会議規則第 37 条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第 29 号でございますが、令和 3 年度津和野町一般会計補正予算（第 9 号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ 2 億 9,250 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ 105 億 4,892 万 8,000 円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 30 号でございますが、令和 3 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ 616 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ 13 億 7,970 万 5,000 円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 31 号でございますが、令和 3 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ 706 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ 3 億 3,582 万 3,000 円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 32 号でございますが、令和 3 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第 1 号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ 10 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ 1,333 万 2,000 円とするものでございます。詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。

議案第33号でございますが、令和3年度津和野町診療所特別会計補正予算(第2号)についてでございます。

歳入歳出それぞれ194万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ6,894万2,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第34号でございますが、令和3年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第2号)についてでございます。

既定の歳入歳出予算総額を3億1,030万7,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第35号でございますが、令和3年度津和野町病院事業会計補正予算(第3号)についてでございます。

収益的収入を61万1,000円追加し、予算総額7億8,129万7,000円、収益的支出を19万円減額し、予算総額7億8,049万6,000円にするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第36号でございますが、令和3年度津和野町水道事業会計補正予算(第4号)についてでございます。

収益的収入を24万1,000円追加し、予算総額3億5,754万9,000円、収益的支出を24万1,000円減額し、予算総額3億2,229万5,000円に、資本的収入を4,205万7,000円減額し、予算総額3億3,173万4,000円、資本的支出を4,231万円減額し、予算総額4億541万円にするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長(沖田 守君) 総務財政課長。

○総務財政課長(岩本 要二君) それでは、議案第29号を御説明いたします。

5ページをお開きください。

第2表繰越明許費でございます。総務費のつわぶき交流センター建設事業でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、詳細設計時の関係者との協議及び資材調達に不測の日数を要したため1億953万円を繰り越すものです。終期は4年8月までを予定しております。

民生費の日原保育園建設事業でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大により建築資材の納入に不測の日数を要したため1億9,716万円を繰り越すものです。終期は4年5月末を予定しております。

農林水産業費の原木チップヤード施設管理用高所作業車調達でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、半導体等の資材調達に不測の日数を要したため、1,034万円を繰り越すものです。終期は4年7月末を予定しております。

土木費の地籍調査事業でございますが、豪雨災害で被災した林道作業道の補修の遅れにより、実施地区内への立入りが困難となったため、及び、一筆地調査実施地区との隣

接境界調整に不測の日数を要したため、8,149万4,000円を繰り越すものでございます。終期は5年3月末を予定しております。

消防費の防火水槽設置事業でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、メーカーとの設置予定地の確認等に不測の日数を要したため800万円を繰り越すものです。終期は4年6月末を予定しております。

1枚めくっていただきまして、第3表地方債補正の変更でございます。

総額で2億9,600万円の減額補正をしております。詳細につきましては、事項別明細書の中で御説明をいたします。

それでは、歳出の主なものから御説明をいたしますので、28ページをお開きください。

また、お手元に補正予算の概要資料を用意しておりますので、併せて御覧いただけたらと思います。

全体を通しまして、人件費関連費目につきましては、一般職の給与額や年度中に変更が生じた諸手当の確定、共済組合及び退職手当組合特別納付金の確定によるものなどを計上しております。

それでは、総務費の財政管理費でございますが、積立金として、普通交付税等の確定に伴い、減債基金積立金1億2,698万3,000円を増額しております。

財産管理費の委託料として、伝建審議会の協議に伴い、津和野庁舎増築工事管理業務委託料719万2,000円を減額、工事請負費として、津和野庁舎増築工事費2億2,242万円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、情報処理費の委託料として、マイナンバーカードシステム改修に伴い、社会保障・税番号制度システム整備委託料270万6,000円を増額、使用料及び賃借料として、回線整備の遅れに伴い、総合行政システムクラウド化リース料410万8,000円を減額しております。

諸費のつわの暮らし推進課分では、地域再エネ導入戦略策定事業に伴い、二酸化炭素排出抑制対策事業委託料999万9,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、定住対策費の負担金補助及び交付金として、実績見込みに伴い、定住支援体制強化補助金2,148万1,000円を減額をしております。

道の駅管理費のなごみの里管理費では、負担金補助交付金として温浴施設ミストサウナ加湿器等の修繕に伴い、なごみの里修繕工事負担金315万1,000円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、地方創生推進事業費の商工観光課分では、委託料としてサイクリングガイドツアーの養成等委託料202万円を減額し、企画・造成委託料201万1,000円へ組替え計上、PR画像作成等委託料165万円及びシェアサイクルプログラム実証実験委託料400万円を減額し、シェアサイクル事業システム導入委託料564万1,000円組替え計上しております。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進事業費のつわの暮らし推進課分では、委託料として新型コロナウイルス感染症対策に伴い、なごみの里管理委託料3,745万4,000円を増額、道の駅管理委託料856万8,000円を増額しております。

農林課分では、負担金補助及び交付金として実績見込みに伴い、農業収益向上のための支援事業補助金150万円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、商工観光課分では負担金補助及び交付金として実績見込みに伴い、コロナウイルス感染症対策新商品試作開発支援補助金100万円を減額、雇用維持支援事業補助金150万円を増額、町内消費拡大キャンペーン補助金100万円を増額しております。

続いて、50ページをお開きください。

民生費の障がい者福祉費では、扶助費として実績見込みに伴い、障がい児給付事業736万8,000円を増額をしております。

56ページをお開きください。

衛生費の医療対策費では、工事請負費として、実績に伴い、診療施設整備工事費278万9,000円を減額。

1枚めくっていただきまして、備品購入費として、医療機器購入費381万7,000円を減額をしております。

環境衛生費の負担金補助及び交付金として実績見込みに伴い、合併処理浄化槽設置補助金257万円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、塵芥処理費の負担金補助及び交付金として、実績に伴い、益田地域事務組合衛生費負担金269万1,000円を減額をしております。

続いて、64ページをお開きください。

農林水産業費の農業振興費では、負担金補助及び交付金として、実績見込みに伴い、農林業施設等災害復旧事業補助金1,364万5,000円を減額しております。

農業担い手支援センター費の負担金補助及び交付金として、実績見込みに伴い、新規就農総合支援事業費補助金212万9,000円を減額をしております。

68ページをお開きください。

林業振興費の工事請負費として、工事費の精算に伴い、原木・チップヤード建設地敷地整備工事費554万4,000円を減額、負担金補助及び交付金として実績見込みに伴い、津和野型森林作業道開設事業補助金195万円を減額。

1枚めくっていただきまして、林業専用道開設負担金400万円を減額をしております。

有害鳥獣駆除等事業の負担金補助及び交付金として、実績見込みに伴い、有害鳥獣捕獲奨励事業費補助金112万9,000円を増額をしております。

続いて、74ページをお開きください。

商工費の商工振興費では、負担金補助及び交付金として、新型コロナウイルス感染症の影響による事業未実施のため夏まつり実行委員会補助金459万8,000円を減額、創業予定変更による地域商業活性化支援補助金309万4,000円を減額をしております。

78ページをお開きください。

土木費の地籍調査事業費では、委託料として精算及び国の補正予算に伴い、測量業務委託料1,068万円を減額、一筆地調査委託料3,504万4,000円を増額をしております。

続いて、82ページをお開きください。

道路新設改良費の笹ヶ谷線ほか4路線では、工事請負費として道路改良工事費789万9,000円を減額、補償、補填及び賠償金として電柱移転等に伴い、補償金175万7,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、道路長寿命化対策事業費の委託料として実績に伴い、道路橋梁点検業務委託料277万8,000円を減額し、工事請負費へ組替え計上をしております。

88ページをお開きください。

住宅管理費の負担金補助及び交付金として実績見込みに伴い、木造住宅耐震化促進事業補助金145万8,000円を減額をしております。

住宅建設費の委託料として、事業費の確定に伴い、中座団地の敷地造成工事設計業務委託料294万1,000円を減額、整備事業実施設計業務委託料800万円を減額。工事請負費として事業費の確定に伴い、中座団地平屋建解体撤去工事費753万9,000円を減額。現中座団地平屋建敷地造成工事費1,744万1,000円を減額、合計2,498万円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、公園費の工事請負費として、施設改修設計業務の遅れに伴い、カントリーパーク施設改修工事685万円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、消防費の広域市町村圏事務組合消防費では、負担金補助及び交付金として、精算に伴い、広域市町村圏事務組合消防費負担金342万6,000円を減額しております。

続いて、96ページをお開きください。

教育費の教育諸費では、工事請負費として事業費の確定に伴い、津和野中学校プール解体工事費等1,569万円を減額しております。

続いて、130ページをお開きください。

諸支出金の国・県支出還付金では、健康福祉課分として、令和2年度重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業費補助金返還金等629万9,000円を増額をしております。

それでは、歳入を説明いたしますので、12ページにお戻りください。

地方消費税交付金では、額の確定に伴い、5,821万2,000円を計上しております。

地方交付税では、普通交付税3億63万3,000円を計上しております。

1枚めくっていただきまして、国庫支出金では、国庫補助金の総務費国庫補助金として、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,438万5,000円を増額、地域再エネ導入戦略策定事業に伴い、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金999万円9,000円を増額しております。

土木費国庫補助金として木造住宅耐震化促進事業及び中座団地整備事業の実績見込みに伴い、社会資本整備総合交付金375万2,000円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、県支出金では、県補助金の総務費県補助金として、マイナンバーカードシステム改修に伴い、社会保障・税番号制度システム整備費補助金270万6,000円を増額、定住支援体制強化補助金の実績見込みに伴い、しまね定住推進住宅整備支援事業費補助金720万円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、農林水産業費県補助金として、実績見込みに伴い、新規就農総合支援事業費補助金213万円を減額、農林業施設等災害復旧事業補助金751万2,000円を減額しております。

商工費県補助金として、創業予定変更による地域商業活性化事業補助金154万7,000円を減額しております。

土木費県補助金として測量設計業務等の精算及び国の補正予算に伴い、地籍調査事業費補助金1,943万円を増額をしております。

教育費兼補助金として実績見込みに伴い、城跡石垣修理工事費補助金126万円を減額しております。

財産収入の物品売払収入では、実績見込みに伴い、ミュージアムグッズ売払収入157万7,000円を計上しております。

1枚めくっていただきまして、繰入金では、財政調整基金繰入金2億1,700万円を減額、繰上償還に対する積戻しに伴い、減債基金繰入金1億6,900万円を減額、商工振興に係る事業継承支援に伴い、産業後継者育成基金繰入金100万円を増額、林業振興に係る原木・チップヤード施設管理用高所作業車の需用費確定に伴い、森林整備基金繰入金710万4,000円を減額しております。

町債では、総務債の一般単独事業債として津和野庁舎増築工事等に伴い、合併特例2億1,950万円を減額、1枚めくっていただきまして、衛生債の過疎対策事業債として診療施設整備工事費等の実績に伴い、診療施設整備事業660万円を減額、農林業債の辺地対策事業債として国の補正予算に伴い、中山・長福地域の農林漁業経営近代化施設整備事業1,420万円を減額、過疎対策事業債として原木・チップヤード建設工事費の精算に伴い、自然エネルギー利用施設630万円を減額、公共事業等債として、国の補正予算に伴い、中山・長福地区の農業農村整備事業1,270万円を増額、土木債

の公営住宅建設事業債として中座団地整備事業の実績見込みに伴い、公営住宅建設事業3,290万円を減額、一般単独事業債としてカントリーパーク施設改修工事に伴い、合併特例650万円を減額、過疎対策事業債として道路新設改良費の畑線・石楠山線等の事業費の確定に伴い、道路橋梁整備事業480万円を減額、消防債の緊急防災・減災事業債では、広域市町村圏事務組合消防費の精算に伴い、消防施設整備事業260万円を減額、教育債の過疎対策事業債として津和野城跡整備事業実績見込みに伴い、地域文化振興事業140万円を増額、津和野中学校プール解体工事費の事業費の確定に伴い、教育の振興事業1,640万円を減額しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） 議案第30号を御説明をいたします。

令和3年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第4号）でございます。

12ページの歳出を御覧ください。

歳出より御説明をいたします。12ページを御覧ください。

総務費管理費の一般管理費でございます。

職員手当等8万円の減額、共済費17万円の減額につきましては、実績見込み、もしくは確定によるものでございます。

需用費の印刷製本費につきましては、実績により29万円の減額をしております。

14ページを御覧ください。

介護認定審査会費の認定調査費でございます。

職員手当等6万円の減額につきましては、実績見込みによるものでございます。

負担金補助及び交付金につきましては、益田地区広域市町村圏事務組合への負担金確定により51万4,000円を減額するものでございます。

16ページを御覧ください。

保険給付費の介護サービス等諸費の居宅介護サービス給付費3,400万円の増額、地域密着型介護サービス給付費350万円の増額、施設介護サービス給付費700万円の減額、居宅介護福祉用具購入費25万円の減額。

1ページめぐりまして、居宅介護住宅改修費95万円の減額、居宅介護サービス計画給付費310万円の増額。

1ページめぐりまして、介護予防サービス等諸費の介護予防サービス給付費110万円の減額、介護予防住宅改修費8万円の増額、介護予防サービス計画給付費27万円の増額。

1ページめぐりまして、その他諸費の審査支払手数料8万円の増額。

1ページめぐりまして、高額介護サービス等諸費の高額介護サービス等費120万円の減額。

1 ページめくりまして、高額医療合算介護サービス等費の高額医療合算介護サービス費 50 万円の減額。

1 ページめくりまして、特定入所者介護サービス等費の特定入所者介護サービス費 960 万円の減額。

特定入所者介護予防サービス費 26 万 5,000 円の減額につきましては、それぞれ実績見込みによるものでございます。

30 ページを御覧ください。

地域支援事業費介護予防生活支援サービス事業費の介護予防生活支援サービス給付費ケアプラン委託料 50 万円の減額、負担金補助及び交付金 200 万円の減額につきましては、それぞれ実績見込みによるものでございます。

1 ページめくりまして、一般介護予防事業費の報償費 9 万 6,000 円の減額、旅費 5 万円の減額は健康づくり教室等の事業が中止となったことに伴う確定によるものでございます。

1 ページめくりまして、包括的支援事業任意事業費の包括的・継続的ケアマネジメント事業費の職員手当等 19 万 5,000 円の減額、共済費 18 万 3,000 円の減額、旅費 5 万 9,000 円の減額、委託料 20 万円の減額は確定もしくは実績見込みによるものでございます。

任意事業費の報償費 4 万 2,000 円の減額、旅費 7,000 円の減額、需用費 3 万 2,000 円の減額は、だんだんサロン等の事業が中止となったことに伴う確定によるものでございます。

負担金補助及び交付金につきましては、成年後見制度利用支援事業助成金として 24 万円を増額しております。

認知症総合支援事業費の報償費 54 万 3,000 円の減額、旅費 9 万 4,000 円の減額は講演会等の事業が中止となったことに伴う実績見込みによるものでございます。

1 ページめくりまして、在宅医療、介護連携推進事業費の報償費 18 万円の減額、旅費 7 万 4,000 円の減額、生活支援体制整備事業費の報償費 6 万 4,000 円の減額、旅費 5 万円の減額は確定によるものでございます。

1 ページめくりまして、高額介護予防サービス費相当事業費 5 万 8,000 円の減額は実績見込みによるものでございます。

戻りまして、8 ページの歳入を御覧ください。

国庫支出金、国庫負担金の介護給付費負担金 421 万 3,000 円の増額、国庫補助金の調整交付金 217 万 6,000 円の増額、介護予防日常生活支援総合事業交付金 67 万 5,000 円の減額、包括的支援事業・任意事業交付金 29 万 6,000 円の減額は歳出で説明しております事業費のそれぞれ確定もしくは確定見込みによるものでございます。

支払基金交付金の介護給付金交付金56万6,000円の増額、介護予防日常生活支援総合事業交付金199万円の減額につきましても、歳出で説明をしております事業費等のそれぞれ確定もしくは確定見込みによるものでございます。

県支出金県負担金の介護給付費負担金89万1,000円の増額、県補助金の介護予防日常生活支援総合事業交付金33万9,000円の減額、包括的支援事業・任意事業交付金15万1,000円の減額につきましても、歳出で説明をしております事業費のそれぞれ確定もしくは確定見込みによるものであります。

繰入金、他会計繰入金の一般会計繰入金として、介護給付費繰入金252万1,000円の増額、介護予防日常生活支援総合事業繰入金33万9,000円の減額、包括的支援事業・任意事業繰入金146万3,000円の減額、職員給与等繰入金31万円の減額、事務費繰入金80万4,000円の減額、低所得者保険料軽減繰入金16万6,000円の減額につきましても、歳出で説明をしております事業費等のそれぞれ確定もしくは実績見込みによるものでございます。

基金繰入金の介護保険準備基金繰入金1,000万円の減額は確定によるものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（野田 裕一君） それでは、議案第31号を御説明いたします。

令和3年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

4ページを御覧ください。

第2表地方債補正の変更でございます。480万円の減額補正を行っております。

なお、詳細につきましては、後ほど事項別明細書の中で御説明いたします。

続きまして、予算書12ページの歳出を御覧ください。

営業費の業務費でございます。

報酬職員手当等、共済費、通勤手当につきましては合計で112万7,000円を減額しております。

旅費につきましては、担当者会議・研修会等が中止となったことに伴い、17万6,000円を減額しております。

委託料につきましては、予算の確定に伴い、34万3,000円を減額しております。

続きまして、処理場費でございます。

委託料につきましては、汚泥処理業務委託料は汚泥の発生量が減少したため、90万円を減額、施設管理業務委託は実績に伴い、19万円を減額、委託料全体で109万円を減額しております。

1ページめくっていただきまして、施設整備費でございます。

委託料につきましては、実績に伴い、下水道詳細設計業務委託料238万5,000円を減額、入札減に伴い、現場技術業務委託料202万8,000円を減額、委託料全体で441万3,000円を減額しております。

工事請負費につきましては、町単独工事であります公共ますの設置基数の減に伴い、170万円の減額をしております。

補償、補填及び賠償金につきましては、水道管の移設を伴う函渠工事完了の実績に伴い、水道管の移設補償費178万1,000円を増額しております。

戻りまして10ページの歳入を御覧ください。

下水道使用料につきまして、収益の増が見込まれますので440万4,000円を増額しております。

一般会計繰入金につきまして667万2,000円を減額しております。

土木債につきましては、事業費の減に伴い、480万円を減額しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） それでは、議案第32号について御説明いたします。

令和3年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第1号）でございます。

まず、歳出のほうから御説明いたしますので、10ページを御覧ください。

津和野町育英奨学基金の貸付金の216万円の減額でございますが、これは実績によるものでございます。

それから、積立金の226万5,000円を増額は一括返還等があったことにより増額するものでございます。

続きまして、歳入のほうを御説明させていただきますので、8ページにお戻りください。

奨学基金寄付金の9万9,000円を増額は個人より奨学基金に10万円の寄付があったことによるものでございます。

奨学基金繰入金の216万円の減額は、歳出でも申し上げましたように、実績による減でございます。

それから、貸付基金元利収入の216万6,000円を増額は一括返還等で償還金が増額になったことによるものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） それでは、議案第33号を御説明いたします。

令和3年度津和野町診療所特別会計補正予算（第2号）でございます。

10ページの歳出を御覧ください。

総務管理費の一般管理費でございます。負担金補助及び交付金につきまして、管理運営料として交付金100万円を増額しております。

戻りまして、8ページの歳入を御覧ください。

診療収入の外來収入につきましては、外來患者数の実績見込みにより156万6,000円を増額しております。

その他診療収入につきましては、保健予防活動収入としてインフルエンザ予防接種等の実績見込みにより99万2,000円を増額、その他収入につきましては、診断書料・主治医意見書代等の実績見込みにより11万6,000円を減額しております。

繰入金、他会計繰入金の一般会計繰入金につきましては、診療収入の増額に伴い、45万3,000円を減額しております。

雑収入、雑入につきましては、医療従事者住宅家賃収入の実績見込みにより4万1,000円を減額しております。

以上でございます。

続きまして、議案第34号を御説明いたします。

令和3年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第2号)でございます。

10ページの歳出を御覧ください。

介護老人保健施設事業費につきましては、872万9,000円の財源振替を行うものでございます。

戻りまして、8ページの歳入を御覧ください。

介護老人保健施設収入の施設療養収入、それぞれ利用者の実績見込みにより入所者療養費収入につきましては、1,161万9,000円を増額、短期入所者療養費収入につきましては、164万9,000円の減額、通所者療養費収入につきましては174万4,000円の減額をしております。

施設利用料収入でございます。

入所者数の増加に伴う実績見込みにより、室料収入につきましては77万円の増額、食糧費につきましては139万2,000円の増額、その他収入につきましては46万円の増額としております。

その他事業収入につきましては、主治医意見書代、訪問調査料等の実績見込みにより9万円を増額しております。

訪問看護事業収入の訪問看護収入につきましては、利用実績の見込みにより229万6,000円の減額、その他収入につきましては、休日・時間外利用料収入等の実績見込みにより8万7,000円を増額しております。

繰入金、他会計繰入金の一般会計繰入金につきましては、介護老人保健施設事業収入の増額等に伴い、872万9,000円を減額しております。

以上でございます。

続きまして、議案第35号を御説明いたします。

令和3年度津和野町病院事業会計補正予算(第3号)でございます。

12ページ下段、収益的収入及び支出を御覧ください。

病院事業費用の医業費用でございます。

給与費の職員手当6万5,000円の減額、法定福利費12万5,000円の減額につきましては、実績見込みによるもの、もしくは、確定によるものでございます。

上段の収入を御覧ください。収益的収入でございます。

病院事業収益・医業収益の入院収益につきましては、入院患者数の実績見込みにより1,911万7,000円を増額しております。

外来収益につきましては、外来患者数の実績見込みにより968万1,000円を減額しております。

その他医業収益でございます。

室料差額収益につきましては8万4,000円を増額、公衆衛生活動収益につきましては、予防接種等の実績見込みから1,459万8,000円を増額をしております。

医業外収益でございます。

負担金・交付金、他会計負担金につきましては、職員給与費の減額、病院事業収益の増額により3,065万9,000円を減額しております。

その他医業外収益につきましては、新型コロナウイルスワクチンの維持管理委託料等の実績見込みにより534万7,000円を増額しております。

補助金の国庫補助金につきましては、施設ICT導入支援事業補助金、新型コロナ患者受入医療機関支援補助金等により100万4,000円を増額しております。

特別利益でございます。

過年度損益修正益につきましては、令和3年2月・3月分の診療報酬等の実績額は未収金の計上額を上回った額及び令和2年度分として補助金の追加交付の確定により、合計で80万1,000円を計上しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（野田 裕一君） 続きまして、議案第36号を御説明いたします。令和3年度津和野町水道事業会計補正予算（第4号）でございます。

2ページを御覧ください。

第4条企業債補正の変更でございます。

2,610万円の減額補正を行っております。

なお、詳細につきましては、後ほど事項別明細書の中で御説明いたします。

それでは、14ページをお開きください。

14ページ下段、収益的収入及び支出の支出を御覧ください。

水道事業費用、営業費用の原水及び浄水費でございます。

給料手当、法定福利費につきましては、合計で75万6,000円を減額しております。

通信運搬費につきましては、通信費の使用料の減により20万円を減額しております。

続きまして、配水及び給水費でございます。

手当につきまして、20万円を減額しております。

備用品費につきましては、高圧洗浄機、LEDランプ交換等により22万円を増額しております。

修繕費につきまして、青原地区公民館前等漏水による配水管布設替修繕70万円を増額しております。

続きまして、総係費でございます。退職手当組合負担金につきましては、5,000円を減額しております。

上段の収入を御覧ください。

収益的収入の水道事業収益でございます。

営業収益、給水収益の水道使用料でございますが、収益の増が見込まれますので、200万円を増額しております。

その他営業収益につきまして、新規加入が増加したことにより、上水道への加入分担金40万7,000円を増額しております。

営業外収益のその他補助金、一般会計補助金につきましては、216万6,000円を減額しております。

続きまして、16ページ、下段の資本的収入及び支出の支出について御説明いたします。

建設改良費の水道施設整備費でございます。

委託料につきまして、緊急管路改善事業、上水道日原配水管布設設計業務委託及び麓耕配水池及び管路布設設計業務委託の額の確定に伴い、52万円を増額しております。

工事請負費につきまして、緊急管路改善事業、上水道日原配水管布設工事及び未普及地解消事業配水管工事の額が確定したことにより、4,283万円を減額しております。

上段の収入を御覧ください。

支出にて説明いたしました建設改良工事の額の確定に伴い、企業債につきまして2,610万円の減額、国庫補助金につきましては1,595万7,000円を減額しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

午前11時04分休憩

午前11時15分再開

日程第28. 町長施政方針

○議長（沖田 守君） 日程第28、町長施政方針。町長。

○町長（下森 博之君） 令和4年第3回津和野町議会定例会の開会に当たり、令和4年度予算案をはじめとする諸議案の説明に先立ちまして、町政運営の基本的な考え方と主要施策についてその概要を申し述べ、町議会をはじめとする町民の皆様方の深い御理解と温かい御支援をお願いする次第であります。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、世界平和の根幹を揺るがす深刻な事態であり、断じて容認することができません。いかなる理由があろうとも戦争は人の命を奪い、人類の滅亡へとつながる非道な行為であり、国際秩序の崩壊が私たちの暮らしにも重大な影響を与えかねないとの強い懸念を持っております。

最初に、このたびのロシアによる軍事行動に対し、断固抗議するとともに、ウクライナの平穏な生活が早急に取り戻され、世界平和が確立されることを願います。

さて、地球温暖化による気候変動が世界各地で甚大な災害をもたらすなど、人類の生活に重要な影響を及ぼし始めております。

平和というものを戦争という視点とともに環境という視点からも捉えていくことが求められる時代になっており、地球環境問題は未来に向けて国際社会を構成する全人類に課せられた責任であるとも言えます。

気候変動の抑制に向けては、2015年に合意されたパリ協定をはじめ世界各国で脱炭素社会の実現に向けた動きが活発化してきております。

また、国や島根県においても、2050年温室効果ガス排出実質ゼロを宣言され、目標達成に向けた方針を示されております。

津和野町においては、平成28年に美しい森林^(もり)づくり条例を制定し、二酸化炭素の吸収及び貯蔵機能を持つ森林の整備を促進する取組を行ってきたとともに、本年には木質バイオマスガス化発電事業も開始され、地球環境問題の解決に向けた国際社会の一員としての責任を今後も果たしていこうと考えております。

先人から受け継いできた豊かな自然環境を次世代に引き継ぎ、将来にわたり持続可能な循環型社会、脱炭素社会を形成するため、国や島根県と連携するとともに、住民、事業者等の皆様と一体となって、2050年までに二酸化炭素実質排出量ゼロを目指すゼロカーボンシティの実現に向けた取組を推進することを、本日の施政方針にてここに宣言いたします。

次に、世界的大流行となり、現代社会に大きな影響を与えている新型コロナウイルス感染症ですが、2年以上が経過した今も終息の兆しが見えません。国内においても現在では第6波と言われる感染拡大が進んでおり、予断を許さない状況です。

この間、町民の皆様には、感染症対策として社会活動の制限を様々にお願いしてまいりましたが、長期間にわたり御協力を頂いてまいりましたことを心から感謝を申し上げます。

また、昨年のワクチン接種におきましても医療関係者をはじめ多くの皆様の御協力を頂き、迅速かつスムーズに終了することができました。

現在、3回目のワクチン接種を行っておりますが、混乱が生じることなく適正に実施するよう、引き続き、緊張感を持って対処してまいります。

町民の皆様には今後も感染防止対策を様々をお願いすることとなりますが、御協力を頂きますよう、よろしく願いをいたします。

また、感染症が町内経済に与える影響も長期間にわたっていることを考慮するとよりその深刻さが増していることを心にかけていかなければなりません。

現在も国の臨時交付金を活用し、経済支援策を実施しておりますが、いまだ終息の気配が見えない中で、今後においても、支援のための財源の獲得に取り組むとともに、国や県との連携を図りながら町内事業者を守る取組に全力を挙げてまいりたいと思います。

そして、コロナ禍においても、住民の営みは変わらず続いており、通常の行政運営においても地方創生の取組や住民サービスが停滞するようなことがあってはならないと考えております。

本町は、平成17年の合併以来、徹底した行財政改革と財政の健全化に取り組んでまいり、主要な財政指標のうち実質公債費比率は引き続き改善するなど、着実にその成果を見るに至っておりますが、今後も第3次津和野町行財政改革大綱実施計画に基づいた更なる改革に努めるとともに、地方交付税や過疎債の確保に取り組み、財政の健全化とまちづくりのバランスのとれた行政運営を進めてまいります。

そして、資源の効率的効果的な配分を意識しながら、少子高齢化に対応した福祉施策、病院問題などの保健医療対策、地域活力を生み出す源となる商工観光や農林業の振興、津和野ならではの特色ある教育、文化の保存・活用、更には道路や上下水道をはじめとする社会基盤整備など、本町が抱える諸課題の解決と地域振興に取り組んでまいりたいと考えております。

以上のような展望の下に、令和4年度における本町の主要な施策等について申し述べさせていただきます。

本町の財政状況についてでございます。

令和2年度一般会計の歳入歳出差引額は2億446万7,000円、実質収支は7,711万5,000円の黒字でありました。経常収支比率は89.0%と対前年度比2.8ポイントの減となりましたが、依然として高い状況が続いております。

また、主要財政指標である実質公債費比率につきましては9.7%と、対前年度比0.1ポイントの減となっております。

地方債につきましても有利な地方債を活用するとともに新規抑制に努めてきたところですが、前年度比7億8,327万3,000円の増となり、令和2年度末には136億3,111万6,000円となりました。

基金につきましては、財政調整基金及び減債基金とで前年度比1億4,384万1,000円の減となり、令和2年度末には15億7,053万円となったところであります。

自主財源である税収につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等から回復基調にありますが、固定資産税の償却資産の減少等、町税全体では前年度比236万6,000円、約0.4%の減額を見込んでおります。

また、本町は歳入の約51.7%を占める地方交付税をはじめとする依存財源に大きく左右される状況にあります。

普通交付税においては、人口減少に伴う基準財政需要額の減額など、今後も厳しい状況が続くものと予想されます。本町の均衡ある発展のためにも、自主財源である町税をはじめとする歳入の確保に努力してまいります。

一方、歳出については、少子高齢化の進展による社会保障費の増大、公共施設等の長寿命化等の投資的経費が増加するなど、昨年に引き続き、財源不足分を基金で充当する結果となりました。さらなる行財政改革を進め、限られた財源の有効活用に努めつつ、事業の緊急性や必要性などを勘案し、優先順位づけをした中で事業を展開してまいりたいと考えております。

本年度予算の基本的編成方針についてでございます。

令和4年度当初予算編成におきましては、自主財源の根幹をなす町税や地方交付税の伸び悩みなど、一般財源そのものの増収が見込めないことから、引き続き対前年度比マイナスシーリングの一般財源枠配分方式を採用した予算編成といたしました。

なお、配分枠予算を堅持しつつ重点施策を具現化するために、事業費や事務量の増減要因を十分に検証するとともに、さらなる経費の節減に努め、後年度負担にも配慮しながら基金や町債を効果的に活用するなど、限られた財源の中でより効率的な行政執行と財政運営の確立に徹する予算編成を基本的な考え方としたところであります。

こうして予算編成を進めた結果、令和4年度の一般会計予算額は、79億8,800万円で、前年度当初予算額84億2,100万円に対し4億3,300万円の減額、率にして約5.1%減、一般財源総額では53億7,927万9,000円となり、前年度一般財源総額55億1,667万2,000円に対し1億3,739万3,000円の減額、率にして約2.5%の減となっております。

行財政改革の推進についてであります。

行財政改革につきましては、津和野町行財政改革大綱に基づき、町税等の収納率の向上など、行財政基盤の強化と効率的な行政経営に努めてまいります。

令和3年度は、ふるさと納税寄附額が過去最高となる7,000万円を超えました。

令和4年度においても、企業版ふるさと納税をはじめ、積極的な制度の活用を図ってまいります。

行政評価制度については、第2次津和野町総合振興計画に掲げる各施策の進捗管理や事業検証などのため、庁内に実行委員会を組織し、推進してまいります。

また、情報化社会の進展により自治体においてもデジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXの推進が求められております。

本町においてもDX化を進めることにより業務量が非常に増えてきている職員の負担軽減や業務の効率化、そして、住民サービスの向上に大きく寄与すると期待しているところであります。

本町ではこれまでの誘致活動により多様なIT系企業に進出していただいているほか、関連する企業との御縁が生まれており、こうしたネットワークを財産として活用しながらDX化を促進してまいりたいと思います。

住民協働のまちづくりの推進についてであります。

住民協働のまちづくりの推進につきましては、12地域で組織されているまちづくり委員会との協働により、地域課題解決のための取組を進めております。

令和4年度につきましても、これまでの課題点等を検証し、よりよい制度への見直しを行いながら、それぞれの地域の特性を生かした活動や課題解決に向けた活動を進めてまいります。

また、婦人会をはじめ各種住民活動団体との連携を深め、活動支援を行うとともに、若い世代のまちづくりへの参画を促す後継者育成にも取り組み、協働による安心して住み続けられるまちづくりを推進してまいります。

税収対策についてであります。

令和4年度当初予算では、町税6億2,547万8,000円を計上いたしております。

その内訳は、市町村民税2億1,454万7,000円、固定資産税3億4,737万3,000円、軽自動車税ほかは6,355万8,000円であります。

令和3年度当初予算と比較すると、市町村民税については、依然、新型コロナウイルス感染症等の影響はあるものの、想定したほどの減収はないと見込まれることから、1,473万1,000円、7.4%の増額としております。

固定資産税については、昨年度は滞納繰越分で徴収猶予分を計上しておりましたが、今年度は徴収猶予分がなくなったことにより、滞納繰越分が大幅に減少することから、2,022万円、5.5%の減額としています。

また、軽自動車税ほかについては、新型コロナウイルス感染症等の影響等から回復基調にあることから、昨年よ312万3,000円、5.2%の増額を見込んでおります。

町税の賦課、徴収につきましては、適正な課税、厳格な徴収に努めてまいります。

また、滞納整理につきましては、公正・公平な税務行政を図るためにも、法的な措置も含めて真摯な姿勢で取り組み、貴重な財源である町税の収納率の向上を図ってまいりたいと考えております。

広域行政の推進についてであります。

広域行政につきましては、益田圏域の共通課題を処理するための益田地区広域市町村圏事務組合と鹿足郡内の鹿足郡事務組合、鹿足郡不燃物処理組合、鹿足郡養護老人ホーム事務組合が組織されております。

今後も各組織の業務の円滑な運営と効率化が図られるよう、関係市町と意思疎通を図りながら行財政改革にも取り組み、一層の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、山口県央連携都市圏域においても山口県内関係市町と意思疎通を図りながら、7市町の連携を更に深め、本町の観光振興につなげてまいります。

総合的なまちづくり施策の展開についてであります。

本町のまちづくり施策に関しましては、第2次津和野町総合振興計画前期基本計画が令和3年度で終了することに伴い、前期の成果等について検証を行うとともに、国の動向や社会経済情勢の変化等を踏まえながら、令和4年度を初年度とする後期基本計画を策定いたしました。

後期基本計画では、引き続き、ひと（人）とひと（人）の絆で結ぶ津和野ブランドによる協働のまちづくりの実現を目指すとともに、本町の持続的な発展の基礎を築き、継承していくため、町民の皆様や関係機関と協働や連携を図りながら、計画に掲げた各施策を着実に推進してまいります。

また、平成31年度に策定した第2期まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略に基づき、引き続き人口減少問題に対応した施策の展開を図ってまいりたいと考えております。

以下、第2次津和野町総合振興計画における基本構想・後期基本計画に準じて、施政方針と具体的施策等について述べさせていただきます。

基本目標1、ふるさとの自然を愛し、住みよい環境をつくるまちづくりであります。

計画的な町の形成、計画的な土地利用についてでございます。

本町に存在する土地は、地域の発展や豊かな町民生活及び経済活動における重要な基盤であり、社会環境の変化に的確に対応した土地利用を総合的かつ計画的に進めて行く必要があります。

誰もが住みたい、住み続けたいと思える快適な生活空間を確保するため、地域の特色を生かした都市的・自然的な土地利用を図るための計画策定にまずは着手してまいります。

町並み整備と景観対策の推進についてであります。

歴史的風致維持向上事業につきましては、津和野城下町を中心とした重点区域内において、JR津和野駅周辺整備事業を引き続き進め、津和野駅舎改修工事が完成する予定です。

また、見晴らし広場整備事業として、国道9号線沿いのホテル跡廃屋の除去が完了しましたので引き続き広場の整備を行ってまいります。

令和4年度は、平成25年度からの10年間として策定された歴史的風致維持向上計画が終了することを受けて、第2期の計画を策定する予定です。

合わせて、観光地の顔となる宿泊施設を中心とした地域一体となった面的な観光地の再生、高付加価値化に向けて地域の課題を整理し、ハード面を核とした観光地再生に向けた地域計画も策定していくこととしております。

景観保全・景観づくりにおきましては、引き続き、町景観計画に基づき、町内各地域の特性を反映した景観の保全・継承や身近な景観づくりを推進します。

伝統的建造物の保存整備についてであります。

平成25年に津和野大橋北の殿町通り・本町通りを中心としたエリアが重要伝統的建造物群保存地区に選定されて以来、保存計画に基づき建造物の保存整備を行ってまいりました。

今後も、引き続き、伝統的建造物群保存地区審議会の審議を経て計画的に保存整備を進めるとともに、津和野まちなみ保存会と連携し、事業の周知を図ってまいります。

地籍調査の推進についてであります。

森林が有する多面的で公益的な機能を高度に発揮し、安心して安全な町づくりを促進するために、地籍調査事業や山林境界保全事業により、境界の調査、確認を実施いたします。

令和4年度は、相撲ヶ原Ⅷ（相撲ヶ原下）・富田Ⅷ（二俣）・中川①（中川）・直地①（奥山）の4地区の閲覧及び認証請求と、相撲ヶ原Ⅷ（相撲ヶ原下）・瀧谷①（相撲ヶ原下）・富田Ⅷ（二俣）・富田Ⅷ①（小瀬）・中川①（中川）・中川②（中川）・直地①（奥山）・直地②（直地上）の8地区について測量業務を実施いたします。

また、令和3年度国補正予算において事業費の増額がなされた富田Ⅷ②（小瀬）・中川③（中川）・直地③（直地上）の3地区の一筆地調査と、富田Ⅷ①（小瀬）・富田②（小瀬）・直地③（直地）の3地区の測量業務について一層の事業の進捗を図ってまいります。

上下水道の整備、維持管理についてでございます。

水道施設の整備についてでございます。

継続して安心して安全な水道水を供給していくため、施設の改善や適切な管理運営に努めるとともに、令和2年3月に改訂を行いました津和野町新水道ビジョンに基づき、水道事業を継続していくために必要な施策のうち、早急に取り組みなければならない課題に対する施策を計画的に実施してまいります。

下水処理施設の整備についてであります。

益田圏域共通の大きな財産であり、重要な観光資源でもある高津川ですが、流域の河川も含め未来へより一層きれいで親しみの持てる財産として伝えていくため、今後も更なる水質浄化の取組を進めてまいります。

その方策として、下水道整備事業による供用開始区域の拡張を図るとともに、下水道認可区域外の地区においては、合併処理浄化槽設置に対する補助事業を推進してまいります。

一方で、津和野地区の下水道への接続率は県内自治体と比べて低く、下水道効果の向上と健全な事業運営を行うためには接続率の向上が重要な課題となっております。

町民の皆様の加入への御理解・御協力を改めてお願いを申し上げますとともに、更なる加入促進に努めてまいります。

環境の保全でございます。ごみ減量化、再利用化、再資源化の推進についてであります。

大量生産・大量消費により生み出される大量の廃棄物は環境に深刻な影響を与えており、ごみ処理問題は現代の重要な解決課題であります。

限りある資源を有効に活用するため、ごみの減量化やリサイクル化など、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に向けたリデュース、リユース、リサイクルの3R運動推進への理解を深めていただけるよう普及啓発に努めてまいります。

環境教育・学習の取組についてでございます。

循環型社会の実現に向けては環境教育が重要であり、引き続き、地域社会への学習機会を提供するとともに、住民、事業者、行政の一体的な取組が推進されるよう努めてまいります。

再生可能エネルギーの現状でございます。

自然環境を守り、自然と共生した生活を営むことは、津和野町の魅力を高め、重要な定住要件となるとともに後世にすばらしい財産を残す観点からも重要であり、継続的な活動が大切であります。

冒頭に申し上げたとおり、本日ここに、津和野町ゼロカーボンシティ宣言を行い、美しい森林の整備とバイオマスガス化発電事業をはじめとした再生可能エネルギーの利活用等の促進を図り、2050年温室効果ガス排出実質ゼロの目標達成に向けた取組を推進してまいります。

地球温暖化防止対策についてでございます。

地球環境に配慮した行動が求められる現代において、地域における地球温暖化対策は、多様な主体の協働による取組が重要です。

今後においても、津和野町環境パートナーシップ会議を中心として、事業所及び住宅における電気や燃料消費量の削減、ごみの減量等、町民の皆様に実践の輪が広がるよう推進してまいります。

道路の整備、維持管理でございます。

国道・県道の整備と利便性の向上についてであります。

町内を走る国道並びに県道は、広域連携を促進し、町民の日常生活や観光をはじめとする経済活動などの活発化に寄与するものであり、国や県と連携し、整備を進めてまいります。

特に国道9号は急カーブなどの視距不良箇所が多く、大雨時に通行止めになるなど、災害に対して脆弱であり、交通安全、防災対策を計画的に実施していただくよう引き続き国に対して要望してまいります。

県道の整備につきましては、令和4年度においては、継続の改良工事が須川谷日原線、匹見左鐙線、津和野田万川線、津和野須佐線の4路線において実施予定であり、事業の推進に当たり、引き続き、島根県に協力をしてまいります。

また、県営林道開設事業において耕田内美線、三子山線の2路線が継続で予定されており、森林施業を促進させ、地域林業の活性化にもつなげてまいります。そのほか、町負担金を伴わない交通安全施設整備事業等についても、島根県に対して要望をしていきたいと考えております。

町道、林道、農道の整備と保全についてでございます。

町道等の整備や維持管理につきましては、効率的、計画的に実施し、町民の皆様のご日常生活や経済活動が円滑に行われるように引き続き務めてまいります。

令和4年度の町道整備は、道路新設改良では繰越事業を含めて笹ヶ谷線、木毛線、野中線、商人線、滝谷1号線、砥石線、福谷線（木部）の7路線を、落石対策として福谷線（左鐙）、一の谷線の2路線を、交通安全対策として日原青原線1号の工事を実施する予定です。

また、道路長寿命化対策事業として、継続の日原市街線旭橋と野広橋の耐震補強工事を実施するとともに、計画的な道路橋梁定期点検により、橋梁の健全度の診断を進めてまいります。

交通手段の確保でございます。

J R山口線の活性化についてでございます。

J R山口線は、通学・通勤及び通院、S Lをはじめとする観光振興など、町民生活に重要な役割を果たしておりますが、自家用車の普及や人口減少等により利用者が減少傾向にあり、列車の減便等による利便性の低下などの課題が生じてきております。

津和野駅開業100年の節目を契機として、山口線利用促進協議会や島根県鉄道整備連絡調整協議会と連携をし、沿線地域の活性化や利用促進をより一層図り、生活交通と観光面の交通確保に努めてまいります。

バス路線の維持や町営バス等地域公共交通の整備についてでございます。

山間地域の生活を支える公共交通ですが、少子高齢化とともに利用者のニーズが時の経過に合わせ様々に変化してまいります。

厳しい財政状況の中においても利便性の向上が図られるよう、民間交通事業者と町営バスが連携し、交通体系の改善に向けた取組を適宜行ってまいります。

萩・石見空港の東京路線の利用促進についてでございます。

萩・石見空港東京線は、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大により運休等の大きな影響を受けている状況にあります。

令和3年度においては、萩・石見空港利用拡大促進協議会において、全日空より職員を1名受入れ、利用促進の取組強化を図っております。

引き続き、令和4年度においても、全日空との連携強化を図りながら、さらなる利用促進策を推進してまいりたいと考えております。

また、本町独自の利用促進策として、2人以上で往復利用した町民を対象に申請に基づき商品券を贈呈する取組を継続していきたいと考えております。

消防・防災体制等の充実でございます。

防災体制の整備についてでございます。

本町におきましては、平成25年豪雨災害や東日本大震災を教訓として、災害に強い安心安全で住みよいまちづくりを進めているところです。風水害や地震等の自然災害は、発生そのものを止めることは不可能であり、被害を低減させる減災の視点が大切です。

そのためには、自助、共助及び公助の3つの要素を強化するとともに、住民と行政が連携して災害に備える防災体制の強化に積極的に取り組んでまいります。

新年度におきましても、自主防災組織の結成や防災士資格の取得促進、地域提案型助成事業補助金及びまちづくり組織交付金の活用などを通じて地域防災力の向上に努めてまいります。

避難情報に関する国のガイドラインでは、住民等が避難に関する情報の意味を直感的に理解できるよう、防災情報を5段階の警戒レベルとして避難勧告を廃止し、避難指示による避難行動を促すなど、住民等の避難行動等を支援する取組が行われております。

本町におきましても、防災行政無線の機能を最大限に活用し、自然災害が発生または、発生のおそれがある際は、早めの避難行動につながるよう、迅速かつ充実した避難情報等の防災情報の発信に努めてまいります。

消防・防災意識の普及・啓発についてでございます。

避難指示等の避難情報に応じた迅速な避難行動を取るためには、平時から防災意識を高め、訓練することが重要ですので、地域と一体となった防災訓練や防災学習の実施に努めてまいります。

また、洪水や土砂災害等の危険な箇所の情報を掲載したハザードマップ等を活用し、町内各所での自主防災組織の結成や活動の支援に取り組み、住民の安全確保に取り組んでまいります。

消防・防災機能の整備についてでございます。

消防につきましても、広域消防及び消防団との緊密な連携の下、火災予防の徹底を図るとともに、消防団を中核とした地域防災力の充実強化の観点から、多様化するあらゆる

る災害に対処するため、水防工法や救助資機材を使った訓練等も実施し、団員の災害出勤時の技量向上を図ってまいります。

また、引き続き消防設備や安全装備品の整備を進める必要があると考えており、第3次消防団総合整備計画に基づく整備を図ってまいります。

令和3年度には役場本庁舎が完成し、庁舎の耐震化等による防災機能の強化が図られましたが、今後、避難所としての3階部分の活用を検討してまいります。

また、津和野庁舎においても増築棟の建設に着手し、防災機能の強化を行うとともに、浸水想定区域の避難所の拡充を図りたいと考えております。

島根県に対しましては、治山事業や地滑り防止事業、砂防事業等を今後も年次的に実施されるよう要望を行ってまいります。

令和4年度計画の県営事業のうち治山事業では、継続の木ノ口、下組と、新規箇所の中原・鳥井集会所、福谷溢、砂防事業においては、継続の上寺田川、鳴谷川、下山川、急傾斜地崩壊対策では、継続の扇町地区が予定されており、町といたしましても円滑な事業の推進が図られるよう協力してまいります。

交通安全、防犯体制等の充実でございます。

交通安全の推進についてでございます。

車社会において町民の安全安心な生活を確保するために交通安全対策は重要です。

今後も町と警察署との連携の下、町内危険箇所に対する道路交通標識等の安全施設の整備、改修を継続してまいります。

また、津和野町交通安全対策協議会を中心とした各種キャンペーン活動を推進するとともに、鹿足郡交通安全協会及び津和野町交通安全指導員と連携しての交通安全活動を充実してまいります。

防犯対策の推進についてでございます。

防犯対策については、その一環として、自治会や防犯団体の申請する防犯灯設置に対する補助や防犯カメラの設置などを行ってまいりました。

今後においても、自治会や防犯団体等の自主的な活動を支援するとともに連携して地域防犯力の向上を図ってまいります。

消費生活相談の充実と消費者意識啓発の推進についてでございます。

社会環境の変化に伴い、日常生活の利便性が向上している一方で、悪質商法や詐欺の被害が後を絶ちません。近年、消費者を狙う悪質商法の手口は複雑かつ巧妙化しています。

こうした状況を受けて、町民が被害者とならないため、的確な情報を提供することにより消費者意識の向上を図るとともに、安全で安心した消費生活が送れるよう、消費者の権利の尊重と自立の支援に努めてまいります。

老朽空き家の対策でございます。

老朽化等による危険な状態で放置されている空き家については、所有者または管理者が責任を持って管理することが原則であり、適正な管理が行われるよう所有者等の把握を行い、町民及び関係機関等と連携し、除却等を含めた助言・指導等の対応を行います。

具体的には、国の老朽空き家除去支援事業を積極的に活用し、当面の老朽空き家の課題解決に向けた迅速な対応を行います。

公営住宅の整備・維持管理でございます。

公営住宅の整備は、定住促進の重要な要件となるものであり、喫緊の課題であります。町営住宅の中には老朽化が顕著な建物もあり、現代生活様式に合った快適な住環境を形成するため、時代のニーズに適応した計画的な整備が求められます。令和2年3月に策定した住宅マスタープランと公営住宅等長寿命化計画の中間見直しに伴い、計画的に公営住宅の整備を進めてまいります。

令和4年度については、昨年度に、引き続き、町営住宅中座団地建設事業を実施いたします。

基本目標2、学ぶ心を育て薫り高い文化のまちづくりでございます。

学校教育の振興でございます。

確かな学力を育み、個性や能力を伸ばす学校教育の充実についてでございます。

本町では、自立心と公共心に富み、自然とふるさとを愛し、共に生きる力を持って自らの人生と郷土・国家・世界の未来を切り拓く津和野人（つわのじん）の育成を教育ビジョンの基本理念に掲げ、生きる力を育む教育に取り組んでいます。

小・中学校で身につける基礎的・基本的な知識や技能の習得はもとより、何のために学ぶのかという学習の意義を共有しながら、思考力や表現力・判断力の育成を重視してまいります。そのためには、保育園や学校と地域、家庭、行政が一層連携を深め、保・小・中・高につながる一貫したキャリア教育、ふるさと教育の推進に取り組みます。

学力向上対策としては、引き続き、ICT機器の利活用や協調学習の取組等、新学習指導要領でも示されたアクティブ・ラーニング型の学習を一層強化することにより、教員の授業力の向上に取り組むとともに、児童・生徒の言語活動の充実を図りながら、学ぶことへの意欲を高める取組を展開していきたいと考えます。

特に、昨年度GIGAスクール構想による各校への高速大容量の通信ネットワークの整備が行われました。こうした環境を最大限に活用し、コロナ禍にあっても学びの機会をしっかりと確保するとともに、多様な子ども達を誰一人取り残すことのないよう、一人ひとりに応じた個別最適化学習の実現に努めます。

豊かな心と健やかな体を育む教育の取組の推進についてでございます。

芸術活動を通して豊かな感性や創造力を伸ばすことを目的に始まった芸術士の派遣事業も今年で6年目を迎えます。加えて、学校と地域を繋ぐ教育魅力化コーディネーターの配置などを通して本町の特色を生かした教育の推進に努めます。

全量を津和野町内産のお米で提供している学校給食については、昨年度実施した学校給食に関するアンケートで「学校給食はおいしいですか」の質問に対して、実に89.4%の児童・生徒が「とてもおいしい」、または「おいしい」と肯定的な回答をしております。

新たな学校給食センターの建設に併せて地元産の食材のさらなる利用の促進に努めます。

特別な支援を必要とする教育の推進についてでございます。

特別支援教育の推進・充実に努めるとともに、いじめや不登校等の問題を抱える児童・生徒に対しては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用により、引き続き適切な対応を取ってまいります。

教育施設・設備の充実についてでございます。

耐震化は完了したものの、建築後30年を超える学校施設が全体床面積の約49%を占めております。こうした施設を長く安全に使っていくために令和2年度に津和野町学校施設長寿命化計画を策定しました。

今後は、この計画に則り、計画的な施設の改修に努めていきたいと考えております。また、安心安全な学校給食を提供するためにも、早期に新たな給食センターの建設工事に着手し、令和5年4月からの運用開始を目指します。

教育の魅力化推進についてでございます。

0歳児からのひとつづくりプログラムにより、目指す人物像を大人になっても自ら学び続ける人として、対話する力、課題を見抜く力、創造・行動する力の3つの力を育てることに重点を置いた取組を推進します。

このため、昨年度まで、つわの暮らし推進課内にあった0歳児からのひとつづくり推進室を今年度から教育委員会内に移行することといたしました。

今後も関係課や関係機関、地域住民との連携を図りながら町内のそれぞれの地域においても自発的に学びの場が形成され、子どもと大人が共に活動する中でお互いに学び合うといった風土を町全体で築いていくために地域住民の皆さんと協働・連携しながら進めてまいりたいと考えております。

また、今年度から学校運営協議会制度（コミュニティスクール）を導入し、今まで以上に地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるとともに、地域の創意工夫を生かした特色のある教育を推進してまいります。

津和野高等学校の支援についてでございます。

0歳児からのひとつづくり推進室を今年度から教育委員会内に移行するに当たり、津和野高校支援についても教育委員会へ移管いたします。将来の地域を担う人財を育成する町内唯一の高等学校存続のために地域に開かれた魅力ある学校づくりに努めます。

社会教育の振興でございます。

生涯学習の推進についてでございます。

社会教育につきましては、学校教育と連携・融合した取組として、ふるさとを愛し、誇ることができる津和野人の育成を掲げています。

その実現のため、引き続き0歳児からのひとつづくりプログラムのヨコの連携の核となる学びの協働推進事業に取り組みます。本事業の実践を通じて、学校や家庭・地域の連携を強め、単に学校支援にとどまらず、ふるさととは大きな家族のスローガンの下、地域ぐるみの子育てを推進し、地域の教育力の向上を図ります。

また、今後、ますます重要になってくる非認知能力を育むためにも、子ども社会で学んできた縦横の人間関係や遊びの中での工夫など、キャリア教育につながる取組を実施します。

その一つとして、放課後子ども教室を通じて、ふるさとを肌で感じることができるような体験活動の充実を図るとともに、安全に活動できる居場所づくりや環境づくりへの取組を行ってまいります。

近年、青少年の体力や運動能力の全体的な低下に加え、運動をする人とならない人の二極化が見られるなど、青少年の体力や運動能力の向上は大きな課題でもあります。

未就学児への運動あそびを継続しつつそれぞれの体力に合わせて幅広い年代の方が同時に楽しめるところが魅力のスポーツライミングの普及に取り組み、青少年をはじめとした町民の体力向上を図りたいと考えております。

社会教育施設の活用促進についてでございます。

ひとつづくりや地域づくりの中心となるのが公民館です。地域住民のよりどころであり、地域課題を解決していく場でもあります。

今後も地域の拠点として、また、学校と地域をつなぐ核として、各地域のまちづくり委員会とも協力しながら公民館活動の充実を図ります。

読書好きな子ども達を育てる取組として、昨年に引き続きブックトークと子ども達が自ら読みたい本を選ぶ選書会を開催するとともに、乳児健診での絵本の読み聞かせ事業等、乳幼児期から本に親しむ機会を多く提供していきたいと考えております。また、津和野図書館と日原図書館の2館と学校図書館との連携を図りながら、情緒豊かな子どもの育成を目指します。

青少年育成でございます。

青少年育成活動の充実についてでございます。

教育基本法の改正により、「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」が教育の目標として規定されました。

次代を担う青少年の育成のために、家庭、地域、学校のそれぞれが相互に密接に連携しながら、社会総がかりで青少年の健全育成に取り組むことが求められております。

青少年育成体制の充実についてでございます。

現在、津和野地区の4組織で取り組んでいる青少年育成協議会については、今後、日原地区でも組織化を図り、活動を広げたいと考えます。

地域文化の振興でございます。

文化・芸術活動の振興についてであります。

本町は多くの文化施設を有しております。安野光雅美術館については、引き続き館内展示の充実や館外展の開催に努め、安野光雅氏の認知度の向上に努めるとともに、その功績や作品世界の顕彰を図り、入館者の増加に努めます。

また、建設時に整備して20年以上が経過したプラネタリウムについては、安野光雅氏自らのナレーションにより、空想することへの想いを語っているオリジナルの番組を流しております。老朽化したプラネタリウムの機器更新に合わせて、このオリジナル番組のデジタル化を図り、安野光雅氏が残された多くの作品の鑑賞と合わせて豊かな感性に触れていただき、安野作品の魅力を伝えていきたいと考えております。

森鷗外記念館では、今年度、鷗外没後100年（生誕160周年）を迎えます。鷗外研究の成果を発表する場として刊行物の発行や特別展を開催するとともに、官民の各団体とも連携し、鷗外の功績について認知向上を図り、入館者の増加に努めてまいります。また、鷗外講座や講演会等、鷗外や鷗外作品の魅力を伝えるための取組も継続して行います。

昨年度、蘭学、洋学の町をアピールし、学术交流や観光振興に取り組もうと岡山県の津山市と大分県の中津市、そして、本町の3市町で締結した三津同盟については、今年度から学芸員の交流や資料の調査に着手します。

また、島根県立大学との西周に関する学術協定によって進めている西周賞の西周全集の発刊に関連する取組など、更に充実したいと考えております。

文化財の保存・活用についてでございます。

文化財行政につきましては、令和3年度に作成した文化財保存活用地域計画に基づき貴重な文化財の保存や活用・継承に努めてまいります。

史跡につきましては、国指定史跡、津和野城跡の整備工事を進めるとともに、昨年8月の大雨で大きな被害を受けた国指定史跡、津和野藩主亀井家墓所の災害復旧工事に着手したいと考えております。

また、国指定名勝、旧堀氏庭園につきましては、NPO法人・旧堀氏庭園を守り活かす会と連携しながら、その活用に取り組んでまいります。

そのほか、国指定天然記念物及び名勝青野山の保存活用計画の策定を進めます。

伝統文化の継承についてでございます。

国の重要無形民俗文化財、津和野弥栄神社の鷺舞が風流踊の構成団体としてユネスコの無形文化遺産に登録される見込みであることから、引き続き、その活動を支援します。

その他の指定文化財や民俗芸能につきましても、その保存や活用・継承に努めてまいります。

スポーツの振興でございます。

2030年に島根県で開催される第84回国民スポーツ大会の山岳競技が本町において開催されることが決定しております。この山岳競技では、現在クライミング人工壁を用いたスポーツクライミングが実施されております。住民への普及活動や競技団体の設立、会場の選定など、大会に向けての準備に本格的に取り組んでまいります。

続いて、基本目標3、働くことを喜びとし、豊かな産業を育てるまちづくりでございます。

農林水産業の振興でございます。

まず、農業でございます。

中山・長福、堤田地区の2地区において平成29年度から農地の大区画化の圃場整備を行う県営農業競争力強化基盤整備事業と、令和3年度より暗渠排水工事をするための農地耕作条件改善事業を進めているところです。そして、令和4年度より新規事業箇所として、山下地区において県営農業競争力強化基盤整備事業に着手することとしており、町としましても、引き続き、これらの事業の早期完成に向け取り組んでまいります。

また、新たに申請予定の横瀬・市尾地区につきましては、令和7年度事業採択に向け今年度は、実施計画の策定をするなど、申請の準備を引き続き進めてまいります。

本町では、水稻栽培を主体とした農事組合法人が各地で組織され農業生産に取り組んでおりますが、今後、農業従事者の高齢化が進む状況下において、新たな後継者となる担い手の確保は急務となっており、集落ごとに、人・農地プランの見直しが必要となっていることからこれを進めてまいります。

また、日本型直接支払制度などを活用しながら地域の農地を守り、耕作放棄地の発生抑制にも引き続き努めてまいります。

近年、日本人のコメ離れが進み、米の消費量が減少する中で、水田園芸への取組が求められております。

特に昨年は新型コロナウイルス感染症の影響でコメ余りが生じ、大きく米価が下落しました。

本町では、国の政策である経営所得安定対策等事業を活用し、家畜用の飼料米やWCSの栽培、地域の振興作物である山菜、わさび、里芋などに対して補助金を交付しており、これらの転換作物の栽培面積が拡大しつつあります。これにより、主食用水稻の栽培抑制につながるとともに、主食用水稻は希望どおりの作付けができる状態となっております。

今後も、水田を活用した高収益作物への転換を進めていく必要があり、更に山菜やわさび、栗などの栽培を推進してまいります。

令和3年度から県単補助事業の産地創生事業を活用した取組を実施しておりますが、その他の作物についても積極的な取組に対して、町はできる限り協力していく所存でございます。

数年前より、U I ターンで農業を目指す方々が増え、つわの百姓塾の活動をはじめ、町内農業者に新規就農者への営農指導やバックアップなどをしていただいたおかげで20名以上の新規就農者が移住、定着されてきました。

現在、コロナ禍の状況ではありますが、この勢いを止めることなく移住者を呼び込むことが農地を守る担い手確保につながると確信し、引き続き新規就農者確保に力を入れてまいります。

地産地消の取組では、4年前から順次、町内の2つの道の駅において販売所をリニューアルして、地元産野菜などの販売強化を推進しています。

これに併せて、農産物処理加工施設やC A S 冷凍施設を活用した野菜等の加工や地産都消の取組にもチャレンジしており、クオリティーの高い農産物の生産技術についても啓発活動をしてまいります。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、生産・販売や担い手確保などが停滞した状況にありますが、今後も着実に成果を出していけるように努めてまいります。

林業では、平成25年度から調査研究を重ねてまいりました木質バイオマスガス化発電所について、民間資本により津和野フォレストエナジー合同会社が設立され、本年、いよいよ稼働を始められます。

本町としましては、令和2年度より進めてまいりました付帯施設である原木・チップヤード建設事業が完成しましたので、ガス化発電所の原料となるチップを安定供給するためにも、スギやヒノキの針葉樹の間伐、皆伐だけでなく、広葉樹の皆伐も含めて、町内の森林整備を進めていくことを検討したいと考えております。

そのためにも、平成31年度に創設された森林環境譲与税の交付金を活用し、森林所有者の境界確認や県営の林業専用道開設事業、自伐型林業実践者の育成事業などを行い、町の約9割を占める森林資源の活用を推進したいと考えております。

これらの事業を進めるに当たっては、航空レーザ測量で得られたデータを活用し、山林境界を確認する事業に積極的に取り組むことが重要であり、山林が活用できる環境整備を進めてまいります。

また、本町の地域おこし協力隊による自伐型林業の取組は先駆的なものとして評価されつつあり、これまでにIターンで22人が転入いたしました。このうち9名は研修終了後にも本町に定住し、自伐型林業に関係する仕事を担っており、併せて、現役生も現在4名が活動中であり、町の定住対策の大きな柱となっております。

有害鳥獣対策においては、イノシシやサルなどによる被害が依然として拡大している状況から、集落支援員の雇用により職員の体制強化を図るとともに、捕獲奨励金制度の見直しにより捕獲数の増加を図ってまいりました。これにより、新たにシカによる林業被害が顕在化したため、里山周辺での捕獲に加え、奥山での捕獲にも重点を置くとともに防護柵等による防除の支援を強化することで被害の減少を図りたいと考えております。

水産業についてでございます。

水産業では、高津川漁業協同組合に確認しましたところ、昨年のアユ漁獲量は前年より0.8トン増の3.2トンで、台風9号や前線停滞の大雨の影響がなければ、もっと増加していたであろうとの分析でありました。

令和2年秋、江津市にアユ種苗生産センターが完成したことにより、秋に捕獲した親魚を同センターへ送って産卵ふ化させて、年明けの早い時期から高津川漁協の中間育成施設に戻して飼育し、春先の稚魚の放流数を増加させることが可能になりました。

また、中間育成施設で育成した稚魚を秋の親魚として活用するため、電照施設において飼育することで、晩秋に親魚を放流し、そのまま産卵ふ化する数量を増加させることで、高津川由来のアユの漁獲量を高めるための取組も進められております。

高津川の貴重なアユ資源の確保に向け、益田地区広域市町村圏事務組合での事業展開と合わせ、関係者と共に取り組みながら地域振興につなげてまいりたいと思います。

商工業の振興でございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は依然として町の商工業の業績に多大な影響を与えている状況です。

今後も令和3年度に引き続き、国の新型コロナウイルス感染症対策の臨時交付金を活用しながら、きめ細やかで多層的な経済対策を継続してまいります。

更に、利子補給や信用保証料補給など、既存の金融支援施策を的確に実施するとともに津和野町個別商業包括的支援事業や島根県地域商業活性化支援事業を活用した空き店舗活用支援制度も促し、今後も商店街の維持継続を含めた商工業全体の支援を進めてまいります。

そのためにも、商工会や関係団体と連携を図り、助成事業の適切な支援やワンストップ支援体制を充実するとともに、事業所等の自主的自発的な取組が行われるよう総合的に支援してまいります。

企業誘致につきましては、IT系企業の誘致を促進しており、その中でも、情報システム開発等を行うシステムエンジニアなど、専門系事務職場の誘致に積極的に取り組んでいます。

また、効果的に企業誘致を行うため、地方への進出を検討する企業とのネットワークを有する専門事業者に町に合った企業の選定、企業との接触機会の創出、企業の本町への視察実施に係る専門系事務職場誘致促進事業の業務委託をし、取組を進めております。

令和3年度においては、本事業により2社が本町において事業を開始しております。

更に、本事業を通し、委託事業者から紹介いただいたModis株式会社、ボノ株式会社によりデジタルトランスフォーメーションに係る職員研修を実施いたしました。

デジタルトランスフォーメーションは、行政のみでなく、町民、企業等町全体にとって有効な変革をもたらすものと認識しており、今後も専門的知識を有する企業と連携し推進してまいりたいと考えております。

本町の企業誘致におきましては、町に事業所を進出いただく取組だけでなく、町外の様々なIT系企業と関係性を構築し、企業による研修など、町の発展にとって有効な取組を進めることも重要と考えております。

令和4年度においても、専門系事務職場誘致促進事業に取り組み、様々な企業との関係性を構築し、誘致及び企業との連携による有効な取組を進めてまいります。

本町では、地場産業の基盤が脆弱であることから、引き続き、その支援、育成のため、津和野町個別商業包括的支援事業をはじめとした商工振興施策を実施します。

また、事業承継についても、その課題を把握し、県、商工会と連携して円滑な事業継承が行えるよう強力で支援をしてまいります。

起業の促進でございます。

商工会等の関係機関と連携して情報発信に努めるとともに、産業振興のための条例制度に基づいた固定資産税の減免による投資支援、事業承継を促し、廃業等の防止、起業促進に努めます。

また、県・商工会と連携して新規企業をサポートするとともに創業後の経営安定に向けて伴走型の支援にも努めてまいります。

雇用対策でございます。

本町を含む益田管内においては、求職者と求人募集企業間の情報交換不足や人材不足により需要と供給の不一致が生じております。併せて、学生の多くが就職のため、地域外に転出している状況が続いています。

これらの状況を改善するため、町内企業と求職者への情報発信、マッチングを行い、町内での雇用及び就業の活性化を図るとともに新規学卒者の雇用支援を実施いたします。

観光及びレクリエーションの振興でございます。

まず、観光の現状についてでございます。

令和3年の年間観光客入込数は、約87万9,000人、年間宿泊者数は1万4,000人に対して、令和2年の年間観光客入込数は約93万9,000人、年間宿泊者数、約1万2,000人と入込数は約6.4%減少したものの、宿泊者数は17.1%の増加となりました。

入込みについては、一昨年から昨年3月まで12か月連続で軒並み前年を下回っており、令和元年まで毎年100万人以上の入込みがあったものが令和2年の90万人台、令和3年では80万人台と、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、更に減少が続きました。

昨年3月から7月までは前年度を上回りましたが、非常事態宣言の発令と延長などの影響により再び減少に転じるとともに、昨年1月の入込客が16万2,000人と前年比56.7%という状況も影響し、令和3年は一昨年を更に下回る結果となりました。

宿泊者数については、コロナウイルス感染症の深刻な影響を依然として受けている状況ですが、幸いにも、We Love 山陰キャンペーンなどの宿泊対策等により大きく増加する結果となりました。

しかしながら、インバウンド関連の宿泊者数については、令和2年は宿泊者数106人に対し、令和3年は宿泊者数0人と、コロナ以前の毎年1,000人程度訪れていた状況から比べて壊滅的な状態となっております。

新しい魅力づくりについてでございます。

山口県央連携事業において実施したプレミアム付き観光コンテンツなどを造成し、特別感を演出するなど、新たな魅力を創出してまいります。

また、観光協会や町内の事業者と連携し、既にある資源にストーリーや見方を変えて伝えるなどの磨き上げを行い、満足度の高い観光資源を創造してまいります。

今年は森鷗外没後100年であり、JR津和野駅開業100周年の年でもあります。この話題性のある年を起点にして100年前のストーリーや「食」等に光を当て、認知向上を目的としたイベント等の取組を、一過性に終わることなく、今後の観光資源となるよう実施してまいりたいと思います。

次に、無事、日本遺産再認定となった「津和野今昔～百景図を歩く～」ではありますが、このたび、様々な御指摘を頂いたことを真摯に受け止め、今後の観光等の地域振興に生かしていくための糧にしたいと考えております。多くの方にこの日本遺産のストーリーの魅力を経験していただき、その価値を感じることで、観光満足度を向上させ、リピーターを増やしていきたいと思っております。そのため、新しく組織した津和野町日本遺産活用推進協議会を中心とした戦略的な誘客と民間事業への波及を支援し、連携した取組を強化してまいりたいと考えております。

滞在時間延長策でございます。

近年の観光形態は、新型コロナウイルス感染症の発生により、大型バスによる観光から、個人、グループへと移行しつつあり、今後もこうした傾向は継続するものと想定されます。自然体験と朝食をセットにした自然体験型コンテンツや、シェアサイクルシステムを利用した電動アシスト自転車と体験プログラムを連動したサービスを提供することで、自然、文化を活用した体験事業に取り組んでいきます。

その他、体験観光メニューや早朝の観光コンテンツの造成、夜間のライトアップなど、時間、季節、天候等に応じて様々なコンテンツを充実させ、満足度の向上を図り、本町が長年課題としてきた滞在時間の延長と宿泊率の向上に取り組めます。

観光PRの展開についてでございます。

観光PRについては、様々な情報発信ツールがあることから、それぞれの特性を踏まえて、ターゲット層を意識しつつ、適切なPR方法の選択を行い、効果的なPRを実施してまいります。

また、既に入込比率の高い県内近場及び隣接県等を対象としたミニマムツーリズムを意識した誘客を進めるため、タウン情報紙を使った情報発信を年間を通して継続的に行います。

更に、町内メンバーが中心に活動する写真同好会と連携し、津和野町の美しい風景を生かしたオリジナルカレンダーを製作、PR、販売を行ってまいります。

広域観光の推進についてでございます。

津和野町東京事務所を中心に、萩・石見空港利用拡大促進協議会と連携し、空港関係人口窓口として、広域的な観光PR、誘客セールス、定住対策等の機能を果たしていきます。

また、引き続き、島根県内のエリアを構成員とする協議会や隣接する山口県の協議会とも広域的な観光誘客に取り組んでいくとともに鳥取市や北九州市、東京都文京区とも交流を進めて参ります。

特に、令和3年に一区切りがつかしました、山口ゆめ回廊博覧会の成果をもとに山口県央連携事業として観光地域づくりに係る広域連携に向け、新しいプロジェクトチームを組織し、広域連携のスケールメリットを生かした圏域交流人口の拡大施策を展開してまいります。

観光基本計画の策定についてでございます。

令和3年度に策定する津和野町観光振興計画に沿って政策展開をしてまいりたいと思います。また、令和4年度は平成25年度から令和4年度までの10年間として策定した歴史的風致維持向上計画が終了することを受けて第2期の計画を策定する予定です。

併せて、観光地の顔となる宿泊施設を中心とした地域一体となった面的な観光地の再生・高付加価値化に向けて、地域の課題を整理し、観光地再生に向けた地域計画も策定していくこととしております。

公園等の維持管理及び事業推進についてでございます。

令和3年は、県立自然公園である城山について整備事業が竣工し、ライトアップ、遊歩道、植樹、東屋、公衆トイレが完成しました。これらの観光インフラを有効に活用し、文化観光や体験型観光として、学校などの校外学習や閑散期の誘客を進めていきたいと思っております。

また、令和4年度は、日原特定公園カントリーパークの遊具の整備を進めるとともに、町内随所に点在する公園・緑地について、町民の憩いの場として、そして、観光客誘致に活用できるよう引き続き管理と利用促進策を検討してまいります。

津和野ブランドの宣伝活用についてでございます。

津和野町には、栗、里芋、鮎、わさび、山菜等、市場で高い評価を得ている農産物がありますが、その価値をまだ十分に活用しきれていないと認めております。そのため、

それぞれの特産品の持つ特徴を把握し、その上で整備済みのレトルト食品製造機等を活用した新商品の開発を促進し、官民連携でブランド化を推進していきます。

更に、町内の道の駅をブランドの発信拠点とするとともに、津和野町東京事務所が島根県東京事務所、東京津和野会等と連携し、津和野ブランドの宣伝活動を展開するなど、市場開拓を行ってまいります。

また、日本三大芋煮に関する取組をはじめ、様々な手法でPRと販路拡大を目指し、少量であっても本町の素材の魅力を十分に消費者に伝えながら、津和野ブランドの拡大とイメージアップにつなげてまいります。

基本目標4、助け合う心を大切にし、明るい家庭や地域をつくるまちづくりでございます。

健康増進の推進でございます。

まず、健康づくりの推進でございます。

本町では、町民の皆様が健康で明るく生きがいを持って生活ができる町の実現を目指して、津和野町健康増進計画「健康つわの21」を策定し、健康づくりに取り組んでいます。

この計画は、平成25年からの10か年計画で、津和野町健康で生きがいのある町づくり会議や町内12地区の健康を守る会を中心に、計画目標の達成に向け取り組んでいます。

令和4年度はこの計画の最終年度となりますので、次期津和野町健康増進計画の策定に取り組んでいきたいと考えます。

HPVワクチンの積極的勧奨の控えにより接種期間を逃した方に対して時限的に従来の定期接種の対象年齢を超えて接種を行うことを厚生労働省が決定しました。

しかしながら、この接種対象者の中には、自己負担で定期接種の対象年齢を超えて接種された方がおられるため、不公平さをなくすよう、ヒトパピローマウイルス感染症に係る予防接種助成事業を実施します。

生活習慣病予防の推進でございます。

集団健康診査を予約制にすることにより、待ち時間の大幅な削減及び新型コロナウイルス感染症防止を図ります。また、当日の保健指導をなくし、後日開催する健診結果報告会に参加していただくことにより手軽に受診できる健診を目指します。

地域福祉の推進でございます。

まず、地域福祉活動の促進についてでございます。

本町の地域福祉活動につきましては、第2期津和野町地域福祉計画に基づき各種施策を進めていますが、地域包括ケアシステム構築のため、町民や地域、行政、地域包括支援センター、社会福祉協議会等が協働して地域福祉の推進に取り組んでまいります。

買い物支援の充実についてでございます。

津和野町買い物支援センターを拠点に取り組んでおります高齢者等見守り及び買い物支援サービスにつきましては、令和3年度より買い物支援サービスの配達日について、津和野町全域を対象に月・火・木・金に拡充しており、令和4年度も引き続き、地域課題解決に向けた取組として関係部署と連携を図りながら町民ニーズを踏まえたサービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

また、議会請願採択を受けている日原地区買い物対策については、円滑な事業承継を念頭においた解決策を検討し、具体策を講じてまいりたいと考えております。

高齢者福祉の充実でございます。

まず、高齢者福祉の現状についてでございます。

本町の令和4年1月末現在の高齢化率は49.6%となっており、前年同期に比べて0.7ポイント上昇しております。高齢独居世帯も増加しており、高齢者生活支援は本町福祉施策の中でも最も重要な課題の一つと考えております。

また、第8期を迎えた介護保険制度が定着する中、介護サービスを必要とする方が増加する一方で、ニーズの多様化により、公的な介護保険サービスだけでなく、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりが必要となってきました。

高齢者の生きがいがづくりでございます。

高齢者福祉施策につきましては、地域お達者サロンサービス事業や高齢者等配食サービス事業を引き続き取り組むことにより、高齢者の社会参加及び社会貢献の推進、健康増進や見守り等に繋いでまいります。

また、高齢独居世帯においては、緊急通報装置設置事業の活用により地域で安心して生活を営むことができるよう取り組むとともに民生委員をはじめとする高齢者の見守り活動を推進してまいります。

高齢者福祉サービスの充実についてでございます。

本人・家族からの相談や医療機関及び民生委員等の関係機関からの情報提供を通じて、要介護・要支援になる恐れのある高齢者を把握する中で適切な介護サービスや地域支援事業につなげることができるよう各関係機関との連携体制づくりを強化してまいります。

気軽に集まれる場づくりでございます。

町内の各地区で住民が主体となり、健康運動指導士や管理栄養士、保健師等の専門職からの助言を受けながら、介護予防の取組に対し工夫して活動をされています。

しかしながら、移動手段が確保できないなどの理由から参加者が減少している地区もあり、継続的に参加できる移動支援等の方法について検討してまいります。

地域包括ケアシステムの充実でございます。

地域の人々がお互いに協力し支え合いながら高齢者の方がいつまでも健康で生きがいを持って安心して過ごすことができるよう、高齢者の方が生活をする上で重要な医

療・介護・生活支援・介護予防・住まいの要素が相互に関係し、連携しながら在宅での生活を支えていくため、地域包括ケアシステムのさらなる充実に努めてまいります。

障がい者福祉の充実でございます。

まず、障がい者を取り巻く環境の変化についてでございます。

近年、障がいの多様化、障がい者やその家族の高齢化、地域移行の推進等により、障がい者のニーズも多様化しております。

こうした状況を踏まえ、障がい者が住み慣れた地域で、自分らしく生活し続けられるよう、自立支援協議会及び平成31年度から設置された同会の専門部会を中心に、今年度改定した第6期津和野町障がい者福祉計画に基づいた事業を推進してまいります。

また、町内において障がい福祉サービス事業を行っている社会福祉法人つわの清流会及び社会福祉法人津和野町社会福祉協議会と連携して障がい児の支援及び障がい者の自立に向けて取り組んでまいります。

障がい者や家族等への支援の充実についてでございます。

現在、津和野町障がい者福祉センターで事業実施している障がい児の放課後等デイサービス事業ではありますが、利用者の増加により手狭になった建物を増築し、利便性の向上を目指します。

児童福祉・子育て支援の推進でございます。

まず、家庭・地域における子育ての支援についてでございます。

全ての家庭において子ども達が健やかに育ち、保護者が安心して子育てできる環境の整備や相談支援体制を充実するため、令和4年度から子育て短期支援事業を開始し、子育て世帯のレスパイト支援により、児童虐待の防止に努めます。

更に、子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会及び子育て世代包括支援センター等が相互連携しながら、妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的、継続的な支援を進めてまいります。

保育所等の整備とニーズに合った保育内容の取組でございます。

令和2年度から配置しております幼児教育コーディネーターを町内各保育園に派遣することにより、保育の質の向上等、総合的な支援を継続するほか、新たに令和4年度から3歳未満児の保育料を無料にすることで子育て世帯を応援します。

また、町内で一番古い園舎であった日原保育園については、令和4年5月には建築工事が完了し、6月以降、新園舎での保育を開始する予定でございます。

妊産婦や子どもの健康の確保についてでございます。

少子化が進む昨今において、子育て世代包括支援センター来る未(くるみ)を中心に、産後母子デイケア事業等により妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援を実施し、安心して出産、育児に取り組める環境を整え、満18歳に達した年度末までの子どもの医療費の無償化により子育て家庭への支援の充実及び定住促進につなげてまいります。

ひとり親家庭等に対する福祉の充実でございます。

まず、経済的自立に向けた就労の促進でございます。

毎年開催する生活困窮者対策庁内連絡会議により、窓口対応を行う職員等から提供される生活困窮者と思われる方の情報を関係者間で共有し、適切な窓口につなぐ取組も実施しております。

生活保護行政の確立と推進についてでございます。

本町における生活保護の被保護者数等につきましては、令和4年1月末現在で世帯数21世帯、受給者数24人、申請件数は2件、廃止件数は8件となっております。

申請件数が少ない要因としては、平成27年度より社会福祉協議会に委託している生活困窮者自立相談支援事業により、生活保護に至る前の支援を強化していることの結果であると考えられ、廃止件数につきましては、死亡、辞退、施設入所、転出が要因であり、結果として保護受給世帯の減少傾向が続いている状況にあります。

今後も関連機関との情報の共有や研修等において連携を図り、適正な生活保護行政の運営に努めてまいります。

地域医療の確保と充実でございます。

まず、地域医療の確保と充実の取組についてでございます。

地域医療については、引き続き指定管理者である医療法人橘井堂が津和野共存病院、介護老人保健施設せせらぎ、日原診療所、訪問看護ステーションせきせいの運営を行っています。

令和4年度においても自治医科大学卒業医師の派遣、更に津和野町奨学金貸与医師や県からの医師派遣を受け、三輪理事長以下8名の常勤医師による法人体制となっております。

また、引き続き益田赤十字病院木谷院長に津和野町医療・介護統括管理者を委嘱し、圏域における津和野町の医療・介護の在り方を再検証し、機能分担と病病連携の強化を目指します。

津和野共存病院においては、当直を含めて診療体制の見直しを行い、総合診療体制を強化し、圏域での入退院連携の推進、宅直の導入による医師負担軽減とともに院外研修による学びの場の確保等を行います。

日原診療所においては、平成30年に民間の医療機関が閉院して以降、日原地域唯一の診療機関として医療を提供してまいりました。

現施設の空調設備やエレベータ等の老朽化、また、2階での診療で患者様への負担が伴うことから発熱外来施設を増築し、令和4年3月28日から新しい施設での診療、運営を開始します。診療所の移転に伴い、レントゲン撮影などの検査が可能となり、診療・検査機能の充実となります。

介護老人保健施設せせらぎにおいては、圏域内での病病連携を推進する中で、稼働率の向上に努めてまいりました。

今後も町民利用者を中心に考えながら、圏域における介護老人保健施設の役割としてさらなる利用稼働を上げていきたいと考えております。

訪問看護ステーションせきせいにおいては、新たに指定管理者である橘井堂に立ち上げた地域医療連携センター内に位置し、看取りも含め訪問診療とともに津和野町の在宅診療を支える中心となるよう努力してまいります。

高齢化と人口減少及び新型コロナウイルスの感染状況に左右される中ではありますが、今後も人口予測等を考慮しながら各施設において必要な医療と介護を提供してまいりたいと考えております。

今後の医師確保については、引き続き、島根県をはじめ、関係する大学への派遣要請や地域枠入学者、奨学生などとの意見交換会やオンラインでの面会など、努力をしてまいります。

また、津和野町だからこそ経験できる総合診療を中心とした包括的地域医療について、次世代を担う医師に経験していただきながら、本町での医療従事の魅力を感じてもらう体制を整備してまいりたいと思います。

また、医師のみならず深刻な医療・福祉従事者不足は、引き続き、大きな課題となっております。

大学・専門学校などの養成施設等の訪問による津和野町の地域包括ケアの説明や人材確保等に更に力を入れるとともに、津和野町の人口推移、要介護人口や生産人口などを分析し、将来にわたって必要かつ確保しなければならない施設や人員を明確にするため現状を検証してまいりたいと考えております。

医療と介護を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護の一体的な提供が求められております。

このため、介護保険の地域支援事業として、在宅医療・介護連携推進事業が位置付けられ、事業を展開しております。

また、啓発・登録に力を入れているまめネットについては、町内での発行枚数が1,535枚となっており、引き続き、推進を図る一方で、住民の日常の健康管理にも役立つ活用を検討し、遠隔健康相談や医療現場での活用ができるモニター事業、実証実験を継続的に行っていく予定としております。

高齢者が在宅で生活し続けられるためには、医療・介護の提供のみならず、住まいの整備も大きな要因です。

必要なときに医療や介護を適切に受けられ、日常生活空間が整えられていることが安心して津和野町で暮らし続けられるためには不可欠なことと考えます。季節的な利用や一時滞在、医療近接等、様々な利用ニーズを調査し、住まいの充実に向けて努力をいたします。

通院手段の確保についてでございます。

町内には分娩可能な医療機関がないため、町外の医療機関に通院する必要があります。妊産婦と家族の経済的負担が軽減するよう、分娩までに必要な検査から産後の1か月検診に係る通院費用の一部を補助し、母子共に安全安心な分娩の確保に努めてまいります。

人権・同和問題と多様性の尊重でございます。

まず、人権・同和対策の推進についてでございます。

同和問題をはじめとする人権問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関するものであり、憲法によって保障された基本的人権に関わる重要な問題です。

差別の現実に学び、同和問題をはじめとするあらゆる人権課題の根絶を目指し、それぞれの人格や個性の違いを尊重し合い、真に一人ひとりの人権が尊重される差別のない、心豊かで住みよい町づくりに努めます。

そのためには、関係諸団体との連携を深め、人権感覚を高めるための啓発活動を中心に、総合的、継続的な取組を行い、知識から認識へ、そして、行動できる人材の育成に努めてまいります。

男女共同参画の推進についてでございます。

男女共同参画社会の実現につきましては、平成30年度に策定した第2次津和野町男女共同参画計画に基づき、数値目標に対する進捗状況の検証を行い、目標達成を目指します。

引き続き、島根県男女共同参画サポーターと連携し、地域や若い世代への啓発活動を充実させ、男性も女性も共に対等なパートナーとして互いの人権を尊重し、個性と能力を発揮することができる社会の実現を目指します。

基本目標5、多くの人々と交流し、開かれたまちづくりです。

移住・定住の促進についてでございます。

平成31年度に策定した第2期まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略に基づき、引き続き、若い女性が住みたいまちづくりを基本的視点として、津和野に回帰するひとの流れをつくることや若い世代の結婚・出産・子育ての夢をかなえるなど、5つの柱からなる基本目標に向けた移住・定住施策を推進してまいります。

定住対策の柱とする0歳児からのひとづくりについては、津和野高校支援とともに、町内の小中学校や保育所等の教育機関と地域の団体や個人をつなぎ、ひとづくりやまちづくりのコンソーシアムを構築することで持続可能で魅力あるまちづくりを進めます。

更に、この町で子どもを育てたいと思う家族に本町の魅力的な教育の情報を届けるため、SNS等を活用した情報発信等に取り組んでまいります。

特に、町内を卒業した子ども達とのつながりづくりを進め、関係人口になり得る卒業生との接点を創出することで、教育を起点にしたUターンの促進と関係人口の増加に取り組んでまいります。

そのほかにも空き家情報バンク事業の推進や移住定住者へのサポート、妊産婦通院サポート事業や広域連携等による出会い創出事業などに取り組んでまいります。

また、令和3年度に新たに創設した民間賃貸住宅建設（改修）支援事業等を活用し、住環境等において、さらなる支援体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

更に、平成28年11月に設置しました津和野町女性会議におきましては、令和3年度において、第3期女性会議5名の委員により、若い女性が住みたいまちづくりの実現に向けた具体的な活動の展開を図るための体制づくりを検討してまいりました。令和4年度から津和野町女性会議を発展させた任意団体が設立することとなっており、町としましても、設立される任意団体との連携を強化し、定住対策を図ってまいりたいと考えております。

次に、高齢者の皆様が本町でいつまでも安心して健康に暮らし続けていただくことも重要な定住対策と認めております。

平成24年度より実施しているまちづくり委員会の設置と地域提案型助成事業は、地域で住民を支え合うための活力あるコミュニティの形成を目的の一つとしたものでもあり、令和4年度においても改善を図りながら高齢者の方々が積極的に活動に参画していただける場づくりを推進してまいりたいと考えております。

また、シルバー人材センターは、高齢者に就労の場を提供するとともに、活動を通して健康づくりにも寄与しております。

今後も活動支援を行うとともに、島根大学じげおこしプロジェクトとの連携による専門的知見やノウハウを活用した健康づくりを推進してまいります。

関係人口の創出でございます。

人口減少が進む中、持続可能なまちづくりは、地域に住む人々だけでなく、地域に必ずしも居住していない地域外の人々に対しても、地域と多様につながり、地域課題の解決と一緒に取り組む関係人口の創出が必要であり、地域の活性化につながる新たな社会需要を取り込む施策を進めてまいります。

特に令和4年度においては、県の補助事業を活用し、津和野高校卒業生とのつながり創出モデル事業を実施し、津和野町に馴染みの深い人たちとのネットワークの構築を図ることといたします。

地域間交流の促進でございます。

まず、文化交流の推進についてでございます。

本町は、東京都文京区、鳥取市鹿野町、廿日市市、三津同盟による津山市及び中津市と文化を基にした交流を行ってまいりました。

今後もネットワークを更に深め、住民通しの人的交流を活発化するなど、文化交流を推進してまいります。

国際交流の推進についてでございます。

国際交流の促進につきましては、コロナウイルス感染予防の観点から新たな国際交流員の招聘が国全体で中断されている状況にあります。このことを鑑み、津和野町国際交

流協会とも協議の上、現在活動中の国際交流員の任期後については、当面1年間、新たな国際交流員の招聘は差し控えたいと考えております。

この上は、現国際交流員の活動等を通し、可能な範囲で観光施策とも連動したインバウンド観光の回復を見通した準備、情報発信を行い、多文化共生を目指した国際交流を行ってまいります。

特別会計についてでございます。

特別会計につきましては、各会計ともに人口減少や高齢化などにより、厳しい運営を強いられておりますが、特別会計設置の本来の目的に沿い、適正かつ効率的な事業運営を図り、健全な財政運営に努めてまいります。

以上、町政運営に関する私の所信の一端と主要課題等の取組について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応は、引き続き、緊張感を持って町民の生命財産を守るため全力を尽くしてまいります。

また、環境問題等の地球レベルでの解決課題についても、国際社会の一員であることを自覚し、自らの果たすべき責任として行動を起こしてまいりたいと思います。

そして、本町は、人口減少対策や過疎高齢化に伴う様々な解決課題を抱える一方で、財政状況はより一層厳しさを増すものと予想しておりますが、現実を直視し、常に社会経済情勢の変化や新たなニーズに柔軟に対応し、事態を好転させる改革に意欲を持って取り組んでまいります。

町民の皆様の声に謙虚に耳を傾け、町民と行政が一体となって事業を進める協働のまちづくりを推進し、本町の新たな発展のために最大限の努力を傾注してまいり所存でございます。

町議会をはじめ町民の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げ、令和4年度の施政方針といたします。

○議長（沖田 守君） 以上で、町長の令和4年度に対する力強い施政方針を頂戴いたしました。

それでは、午後2時まで休憩といたします。

午後0時52分休憩

.....

午後2時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第29. 議案第37号

日程第30. 議案第18号

日程第31. 議案第19号

日程第32. 議案第38号

日程第33. 議案第39号

日程第34. 議案第40号

日程第35. 議案第41号

日程第36. 議案第42号

日程第37. 議案第43号

日程第38. 議案第44号

日程第39. 議案第45号

日程第40. 議案第46号

日程第41. 議案第47号

日程第42. 議案第48号

○議長（沖田 守君） 日程第29、議案第37号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてより、日程第42、議案第48号令和4年度津和野町水道事業会計予算まで、以上14案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第37号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてでございますが、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特例措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、県営農業競争力強化基盤整備事業に係る総合整備計画を定めたいので、議会の議決を求めます。

続いて、議案第18号でございますが、津和野町課設置条例の一部改正について議会の議決を求めます。

議案第19号でございますが、津和野町定住促進条例の一部改正について、議会の議決を求めます。

議案第38号でございますが、令和4年度津和野町一般会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ79億8,800万円とするものでございます。

歳出の主なものは、津和野町庁舎増築工事等総額2億6,070万7,000円、地方創生推進事業総額9,436万円、定住支援体制強化事業5,170万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進事業総額1億1,149万2,000円、病院等処遇改善に伴う繰出金7,992万円、中山間地域等直接支払制度事業総額5,605万2,000円、地籍調査事業総額8,489万6,000円、町道5路線改良事業総額1億5,358万3,000円、道路長寿命化対策事業総額6,579万7,000円、中座団地旧宅建設事業4,450万2,000円、津和野体育館舞台吊物機構改修工事4,292万9,000円、安野光雅美術館プラネタリウム改修工事3,443万円。

歳入の主なものは、町税6億2,547万8,000円、地方消費税交付金1億5,000万円、地方交付税41億3,000万円、国庫支出金7億3,689万1,000円、

県支出金5億5,823万2,000円、寄付金6,000万5,000円、繰入金6億448万8,000円、町債7億3,240万円でございます。

議案第39号でございますが、令和4年度津和野町国民健康保険特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億7,603万9,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、保険給付費8億2,848万8,000円、国民健康保険事業費納付金1億9,900万3,000円、保健事業費2,149万7,000円でございます。

歳入の主なものは、国民健康保険税1億2,826万3,000円、県支出金8億5,055万4,000円、繰入金9,713万9,000円でございます。

議案第40号でございますが、令和4年度津和野町介護保険特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億6,227万4,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、総務費3,469万6,000円、保険給付費12億3,140万9,000円、地域支援事業費9,443万円でございます。

歳入の主なものは、介護保険料1億9,909万2,000円、国庫支出金3億8,298万3,000円、支払基金交付金3億4,624万9,000円、県支出金1億9,484万1,000円、繰入金2億2,847万3,000円でございます。

議案第41号でございますが、令和4年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億2,480万7,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金3億2,062万7,000円、諸支出金290万6,000円でございます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料1億470万6,000円、繰入金2億1,690万1,000円でございます。

議案第42号でございますが、令和4年度津和野町下水道事業特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億6,521万7,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、下水道事業費1億6,965万4,000円、公債費1億9,556万3,000円でございます。

歳入の主なものは、使用料及び手数料6,180万6,000円、国庫支出金3,600万円、繰入金1億5,310万9,000円、町債1億1,300万円でございます。

議案第43号でございますが、令和4年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ378万4,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、農業集落排水事業費167万1,000円、公債費211万3,000円でございます。

歳入の主なものは、使用料及び手数料99万2,000円、繰入金279万2,000円でございます。

議案第44号でございますが、令和4年度津和野町奨学基金特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,217万5,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、奨学基金費1,217万5,000円でございます。

歳入の主なものは、繰入金696万円、諸収入521万2,000円でございます。

議案第45号でございますが、令和4年度津和野町診療所特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,695万3,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、総務費6,685万4,000円でございます。

歳入の主なものは、診療収入6,216万6,000円、繰入金318万2,000円、諸収入138万円でございます。

議案第46号でございますが、令和4年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億2,493万2,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、介護老人保健施設事業費3億105万5,000円、訪問看護事業費2,382万7,000円でございます。

歳入の主なものは、介護老人保健施設事業収入2億5,432万3,000円、訪問看護事業収入2,000万5,000円、繰入金5,006万4,000円でございます。

議案第47号でございますが、令和4年度津和野町病院事業会計予算についてでございます。

収益的収入及び支出予算総額を7億8,302万3,000円とし、資本的収入予算総額を2,429万円、資本的支出予算総額を4,382万円とするもので、不足する1,953万円を過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

歳出の主なものは、医業費用7億7,129万2,000円、医業外費用975万4,000円、建設改良費484万円、企業債償還金3,898万円でございます。

歳入の主なものは、医業収益6億2,191万3,000円、医業外収益1億6,111万円、企業債480万円、負担金1,949万円でございます。

議案第48号でございますが、令和4年度津和野町水道事業会計予算についてでございます。

収益的収入予算総額3億2,089万1,000円、収益的支出予算総額2億7,298万9,000円とし、資本的収入予算総額3億1,422万3,000円、資本的支出予算総額3億9,926万4,000円とするもので、不足する8,504万1,000円を現年度分損益勘定留保資金等で補填するものでございます。

歳出の主なものは、営業費用2億5,137万1,000円、営業外費用2,151万7,000円、建設改良費2億4,450万6,000円、企業債償還金1億5,458万6,000円でございます。

歳入の主なものは、営業収益1億6,128万4,000円、営業外収益1億5,960万円、企業債1億7,380万円、補助金6,951万1,000円、国庫補助金7,091万2,000円でございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま執行部より提案理由の説明がありました日程第29、議案第37号より、日程第42、議案第48号まで、以上14案件につきましては、冒頭、議会運営委員長より報告のありましたとおり、質疑を省略し、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中の審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） これに御異議ありません。御異議なしと認めます。したがって、議案第18号、議案第19号及び議案第37号より議案第48号まで、以上14案件につきましては、予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中の審査とすることに決しました。

お諮りをいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除く議員11名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認め、したがって、議長を除く議員11名を予算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任をお願いしたいと思います。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

午後2時13分休憩

.....

午後2時14分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

休憩中に予算審査特別委員会の正副委員長の選任をお願いしましたところ、委員長に5番、板垣敬司君、副委員長に3番、川田剛君が選任されました。

ここで予算審査特別委員長より自席で御挨拶を頂きたいと思います。

板垣敬司君。

○予算審査特別委員会委員長（板垣敬司君） ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長に選任を頂きました板垣でございます。

今後、予定どおり予算審査の上で執行部の皆様方には何かと公務御多忙の折、恐縮でございますが、各別の御協力を賜りますことをお願い申し上げまして、委員長就任の挨拶といたします。何とぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

なお、本日までに受理した請願及び要望書は既に配付のとおりであります。

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程全て終了いたしました。

本日は、これで散会といたします。

午後2時19分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

令和4年 第3回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第2日）

令和4年3月8日（火曜日）

議事日程（第2号）

令和4年3月8日 午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 町長提出第14号議案 令和2年度町道日原市街線旭橋耐震補強工事（第3期）請負変更契約の締結について
- 日程第3 町長提出第15号議案 令和3年度見晴らし広場解体工事請負変更契約の締結について
- 日程第4 町長提出第16号議案 津和野駅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第5 町長提出第17号議案 県指定有形文化財「旧津和野藩家老多胡家表門」の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第6 町長提出第20号議案 津和野町お試し暮らし住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第7 町長提出第21号議案 津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 町長提出第22号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 日程第9 町長提出第23号議案 津和野町小さな拠点づくり推進基金条例の一部改正について
- 日程第10 町長提出第24号議案 津和野町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について
- 日程第11 町長提出第25号議案 津和野町斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第12 町長提出第26号議案 津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第13 町長提出第27号議案 県指定史跡「津和野藩校養老館」の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第14 町長提出第28号議案 益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第15 町長提出第29号議案 令和3年度津和野町一般会計補正予算（第9号）

- 日程第 16 町長提出第 30 号議案 令和 3 年度津和野町介護保険特別会計補正予算
(第 4 号)
- 日程第 17 町長提出第 31 号議案 令和 3 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算
(第 4 号)
- 日程第 18 町長提出第 32 号議案 令和 3 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 19 町長提出第 33 号議案 令和 3 年度津和野町診療所特別会計補正予算 (第
2 号)
- 日程第 20 町長提出第 34 号議案 令和 3 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会
計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 21 町長提出第 35 号議案 令和 3 年度津和野町病院事業会計補正予算 (第 3
号)
- 日程第 22 町長提出第 36 号議案 令和 3 年度津和野町水道事業会計補正予算 (第 4
号)
- 日程第 23 発議第 1 号 ロシアによる侵略行為に対する非難決議 (案) の提出につ
いて
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 14 号議案 令和 2 年度町道日原市街線旭橋耐震補強工事 (第
3 期) 請負変更契約の締結について
- 日程第 3 町長提出第 15 号議案 令和 3 年度見晴らし広場解体工事請負変更契約の
締結について
- 日程第 4 町長提出第 16 号議案 津和野駅の設置及び管理に関する条例の制定につ
いて
- 日程第 5 町長提出第 17 号議案 県指定有形文化財「旧津和野藩家老多胡家表門」
の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 6 町長提出第 20 号議案 津和野町お試し暮らし住宅の設置及び管理に関す
る条例の一部改正について
- 日程第 7 町長提出第 21 号議案 津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改
正について
- 日程第 8 町長提出第 22 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給
条例の一部改正について
- 日程第 9 町長提出第 23 号議案 津和野町小さな拠点づくり推進基金条例の一部改
正について

日程第 10 町長提出第 24 号議案 津和野町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について

日程第 11 町長提出第 25 号議案 津和野町斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 12 町長提出第 26 号議案 津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第 13 町長提出第 27 号議案 県指定史跡「津和野藩校養老館」の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 14 町長提出第 28 号議案 益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について

日程第 15 町長提出第 29 号議案 令和 3 年度津和野町一般会計補正予算（第 9 号）

日程第 16 町長提出第 30 号議案 令和 3 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 17 町長提出第 31 号議案 令和 3 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 18 町長提出第 32 号議案 令和 3 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 19 町長提出第 33 号議案 令和 3 年度津和野町診療所特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 20 町長提出第 34 号議案 令和 3 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 21 町長提出第 35 号議案 令和 3 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 3 号）

日程第 22 町長提出第 36 号議案 令和 3 年度津和野町水道事業会計補正予算（第 4 号）

日程第 23 発議第 1 号 ロシアによる侵略行為に対する非難決議（案）の提出について

出席議員（12 名）

1 番 草田 吉丸君

2 番 米澤 宏文君

3 番 川田 剛君

4 番 道信 俊昭君

5 番 板垣 敬司君

6 番 丁 泰仁君

7 番 御手洗 剛君

8 番 三浦 英治君

9 番 寺戸 昌子君

10 番 後山 幸次君

11 番 岡田 克也君

12 番 沖田 守君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 中田 紀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	下森 博之君	副町長	……………	島田 賢司君
総務財政課長	……………	岩本 要二君	税務住民課長	……………	山本 慎吾君
つわの暮らし推進課長	……………				宮内 秀和君
健康福祉課長	……………	土井 泰一君	医療対策課長	……………	清水 浩志君
農林課長	……………	益井 仁志君	商工観光課長	……………	堀 重樹君
環境生活課長	……………	野田 裕一君	建設課長	……………	安村 義夫君
教育次長	……………	齋藤 道夫君	会計管理者	……………	青木早知枝君

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） 皆さん、おはようございます。引き続いてのお出かけ、ありがとうございます。

これから2日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は、全員の12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、7番、御手洗剛君、8番、三浦英治君を指名します。

日程第2. 議案第14号

○議長（沖田 守君） 日程第2、議案第14号令和2年度町道日原市街線旭橋耐震補強工事（第3期）請負変更契約の締結について、これより質疑に入ります。

ありませんか。後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） 一、二点、お伺いしたいと思います。

この落橋装置が10基と水平力分担装置6基、支承ゴムが12基あったんですが、これの部品が受注生産になって、大変、コロナで心配されておりましたが、これが間に合

って、工期内にできたということになると思いますが、その辺は大変良かったなというふうな感じはしておりますが、今回、この工事の変更は、橋梁の補修工の断面修復工事が2平米、表面方向が8.26平米で金額も500万円からの増額になっておるわけですが、この変更理由が大変気になっておるんです。足場を設置後、橋梁の状態を詳細に確認したところ、コンクリート桁及び床版の破損が著しく進行していることが判明し、これに対処するため、断面修復工及び表面保護工の対策が必要となったとこのような説明書きがついております。

今、津和野町には橋が145橋あります。日原町にも旭橋を含めて112橋あると思っておりますが、数年前から橋梁の老朽化工事点検調査が既に完了しておるのではないかというふうに思いますが、今回の旭橋のA1からP1の1径間の表面保護工、820平米の破損箇所、これを点検調査で見落とししたことになるわけですが、また、設計のときにこれをなぜ気がつかんかったのか。今回の変更でこれが上げられておりますが、その点についてどのような理由で今回の変更になったのか、誰がこれをその変更のこの場所を、これだけのものを追加工事をするのに誰が発見されたのか、「損傷が激しい」というふうに書いてありますので、施工業者が足場をかけて施工業者が見つけたということになるんですが、それでいいんですかいね。そこのところをお聞かせいただきたい。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） ただいま御質問がございました変更理由でございますけれども、その変更の期日におきまして足場設置後に確認してコンクリート桁と床版の損傷が初めて確認されたような表現になっておりますが、御指摘いただきましたとおり、請負業者がその場で初めて損傷を発見したということではございません。先ほど議員お話がございましたとおり、橋梁点検の段階で一定の対策の必要性は認められておりました。また、その後の実際の実施設計業務におきましても対策の必要は認められて、その辺は当初から認識はしておった部分でございます。

その点につきましては、ほかの工事のように、掘削して岩盤が出たからとかそういった類いのものではございませんので、こちらの表現のほうが適切でなかったのではなかったかなと思っているところでございます。

この設計につきましては、平成25年度に実施設計を行っているものでございまして、それから時間がかかり経過しておりますので、こちらの発注者の思いといたしましては、現場で足場を設置後、改めて損傷の程度を確認の上、施工したいという思いからそういった表現になりました。

そういったことから、議員お話のとおり、当初から計画から上げるべきではなかったということにつきましては、その点につきましては、私のほうもそのように今思えば考えておるところでございます。

今回、そういったことで断面修復工と表面保護工の追加を作図で頂くものでありますが、この施工によりまして橋梁の耐震補強がより強固なものになるということでございますので、この変更内容につきましては、ぜひ御了承いただきたいと思っておりますのでございます。

また、この追加工事について詳しく御説明させていただきますと、断面修復工が2平米といったことでちょっと数字的には少ないものになっておりますが、実際の内訳は車道部が16か所1.37平米、歩道部が10か所0.48平米の合計26か所を施工したものでございます。

表面保護工につきましては、先日、御説明いたしましたとおり、コンクリート桁及び床版部分で826平米ということでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） これだけの面積が1径間が幅が旭橋で6メートル64センチあります。この1径間というと31メートル、17センチ5ミリ。1径間がですよ。これだけの面積のものが破損したところ分らんかったちゅうようなのはいかなもんかと思いますが、これは当初設計でこれは入れておくべき工事であったというふうに私は思うんですよ。というのは、桁でも6本あるんですよ、桁がね。それが両方で1メートル25高さがありますね。それを全部モルタルで保護するわけでしょう。このことが初めから分かっておらんようなことは絶対ありません。橋梁点検でこういうものはもう分かっておったはずですよ。それが当初設計に上げんこう今回変更で上げられるというのはおかしいということ言うてるんですよ。

さっき課長も言われましたが、若者定住の木部の建物が建ったときも基礎を掘ったら異物が出てきた、それで変更した。ここの前の、診療所でもそうじゃないですか。基礎工事をやって、この基礎をやろうと思うて掘ったら異物が出てきたというんで変更したというんなら分かるんですよ。じゃあ、こういうふうに初めからこれだけの1径間、これだけのもんが変更で傷んだところが分かりましたという、その理由がおかしいということ言いよるんです。当初からこれは本当は当初の設計に上げておくべき数量だと思ってるんですが、もう一回それをお聞かせください。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） 今、御指摘いただきましたとおり、やはりこれだけの工種でございまして、金額的にも大きいものでございますので、当初で上げるべきではなかったかなと今思えば考えておるところでございます。

先ほども申し上げましたが、また足場設置後時間がたっておりますので、確認したいということがありまして、この1径間でございますので、面積は変わるものではございません。だから、当初で一旦計画を上げさせていただきますして、損傷の具合をもって施

工方法が若干私も詳しいことは分かりませんが、工法が塗る、材料が変わるとか、いろんなことが想定されたかもしれませんが、ある程度、当初の計画で出した上、わずかな変更、材料等の変更につきましては、変更の設計で対応すればよかったかなと今思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） いいですか。

ほかにありますか。

ほかにありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第14号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

念のため申し上げます。押しボタン式による表決において、所定の時間内にボタンを押されなかった場合は申合せ事項により棄権とみなすこととなっております。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第14号令和2年度町道日原市街線旭橋耐震補強工事(第3期)請負変更契約の締結については原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君

川田 剛君

板垣 敬司君

御手洗 剛君

寺戸 昌子君

岡田 克也君

反対（0名）

米澤 宏文君

道信 俊昭君

丁 泰仁君

三浦 英治君

後山 幸次君

日程第3. 議案第15号

○議長（沖田 守君） 日程第3、議案第15号令和3年度見晴らし広場解体工事請負変更契約の締結について、これより質疑に入ります。

ありませんか。いいですか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第15号を採決します。

本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第15号令和3年度見晴らし広場解体工事請負変更契約の締結については原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君

米澤 宏文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

日程第4. 議案第16号

○議長（沖田 守君） 日程第4、議案第16号津和野町駅の設置及び管理に関する条例の制定について、これより質疑に入ります。

ありませんか。

3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） すみません。確認させてください。

第2条のところの施設概要、ここが設置及び管理に関する該当箇所になると思うんですけども、津和野駅全体を見たときに、その改札を越えてからいわゆるホームに入っていくと思うんですけども、そこはもうJRの管轄ということで、例えば、2番乗り場、3番乗り場のところのホームに、例えば、キヨスクのような商業的な施設、スペースを置くといってもこの条例には該当しない、あくまでもこの条例に書いてある使用料というのは待合室ですとか、そういったところのみという考え方でいいのか。どこからどこまでがこの条例の対象施設に当たるのかを詳しくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） JR津和野駅舎の指定管理に関する対象部分でございます。現在、工事をしております駅舎本体のところを対象部分になりまして、駅の改札を抜けて町側に入ったところと、その駅の前の広場のところがあります。それが将来的にイベント等をする場所のスペースになりますので、ここも指定管理の対象になります。

ただ、しかし、改札を抜けて向こう側、JR側のホームのほう、これについては対象となっております。JR管轄の部分になりますので、そちらのほうにつきましては、お店等を設置する場合とか、ほかの行為をする場合については全てJRの許可、管理内に入るということになります。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） いわゆる跨線橋、あそこにはポスターとかいろいろと貼ってあります。そういったところで、イベントか何かで津和野町が何かする場合は、やはりそこはJRとの協議が必要だという認識でよろしいでしょうか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） おっしゃるとおりでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 第7条の3番の「利用料は特別に掲げる基本料金に0.8を乗じた」というところなんですけど、これはどういう場合を想定してこういうことになるのかというのと、もう一つ、最後のページの上から2行目の「その他必要は費用な利用者が」となっているんで、ちょっと日本語になっていないかなと思うんですけど、その辺、よろしくをお願いします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） まず、第7条のところでございます。ここにおきましては利用料についてのことが書いてありますが、ここの基本料金に0.8、もしくは1.2を掛けたもので利用料を決めるということ、幅を持たせてあります。

今回のここのJRの利用料につきましては、建築費、改築費、こちらのほうから算出した数字の部分と、土地の評価額のほうから算出した数字の部分で年間の利用料を設定しているということでございます。

ただ、もともとはここは前に店舗があった部分にもかかるところなんですけど、もともとの利用料については、以前の方はJRのほうには売上げに応じた金額で支払いをしていたという事実があります。こちらのほう、平成30年の数字を参考にしつつ、評価額を基に算出したわけですが、30年のその売上状態が良かったのか悪かったのか、今から売上げの上昇・下降ということも考えられます。今後、JR駅を例えば指定管理をお願いした場合、そこには店舗の利用料についてある程度柔軟に対応できるような、その売上げに応じてある程度対応しているような部分を含ませて利用料金を考えたところでございます。

以上でございます。

もう一つのところでございます。

こちら、議員御指摘のように日本語になっていないということで「その他、必要な費用な」ではなく「必要な費用は」ということでございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） ほかに。米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 別表ですが、商業施設1平米当たり月額3,400円、これは、前、キヨスクといいますか、物販が入ったり、うどん屋が入っていたと思うんですが、そういうところのことでしょうか。それとも、駅の2階の部分でしょうか。ここで何平米ぐらいでしたかいね、今、計画で。商業施設。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） 計画での商業施設の面積は、資料が今ないところでございますが、もともとの商業施設、小売店とおそば屋さんがあった部分の面積につきましては約18平米となっております。

ここでいう別表の商業施設という部分につきましては、おっしゃるとおり、以前、小売をしていたところとおそば屋さんをやっていたところの部分ということで、全体としては18平米より広い面積を想定しているわけなんですけど、通路等の確保が必要になりますので、新しい駅舎の店舗部分につきましても、大体、面積的にはこれと同じような規模になろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宏文君） 以前、募集しても1件もなかったという、うどん屋さんも辞退されたと。入る予定もあるというか、希望者がおられるのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） 駅舎の店舗部分についてはまだ募集をしていないところでございます。今から募集の準備をして完成に向けて募集をしていきたいと考えております。

店舗部分のこの利用料につきましては、先ほど御説明しましたが、以前の売上金額を参考にしながら設定しておりますので、利用料としては高過ぎず低過ぎずということで認識しております。ですので、募集をするとどちらかが、誰かが広く募集をすると応募していただけるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） 今、同僚議員が質問しましたが、商業施設のところは、大体、それでは18平米ぐらいは借りるということになるんですかいね。元は18平米ぐらい貸しとったんでしょう。そのぐらいの面積なら借りられるわけですね。そうすると相当な金額になりますね。そのところはいかがなもんかと思いますが。

この回廊の仕様が書いてあるんですが、回廊へなんかするというとどういうものを商業施設という、商業という。施設ということではなしに、何ですか、野菜でも何でも売ろうというふうな計画でそこへ店舗を出すというふうなことも認めていただけるわけでしょうね。それが回廊を使うてもいいということであろうと思うんですが、あの狭い回廊でこれの店を出して大丈夫なんですか。1平米が1,000円ですか、町内利用者はね。それじゃけえ1平米というのは何ぼもありやしませんのじゃけ店舗をするちゅうてもだいしょう広いところになろうと思いますが、それもう許可するわけですね。回廊の中でいいんですね。それをお答えいただきたい。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） 店舗部分につきましては、ある程度固定して継続的に販売をするお店というふうな考え方を持っております。それから、待合室、もしくは回廊部分でございますが、これにつきましては継続的というよりも、例えば1日のイベントとか短期的なものを想定して、その中でお店を募集してにぎわいをつくっていくということで、当然、通路の幅とか安全上の措置等がありますのでお店の規模、大きさも制限はさせていただくような形になると思いますが、おっしゃれるような形でお店も出せるということで想定しております。

以上です。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第16号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れないか確認をしてください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第16号津和野駅の設置及び管理に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君

川田 剛君

板垣 敬司君

御手洗 剛君

寺戸 昌子君

岡田 克也君

反対（0名）

米澤 宥文君

道信 俊昭君

丁 泰仁君

三浦 英治君

後山 幸次君

日程第5. 議案第17号

○議長（沖田 守君） 日程第5、議案第17号県指定有形文化財「旧津和野藩家老多胡家表門」の設置及び管理に関する条例の制定について、これより質疑に入ります。

ありませんか。2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 「旧津和野藩家老多胡家表門」は随分前からあるわけですが、このたび、このような条例制定はどのような理由からでしょうか。

それと、利用料が載っております。南棟、北棟。南棟については以前住宅として貸し出していたと思うんですが。それと、とても貸し出せるような建物状態ではないと思うんですが、このような料金表がついております。北棟については、扉は開きませんが、整備されておりますが、南棟、つまり城山側は倉庫の状態になっておりますが、このよ

うなものをどのような人が借りられるのか。希望者でもあったのでしょうか。借りているんなことに使うようなことはできんような状態だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 今の御質問ですけど、二つの質問を一緒にお答えする形になろうかと思えますけども、実際にこの多胡家の表門につきましては、多胡さんが所有をされておられました。それが町のほうに寄附という形で移行になりました。

多胡さんが所有をされているときから、あの今の南棟を民間の業者さんが倉庫として使われておられました。名義が町に移った段階でそのことを町のほうも十分把握はしておりませんでした。多胡さんのほうも町のほうには寄附をしたということとその民間業者さんのほうにはあまり説明されていなかたようで、それで業者さんが町に変わった段階で業者さんと話をして、引き続き使いたいということではあったんですが、ちょっと料金的な話とか、若干、折り合いがつかないことがございまして、今日まで来たんですけども、去年の暮れ、業者さんとお話をしまして、料金的なところも一応話がついたということで、それで、現状ですと、今、貸す形になっておりませんでしたので、料金が取れないし、貸すこともできないという形でしたので、今回改めて条例を設置して、貸出しができる、料金も使用料が取れるという形にしたものでございます。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） つまり、住宅としての貸出し可能ということですか。あとは、いろんな商業とかいろいろなことで使うということだけでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 以前、住宅として貸出しをしていたというのは私も存じておりませんが、知っておりますのは、あそこに具体的に申し上げますと、源氏巻屋さんがございます。竹風軒さんがございますが、その資材、資材と申しますか、商品とか、そういったものを置く倉庫としてずっと使用されていたということでございます。今後も使い方としてはそういう形で物見のほうについては使う形になろうかと思いません。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第17号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自、自分が押したボタンのライトが点灯しているか、確認をしてください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第17号県指定有形文化財「旧津和野藩家老多胡家表門」の設置及び管理に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君

米澤 宥文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

日程第6、議案第20号

○議長（沖田 守君） 日程第6、議案第20号津和野町お試し暮らし住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。

ありませんか。3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） すみません。1点、このお試し暮らし住宅の利用の状況といたしますか、これはどれぐらいの方々が利用されているのか、お尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 今、具体的な利用人数は、すみません、手元にございませませんが、現在も今左燈のお試し暮らし住宅、それから、森村の住宅等も人が入っておりますので、長い人は1年以内で借りることができますので、長期の方が3か月とか半年とかというスパンで借りていらっしゃる方もいらっしゃいます。ちょっと利用人数については今手元にございませぬ。申し訳ございませぬ。

以上です。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第20号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第20号津和野町お試し暮らし住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君

米澤 宏文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

日程第7. 議案第21号

○議長（沖田 守君） 日程第7、議案第21号津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。

ありませんか。寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 改正後の案のところなんですが、第2条の。どうなるのかな、これ。（3）の（1）になるんですかね。その中に第2条、その中の3行目に「第2条の4の規定に該当する場合にあっては」とあるんですが、この第2条の4のことがよく分からないので、それを教えていただきたいのと。あと、その改正の案の一番最後のところにある（1）（2）のところなんですが、「職員に対する育児休業に係る研修の実施」、それから「育児休業にかかる相談体制の整備」とあるんですが、これは当然今までも行われていたんだと思うんですが、その辺のところをお聞かせください。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、最初の御質問であります第2条の4ということで、ちょっと読み上げさせていただきたいと思います、条文のほうを。申し訳ございません。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は「1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため非常勤職員が当該の子が1歳6か月に達する日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合にあっては次の各号いずれかに該当する時とする」ということで、非常勤職員の方のいわゆる、何と申しますか、非常勤職員の方のいわゆる育児休業をすることができない職員について、詳細をここで定めるということでございます。

ちょっともう少し内容については、ちょっと勉強不足でございまして、また、御説明させていただけたらというふうに思います。

それと、周知ということでございますけれども、改めて条例上にこういった規定を設けたということでございますので、そういった御理解をお願いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第21号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第21号津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君

川田 剛君

板垣 敬司君

米澤 宏文君

道信 俊昭君

丁 泰仁君

御手洗 剛君
寺戸 昌子君
岡田 克也君
反対（0名）

三浦 英治君
後山 幸次君

日程第8、議案第22号

○議長（沖田 守君） 日程第8、議案第22号津和野町非常勤職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について、これより質疑に入ります。

ありませんか。

3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 説明の中で支給について定めがなかったという御説明だったと思うんですけども、これは法定外の支給といいますか、報償として支払いがされていたのか、それともこれは本来報酬として支給しなければいけない、いわゆる協議会、何か法律で定められていたものがあつたのかどうか、いわゆる法律で定められた協議会なのか、それとも津和野町が独自に定めている協議会なのか、それで支給はどのようにされていたのか、していなかったのか、報償としてされていたのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） この安野光雅美術館協議会につきましては、町として条例で定めたものでございます。

これまでのことですが、理由については私も定かではないんですけども、支払いがされておりました。

○議長（沖田 守君） 3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 無償でやっていただいていたということになるんだと思うんですが、これまでの部分というのは当然お支払いすべきかなと思ったりもするんですが、その辺りについてこれまでの部分はもう無償という御理解をしてもらうのか、それとも、遡ってそういったものをお支払いするのか、その点、相手があることですので、難しいかとは思いますが、どのような考えでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） これまでの協議会の委員さんといいますのが、まず、安野先生、それから町長、それから、教育長ともう一人、民間代表ということで前教育長という形の4名が協議会の委員ということでやっておりましたので、想像するところでは前教育長ですので、支払いのは御容赦くださいというのは想像ですけども、それで、これからにつきましては、基本的にはもうお支払いはしないということで。

今回、4月1日から改めましてまた新たに民間の方も入っていただく方向で今調整をしておりますので、4月以降の新しいメンバーについては支払いをするという形で進めていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第22号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第22号津和野町非常勤職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君

米澤 宏文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

日程第9. 議案第23号

○議長（沖田 守君） 日程第9、議案第23号津和野町小さな拠点づくり推進基金条例の一部改正について、これより質疑に入ります。

ありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第23号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。確認をしてください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第23号津和野町小さな拠点づくり推進基金条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君

米澤 宥文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

日程第10. 議案第24号

○議長（沖田 守君） 日程第10、議案第24号津和野町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第24号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。確認してください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第24号津和野町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君

米澤 宥文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

日程第11．議案第25号

○議長（沖田 守君） 日程第11、議案第25号津和野町斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。

ありませんか。ありませんね。いいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第25号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。確認をしてください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第25号津和野町斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君

川田 剛君

板垣 敬司君

御手洗 剛君

寺戸 昌子君

岡田 克也君

反対（0名）

米澤 宏文君

道信 俊昭君

丁 泰仁君

三浦 英治君

後山 幸次君

日程第12. 議案第26号

○議長（沖田 守君） 日程第12、議案第26号津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、これより質疑に入ります。

ありませんか。いいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第26号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第26号津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君

米澤 宏文君

川田 剛君
板垣 敬司君
御手洗 剛君
寺戸 昌子君
岡田 克也君
反対（0名）

道信 俊昭君
丁 泰仁君
三浦 英治君
後山 幸次君

日程第13. 議案第27号

○議長（沖田 守君） 日程第13、議案第27号県指定史跡「津和野藩校養老館」の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。

ありませんか。

2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 第8条第1項中、北棟を南棟に、南棟を北棟並びに養老館土蔵に改めるとあります。南北を逆にする意味と、次のページの、新旧対照表においても、現行、それから改正後の南棟、北棟、そのままですが、どういうことでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） この第8条だけがよく読んでおりましたら、ほかのところは全部「南棟」「北棟」という書き方がしてあったのですが、この8条のところだけが「北棟」「南棟」という形で書いてありました、元の条例がそうになっておりましたので、今回、改正に合わせまして表現方法を統一したということでございます。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 私の解釈が悪いのかもしれないけども、北棟を南棟に、南棟を例えば北棟に改めると。新旧対照表を見るとそのままですよ。改まってないんだけど。私の見方が悪いのかな。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 第8条ですよ。第8条のところの、元々の、元の条例が「養老館校舎（武術棟）の北棟及び南棟」というふうになっておりました。ほかの条例のところは「南棟及び北棟」という形の表現をずっと使っておりましたので、この8条についてのみ「北棟、南棟」という表現を「南棟、北棟」という順番に並びかえて整理をしたということでございます。

○議長（沖田 守君） 米澤君、よろしいですか。納得いきましたか。

草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 消防法についてお聞きしたいと思いますが、武術棟とかがありますが、これは中でいろんな柔道とか剣道とかそういったある程度動きがあるような、そういったことにもこれは使えるということによろしいでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 武術棟も、今、そのまま復元して下をたたきにしたところがございすけれども、こちらについては、今も、何といたしますか、やろうと思えば武術の練習も。希望があればそれは可能だと思っておりますけれども、反対側の南棟、すみません。北棟か。

それにつきましては板が貼ってありまして、活用の方向で。元々そちらについてはサイズが切り詰められていたという形もあったもので、復元ではなく、活用の方向で修復を行いました。そのため、会議ができるように、もともとたたきであったところを板の間にしておりますので、天井も貼っておりますので、実際にそちらで、元々は剣術教場だったんですけれども、もともとは剣道等をやろうと思いと、他に天井に当たったりとか、そういったことがあろうかと思っておりますので、実際にそちらのほうを使うのはちょっと難しいかと思とすけれども、南棟のほう、今のたたきにしてある部分につきましては、仮にそういう御希望があれば、オープニングのときにも槍術の、益田のほうから来ていただきまして、槍術の演武をしていただいたという経緯もございすので、そういった希望があれば、そちらのほうには使用が可能でございす。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

米澤君、先ほどの質問はいいね、あれで。米澤君、納得ね。

ほかにありますか。

10番、後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） 終わりのところで、基本料金の表がありますね、これは1時間か、1日か、この単位が書いていないんじやが、これはどうでございすか。200円が1時間か、400円が何ぼかちゅうのは。

表に書いてない。ありますか。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） すみません。分かりづらい表現になりましたけども、最初の200円、例えば、養老館管理棟1階の部分の200円の部分が1時間当たり、それから次のところが5時間まで、それから1日当たり、それから1週間当たりという単位になります。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第27号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第27号県指定史跡「津和野藩校養老館」の設置及び管理に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君

米澤 宥文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

日程第14．議案第28号

○議長（沖田 守君） 日程第14、議案第28号益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について、これより質疑に入ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第28号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第28号益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更については原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君

米澤 宏文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

○議長（沖田 守君） それでは、ここで10時20分まで休憩といたします。
午前10時00分休憩

.....
午前10時18分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第15. 議案第29号

○議長（沖田 守君） 日程第15、議案第29号令和3年度津和野町一般会計補正予算（第9号）、これより質疑に入ります。ありませんか。

3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 質問いたします。31ページであります。

諸費の委託料に二酸化炭素排出抑制対策事業委託料、それと、歳入15ページにも歳入で挙げられておりますが、この時期のこの3月の補正におけるタイミングというのはいわゆる国の補正の関係なのか、このタイミングでの宣言というのはどういったものなのかというのをまずお尋ねをいたします。

それと、ページ数が79ページであります。

地籍調査事業費の一筆地調査委託料が3,500万円上がっております。これも同様にこの時期での3,500万円の増額補正というのはどういった理由からこの時期に上げられたのかというのをお尋ねいたします。

続いて、91ページ、公園費であります。施設の改修ということなんですけども、カントリーパークのどこの部分のどういった施設の改修を行うのかをお尋ねいたします。

以上です。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 初めに、諸費の999万9,000円の件でございますが、この時期の補正となりましたのは、これは国の補助事業によるものです。なぜかと申しますと、令和4年度、今回、町長がこの3月議会において施政方針でゼロカーボン宣言を出しましたが、それに伴いまして令和4年度で本来なら二酸化炭素排出抑制対策事業補助金をエントリーする予定でありましたが、来年度になりますと国の補助率が今10分の10から4分の3に下がるというような情報が入りましたものですから、今回、この補助率のいい今年度に補正いたしまして繰り越して来年度に回したいという考えで今回上程させていただきました。

以上です。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） 79ページの地籍調査事業でございますが、その一筆調査委託料等でございますが、これも国の方の令和3年分の補正予算ということで、その辺が計上されておりまして、そのぶん町に対してどうかということがありましたので、3,500万円、これは国の追加補正分でございます。これを繰り越しでということで、今、事業を実施するというところで見込んでおるところでございます。

続きまして、91ページ、公園費に関する部分でございます。

工事請負費が減額になっている部分につきましては、カントリーパークの芝生広場の施設が劣化しとる部分を更新する意味も含めまして、今、業務委託に出しているところではありますが、先日の議会のほうでもこの整備につきまして御質問を頂いておりますので、改めて業務の中で再考いたしまして、令和4年度で対応させていただきたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 89ページ、土木費ですが、中座の工事に関して解体工事と敷地造成工事費を合わせまして2,498万ですか、減額になっておりますよね。これだけの減額が出るというのはどういうふうにしてこういうのが出たのか、それと、この減額された金額は当初落札された金額から工事が終了した場合、この金額を引いた分をお支払いするわけですよね。ちょっとそこも確かめたい。

それから、3点目は、これだけ差が出るということは、もし、その行政側で最低見積価格にちょっと甘さがあったんじゃないかなという疑念を抱くんです。初めからこれだけ額が減額されるんなら入札価格にも影響したんじゃないかなと。初めの価格からそれを引いたものを最低入札価格にすれば、例えば、ほかの業者がそこを落とすとつたらそっちへ回ったということになるんじゃないかなと思うんですけど、ちょっとそれは私がちょっと疑念だと思うんですが。そこら辺をちょっとお答えください。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） 中座団地に関する委託料でございますが、これはもちろん当初予算で計上させていただきまして、実際、入札減等もございますし、やはり業務のほうでちゃんと積算したものと、金額的な隔たりがあった部分を認めざるを得ないと思っているところであります。

また、先ほどの積算と最低価格と申されましたが、そういったものの甘さがあるんじゃないかということでありましたが、これにつきましては、県の基準を基にした積算システムにおいて積算しておりますので、予算と隔たりはございますけど、うちのほうの積算の仕方といたしましては、適正に処理しているものと思っているところでございます。

また、予定価格、最低制限価格等につきましては、それぞれの基準を基にこれも設定しておりますので、その辺につきましても適正なものであると考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） ちょっと聞こえにくかったんですが、大体分かりましたが、一応、減額された金額を引いて、工事が終了した場合は、お支払いするんですね。そこはどうか。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） 今、議員が申されましたこれを引いてというのではございませんで、当初、うちが設計したものと入札で業者が札を入れたものがございます。その落札率がございますので、それを基に計算をしておりますので、それを引いたものという解釈とはちょっと異なりますけど、入札において決定した額を基に最終的に精算する予定としております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） ちょっとあまりよく理解ができない。要するに、落札価格はそのままお支払いすると。今、減額が出ても。それは変わらないということなんですね。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） この減額につきましては、入札されて、その業者のほうにこの部分を減額してお支払いをするということでございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 先ほどちょっとありましたが、31ページの二酸化炭素排出抑制対策事業、これはどのような抑制の対策をするのか。そして、91ページの

カントリーパーク、先ほども質問がありましたが、この計画、全協でしたか、があったときにちょっと見に行きました。テニスコートの山の上です。これは子どもが誰も行きませんような、本当に駐車も三、四台。救急車も行かれない。そういうようなところで、これをやめられるということは非常にいいと思います。山の上なので、クマやサルが出るようなところなんです、これはまたカントリーパーク、平地の部分のほうに考えられておられるということでしょうか。

それから、先ほどの丁議員の質問と同じようなものなんですが、97ページ、津和野中学校のプールの整備ですがね。ほぼ工事が終わっていますが、2,569万もの減額になっておりますが、この説明をお願いします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） この二酸化炭素排出抑制対策事業の委託料でございますが、どのようなことをするのかというのを今後決めるための計画づくりのための委託料というふうにお考えいただければと。具体的な、木質バイオマスガス化発電稼働いたしますが、そうしたことを踏まえて二酸化炭素の排出抑制をしていくための計画作りということでございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） 公園のところ、先ほどのカントリーパークの工事にかかわる部分でございますが、議員御指摘いただいておりますとおり、その当該箇所はカントリーパークより上の部分でございます。そこの整備ということで、計画をしておるものがございますが、そこにターザンロープとかだいぶ経年劣化した施設がございます。これの撤去につきましては、やはり実施しないと利用されるお子さん達がけがをはいけませんので、計画をしているところでございます。

それと、その撤去だけではどうしても事業として費用対効果を見込まれませんので、新たな施設ということで、前回の議会のほうでも御指摘いただきましたので、再考いたしまして、また、場所につきましては、今、検討中でございますが、芝生広場も含めた整備ということで計画をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 教育諸費の今の工事費の減額につきましては、議員さん言われましたとおり、津和野中学校のプールの解体工事になります。

解体工事については、ちょっと実際にやってみないと工事費が膨れる場合もあったり、中に変なものがあったりしたら膨れる場合もありますので、予算的にかなり余裕を持って組んでおりましたが、結果的にそれほど追加しなくちゃいけないものがなかったので、これだけ今回減額させていただくというものでございます。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 次長の答弁を頂きましたが、減額されるのは非常に歓迎いたします。追加よりは随分いいのです。

以上です。

○議長（沖田 守君） 板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 5番。ページは32ページのいわゆる定住対策の関係の定住支援体制強化補助金というのが金額的には大きなものが減額されていますが、これの背景を少し説明を頂きたいということと、それから、柚の里の施設の関係で大体委託料というのは年度当初に委託料というものを定めて契約をされて、それがそのとおり遂行されるものと感じておりますが、途中で減額されているということは、入札があるわけでもないと思うんですけども、除草なり管理を誰もせんようになった、そういう事情があるのかなと思ったりもしますが、この辺はどういう柚の里に対する状況をちょっとお知らせいただきたいと思います。それと、最後に35ページのいろいろと地方創生ですかいね。サイクリングの関係で企画・造成委託料がガイドツアー養成委託料からその造成委託料に変わり、養成委託料から造成委託料に変わり、何かいろいろと委託料があちこちに動いておりますが、この辺はどういう事情で、それでこの更にもう一つのシェアサイクルプログラム実証実験委託料というもの、これは去年からやっとなる部分じゃないかと思うんですが。去年度もあったんじゃないかなと思いますが、この進捗状況はどういう状況にあるのか、ちょっとお聞かせを頂きたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） まず、1点目のマイナス2,148万1,000円の件でございますが、これは空き家改修費の補助金でございます。

県の補助事業を使いまして、5分の4補助で空き家を改修していくという補助事業でございますが、当初、この空き家改修を6軒を予定しておりました。しかしながら、県の補助金の枠が3軒分しかつかなかったために、このような3軒分の減額補正予算というふうになったものでございます。

その次に、柚の里の減額理由でございますが、その背景につきまして、これまで横道自治会のほうで今の柚の里の施設管理をお願いしておりましたが、今、横道自治会のほうでなかなか難しいというような今年の年度当初いろいろと相談がございまして、現在、シルバー人材センターのほうにその管理を委託していおるといような状況になっております。

そうしたために、当初の見積りより減額を生じたというふうに御理解を頂けたらと思います。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） サイクリングガイドツアーに関してでございます。おっしゃられるように、ガイド養成等の委託料が企画・造成、それと、ガイドツアーの

PR画像作成とプログラムの実証実験ですか、これが事業システム導入委託料ということで、組替えを行っているところでございます。

これにつきましては、実際、当初で想定していた契約の形をまとめたような形にしまして、実際の契約の部分と同じ項目だけとさせていただいたということでございます。

それと、サイクリングガイドツアーにおきましては、今までも実際にやってきたところでございますが、今年度、もしくは来年度以降も引き続き実施するというところで考えております。

まず、ツアーの造成ですね。今まで何本かやってきたところですが、これにつきましては今年度については6本をつくっているところ、それと、それに対してウェブ広告とか、ネットで広告を出すとか、PRをするとか、そういったような部分の予算を考えております。

それと、実証実験についてでございますが、これにつきましては、6本をつくったガイドツアーのモニターをするなどして、どういう方が利用するかとか、どういうふうにご利用されるかといったような、そういったところを実際に先ほど言いましたモニターを利用してやっていくということでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） この委託料というのは、委託先というのはあれですか。やはり今1社だけに委託してこのいろんなメニューがありますけども、1社だけが請け負いで、委託先はそうなっているんですか。それで、モニターということで、やはりモニターツアーということになれば、よそから一緒に連れてこられて、モニターの体験活動をしてもらえるんじゃないかと思えますけど、地元の間人もそれに加わって一緒になって体感をしながら最終的にそのツアーを造成するようにしないと、ただ、それで良かった、良かった、楽しかった、おいしかったと、どうもそのようになりがちではないかなと思って、もう少し地元の方の客観的なことも。客観じゃない、むしろ主観的なことがあったほうがいいんじゃないかなと私は思いますが、委託先は1社ですか、2社ですか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） 委託先としましては、1社でございます。広島で事業を以前から展開されて、昨年度に引き続き同じところで委託をしているところです。

以上です。

○議長（沖田 守君） 板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 次年度もこの事業を継続しておられるように思っておりますが、最終的な成果物というか、そういうものはいつ頃期待すればよろしいんですか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） 事業自体は単年度でそれぞれ実施していらっしゃると思います。ですので、単年度の中で、例えば、ツアーを造成した場合、そのツアーを基に商品化したというのが実績になっていくと思います。

ですので、次年度以降も今度はガイドの養成という部分も含めて、実際に何人の方がガイドでできるのかとか、そういったようなものをプラスして来年度についてもそういったようなことで、実績ということが出てくると思います。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

御手洗剛君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 74ページ、75ページであります。商工費の商工振興費の中で、地域商業活性化支援補助金が309万4,000円減額されております。

「創業予定変更による」ということでの説明がありました。「創業予定変更」というのは、今年度しかできないからということか、それから創業予定していたところが実施できない状況にあるということによっての減額か、これをお聞きします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） 地域商業活性化支援補助金のところでございます。

当初は、この補助金を利用したいと申し出られたところがあったわけですが、実際にその時点で予算化するところなんです。実際、準備をしていく中で、起業が間に合わなかったり、この補助金を使うための準備ができなかったりとかということがありまして、中身が実際に創業できなかったということで、減額を最終的にしたところでございます。

○議長（沖田 守君） 御手洗剛君。

○議員（7番 御手洗 剛君） それは、1社といいますか、1事業体ですか。それとも複数でしょうか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） 2社でございます。

○議長（沖田 守君） いいですか。

ほかにありますか。

寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 30ページの情報処理費の社会保障・税番号制度システム整備委託料ですが、これはシステム改修が定期的にといい、よく出てくるものですが、これはこれからもずっとこういうふうにはぼつりぼつりと出てくるもの、そういうシステムなのかということが一つと、あとは、マイナンバーカードを強力に作っていただくという動きがあると思うんですけど、マイナンバーカードを作ったけど、なんか津和野町ではあんまり利用ができんよなという声もお聞きしています。マイナンバーカードを作ることによって津和野町民がコンビニで住民票とかを取れるようになるのは、

いつだろかという話も聞いたりするんですが、その辺はどのような、これから先どのようになる予定でしょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、最初に御質問がありました社会保障・税番号制度システムの整備委託料、いろいろとこの改修の委託料がたびたび上がってくるということでございますけれども、今回の件につきましては、マイナンバーカードのシステム改修に伴う変更ということでは先般説明をさせていただきました。そういったことでございますので、いろんな制度改正があった場合にそういった改修を伴ってくるということでございますので、今後もそういった制度の改修が行われればそういったシステム改修も発生してくるだろうというふうに考えております。

それからマイナンバーカードの利用の関係につきましては、税務住民課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（沖田 守君） 税務住民課長。

○税務住民課長（山本 慎吾君） マイナンバーカード利用普及につきましては、今、マイナポイントのポイント付与等をさせていただいているわけなんですけど、コンビニ交付につきましては、今現在、津和野町では行っておりません。コンビニも津和野町内には件数が少ないこともありまして、コンビニ交付をいたしますとどうしても利用料等町のほうで支払いが発生してきますので、費用対効果を考えて今のところはしておりませんが、マイナンバーの普及拡大に合わせて今度検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

米澤君、何回目の質問になりますか。

ほかにありますか。

10番、後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） 69ページの林業振興費、工事費が554万4,000円減額になっておりますが、これはチップヤードのことではありますが、これが今チップヤードが4回も工期変更をしたり、金額変更をしてきてるんですが、これが最終精算でこれになったんだらうと思いたしますが、この前、問題になっておりました県道との側溝の問題がありますね。これはもう解消したのか。これだけ金が余るんならこっちを県道のほうへ回すべきじゃないんかという気がするんですが、その分は新年度でやられるんでしょうか。条件をつけてきておりましたね、県のほうが。境界の水路をやるというのが。それはどういうふうになっておるんでしょうか。お聞かせいただきたい。

○議長（沖田 守君） 建設課長。失礼、農林課長。

○農林課長（益井 仁志君） ただいまの議員の御質問でございます。工事請負費がここで減額になっておる大きな要因としましては、入札差金とそれから当初水処理の工事を予定しておりましたけども、その中で調整池というのがあるんですが、その調整池の

工事を今回取りやめておりますので、その関係でこうした金額の減額ということになっております。

それから、先ほどの二つ目の御質問でございますが、隣接しております国道187号線の側溝工事につきましては、確かにおっしゃるとおり、県のほうからやっていただきたいということをお願いをされております。これにつきましては、今回の補正ではなくて、この令和4年度の当初予算のほうで今計上をさせていただいて、何とか出水期までには工事をしたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第29号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第29号令和3年度津和野町一般会計補正予算（第9号）は原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君

川田 剛君

板垣 敬司君

御手洗 剛君

寺戸 昌子君

岡田 克也君

反対（0名）

米澤 宥文君

道信 俊昭君

丁 泰仁君

三浦 英治君

後山 幸次君

日程第16．議案第30号

○議長（沖田 守君） 日程第16、議案第30号令和3年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第4号）、これより質疑に入ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第30号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第30号令和3年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君

米澤 宏文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

日程第17．議案第31号

○議長（沖田 守君） 日程第17、議案第31号令和3年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第4号）、これより質疑に入ります。

ありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第31号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第31号令和3年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君

米澤 宥文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

日程第18．議案第32号

○議長（沖田 守君） 日程第18、議案第32号令和3年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第1号）、これより質疑に入ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第32号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第32号令和3年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君

米澤 宥文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

日程第19．議案第33号

○議長（沖田 守君） 日程第19、議案第33号令和3年度津和野町診療所特別会計補正予算（第2号）、これより質疑に入ります。

ありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第33号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認をしてください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第33号令和3年度津和野町診療所特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君

川田 剛君

板垣 敬司君

御手洗 剛君

寺戸 昌子君

岡田 克也君

反対（0名）

米澤 宏文君

道信 俊昭君

丁 泰仁君

三浦 英治君

後山 幸次君

日程第20. 議案第34号

○議長（沖田 守君） 日程第20、議案第34号令和3年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）、これより質疑に入ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第34号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第34号令和3年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君

米澤 宏文君

川田 剛君
板垣 敬司君
御手洗 剛君
寺戸 昌子君
岡田 克也君
反対（0名）

道信 俊昭君
丁 泰仁君
三浦 英治君
後山 幸次君

日程第21、議案第35号

○議長（沖田 守君） 日程第21、議案第35号令和3年度津和野町病院事業会計補正予算（第3号）、これより質疑に入ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第35号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第35号令和3年度津和野町病院事業会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君
川田 剛君
板垣 敬司君
御手洗 剛君
寺戸 昌子君
岡田 克也君

米澤 宏文君
道信 俊昭君
丁 泰仁君
三浦 英治君
後山 幸次君

反対（0名）

日程第22、議案第36号

○議長（沖田 守君） 日程第22、議案第36号令和3年度津和野町水道事業会計補正予算（第4号）、これより質疑に入ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第36号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第36号令和3年度津和野町水道事業会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君

米澤 宏文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

○議長（沖田 守君） ここで暫時休憩をさせていただきます。

午前10時58分休憩

.....
午前11時04分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第23. 発議第1号

○議長（沖田 守君） 日程第23、発議第1号ロシアにおける侵略行為に対する非難決議（案）の提出についてを議題とします。

非難決議（案）につきましては、お手元に配付のとおりであります。

お諮りをさせていただきます。本案件につきましては、会議規則第39条第2項の規定により趣旨説明を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第1号は趣旨説明を省略することに決定しました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 質疑がないようでありますから、質疑を終結し、直ちに討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより、発議第1号を採決します。これは、起立によって表決をしたいと思えます。

本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。ありがとうございました。したがって、発議第1号ロシアによる侵略行為に対する非難決議（案）の提出については、原案のとおり可決されました。それぞれ関係機関に津和野町議会の非難決議書として提出をさせていただくことにいたします。

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程全て終了させていただきます。

本日はこれで散会といたします。

午前11時09分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

令和4年 第3回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第3日）

令和4年3月17日（木曜日）

議事日程（第3号）

令和4年3月17日 午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

出席議員（12名）

1番 草田 吉丸君

2番 米澤 宏文君

3番 川田 剛君

4番 道信 俊昭君

5番 板垣 敬司君

6番 丁 泰仁君

7番 御手洗 剛君
9番 寺戸 昌子君
11番 岡田 克也君

8番 三浦 英治君
10番 後山 幸次君
12番 沖田 守君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 中田 紀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
総務財政課長	岩本 要二君	税務住民課長	山本 慎吾君
つわの暮らし推進課長	宮内 秀和君
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	清水 浩志君
農林課長	益井 仁志君	商工観光課長	堀 重樹君
環境生活課長	野田 裕一君	建設課長	安村 義夫君
教育次長	齋藤 道夫君	会計管理者	青木早知枝君

午前9時00分開議

○議長(沖田 守君) おはようございます。引き続いてのお出掛けありがとうございます。

3月定例会は、毎年のごとであります。予算審査という特別委員会が入りますので、本日ただいまから3日目の会議と相なるわけです。

したがって、これから会議を始めたいと思いますが、ただいまの出席議員数は全員の12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(沖田 守君) 日程第1、会議録署名議員の指名。会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、9番、寺戸昌子君、10番、後山幸次君を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長(沖田 守君) 日程第2、今日から一般質問に入りますが、10名の質問通告がございますので、本日5名を行いたいと思います。

質問の通告により、順次発言を許します。発言順序1、3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） おはようございます。議席番号3番、川田剛であります。通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず1番の、0歳児からのひとづくりプログラムについて質問をさせていただきます。

0歳児からのひとづくりプログラムについて、今年度、0歳児からのひとづくり推進室が設置されました。令和4年度からは、教育委員会内に設置されるということですが、この事業は、所管が各課にまたがることから、各課の連携を更に図るために設置されたものと推察いたします。

以下、質問させていただきます。

まず、この0歳児からのひとづくりプログラムを推進室にされました。改めて、推進室を設置された理由は何なのかお尋ねをいたします。

次に、どのような経緯で何を行うために推進室が設置されたのかをお尋ねをいたします。

また、今年度、推進室を設置したことによって得られた成果は何なのかをお尋ねいたします。

最後に、令和4年度に推進室が教育委員会内に移設することになりました。この経緯は何なのかをお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、皆さん、おはようございます。本日より一般質問ということでございまして、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

3番、川田議員の御質問にお答えをさせていただきます。0歳児からのひとづくりプログラムでございます。

本町教育委員会が策定しました「0歳児からのひとづくりプログラム」では、子ども達に常に主体的に学ぶことの重要性や楽しさを伝え、ふるさとの資源を生かした学びの場を提供することで、そこに関わる大人も含めた全ての人が自ら学び続ける町を目指すこととしております。

取組方法といたしましては、タテの連携として、保・小・中・高までつながる系統的な学習プログラムを実施し、ヨコの連携として、地域住民の教育参画を推進することとしております。

議員御質問の0歳児からのひとづくり推進室の設置理由といたしましては、地域のあらゆる教育資源を取り込み、子ども達の課題解決力の向上を図るとともに、教育を中心とするひとづくり事業を推進することで本町の教育の魅力化を図り、その魅力を感じる人の移住定住を促進し、人口減少対策を講じるためのものでございます。

経緯といたしましては、0歳児からのひとづくり事業の横断的な展開を模索するものであり、活動内容としましては、関係者において、事業の情報共有や課題認識をする中で、今後の具体的な方策を検討してきたものであります。

初年度の活動実績といたしましては、これまでの間に関係者との会議を12回実施してまいりました。手探りで進めながら、関係する事業の課題認識のほか、本町ホームページの教育移住に向けたページの更新作業を進めたところでございます。

今年度の課題としましては、保・小・中・高のタテの連携や地域を巻き込んだヨコの連携を横断的に実施するためには、0歳児からのひとつづくり推進室の事業計画作成や役割を明確にする必要があると認識したところであります。

その前提として、0歳児からのひとつづくりプログラムの目的や、将来期待される効果を各課に丁寧に説明し、共通理解とすることが重要となってまいります。その上で各課の事務事業に教育事業をひもづける等の連携によって、自ら学び続ける町としての機運が高まり、この町の資源や文化を更に活用した町全体が学びの場になるものと期待しているものであります。

このことから、0歳児からのひとつづくりプログラムや小中学校を掌握する教育委員会に、0歳児からのひとつづくり推進室を移管することで、本事業が円滑かつ効果的に進むと判断したものであります。

つわの暮らし推進課につきましては、教育魅力化の情報を町外に発信し、教育移住の役割を担うこととしております。

今後につきましては、教育魅力化推進体制を強化するとともに、一般財団法人「つわの学びみらい」と協働することで、実効性のある教育魅力化と教育移住の推進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） この0歳児からのひとつづくりプログラムにつきましては様々な事業が展開されておりますので、これがその事業だというふうな具体的なものというのは多々あるわけなんですけども、私自身は、この事業については、当初は何か雲をつかむようなもので、何をやっているのかなと思っていたんですけども、やはり学校なんかで子ども達が地域の方と連携していたり、魅力化コーディネーターさんの指導があったりとかして、子ども達の学びについては、ものすごく充実したものになってきているなというふうに感じております。

ですから、この0歳児からのひとつづくりプログラムについては、今後も発展していただきたいと思いますし、また昨年、「つわの学びみらい」財団が設立されました。これによって、教育の一つの柱ができたというふうに感じております。

この「つわの学びみらい」、何人もの方が携わっていらっしゃいますが、津和野高校の後援会等を中心としながら、魅力化コーディネーターの方、HAN-KOHの講師の方ですとか、地域おこし協力隊の方々が、高校支援、中学校支援、小学校、保育園と様々なところで展開されております。この「つわの学びみらい」もそうですし、健康福祉の部分ですとか、教育委員会の関係ですとか、いろんなまたがっているものを、この0歳児からのひとつづくりプログラムによって連携してきたと思っております。恐らく、この

推進室の設置に当たっては、そのヨコのつながりといいますか、各課横断しているものを横の串刺しにして、連携しやすいようにという意味が込められているんだろうと推察するんですけども、一方で、この室という組織をつくったことによる弊害があるのではないかと考えております。

と申しますのも、その一つ一つの事業というのは、当然、単独課、一つの課ではできないと思います。教育委員会だけではできないので、では健康福祉課と連携しながら、また、つわの暮らし推進課と連携しながらということで、一つの課ではできないことを推進室の中でということだとは思いますが、果たして、推進室ということでもって話し合いをする必要があるのかなと考えているんですね。

様々な事業には、当然予算が伴います。予算を執行するに当たって、推進室長はつわの暮らし推進課長だと思うんですけども、教育関係の予算ですか健康福祉の予算については、やはり、つわの暮らし推進課長では、それを執行する権限はないわけですね。そうすると、その室で話し合っても、その決定権は結局、各課に持ち帰らなければ事業が行えないのではないのかなと思います。

よって、僕が思っているのは、その推進室の設置ということよりも、各課の担当者、いわゆるカウンターパートといいますか、そのパートナーを決めておいて、必要があれば、そこでしっかり話し合いをして、それで事業を移していく、そのほうが職員の皆さんもやりやすいんじゃないかと考えております。推進室の設置で会議が12回行われたということではあるんですけども、その12回の会議、恐らく今日の会議に参加する必要があるんだろうかというようなものもあつたのではないかなと考えておまして、そういったところから、この推進室によって、いわゆる室の中で決定権というのがあるのかどうか、まずちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 決定権があるのかないかということですが、議員御指摘のように、予算の決定権はございません。なので、この0歳児からのひとづくり推進室を、これは1年間、私が室長ということでやってまいりましたが、御指摘のように、いろいろな各課のいろいろな予算執行権限がある中での、私が室長ということでございましたので、それについては、予算についてはございませんでした。

なお、推進室としての予算は0でしたので、予算を特に執行したということではございませんでした。主にやってきたのは、しっかりとした教育委員会、健康福祉課、つわの暮らし推進課のそれぞれの情報共有と、それから特に平成30年度にできました0歳児からのひとづくりプログラムですね、これは教育委員会で策定されましたが、そのことに対する情報共有と各事業の進捗状況の確認、それとそれぞれのホームページ等、そうしたところの情報発信、そういうことの作業に、この1年間やってまいりました。

なので、各課を横断した中でのやり方が、果たして適当であったかどうかということに関しましては、今回の初めて今年度できた室でありますので、その室でやっぱり試行錯誤があったのも事実でございます。そうしたことも、いろいろな報告をしながら、各教育委員会、それから健康福祉課、それから私どもで副町長、町長にまで報告しながら、そうしたことを各課で確認をしてまいったというところでございます。

今後につきましては、先ほど町長の答弁にもございましたとおりでございますので、また、そうしたところが室が移管しても、そうした試行錯誤は続くものというふうに認識しております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 今後は、その教育委員会部局に移るということで、これは前から何年も教育委員会が主体的にやるべきではないかというような話が議会の中でもあったと思います。今後、その「つわの学びみらい」についても、また、ほかの事業についても、教育委員会が、この0歳児から高校生、大人になっても学び続けるという姿勢を、教育委員会が教育の憲法のようなもので引っ張っていく、そのことが大事だと思います。

昨年、我々議会のほうに報告会が、0歳児からのひとつづくりプログラムの報告会が魅力化コーディネーターさんなどと一緒に行われたと思うんですけども、その際も、やはり主体的に行っていたのは、つわの暮らし推進課でした。教育委員会は教育長は横に座っていらっしやいましたけれども、本来は、教育委員会が主体的に、教育委員会がこういう教育を実践していくんですよというメッセージというのが必要だと思うんです。なので、これ、今回教育委員会に移るとするのは、ものすごく重要だと思うんですけども、ただ、結局様々な事業がありますので、教育委員会内の予算では収まらないこともあると思います。

そうしたときに、やはり現場の方々の意見、現場の士気というのは大事だと思うんですけども、いわゆるトップのメッセージと申しますか、津和野町の教育はこうあるべきだというトップのメッセージが必要になってくると思うんですけども、現在、教育長が不在ですので、質問するのが難しいんですけども、教育次長としまして、この0歳児からのひとつづくりプログラム、この教育の柱になるものだと思うんですね。介護とかの分野で言いましたら、地域包括ケアというものがあって、それが全てのまちづくりに関して必要になってくるわけですね。様々なところで地域包括ケアの考え方を取り入れながらまちづくりをしていくというのが重要になってくると思います。

一方で、教育に関しては、この津和野町においては、当然、教育ビジョンという教育の憲法があります。それとプラスして、この0歳児からのひとつづくりプログラム、明らかにこれは0歳児から大人までを教育していくという内容ですので、この辺りを教育ビジョンにしっかり明確化して行って、なおかつ津和野町の教育として、この0歳児から

のプログラムを推進していくんだという体制が必要だと思いますが、その所見をお伺いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） この0歳児からのひとづくり推進室が町長部局にあるメリットと、また教育委員会部局にあるメリットというのは、それぞれあると思っております。もともと教育委員会にございまして、教育委員会としては、教育の柱に、この0歳児からのひとづくり事業というものを据えまして、毎年、4月1日の教職員の辞令交付がありますけども、そのときにもこういう話、説明をしながら、津和野町の教育はこういうものだということをやってきております。

と言いながら、そのタテの、今言った、保・小・中・高のタテの連携軸というのは、やはり教育という部分が根底を成しておりますので、やっぱり教育委員会がその辺りをイニシアチブをとっていくという部分は、十分に必要性があると思っております。

ただ、そうなってくると、今度この活動自体、この0歳児からのひとづくり事業を広く定住等に結び付けていくという部分での、町長の直接の関与というのがなかなかしづらくなっていくという部分もあるかと思っておりますので、今、4月から教育委員会のほうに移るということで、内部でも、ちょっとその辺りをどのようにしたらいいのかという話を、今しかけておりますけども、まだまだこれは、だからその考えの段階ということでお聞きいただければと思っておりますけれど、やはり各課横断のプロジェクトチームというのは、やはり、例えば町長部局のほうに設置をしておいて、当然、推進室の事務局自体は、教育委員会のほうが持ちまして、そこには、やはり今の「学びみらい」のほうからも、やはり常駐と言えるかどうか分かりませんが、1人いながら、教育の部分はそこでしっかり協議をしていきながら、プロジェクトのほうでは、それを全体に広げていって波及していくというような形がとればいいのかというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 当然、各課またがるものですから大変難しいものなんだろうなとも思います。やはり誰が担当で、どういったことをするときにはこの人なんだとか、そういったところが整備しないといけないと思います。

一方で、やはりトップのメッセージとして、それはうちの課じゃないからとか、うちの担当じゃないからということになってしまいますと、現場の職員さんからすると、せっかくここまで持ってきたのにやる気をそがれるというようなことも発生すると思っておりますので、各課またがっておりますから、うちの課じゃないとかそういうことではなくて、教育長、教育委員会がトップとして推進していただければと思います。また、町長におかれましては、この事業を推進していく上での予算づけですとか連携について、しっかりとサポートしていただいて、この0歳児からのひとづくり事業が、ますます発展していただくことを願っております。

町長、最後に何かありましたらお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） この0歳児からのひとづくり事業は、過去数年にわたって取り組んできたというところでもあります。今までは津和野高校支援という部分においては、主に、つわの暮らし推進課が中心になってやってまいりました。いわゆる小中学校の教育という部分においては、当然ながら、この0歳児からのひとづくりという観点において、教育委員会もすごく力を発揮してくれておりまして、学校教育の充実化というものが図られてきたというふうに私自身は思っております。

幼児期については、保育園を中心に、これを幼児教育コーディネーターというのを入れながら、少しずつ魅力化というものがなっているというふうに思っているところでもあります。

やはり、この0歳児からのひとづくりというのは、0歳児から高校までを系統性を持たせてやっていこうということでもありますので、今後については、これまでも緩やかな連携というのは行ってまいりましたが、より一層、その連携体制というのを強化していく必要があるというふうに考えているところでもあります。それは、やはり教育委員会と町長部局の各課が連携をするということになります。でも、やり方としては、推進室というものを設置せずに、プロジェクトチームという形で情報交換をしていくやり方も、それは当然、選択肢としてはあったかと思えますけれども、やはり私たちは、この0歳児からのひとづくりというものを、町のこれからの、いわゆる人口減少対策の柱に掲げて全国へ発信していこうという、それぐらいに位置づけをしておりますので、やはり推進室という、一つ看板を明確に立ち上げて、そしてここに力を入れていくんだという姿勢を、また表していきたいというのも、この推進室をつくった大きな理由でもあるというところでもございます。

今後については、この1年は、つわの暮らし推進課に推進室を置いてやってまいりました。その中で、この幼児期から小中高までの連携を今までもやってまいりましたが、やはり小中学校教育というところへ、今度はより重点的にやっていく必要があるんじゃないかというのが、今の段階での考え方でございます。

そういう意味では、この教育の魅力化をまず図らないと、やはり情報発信をしようにも、その素材がないということにもなりますから、より一層、この教育の魅力化を図っていく上で、今の段階は、この幼児期から小中高までの間の小中へ、より一層、連携体制をとるところに傾注をしていきたい、そういう思いがあって、令和4年度は教育委員会のほうに、この推進室を移すということにいたしました。

また、ここが成果が上がってまいりましたら、その先には、今度は幼児期、いわゆる保育園との連携を、そこにまた重きを置いた取組をしていこうじゃないかという時期が来たとしたならば、今度は、また町長部局に移してくるかもしれない、そういう可能性もあるというふうに思っております。

今いろいろな試行錯誤という話が出ましたが、まさにそのとおりでありまして、このプロジェクト、当然、順風満帆には全てがいくということにはなりません。理想があり、そこに現実の課題はいろいろ出てまいりますので、その解決を、一つ一つ解決をして、課題を解決をして、壁を乗り越えることで、また成果が出てくるということにもなりますから、一つ一つのステップにおいて、まさにフレキシブルに推進室を生かしてやっていきたいというのが、私の思いということでもあります。

それに対して、また私としては、先ほども教育次長が話しましたように、教育委員会部局にいくということは、やはり政治的中立性ということを常に意識してやっていかなきゃなりませんから、そういう意味では、少し私自身が関与がどこまでできるのかという部分は心配な点もあるわけではありますが、またそこは、総合教育会議という場面もありますので、そうしたところを通じて、私の思いも伝えさせていただきながら、またこの0歳児からのひとつづくりが推進されていくように、しっかり努力していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 3番。この津和野町に教育のためにやって来られた方、Iターンで来られた方、多くいらっしゃいます。最初の頃に比べますと、もう本当、名前も初めて見るような方もいっぱいいらっしゃいますし、そういった方々が津和野町の教育についてものすごく魅力に感じていただいて、この津和野に来て、この津和野の町を教育の町にしていこうと努力されてこられているものだと思っておりますので、ぜひこういった方々が、せつかく津和野に来たのに、あまり本気じゃないんだなと思って帰ってしまったのは、元も子もありませんので、しっかりと継続して0歳児からのひとつづくりプログラムがしっかりと定住につながり、教育につながっていくよう期待をしまして、次の質問に移らせていただきます。

津和野町ゼロカーボンシティ宣言についてであります。

先般、町長は、この議会におきまして、津和野町ゼロカーボンシティ宣言を行われました。津和野町では、来年度には木質バイオマスガス化発電所が稼働し、再生可能エネルギーのさらなる利活用が期待されております。まず、この木質バイオマスガス化発電所の発電所稼働までのスケジュールについてお尋ねをいたします。

次に、地域再生可能エネルギー導入戦略策定事業が計画されておりますが、この事業によって、どのようなものが策定されるのかをお尋ねをいたします。そして、この計画の策定によって津和野町が得られるものは何なのかをお尋ねをいたします。

令和4年度津和野町の予算には、3,755万円の森林環境譲与税が歳入として計上されております。今回のこの戦略との関連はあるのかをお尋ねをいたします。

また、今年度の森林環境譲与税の用途は何かをお尋ねいたします。

また、電気自動車、いわゆるEVやプラグイン・ハイブリッド自動車、いわゆるPHV、こういったものが普及してきております。温室効果ガス排出削減に向けて、家庭に

充電器を設置する際に助成金を交付している自治体もございます。津和野町でもこういった取組について検討をしていただきたいと思います。

以上、お願いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、津和野町ゼロカーボンシティ宣言についてお答えをさせていただきます。

発電所稼働までのスケジュールにつきましては、今年2月から建屋本体の建築に着手しておられ、予定では、今年6月からの稼働を目指し、引き続き工事を進めていかれるものと考えております。

地域再生可能エネルギー導入戦略策定支援事業は、2050年までの脱炭素社会を目指すために、当町における再生可能エネルギーのポテンシャルを調査し、設備や施設等の導入目標や計画を策定するものとなっております。

計画策定を実施することで、CO₂実質排出量ゼロを達成するための方向性と事業導入の規模、また施設設置可能場所等について方針を明確化することが可能となります。そのため、計画策定につきましては、2050年までの脱炭素社会の実現に向けた施策としての第一歩となると考えております。

3,755万円が歳入計上されている森林環境譲与税の用途の大きな柱としましては、主に森林整備の推進、森林整備に関わる担い手の育成、木造建築物等の推進などとなっていきます。

今後、策定予定の地域再生可能エネルギー導入戦略策定支援事業との関連として考えられることとしましては、まずは木質バイオマスガス化発電の取組でございます。令和3年度で完成をいたしました原木チップヤードに安定した木材を供給するためには、今以上の森林整備を推進する必要があり、併せて自伐型林業の推進も必要となります。そのため、令和4年度では、森林環境譲与税を財源とした予算としまして、円滑に森林整備を進めることを目的に、山林の所有者確認事業に660万円を、間伐材搬出等目的にバックハウなど機械リース料に342万4,000円を、町内在住の新規林業従事者に対する交付金として600万円を、島根県が事業主体として整備していただいております林業専用道開設のための負担金400万円を、その他原木チップヤード敷地の排水対策のための国道の側溝工事813万6,000円などを主なものとしまして当初予算に計上しております。

令和3年度の森林環境譲与税の用途としまして、主なものは、森林管理支援業務委託料としまして177万7,000円、自伐型林業推進事業関連としまして102万4,000円、原木チップヤード関連としまして1,632万8,000円、山林所有者確認事業としまして301万4,000円、県営林業専用道開設負担金100万円、新たな森林管理システムに係る皆伐後の新植、再造林、下刈り補助金87万4,000円となっ

ており、引き続き森林環境譲与税を活用した森林整備等を進めてまいりたいと考えております。

また、議員御指摘のとおり、電気自動車やプラグイン・ハイブリッド自動車等の普及に伴い、家庭に充電器を設置するなどの需要も高まってくると考えております。再生可能エネルギーや省エネルギー等に関する支援制度につきましては、島根県の支援制度を基に構築しておりますが、町としての導入目標及び方針を定めた上で国や県と連携し、財政状況も鑑みながら、町民の皆様のニーズに沿った制度を検討していきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 津和野町に、この木質バイオマスガス化発電所が設置されるということで、この津和野町においても、ゼロカーボンシティ宣言を行われ、温室効果ガスの排出を削減していくということだと思っておりますけれども、まず、この発電所稼働に当たって、チップ、いわゆる木材のチップが必要になってくると。そういった中で森林環境譲与税が様々な予算に使われておりますけれども、私は、先般、予算委員会の中でも質問をさせていただきました。発言をさせていただきましたけれども、今回、津和野町では、看護師さん、医療従事者に対する処遇改善というのが行われております。

一方で林業においても、今年度、ウッドショックということで、国内産の木材価格が急騰いたしました。ものすごく高値で、加工品、木材の国産材を使った木材の商品というのが、もう倍以上の値段で販売されたりもしたんですけれども、一方で、この素材生産の世界というのは、いわゆる木を切る仕事に至っては、確かに木材の価格は例年よりは上がってはいるんですけれども、じゃあ急騰したかということ、そこまで上がったということではありません。

そういう中で、この林業従事者というのが津和野町、自伐型林家の方々がいらっしゃいますので、他市町村に比べれば多いほうだと思っておりますけれども、この林業従事者の就労者の確保というのが、今懸念されております。当然、どの職業にも若手の働き手の方がいらっしゃらないという話はあると思っておりますけれども、この林業従事者の就労、まずこれも問題となってきております。

そこで、当然、木を搬出するというのは最終的な目標、チップで搬出して、温室効果ガスの排出削減、当然、目標として持っていくべきだと思っておりますけれども、そのまず入口として、この素材生産をしていく人間がいなければ、継続的な搬出は難しいと思います。

そこで、この林業従事者の就労環境改善ですとか処遇の改善、こういったことにも力を入れるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（益井 仁志君） 林業従事者の処遇改善とか、あと新たな林業従事者をどうするのかということの御質問だと思います。

林業従事者の処遇改善につきましては、例えば、医療従事者の処遇改善とは違いまし、て、そういった具体的に、じゃあこうだというのは、今のところ示されておられません。ただ、今年度も、それから昨年度も、コロナウイルスの関係で、例えば業績悪化とか、そういったことですね。業績悪化などで、例えば売上げが落ちたとかいうのは、補償を、今年の引き続いてやっておるところでございます。

それから、先ほどの新規就労者の、これ林業だけではなくて農業のほうもそうなんですけれども、特に林業のほうに関しましては、ああして毎年、地域おこし協力隊を募集をさせていただいて、雇用をさせていただいております。当然、これにつきましては、定住にもつながることでございますので、力を入れてやっておるところでございます。毎年3名、今年も、今4名の、今は4名、現役として4名の方の地域おこし協力隊として自伐型林業に携わっていただいております。当然、今年度といいますか、来年度も募集をかけまして、何名来られるか分かりませんが、募集をかけて、引き続いて新たな林業従事者に取組をしていきたいというふうに思っております。

ちなみに、今こうして地域おこし協力隊、これまでで卒業生が16名おります。その中で、6名の方が、今現在、定住をして現役としてこの町内で林業に携わっていただいております。

なかなか、そういったところにも、当然研修とか、それから勉強会とかいうのにも今の森林環境譲与税を使わせていただいて、ひとつづくりというところに力を入れているところでございますけれども、なかなか予算にも限りがありまして、今年度、それと、コロナウイルスの関係で、そういったようなこともできていないというのも現状でございます。

引き続いて、これにつきましては、林業だけではなくて、農業もそうですけれども、力を入れてやっていきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） その入口の部分として、就労の部分があると思います。今、課長おっしゃられましたが、OBの方が16名いらっしゃって、6名の方が定住されていると。本当、残っていただいている方、町内で頑張っている方も、こういった方々を、もう津和野から出ていくというようなことになってはならないと思うんですね。

そういった意味でも、今度、林業事業体の安定、成長についてもやっていかないといけないと思うんです。当然、もう卒業されておられますので、民間ということになりますので、どこまで支援ができるかということもあると思うんですけれども、例えば、今のくくりで言いますと、いわゆる自伐型林家というくくりになってくると思うんです。当然、自伐型林家というのは、町内の方でも山を持っておられる方、木を切って搬出されておられる方、多くいらっしゃると思うんですけれども、こうして地域おこし協力隊として様々なスキルを身につけて、いわゆる本業を林業としてされている方々にとって、今

度はこの安定した経営をしていくためには、自伐型の林家ではなくて、きちんとした、例えば認定林業事業体ですとか、林業魅力化向上プログラムですか、そういうものに参画をしていって就労環境の改善ですとか、そういったことも必要になってくると思うんです。当然、1人や2人で林業、二、三人でされていると思うんですけれども、当然、人数が必要になってくる場合があります。そうしたときに、じゃあその雇った方々は、個人経営でいくのか、それとも会社の安定した雇用として雇われるのかと、そういった不安も出てきて、結局規模の拡大に向けては、まずは事業体としてきちんとした成長をしていかなければいけないと思っております。

ですので、今までこの津和野町の自伐林家に対する支援というのは、例えば作業道の支援ですとか、山の宝でもう一杯、3,000円プラスしてというよう、目先のその搬出すればお金を出しますよと、そういったものだったと思うんです。ではなくて、長い目を見たときに、安定的な林業経営をしていくためには、やはり認定林業事業体という形でしっかりと組織を強化していく必要があると思うんです。その上で、町として搬出を促していくためには、当然、森林経営計画の策定というのが必要になってくると思います。今、自伐林家の方々は、自分の山林ですとか、知人の山林を切って出していると思うんですけれども、そうしますと多面的の事業を使ってされているのかなと思うんですが、そうではなくて、きちんと森林経営計画を樹立して、その地域の山全体を森林経営していくんだという、そういった取組のほうが、組織も安定し、林業経営も安定していくと思うんですよ。そういったところを、まずは支援していく、こういうふうやっていくんだというふうな支援、そういった支援体制が必要だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（益井 仁志君） 議員おっしゃるとおり、今町として行っております林家さんへの補助としましては、先ほど言いましたとおり、道をつけたときに1,000円の補助とか、それからさっきチラッと言いましたけど、多面的に、これは国の事業でございますが、町は8分の1の負担をして、今多面的の事業、これ今、たしか14業者ぐらい、確か町内で団体がおると思うんですけれども、16だったかな、あると思うんですけれども、そういったところへお願いをして、実際、竹の伐採とか、それから森林の整備、それから下刈り等々お願いして、平米当たり幾らと言ったところでの補助をしておるところでございます。これ国の事業でございますんで、当然、国と県とで4分の1、それから、2分の1といったことになってまして、町としては8分の1といったところの事業になっています。

これも先ほど申しましたとおり、農業の場合は認定農業者といったところで新しく新規に就農していただいた方を認定農業者という格好で、いわゆる認定をして、その後、次世代投資資金とかいったような括りの中で、今、応援をしておるところでございます。

林業の場合につきましては、この前の予算委員会の時もございましたけれども、自分で、いわゆる地域おこし協力隊を卒業して、3年間はいわゆる町の補助を受けながら進めていくといったところがございます。月に10万円ほど、これも新たに町内で当然、林業を引き続いてやられる方に限りますけれども、そういった方々につきましては、3年間は補助をしていくといったような支援もあります。ただ、なかなか事業体にまで、正直なところ、ただ事業体につきましても、いろんな補助のいわゆるメニューがございますので、そういったようなところを利用していただきまして、また活用していただければなというふうに思っております。なかなか事業体まで手が回っていないというのは現状だと思うんですけども、また、いろんな、農林課のほうには、いろんなそういった事業体におかれましても、いろんなメニューがございますので、また相談いただければというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） そういった組織の支援もしっかりしていただきたいと思えます。

それと、いろんな職業がありますけれども、今先ほどの0歳児からのひとつづくりプログラムと関連しまして、地域の方々が様々、児童や生徒と関わることによって、様々な職業を知る機会にもなっております。そういったところで、林業体験とかそういったものもあるんですけども、農業の方がいいことをおっしゃっていました。田植えを手植えですというのは、確かに勉強にはなるけれども、一方で、農業はきついんだというイメージを刷り込むことになると。今、この世の中で手植えで田植えをしている人なんか、ほとんどいないんだと。機械を使って、こんなに楽な仕事なんだということを言わないと農業の従事者はこれからも減っていくんだと。

林業も同じでありまして、林業機械というのが増えてきております。林業はきつい、危険というそういったイメージがあると思うんですけども、今、林業機械でほとんど作業をしておりますので、音に比べれば、大分作業は楽になってきております。そういった部分からも、イメージの払拭といいますか、林業学習、農業も当然そうなんですけども、様々なところで私どもはやってはおりますけれども、町全体として津和野町がこの林業について取り組んでいくということであれば、様々な場面で、これまでもやってきたと思えますけれども、林業って大変なんだではなくて、林業って簡単なんだと、そういった就業体験をしていただければと思えます。

あと、この山林のアクセスですね、先ほど答弁でありましたけれども、アクセスに今、県営林道、林業専用道の開設負担金ということで予算が計上されております。この、当然、こういった林業専用道というのも当然必要です。必要なんですが、やはりそのアクセス道というのが一番重要になってまいります。現在、様々なところで作業道がつけられておりますけれども、作業道をつけるまでのアクセス道、そういったところも重要になってくると思えますので、その辺りもしっかりと支援していただければと思えます。

林業の話も当然そうなんですけども、津和野町のこの排出削減目標ということで、環境省のホームページを調べていましたら、CO₂排出量の傾向把握ということで、自治体排出量カルテというのがございました。各自治体のCO₂排出量の傾向が出ているんですけれども、津和野町を見てみますと、3分の1は家庭内からの排出ということになっております。

そのほかの3分の1が、業務その他、ほかの3分の1が運輸ということなんですけども、この家庭という部分で、先ほど私が質問させていただきました、その自動車のEVですとかPHV、そういったところの普及が、排出削減のさらなる効果に期待できるものではないかなと思っております。

国のメニューのほうでも、当然、こういったEVですとかPHVの補助について交付金が出ております。この島根県内においては、美郷町が充電器を設置した際に補助金を出しております。当然、充電器だけではなくて、屋根に太陽光パネルですとか、そういった再エネを導入しなければいけないというような条件はあるようなんですけども、津和野町、これ2018年の調査ですので、発電所ができれば、当然、その割合というのが変わってくると思うんですが、ただ3分の1が家庭からのCO₂排出ということですので、それを削減するに当たっては、EVの補助、PHVの補助というのも、今後、更に需要が高まってきていると思いますので、重要な施策になってくると思いますが、その所見をお伺いいたします。

○議長（沖田 守君） 担当課長、それぞれの課長は、町長のフォローだけにしてください。質問者も、主たる質問は町長に投げかけて、そして町長の説明で足りないところは課長へフォローを質問をすると、こういう方法でやっていただきたいと思いますが、まずは町長。

○町長（下森 博之君） この電気自動車、それからプラグイン・ハイブリッド自動車等への助成制度ということでございます。当然、趣旨としてはよく分かるわけございまして、そうした支援制度というものも検討していくことは大事かというふうに思っております。

ただ、やはり本町も限られた財政ということになりますので、どういうふうに財源を、これはいわゆる環境問題も大事ですが、その他、福祉、医療、教育、様々なものも大事でありまして、そうしたバランスの中でどこまでできるかということ、また検討していく必要があるかというふうに思っております。

そういう意味では、やはり国県のいろんな補助制度というものを活用して、できるだけ町の一般財源を抑制をした形で住民へのそのサービスにつながり、効果が上がるということ、常に全ての事業において考えているわけでございます。

現在、この脱炭素社会というのは、国を挙げてのプロジェクトになっておりますので、そうした国の補助制度、そうしたものの、また今後の動きも見ながら、より本町も効率

的な財源の使い方を鑑みた中で、できることを考えていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） では、私の質問はこれで終わらせていただきます。

.....

○議長（沖田 守君） 以上で、3番、川田剛君の質問を終わり、ここで10分間ほど休憩したいと思います。

午前9時42分休憩

.....

午前10時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き質問を続けます。

発言順序2、8番、三浦英治君。

○議員（8番 三浦 英治君） 議席番号8番、三浦英治です。通告に従って質問をしたいと思います。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症についてです。3回目のワクチン接種率をお聞きします。

2点目に、濃厚接触者として益田保健所から連絡があつてからの対応はどのようなものなのか、3点目に、陽性反応が出たときからの対応の流れを教えていただきたいと思ひます。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、8番、三浦議員の御質問にお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症についてでございます。3月7日現在、2回目のワクチン接種後6か月以上経過し、接種券を送付した方による3回目の接種率は、67.3%となっております。そのうち65歳以上の高齢者に限ると、77.6%となっております。

次に、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者については、益田保健所が陽性者の行動歴等の聞き取り調査等により把握をし、該当者に対しての電話連絡により、保健所の指示に従った行動をとることとなります。町へは濃厚接触者の個人情報が入ることはありませんので、原則、町として何かしらの対応をとることはございません。

次に、町内で陽性者が確認された場合、益田保健所から陽性者の行動歴等の調査結果に基づく感染拡大への影響等について、情報提供がなされます。町は、保健所からもたらされた情報を基に、町民の皆様への影響を考慮した上で、必要に応じて新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、感染拡大防止の対策を講じているところでございます。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） まず、3回目の接種、65歳以上の高齢者が77.6%となっているようですけども、3回目の接種にためらっている人たちがいると思うんですね、後遺症がどうこうという。私も、次の日に38度2分熱が出て、ちょっと一日動けなかったんですけども、心の中では、私はまだ若いんだと言い聞かせながら一日耐えたわけなんですけども。

今後の、受けていない躊躇っている人たちへのその対応、もう今3回目打つしかないというのが、大方の見方なんですけども、その対応は今後どうなるのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 現在のところ、接種券を出している数から、実際にもう接種をされた方、それから今医療機関等に予約をされて、今後、接種をされる予定の方を引きますと、まだ約600人ぐらいの方が、接種券は出ていますが、接種もしていないし予約もしていないということが伺える数字が今あります。

ただし、これにつきましては、強制的な接種をお願いすることはできませんので、あくまでもこれは御本人のお考えの中で接種をするかしないかを判断していただくということ。今後も、これまでは今まで接種がする気がなかったけど、今後したいという方がおられましたら、それは町内の今医療機関のほうで、当面の間、和崎医院とつわぶき医院のほうでは、3回目の接種をお願いしているところでもありますので、実施をされたい、したい方がおられる間は、そちらの医療機関のほうでできるということにしていきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） 大変、津和野町、対応がいいようで、例えば学校関係の先生方、益田在住であっても津和野で受けられたりとか、すごい、このコロナワクチン接種に関しての対応は、素晴らしいものがあるんじゃないかなと思っております。

今回、この質問をしたのも、現在、この3月16日、昨日現在で、新型コロナウイルス感染者は島根県内が7,984名、町内では31名ということになっております。みんな自分がかかったらという不安の中で生活をしているわけですね、デルタ株が出てから。それで、今回、この実際にかかった人の話を聞くことができたので、ちょっと知らないことが多過ぎたので、この質問を通告したわけです。

まず、陽性反応が出た場合、保健所から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく感染症患者等の就業制限について、就業制限ですいね、仕事をするなということなんですけども、そういう通知が、まず届きます。その通知には、就業が制限されている業務に従事した場合は、法律の第77条第4項の規定により50万円以下の罰金に処せられることがありますというような強烈な言葉が書かれているんですけども、この体を毒されて、あと経済面で張り倒されるような状態に陥るわけですね、状況によっては。

みんな、コロナウイルス感染症にかかったらどうなるのかという不安の中で生活しています。ただ、これが治って、病原体を保有しているかどうか、または症状が消失したかが確認されたら、就業制限解除の通知がまた届きます。

それで分からなかったのが、この2つの通知を持って、生命保険の入院特約に入っている人は、自宅待機であっても入院給付金が払われるんですいね。こういったことも、全く私、知らないで驚いたんですけども。それに輪をかけて、支援物資として保存が効くレトルト食品、大体7,000円、8,000円ぐらいかな、段ボールに入っている、それが宅配で届きます。

ただ、これも、また驚いたんですけども、それを拒否する人もいるようなんです、届くの。というのは、私の場合はもらえるものは何でももらえというタイプなんですけども、他人に知られる、宅配が届いて他人に知られることを恐れる警戒心から拒否するようなんですいね。これどうなのかなという気がします。

出始めの頃、デルタ株の頃ですか、ある地区では、噂がもう尾ひれとなって、自治会関係の役員さんが、それを打ち消すのにすごい時間がかかったというんですいね。じゃあ、それまでの人間関係、近所付き合いはどうなったんかなと思うんですけども、人間の不安とか予想できないことが起きた場合というのは、特に災害なんかのときに、こういう噂が出やすくなりますいね。だから、正しい情報というのがすごく必要になってくると思います。

ただ、こういったことがあるということは、知っておいてほしいなという思いで質問したわけなんですけども、何か今、保健所が全て対応するんだと思うんですけれども、どこかでこういった部分を知らせる方法、入院、例えば生命保険入っていて入院とかがあれば、これが出ますよみたいなところのことを知らせる方法はないのかなと、広報の一隅にでもちょっと入れてもらえれば、今確かに町内31人ですけども、これもっと増えるおそれがあるわけなんですいね。ちょっと、そこの点について、どうお考えかお聞かせ願いたいです。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） コロナに感染されちゃった方は、今町内で31名おられますが、当然、どなたかとかという詮索をすることもなく、また、誹謗中傷が起こるようなことがあっては、差別があってはいけないという中で町としても対応しているところであります。

そういう中で、今議員言われました保険が適用されるとかというのは、恐らく保険の種類によっては、それが適用されたりされなかったりもありましようし、いろんなパターンがありますんで、それは行政の携わるところではないかなとは思っております。

当然、そのほか、感染された場合のどういう対応をとってほしいとか、そういうことについては、ホームページ等でも、特に島根県等のホームページのほうでも、どういう

対応をとってほしいということはきちんと出ていますので、そういう広報は、当然、今後もしていきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） 最近といたしますか、例えば自主防災に関することとか福祉関係に関する事で必ず出るのが、日本人は助けてあげたいという意識は強いけれども、助けてくれという言葉がなかなか言えないというのをよく聞きますし、現実、そうだなという気がします。そういった部分も、当然何かあったときには行政に相談が当然来ると思いますので、きめ細やかな対応をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に参りたいと思います。次は日原診療所についてです。

3月28日から、元発熱外来施設が増築され、診療が開始されます。かのあしあぼろ診療所は、どのようなになるのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、日原診療所についてお答えをさせていただきます。

日原診療所については、平成30年4月より旧せせらぎ東棟2階において診療を続けてまいりましたが、施設の老朽化、建物の維持コストの増加など多くの課題を抱えていました。そのため、当初から計画しておりました通り、発熱外来施設を増築し、レントゲン撮影装置等を導入することで診療所の機能強化を図り、引き続き日原地域における医療提供の拠点として、3月28日より診療開始とする運びとなりました。

かのあしあぼろ診療所におかれましては、令和元年10月より津和野町発熱外来施設を使用し、社会医療法人正光会松ヶ丘病院の医師により、毎月2回の診療を実施されております。津和野町における精神疾患に関わる診療について御尽力をいただいておりますが、前日の施設建設当初の構想のとおり、日原診療所の移転に伴い、発熱外来施設におけるかのあしあぼろ診療所の診療につきましては、3月16日が最後の診療日となります。

しかしながら、高齢化の進む当町において、認知症を含めた精神疾患の方への対応は考慮していかなければならない重要な施策の一つと考えております。津和野町の精神医療を今後どのようにしていくのか、津和野町と松ヶ丘病院並びに医療法人橘井堂間で協議を重ねた結果、4月からは指定管理下にある津和野共存病院が心療内科及び精神科を標榜し、松ヶ丘病院より医師を派遣いただき、非常勤科として、これまでと同様に月2回の診療を行うことで当町の精神医療を担っていただくこととなりました。

精神疾患を持つ患者の方も多くの内科疾患の合併症があります。松ヶ丘病院との病病連携による患者情報の一元化により得られる津和野町のメリットは大きいと考えております。

また、かのあしあぼろ診療所を受診されておられた日原地域にお住まいの方につきましては、移動負担軽減のため、医療法人橘井堂が運行するシャトルバスを利用し、津和野共存病院で受診いただくこととしております。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） このことも受診していた人たちが、ちょっと不安な声を聞くことがあったので質問をしているわけなんですけども、結構、日原診療所で受診者には説明しているみたいなんですけど、丁寧に。なかなかこの認知症等を含めた精神疾患の方が、なかなか理解できない。それを介護で連れていった人が、「言うんじゃけど伝わらんのかな」とか、いろんな、ちょっと本当、これ、今後こういうことが増えてくると思うんですけども、何かこう理解してもらえる方法とか、理解しても、また忘れてしまうとかちゅうんがあるんですけども、それとあとはそれを介護している周りの人たちに伝えることも重要じゃないかなというふうに、すごく感じたんですね。

それとあと、当然、吉賀方面から日原に通っていた方もいると思うんですね。そういう人たちも、じゃあ、今の説明では、この橘井堂の運行するシャトルバスを利用するような形になるかと思うんですけども、その点、ちょっと現場で今診察を受けている人、また津和野に行くんだったら、これは松ヶ丘の先生があっさり益田に来て、一緒に治療したらどうかとか、いろんなことを、いろんな便宜を図っているようなんですけども、今後の対応とか所見をちょっとお聞かせ願いたいんですけども。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） 松ヶ丘病院から派遣いただいております医師、看護師、事務の方が現在診療しております患者の方に対しまして、それぞれ津和野共存病院のほうで診療を行うか、もしくは松ヶ丘病院のほうで診療を行うかということもお聞きをして、今後どういった方向で進めていくかということの確認をとっているそうです。

ですが、どうしても、議員御質問のありましたとおり、御理解ができるかどうかというところが問題になってくると思います。昨日も、松ヶ丘病院のほうとお話をさせていただいたわけなんですけども、4月につきましては、バスの運行も、現在、シャトル便を2便運行させる予定としております。そのバス便につきましても、石見交通の広域線、また六日市交通のバス、それぞれの時間帯がございますので、その辺等の整合性をとりながらやっていきたいとは思っておりますけども、どうしても4月いっぱいにつきましては様子見という形で運行させていただくということで、それに基づきまして、5月以降のところの運行を計画させていただくという形を考えております。

それと同じように、4月に、本来なら受診をしなければならない方というのがおられるかもしれませんが、もしそういった方々が受診を忘れていたりとか、受診ができなかったというところにつきましても、松ヶ丘病院から来ていただきます先生、ドクター、また看護師等との情報共有をしながら、こういった方々が忘れていたりというところが、もし多いようであれば、津和野共存病院の法人とも協議をさせていただきながら、どうしたらこういった方々が受診漏れがないかというところを改めて周知をさせていただき、または御連絡をさせていただくというところの方法論につきましても、検討させていただければと考えております。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） きめ細やかに対応されているようで安心しました。今後ともよろしくお願いします。

それでは、次の質問に行きたいと思います。これからの質問は、3月定例会では町長の施政方針を聞いて質問を通告します。予算審議を経て、一般質問となります。教育長不在の中で、3月末には退職される教育次長に質問するという、何か不合理の中での質問になりますが、一方的な質問になるかもしれませんが、よろしくお願いします。

まず、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）についてです。これまでの学校評議員制度との違いと組織の概要をお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、学校運営協議会制度についてお答えをさせていただきます。

学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）につきましては、平成16年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が行われ、その中で学校運営協議会制度が創設されました。令和3年5月1日現在の島根県下の学校運営協議会制度の導入状況は、幼稚園から特別支援学校までの全学校種では37.9%の学校で、小中学校では41.3%の学校において導入されています。

本町では、これまでも開かれた学校の実現に向けて、学校と地域の協働による学習環境の充実を図ってまいりましたが、更に一步踏み出し、地域でどのような子ども達を育てるのか、何を實現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、学校と地域が一体となって子ども達を育むことが重要であると考え、令和4年度から学校運営協議会制度を導入することといたしました。開かれた学校に向けての取組としては、これまでも学校評議員制度がありましたが、その役割は、学校運営に関して、校長の求めに応じて個人として意見を述べるにとどまっておりましたが、来年度から導入する学校運営協議会制度は、校長が作成する学校運営の基本方針を承認することや、学校運営について、教育委員会または校長に意見を述べるができることとされており、合議制により学校運営を行うことで拘束力が伴う点が大きな違いとなります。

次に、学校運営協議会の組織の概要につきましては、複数校での協議会設置もできることとしておりますが、現時点では、各小中学校にそれぞれ設置したいと考えております。

委員につきましては、保護者、校区内の地域住民、運営に資する活動を行う者、学識経験者その他教育委員会が適当と認める者の中から15名以内としており、地域性や規模等を考慮しながら、学校ごとに委員数を定めたいと考えております。

また、協議する内容としましては、学校教育目標、運営計画等の検討や、学校・保護者・地域住民等との連携、協働による教育の充実に関することのほか、これまで学校評

議委員会として行ってきた学校運営に関する評価についても、この学校運営協議会の中で行いたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） 平成27年12月に中央教育審議会の答申を受け、文科省はこの平成29年3月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正の中で改正が行われました。それを受けての今年度からの学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入が決まったのだと思います。

予算審議の中で、町内の小中学校6校で46名の委員に委嘱されるということが出ましたけども、新年度が始まって、当然、これ教職員、保護者、地域といろいろな説明もしなきゃならないだろうし、その委員さんも研修しなきゃならないと思うんですよね。それはもう計画されているんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） まだ正式には、学校のほうから委員さんが、まだ上がってきておりませんので、委員さんの人数確定という形には、まだありませんけども、今聞いております範囲では、まず少ないところで五、六人ぐらいから、上で10人ちょっとぐらいのところ聞いております。当然、委員さんが決まりましたら、制度の御説明ということは必要になってくると思います。

今、それ以前に、まず学校のほうもこの制度について知っておいていただかなければいけないということもございます。校長にしましては、校長会等で先進地のほうを視察をしておりますので、その辺りのことについては、ある程度の理解はされていると思っておりますが、教職員につきましては、まだ現段階では行っておりませんし、4月段階で新しい体制といいますか、人事異動等も行われまして、異動になられる先生もおられますので、4月になったところで、また教職員につきましては、そういった御説明も必要になってくようかというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） 以前、15年ぐらい前になろうかと思えます。新津和野町になって、教育委員会が学校統廃合の方針を取りまとめるすったもんだしたときに、このコミュニティスクール設置を求める請願が出されております。それを受けて、教育委員会は先進地へ視察に行ったり、随分協議を重ねました。そこでネックになったのが、教職員の任用に関することです。当時、校長会でもすごいこのことに拒否して、問題になったのを記憶しております。

学校運営協議会は教職員の人事について、教育委員会を通じて任命権者に意見を述べるができることとされておりますし、今回の改正の内容では、以前と変わったところでは、その意見の対象、どのような意見を対象にするかということを経済委員会の規則で定めることができることとされている、ここがすごく重要になってくると思うんですよね。

当然、校長会、校長先生らも視察に行つて、こういう面がすごく気になったと思うんですね。何かそういったとき、校長会等で何か意見は出ませんでしたかいいね。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 私も校長会のほうには、ちょっと出ておりませんので、どういった意見が出たかということ具体的には聞いておりませんが、確かに以前も、この制度ができてから、なかなか取り組めなかった一つの一番大きな要因というのが、学校の人事ですね、教職員の人事に関する事まで踏み込めるといふふうには国のほうの規則等には書いてありますので、その部分が一番多分ネックになったということは容易に想像できるんですけども。

町として、この学校評議委員会制度を行うに当たりましては規則のほうを定めると、定めなければなりませんので、今月22日に教育委員会を開催いたしますけども、その中で規則のほうを制定していくということで考えております。

その中では、今言われた人事のことについては、具体的に協議会の事業としては挙げておりません。ただ、反対に、人事ができるということにつきましては、前向きな考え方としましては、例えば、地元がこういう学校づくりを、学校も含めてですけど例えば、青原小学校が、こういう学校づくりをしたいのでこういった先生を呼んでほしいというようなことは反対に言えるという制度でもありますので、人事に関しては、そういった前向きな活用のほうでやっていければ、より充実した組織になるんじゃないかなというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） 確かに本当に前向きな部分というのは、先進地視察したときに、すごく感じたのは、そこなんですいいね。つい、あの先生は、この先生はというような世界じゃないんですいいね。じゃ、そのところを、当然、委員の人も研修するだろうし、教育委員会内部でも協議重ねると思うんですけども、よりよい教育の場にしてほしいと思いますし、学校評議委員制度ではできなかったことが、今度すごくできてるんですいいね、このコミュニティスクールによって。できれば、それがまた学校を超えた連携に始まった形とか、いろんな膨らみが出てくると思うんで、いろいろ障害はあるかと思いますが、検討というか期待しております。

次の質問、これもちょっと関連になりますが、次の質問の青少年育成についてです。

施政方針の中で、現在、津和野地区4組織で取り組んでいる青少年育成協議会を今後、日原地区でも組織化を図り、活動を広げたいとしています。これまでも働きかけ等を模索してきたと思いますが、具体的な計画をお聞かせください。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、青少年育成についてお答えをさせていただきます。

第2次津和野町総合振興計画では、次代を担う青少年の健全な育成を目指し、家庭・地域・学校が連携して変化を続ける社会状況等に対応しながら、青少年の健全育成に取

り組むことを目標としております。この計画に沿って、本町におきましては、津和野地域の4つの公民館に、それぞれ青少年育成協議会を設置して活動を行っているところでございます。

日原地域への協議会の設置につきましては、これまでも公民館長主事会議等でお願いをしてきているところですが、いまだ組織化には至っていないのが現状です。しかしながら、組織化はされていないものの、地域のボランティアの方々が、通学時の見守り活動等を行っており、協議会の活動内容としても遜色ないものと考えております。今後も引き続き、青少年の非行防止や健全育成に取り組み、青少年育成活動を行ってまいります。

また、併せて、日原地区の組織化に向けても、具体的な取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） この青少年健全育成に関しましては、私が議員になって、もう12年目が終わろうとしているんですが、なった当初から、これを一般質問を含め、決算委員会、予算委員会で、こんなアンバランスは何かということで、ずっと追及してきたんですが、やっとこの施政方針に載ったなという気がしております。

それで、青少年健全育成に限らず、例えば、新津和野町になって、情勢、旧津和野、旧日原じゃあ、どうじゃ、こうじゃということがよう出ます。けども、たかだかこの10万予算のこれだけでも解決できないのに情勢なんて、まだ無理だろうというのも思いも私の中でもありました。

そうした中で、活動はしているんですね。ただ、横軸組織ができていないだけで、それで以前にも、前教育長なんか館長主事会議で問うたりとか、いろんな様子は耳に入ったんですが、問うても、はっきりいって私、無理だと思います。もう教育委員会で、こういう形にするというものを打ち出さないと、それでどうですかというのをやらないと、結構、この青少年健全育成に関しては、具体的にこれが、これがというものはないんですね。ただ、私自身がちょっと関わっている部分では、SNSとかいろんな部分で、ちょっと問題行動等が見えにくくなっているという、それに関わる人たちがどうサポートすればいいのかというような、すごく大きなテーマがあるんですけども。ただこれを、本当、具体的に進めていってほしいと思います。

それで、今津和野町では、0歳児からのひとづくり推進室が、今年度から教育委員会に移行されます。また、津和野高校支援も教育委員会に移管されます。津和野町では、教育の魅力化という命題の下で、0歳児からのひとづくりプログラム、社会教育では、学びの協働推進事業、その津和野高校支援から始まった保小中高連携、様々な施策がなされてきております。また、学校では、ふるさと教育という部分がずっと行われております。それで、今回、学校運営協議会、コミュニティスクールが導入されます。学校・保護者・地域、そして公民館活動等、全ての町民に、これ関係することです。

つまり、何が言いたいかというとはっきりいって頭混乱するんじゃないかなど。何がどうかというのを、きちっと説明していかないと、受け手は同じ人が多いんですね。特に気になるのが、この一連の中で、教育というのは分かるんですけども、魅力化というのも分かるんですけども、家庭というのが、どこか欠落しているような気がするんですね、私の中では。家庭教育。それと社会教育でいうと、学校・地域・家庭の連携だとかいろいろ言いつつも、家庭というのがすごい欠落しているような気がして。以前、議会でも議長お願いして、研修会を家庭教育基本条例に関しての研修会を開いたりしたんですけども、その頃は自分の中には、福祉面で、父子家庭、母子家庭とかそういった場合はどうなのかというのが心の中でちょっと整合性がとれなかったんというのがあるんですが、それも家庭なんですかね。じゃ、そこのところがすごく気になっています。

また、公民館関係の人とかいろいろ聞いても、あまりにもいろんなメニューの中で、はっきり言って横軸を狙っているというのは分かるんですけども、現実、入ってくるのに横軸突っつこうか、その行政用かもしれんけど、受ける方からすると、何が何やらというような状態だと思うんですね。この学校運営協議会、コミュニティスクールが導入される、これは本当、すごい機会だと思うんです。困惑しない対応と、少しでも津和野町の教育が魅力になるように期待しております。

ちょっと所見をお願いしたいんですが、町長、どんなですかね、今のそのことに関して。横軸ですかね。横をつくらな、つくらないけんと言いつつも、メニューがいっぱいあるんですよ、メニューがね。社会教育、学校教育、いろんな分がある。でもその中には最終的には子ども達にかかってくるわけなんですかね。本当、これは、コミュニティスクールが導入するいいきっかけ、この一番のいいきっかけになると思いますし、啓発するためのいい機会にもなると思います。ちょっとその点について所見をお聞かせ願いたいんですが。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 議員のおっしゃられるとおりで、いろんな物事が動き始めているという状況の中で、それぞれがてんでばらばらに動いていくということになると混乱を生じさせるだけだろうというふうに思っております。

ただ、本町は先ほどから申し上げておりますように、0歳児からのひとづくり事業というものを進めようとしている中で、また令和4年度からは、この推進室を教育委員会に移してやっていこうというところであります。そこに、この学校運営協議会制度というものが導入されてくるというわけでありますから、うまくその0歳児からのひとづくりプログラムの中に組み込まれて、そして、この教育の魅力化というものに、うまく一つの軌道が順調に進んでいくように、また整理をしながら連携をし、取り組んでいく必要が当然あるかというふうに思っております。

そうした中で、また家庭という部分の視点を、もっと重点的に着目をして、その取組の中に活用していくべきじゃないかという御指摘でもあろうかと思っておりますので、このことについては、総合教育会議という場においても、そこには町長としての発言の機会もあるかというふうに思っておりますので、今日、議員御指摘をいただいたようなことを、その教育委員会の中で、また0歳児からのひとづくり推進室の中で、どういう動きになっているかということは、常に私自身も関心を持って、日頃から見とおきながら、その政治的中立性という範囲を越えない中で、総合教育会議の場等において、また私なりの所感、それから、こういうことを、またしたら、より進んでいくんじゃないかというような思い、そういうものも、また述べさせていただきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） 本当、町民の口から教育のまちだと、先人がつくったことじゃなくて、今自分たちがつくっている、これが教育のまち津和野だという部分が胸を張れるような、そういった形をつくってほしいと思います。大いに期待しております。

これで私の質問を終わります。

.....

○議長（沖田 守君） 以上で、8番、三浦英治君の質問を終わり、11時まで休憩といたします。

午前10時40分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き質問を続けます。

発言順序3、9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 9番、寺戸昌子です。通告に従い、質問をさせていただきます。

町長施政方針について質問をさせていただきます。

まず、町長施政方針で、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に関することを町長が述べられたことに大変勇気づけられます。国際社会の懸命の努力にもかかわらず、2月24日には、ロシアは一方的にウクライナへ侵攻しました。このことは、ウクライナの主権と領土を侵し、国連憲章、国際法を踏みにじる紛れもない侵略行為であり、断固糾弾します。直ちに軍事行動を止め、撤退させることを強く求めます。国際社会がロシアのウクライナ侵略反対の一点で団結し、侵略を止めさせることを呼びかけ続けなければならないと思います。議会でも意見書を上げさせていただきました。

次に、ゼロカーボンシティ宣言についてです。

施政方針において、ゼロカーボンシティを宣言されました。ゼロカーボンシティ宣言とは、2050年に自治体の二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを表明です。2020年12月の議会で、2050年温室効果ガス排出実質ゼロの宣言を津和野町がすることを提案させていただきましたが、津和野町が二酸化炭素削減のリーダーとして引っ張っていこうという町長の意気込みをお聞きしました、そこで。

さて、このゼロカーボンシティ宣言なんですが、町民にとっては、なかなか聞き慣れない言葉かもしれません。そういう面で、いろいろ行政のほうに取り組んでいってもらわなければならないことがたくさんあると思います。今後の取組を期待するものです。

この宣言を行うことは、エネルギーの地産地消の実現に向け、取組を強化していくものを示すものとしていますが、どのように取り組み、2050年までに二酸化炭素実質排出量ゼロを目指す計画なのか、お尋ねします。

引き続き、次の質問に移ります。

交通手段の確保についてです。施政方針において、交通体系の改善に向けた取組を適宜行っていくとされました。昨年末から、日本共産党津和野町委員会が町内に各戸配布で行わせてもらったアンケートでは、多くの町民の皆さんに御協力をいただき、数多くの返信が返ってきました。

その中で、交通の不便や買い物の不便で困っていると答えている方が半数近くにも上りました。「免許を返納したいが、公共交通などに不安があり決断できない」など、記述式でたくさんの意見を頂きました。交通手段の確保は喫緊の課題になっています。今後、どのように取り組んでいかれるのでしょうか。

次に、3番目に、住民協働のまちづくりの推進についてです。

行政と住民がお互いに手を取り合い、協働し、地域を維持していく対策を講じていなくては疲弊した地域を守っていくことはできません。そのために、2012年度には、まちづくり委員会の制度が始まりました。10年がたちました。施政方針において、これまでの課題点等を検証し、よりよい制度への見直しを行いながら、それぞれの地域の特性を生かした活動や課題解決に向けた活動を進めるとされています。よりよい制度へ見直すための課題点は何でしょうか。まちづくり組織交付金は見直されるのでしょうか。地域提案型事業は、先進的取組が未来づくり協働会議を通して他の地域に波及されていくような仕組みづくりが必要と考えますが、いかがでしょうか。

次に、障がい者福祉の充実についてです。

施政方針において、「障がい者が住み慣れた地域で自分らしく生活し続けられるよう、第6期津和野町障がい者福祉計画に基づいた事業を推進していく」とあります。町内では、親や家族が亡くなった後、障がいを持つ本人は一人で生活ができないので心配だという声を数多く聞きます。また、先ほど紹介したアンケートの返信でも、「親が障がいを持つ子の面倒を見られなくなったとき子どもは安心して津和野に住むところがない」、「グループホームが欲しい」、「障がい者に応じたホームヘルプサービスが提供できる

ような津和野になってほしい」という御意見を頂きました。親や家族が亡くなった後、障がい者が安心して暮らせる事業として、グループホームなどは計画されているのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、9番、寺戸議員の御質問にお答えをさせていただきます。町長施政方針についてでございます。

まず、ゼロカーボンシティ宣言でございます。

議員御指摘のとおり、ゼロカーボンシティ宣言は、エネルギーの地産地消の実現に向け、取組を強化していくことを示すものであり、世界や国及び県の動きに足並みを揃え、国際社会の一員である一自治体として、脱炭素社会の実現に向け、責務を果たすための意思表示であると考えております。

また、その責務を果たすために、具体的な施策を実施していくことが不可欠となってまいります。2050年までの二酸化炭素実質排出量ゼロに向けて、現在、木質バイオマスガス化発電を主軸とし、太陽光発電や小水力発電等の導入により、二酸化炭素実質排出量ゼロとする仮説を立てております。計画を策定していく上で、仮説を検証しながら、正確な再生可能エネルギーのポテンシャル調査を行い、導入設備や規模等の可能性を十分に検討しながら、具体的施策の方針及び目標等を定めていきたいと考えております。

次に、交通手段の確保についてでございます。議員御指摘のとおり、高齢化に伴い、今後、免許返納者の増加が見込まれる本町におきまして、交通手段の確保は喫緊の課題であると認識しております。津和野町の交通対策としましては、これまでも交通空白地への定時定路線による町営バスの運行やデマンドバスの運行を行ってまいりました。しかし、町営バスの運行だけでは便数に限りがあることや、特に山間部にお住まいの方からバス停までの距離が遠いといったお困りの声を頂いてまいりました。

そこで、そういった交通不便を解消するため、令和3年10月より木部地区を対象とした定額制乗合タクシーの実証実験を実施したところであります。本事業は、タクシーを活用し、月額5,500円を支払うことで、木部地区内や木部地区から津和野地区の間を乗り放題で利用できるとしたものであります。

事前に行ったアンケートにおいては、31名の方が利用すると回答されていましたが、12月1日の段階での登録者が5名にとどまっていたため、登録者増加の取組として、12月から1月の間を無料期間として運行し、2月からはライトプランとして月額2,800円で月4回まで利用可能という運賃設定も追加し、実施してまいりました。

しかし、結果として、2月末までの登録者数は14名で、3月における利用継続希望者は7名といった数字となっております。状況を分析するため、2月に木部地区住民を対象にアンケートを実施しましたところ、「事業を知っていたが利用登録なし」が全体の8割を超え、利用しない理由としては、「自動車を運転できる」、「町営バスを利用

するから」といった意見が多くありました。これらのことから、当初、こちらで想定をしていたニーズがなかったことや、町営バスの利用が地域に馴染んでいるといったことが判明いたしました。また、新型コロナウイルス感染症の蔓延により外出を控えているといったことも影響しているものと推察しております。

以上の結果から、本事業が木部地区における移動手段として、持続可能な状況には至らなかったと判断し、4月以降の継続は難しいと考えておりますが、利用者の利用目的の7割以上が通院であったことから、そういった方たちにはターゲットを絞った取組を今後検討していく必要があると考えております。このことについては、福祉的視点が必要不可欠となりますので、つわの暮らし推進課だけでなく、医療対策課や健康福祉課、公民館等と話し合いながら検討してまいります。

次に、住民協働のまちづくりの推進でございます。まちづくり制度については、平成24年度の設定から1期3年のスパンで実施しており、今年度で10年という一つの節目の年を迎えております。また、今年度が1期3年のうちの初年度であり、令和5年度までは現行制度を継続する予定としております。

現行制度の課題点といたしましては、これまでの事業評価を各まちづくり委員会にいただいた中で、地域の役員や事務等の担い手不足及び制度や事業のマンネリ化等が挙げられております。

一方で、今後におきましても、さらなる高齢化や人口減少が予測される中で、持続可能な地域づくりのためにも、住民協働によるまちづくりは一層必要性が増してくるとも考えております。このような課題点を解決し、地域の皆様にとってより良い制度となるように、令和6年度の制度改正に向けて、地域の皆様はもちろん、役場内部でも十分に検討を重ねながら、より効果的な制度の構築を行ってまいります。

併せて、この制度改正につきましては、制度内容の全般的な見直しを検討するものであり、組織交付金につきましても検討してまいりたいと考えております。

議員御指摘のとおり、先進的取組を共有し、各地域に適した形で事業の検討を行い、導入していくことは効果的であると考えられます。先進的な取組を町内地域へ波及させることを期待し、町内のみならず、全国や県の地域の先進事例について、未来づくり協働会議の場を初めとして、情報提供や情報共有に努めてまいりたいと考えております。

次に、障がい者福祉の充実でございます。昨年策定した第6期障がい者計画、障がい福祉計画には、高齢の両親と同居の障がいのある人が多く、親亡き後の不安、心配に対応するため、障がいの程度や社会適応能力等を支援し、生まれ育った地で生活を続けることができるよう、グループホームの整備を働きかけるとともに障がいに対する地域住民の理解を促すことに努めますと記載しております。

町として、現段階での具体的なグループホーム等の整備計画はありませんが、昨年11月には、津和野町自立支援協議会として、社会福祉協議会や、つわの清流会等の関係機関と一緒に、益田市内のグループホームの運営方法や実施状況を視察してきたところ

です。現在、津和野町から町外のグループホームを利用されている方は17名おられますが、利用者や、今後利用したいと考えておられる方からは、地元で生活したいという意向や、将来を不安視する声、またグループホーム事業の実施要望を関係者や団体等から聞いているところでもありますので、今後、早急に検討をしていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 4つ質問をさせていただいたので、順番にもう一回質問をさせていただこうと思っています。

まず、ゼロカーボンシティ宣言のところですが、太陽光発電や小水力発電ということで、それを導入を働きかけていくということなんですが、太陽光発電は、かなり家の御自宅の上につけられたりとか青原小学校の上にもついたりされたり、結構ポピュラーになってきつつあるんですが、その小水力発電というのは、たしか柿木のほうで今取組をされているというのは聞いたことがあるんですが、この津和野町では、もう既にされているところがあるのか、それかされているところが少ないから、これからどんどん候補地を挙げて行ってということでここに挙げられたのか、その辺をお聞かせいただいたら。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 小水力発電につきましては、今現在津和野町で具体的にあるものではございません。なぜここで小水力発電が出てきたかと申しますと、小水力発電にと申しましても、いろいろな規模がございます。津和野町にとって、先ほど町長の答弁にもありましたが、町内のポテンシャルを有効利用したいという意味で言うと、津和野町は標高50メートル付近から500メートル付近まで住居が点在しております。それだけ起伏に富んだ地形を有しているということは、要は高度差を利用して水力発電が可能であるというような専門家の意見もいただいております。

現在予備調査を行っているところではございまして、本格的には来年度になりましてから、そうした津和野町のポテンシャルを見極めながら、小水力発電の規模等を決定しながら、導入時期とか導入施設の規模ですとか、そうしたことを今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） ゼロカーボンシティ宣言をされたということで、ものすごく期待を持っています。ただ、行政が宣言して、行政としてやっていくのではなく、やはり町民が、我が町はゼロカーボンシティ宣言をしているんだからという視点を持っていろいろ動いていただかないと、なかなか進んでいかないものだと思います。先ほどの同僚議員の質問でも、家庭内でのエネルギーが3分の1、津和野町は使っているということだったので、その小水力発電のことも町民の皆さんに少しずつでもいいですから、伝え、もう伝えられているんか、私が情報をちょっとつかみ切れていないのかもしれない

いんですが、こういうすばらしい取組をするんだということをしっかり情報発信していただきたいなと思います。

それで、ゼロカーボンシティ宣言をするというのは、やはり大きな地球の環境を考えてのことから発しているんで、その一般町民、私たちにとっては何かあまりに話が大き過ぎて、自分事としてなかなか捉えにくい、それはやはり私たち町民が情報をきちんとキャッチしていないからというのがあると思うんです。

以前に、温室効果ガス排出実質ゼロを宣言してほしいということを提案させていただいたときにも言わせていただいたんですが、2050年の天気予報というのがNHKがつくったのがあります。これは、国連のほうで、全世界でつくってくださいということで、全世界で取り組んだものの中の日本語版なんですが、それを見ると、本当、2050年にこのまま進んでしまったら、今生まれた子が50歳になったときに、この地球がこんなになってしまうのかというのをすごい感じます。やはり一步を踏み出さなくてはということ、すごく感じました。

そのような情報を、行政のほうはかなり手にしておられると思います。その映像、今紹介した映像以外にも。そういうものをしっかり発信していくことが必要だと思います。このゼロカーボンシティ宣言の中に、多分そういう計画も組み込まれていくんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがでしょう。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） これからゼロカーボンシティ宣言を行った上で、まず計画策定に取り組んでいくということになります。今後、どういった計画になっていくのかということですが、要は、この二酸化炭素排出ゼロということですが、ただ、現実的に町民の生活がある上で、排出をゼロにするということは難しいというふうに理解しております。

やはり二酸化炭素実質ゼロというのは、要は釈迦に説法のお話になりますが、1つは、二酸化炭素を吸収し、貯蔵する機能、これが主に森林整備というふうに位置づけております。それからもう一つは、やはり家庭や企業とかで排出を抑制するという部分、その部分を両面から取り組んでいく必要があるということになると思います。

その取組のことを、まずは数値化をして、そして見える化をしていこうということになると思います。その上で、その吸収と貯蔵の部分と排出抑制の部分と、両面から取組をしていくわけですが、やはり町の限られた財源でありますから、どちらのほうを重点的にやっていくのかというようなことも、ある意味、数値化されたものを見ながら、町としての方針も定めていかなければならないというふうに思っております。

といいますのも、もう少し具体的に言うと、例えば排出の抑制ということになると、太陽光発電や、あるいは小水力発電等の導入とか、あるいは先ほどの川田議員の御質問にもありました電気自動車等の関係へのそういう助成事業ということも考えられるかとも思っております。

一方で、森林整備ということも大事でありますから、そうした森林整備のほうへもいろんな、やはり事業費を投じていくということにもなろうかと思えます。だから、それを町として、どちらに限られた財源を配分していくのかという観点になるわけでありまして、まだ今から計画策定ですから、今確定的なことは申し上げられませんが、例えば、町がより財源を効果的に使おうと思えば、少し排出抑制のほうは、そちらよりも森林整備のほうにお金をかけていったほうが、この自伐型林家の育成が、また定住につながるという、そのいわゆる投じた資金の相乗効果がつながるんじゃないかとか、そういう考え方として成り立っていくかというふうに思っております。そういうところを計画策定を行いながら、町としての、今後の実質ゼロに向けた取組方針というのを定めていきたいというふうに思っております。

その計画を定めた上で、当然、この町民の皆様の協力というのは、もうこれは大前提になってまいりますので、議員おっしゃられるとおりの情報発信というのは、非常に重要になってくると思えます。ですので、この計画策定を行って、できるだけやっぱり数値を見える化したことが、町民の皆さんにとっても自分たちの行動が、こうした二酸化炭素実質排出ゼロにつながるんだということを分かりやすく伝わると思っています。そして、それがまた世界への国際貢献の一つにもなるんだということが、本当に分かりやすく実感として感じていただけるように情報発信をしていきたいというふうに思っておりますので、その辺は、またこの計画策定後の取組、策定中でも、その取組を始めていく必要があるかと思っておりますが、取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） やはり町民の協力なくしてはできないということを考えておられるというのは、よかったというか、はい。ええとですね、それで、町民の皆さんにCO₂を削減していくんだよという話をすると、どうしても昔の生活に戻るんじゃないのというような感覚をお持ちになってしまうところが、どうしてもあります。

ヨーロッパなどでは、先進地なので、CO₂の排出を減していく、地球環境を守るんだということは、生活環境がよくなっていくという感覚をお持ちなんですけど、日本においては、なかなかその感覚がなく、節約をしていく、切り詰めていくという感覚になってしまう、一般の方々にとっては、そういう、私もそうですが。そういうことをちょっと刷り込まれてきてしまっているのだから、そうではなくて、ゼロカーボンシティになることで、私たちの生活が豊かになっていくんだよということを、ぜひ中に盛り込んで発信していただきたいと思えます。

一人一人の努力はものすごく大切なことなんですけど、このゼロカーボンシティに向けての努力はすごい大切なことなんですけど、それと並行して、やはりシステムが変わっていかないと成功しないということは、先進的な取組をされているところでもお聞きしました。ですので、ぜひその点をお願いしたいと思います。

それで、環境パートナーシップ会議というものが我が町にはあります。もう地球温暖化がデマではないかということが言われている時代から活動している環境パートナーシップ会議です。そこでは、グリーンカーテン、印象的なのがグリーンカーテンの取組なんです、グリーンカーテンとは何ぞやというときから、グリーンカーテンとはこういうもので、窓際にいろんな葉っぱを茂らせると中の室内の温度が下がるんだよとかいうことを発信しながら、活動をしておられます。今、その町内の方々にグリーンカーテンという話をすると、「ああ、うちもやっているよ、今年は何でしょうかとと思っているの、ゴーヤはちょっと苦手だから今年のアサガオにしようかな」とか、そういう話になっていきます。やはりこれは環境パートナーシップ会議という町民からいろいろやっていく主体があったからこそできたことで、このゼロカーボンシティ宣言に関しても、この環境パートナーシップ会議と一緒に取り組んでいていただきたいなと思います。その辺は、いかがでしょう。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） これまでも環境パートナーシップ会議におかれましては、そしてそれを構成する団体におかれましては、それぞれの団体において、この津和野町の環境問題に関する取組に対して、非常に御貢献をいただいていたというふうに思っているところでございます。

これは、二酸化炭素排出ゼロという観点もそうですし、高津川の浄化の取組、そうしたこと、いろんな面でお願いや御協力をいただけてまいりました。今後も、このゼロカーボンシティ宣言を行って、二酸化炭素実質排出量ゼロ、津和野町は目指していく上で、このパートナーシップ会議の皆さんの御協力は不可欠だというふうにも思っておりますので、その計画策定の段階においても、いろんな面でアドバイスも頂いてまいりたいというふうにも思っております。

それで我々もまた、この議員御指摘のように、情報を町民の皆さんに広く、分かりやすく情報発信をすることで、またパートナー会議の活動のほうへも、この町民の皆さんの理解と、それから活動の輪が広がっていくというふうにも思っております。そういう面でも好循環というものをつくり出していきたいと、そのように考えているところであります。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 前にもお話しをしましたが、津和野町は、やっぱり過疎の町、過疎が進んでいく町という、そのレッテルをはがすためにも環境問題に先進的であり、ここの町に来れば地球のためにもなるしという、そのプラス方向での津和野町のイメージを、このゼロカーボンシティ宣言もその材料にしていだけないかなと思っています。そのためにゼロカーボンシティ宣言をするという意味ではなく、ゼロカーボンシティ宣言をした町ということで地球環境を考える人が集まってくる、そういうふうな町にしていだけたらと思います。

では、次の交通手段の確保について伺います。

交通手段の確保が喫緊の課題という認識をしておられるというのは、前々からお聞きしていましたが、今回の木部での実証実験では、3月における利用継続者の希望者が7名なので継続性がないと判断されたということなんですが、7名おられるということは、すごいことだなと私のほうでは思いました。

というのが、お年を召された方が自分の生活形態を変えるのというのは、なかなか大変なことで、新しいものを使って自分の生活を組み立てていくというのが大変な中で、7名の方が利用継続をされるということが出たということは、これはすごいことだと思ったんですが、その反対のように受け取られているような気がしたんですが、もう少しその辺をお聞かせいただけたら。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 今7名が、十分いるんじゃないかという御質問ですが、確かにそういう見方もできていると思っています。ただ、今、今回の実証実験はK o i K o i タクシーさんとか、そうした方々の御協力も頂いて実証実験を行ってまいりました。そうしますと、当然採算ベースが幾らですとか、今、今回5,500円の定額制でスタートいたしました。が、実際、それだと利用人数がどのくらいじゃないと、なかなか採算がとれないとかいうような数字もございます。そうしたときに鑑みた場合に、なかなかちょっとこの数字じゃ厳しいという判断があるのが1点と、それから、先ほどの町長の答弁の中にもありましたけども、最初のアンケートでは31名の方が利用したいということであったんですが、なかなか周知期間が十分にとれなかったこともありまして利用者が伸び悩んだ。ましてや、今回コロナ禍でございましたので、そうした要因もあつたんであろうというふうに考えております。

そうしたことを鑑みますと、一旦は、ちょっと打ち切らせていただいて、今回のデータをしっかり次のアクションに起こすような形をとりたいと思っております。福祉的な施策が、要因が大きいということで、先ほど町長にもありましたけども、当然、健康福祉課、医療対策課、公民館とか、そうしたところと協議していきたい。もう一個特徴的なのが、通院で使うという方が非常に多くいらっしゃいましたので、そうした交通弱者の方々が、特に病院への通院に使うということのデータもしっかり鑑みながら、新しい制度設計をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 近隣の市町村や隣の広島などでも、かなり乗合タクシーをされているところがあるとお聞きしました。その辺の事例を参考に、多分されてやっておられると思うんですが、そこを継続事業でされているところもかなりあると思うんですが、その辺は把握をされているんでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 一番身近なところで言いますと、島根県内
で言いますと、大田市がこうした乗合タクシーを実証実験やっておられます。それはず
っと継続されておりまして、月々3,300円の料金体系のようです。

これも地元のタクシー業者さんとの御協力のもとにやっておられるということで、成
り立っているわけですが、やっぱり習慣化するのには、やはり時間がかかるそうです。
先ほど議員おっしゃったように、高齢者の方が移動手段を変えるというのは、生活パタ
ーンの一部が変わっていくわけでございますので、非常にハードルが高いということも
今回感じました。ですから、高齢者の方々にどう根付かせていくか、どうこの制度のメ
リットみたいなものを認識していただくかということに、やはりこれは時間がかかるな
というのも実感しております。ですので、やっぱり先進事例と言いますか、優良事例を
見ますと、やっぱりその周知期間にかなり時間をかけていらっしゃるということが今回
も分かりましたので、今回は令和3年の10月からのスタートで、周知期間を始めたの
は7月からございました。なので、その3か月の周知期間は、ちょっと十分でなかつ
たかなというふうな反省もございますので、そうした反省点も踏まえて、今後の制度設
計に生かしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 最初に31人の方が関心を示されたということで、や
はり周知期間をしっかりと設けて制度設計を練り直して、また挑戦していただけたらと思
います。私は、青原に住んでいますが、こういうタクシーが、この辺にもあると助かる
よなとかいう声をお聞きしています。ですので、ぜひしっかり取り組んでいただけたら
と思います。

では、次の住民と協働のまちづくりの推進について、お伺いをさせていただきます。

令和4年度、来年度が2年目になるということで、まだ制度は変えないという、制度
は変えず、そのまま続行するが、令和6年度から新しい制度になるよう、いろいろ地域
の皆さんと話し合いをしながら制度を変えていくんだということを、先ほど町長からお
伺いしたんですが、令和6年度から始めるということは、令和4年度、令和5年度、こ
の2年間でまちづくり委員会の制度を改革していくということになると思うんですが、
来年度、地域の方々との話し合いとか、そういうことは、どのように進めていかれるの
か、お伺いします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 早速令和4年度になりましたら、各まちづ
くり委員会の方々とのヒアリングがございます。毎年、大体5月に実施しておりますが、
そうした中で、今年度も私、全ヒアリング出席させていただいて、各まちづくり委員会
の会長さん、事務局長さんとお話しさせていただいておりますが、そうした方と実際お
会いして話す中で、しっかりヒアリングを実施して、どういった形がいいのか、それか
ら今議員おっしゃるように、制度を変えていくとしたら、どういったところに問題点が

あって、どういった形で変えていっていいのかという辺りは、しっかりヒアリングをした上で進めていきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） まちづくり委員会制度が始まったとき、非常に期待をしていました。いましたという過去形にしちゃいけないんですが、本当、10戸足らずの自治会とか町内会、そういうところが点在している中で、それを広域でカバーして、何とか存続させて住みよいまちにというお話を伺っていたので、10年たって、その頃、まだ元気で頑張っておられた方が、だんだん高齢化して、またまちづくりのことに関わる機会が少なくなってきているのを感じます。制度をしっかりと見直して、小さい集落が存続できるようやっていただきたいなと思います。

それで、町民主体で動くということは大事なことだとは思いますが、やはり先ほどの質問の中でも言わせていただきましたが、行政の方々が持っておられる情報というのは、一町民が持つ情報とは何倍も違うたくさんの情報を持っておられます。ですので、いろいろな提案をそこにさせていただいたりとか、このことはまちづくり委員会の皆さんに知っていただいて活動してもらいたいなとかいうこととか、どんどん発信していただいて、受け皿であるまちづくり委員会が吸収できる、そういうまちづくり委員会にしていただきたいなと思います。

未来づくり協働会議、そこにも期待をしています。本当、各まちづくり委員会の中心となって動かれている方が集まっている会議ですので、いろいろ討論を重ねて、津和野町全体のことを行政と一緒に考えていける場に変えていただけたらと思います。

それから、地域提案型助成事業、とてもいい取組がたくさんあります。でも、まちづくり委員会に関わっておられる方々、委員として会議に出ておられる方々の中にも、なかなか町全体のことは把握できない、ここの事例はいいね、これを一緒にやろうということまで、ちょっと回っていかないというような感覚を私自身は持っています。ですので、よい事例をしっかりと発信していただいて、町全体で、ああ、これはいいね、うちもやりたいねという感覚を町民自体が持っていただけるようなまちづくり委員会の地域提案型事業にさせていただけたらなと思います。

次に、障がい者福祉の充実についてお伺いします。

グループホームは、まだ計画はしていないが、後々はつくりたいということを町長から先ほどお伺いしたんですが、グループホームとかホームヘルプサービスとか、そういうものを欲しいという声、本当にたくさんお聞きしますんで、視察後、皆さんでどっかに視察に行かれましたね。津和野町の自立支援協議会と社会福祉協議会やつわの清流会などで関係機関と一緒にグループホームの運営方法や実施状況を視察してこられたということなんですが、その辺、視察された後の皆さんの感想とか声がお聞きしたいんですが、どのような声が上がっていたでしょうか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） グループホームにつきましては、町長答弁がありました。いろいろな方々から、町内にグループホームがあると安心できるというお話は頂いております。町としても早急に対応できるように検討しているところでありますが、その前段として、今津和野町から益田のほうのグループホームに入っておられる方がたくさんおられますので、そこの運営状況であったりとか、グループホームとは町内になかなかないもので、例えば今回一緒に行きました自立支援協議会の委員さんであったり、社協の関係者、つわの清流会の障害の事業の担当者、具体的なグループホームってどういうものなのかを見たことがない方がたくさんおられるというところで、まずは益田市のグループホームを二、三か所見せていただいたところです。

形態的には、一軒家を借り上げて、そこを少し改装して共同生活をしておられる形、それから、またはアパートを1棟を借り上げて、そこをグループホームとして利用していると、いろいろな形があるということが分かったりとか、ただそこには当然、そこを支援される職員さんも必要でありますので、そういう方々がどういう支援をやっておられるかとか、そういうところを学んできたというところであります。

これをもちまして、今後は津和野町としても、今考えておりますのは、空き家が津和野町にもたくさんあるわけでありまして。その空き家を何か利用して、グループホームの形態がとれないか、ただし、グループホームというのは生活をする場だけでありますので、じゃあ日中の活動ができる場を合わせて併設をしないといけないわけでありまして。そういう中では、津和野町内では、今、つわぶきの里と、わさびの里という2か所がB型の作業所がありますので、できれば、その近くにあると、例えば車なんかに乗れる方は少ないんで、歩いて通える範囲内にそういう施設があると非常にいいとか、そういう話も今現在しておるところであります。

最後に、一つ、議員さんのほうは、グループホームはないんですけれども、いわゆるホームヘルプサービスということが要望があるとかいうお話がありましたが、津和野町としては、これ障がい福祉サービスでは居宅介護という言い方をするんですが、社協のほうで居宅介護は行っておりますので、この事業はできております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） ホームヘルプサービスのほうはされているというのを聞いていました、すいません。それで、視察された方の御感想とかをお聞きしたいんですが。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 感想と言いますか、見て、どういう形態でできているとか、例えば、こういう形でできるのかとか、例えば具体的に言いますと、見て分かったこととして、家を一軒家なんですけど、そこを少し改修をしておって、例えば、もともとの家に部屋が2階に1か所、下に2か所あれば、一応その部屋にはちゃんとカギをつけてプライバシーが守れるような形にするとか、例えば、お風呂はどういう順番で入

るとか、食事はどういうふうにするとかというところで、そういうところを学んできて、じゃあその感想と言われましても、感想というのは特に聞いておりませんが、その辺をあと帰ってから、行った人間なり関係者で集まって、こういうことが必要であるというのが十分分かったということで、それをそれぞれの各機関でどういう対応をしながら、今後、津和野町にグループホーム設置に向けて取り組んでいくかというような話はしているところであります。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 実際に視察に行かれて、その施設が津和野町にも要るよなということを思われたということで、要るよなというか、大事だということを思われたということが分かったので、すごいそれは前進かなと思います。

まだまだ、いつグループホームを建てられるかというところまでは行っていないようですが、ぜひ早く計画を立てていただいて、グループホームができればと思います。町長は、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 町内のはなみずきの会さん等々、意見交換というのをさせていただいたときに、やはり我が子が、自分が亡くなっても津和野町で暮らし続けていけるだろうかというすごく強い声を聞いてきたということでもあります。それは1人、2人のお話ではありませんで、本当に多くの声を聞いてきたということでもあります。

それをどう町として、この障がい者福祉施策として解決をしていくのかというところで、やはりこれはグループホームということが具体論として出てくるというところでありまして、何とか実現に向けて検討していきたいという思いを持っております。

ただ、やはり実現に向けて、いろんな乗り越えなければならない壁があるのは間違いないところであります。

一つはやはり財源の問題であります。財源も建設コスト、それからあと運営コスト、その両面をどうクリアーしていくかという問題を検討していく必要があると考えております。

この辺については、町も障がい者福祉に限らず、もう議員御承知のとおり、様々な施設整備、改修をしていかなければならない状況ですので、少しでも有利な財源を求めてやっていきたいという考え方の中から、やはり町としてはPFI方式というのを今までやってまいってきたわけでありまして、そうしたこれまでのノウハウというものを、ここに応用していけることができないだろうかということを、県は検討してほしいということで、つわの暮らし推進課のほうには指示を出しているというような状況であります。

そしてまた、運営コストということも、これも施設はつくっても運営はやはり指定管理者のような形で出していかなきゃなりません。その指定管理者が、本当に継続してや

っていけるのかどうかということも、また検討課題かなというふうにも思っているところでもあります。

そして、これ財政問題と同時に、もう一つ大きな問題だというふうに私自身認識しているのが、やはりグループホームを運営していくスタッフの確保ということでもあります。これは、清流会さんとも、このグループホームの実現性について意見交換を、私自身もさせていただいたことがあるわけではありますが、やはりこのスタッフの確保という部分が、非常に今、難しい状況があるんだということを伺っているといったところでもあります。

こうしたところも踏まえて、グループホームを運営していく、今町内では、やはり一番可能性が高いのが、そうした清流会さん等が受け皿になっていただく、あるいは社協さんということもあるかもしれませんが、そういうところが一つの候補になってくるかと思えます。

清流会さんにおかれましても、保育の運営という部分と、障がい者福祉の運営という部分、両方を持っていただいているわけで、そういう意味では、まだ組織が立って数年という状況であります。徐々に徐々に今、清流会さんとしても、いろんな活動を充実していただいていると。それから経営面についても御努力をいただいているということでもありますので、そうした組織の基盤の今後も充実を図っていただきながら、またスタッフの確保というものが、このグループホームの運営に対して、しっかりできるのかどうかということも、また話し合いをしていく必要があるかというふうにも思っておりますし、また、そのほかの選択肢ということも当然考えられるかと思えますので、社協さん等とも、またいろんな面での検討を重ねながら、グループホームの実現に向けて努力をしていきたいというふうに私自身は考えておるところであります。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） ぜひ計画を早くつくっていただけたらなと思えます。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

.....
○議長（沖田 守君） 以上で、9番、寺戸昌子君の質問を終わり、ここで午後1時まで休憩といたします。

午前11時50分休憩

.....
午後1時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、質問を続けます。

発言順序4、10番、後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） 議席番号10番、後山でございます。通告をしておりますので、逐次、質問をさせていただきたいと思えます。

まず、1点目、町勢要覧についてであります。その前に、新型コロナウイルスは全世界で猛威を振るい、島根県でも感染者が15日現在でありますから7,894人も出ておるようであります。津和野町も御多分に漏れず町は閑寂し、閑古鳥が鳴くような廃墟と化するようなおそれがあるわけであります。それほど深刻な不況状態にあるわけであります。

また、2月24日、ロシア軍がウクライナを侵略し、避難民が300万人も超えているというふうな新聞でも報道されております。戦争の悲惨を体験した日本国の国民は耐え難い出来事である、このように思っております。一日も早い終息をすることを願うものであります。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず、町勢要覧とは、町の規制1、町発展の経緯、歳時記、年度ごとの変革、人口推移や世帯数や産業構造の推移等、各項目ごとの年度表で改革していく町の形態の周知のために発刊されるのが、町勢要覧であろうというふうに私は思っております。

前回、22年度に発刊されました町勢要覧は、前中島町長が発刊されたものとあまりにも酷似しておるわけであります。下森町政の町勢要覧はいつ頃発刊されるのか、その時期についてお伺いをしたいと思います。

また、「釈迦に説法孔子に悟道」ということわざがありますが、釈迦に説法を説くのも孔子に悟の道を説くのも、この上もなく無駄なことであると、このように書物に書かれておりますが、それでも私は伺いたいと思います。町勢要覧について町長の御所見をお伺いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、10番、後山議員の御質問にお答えさせていただきます。

町勢要覧についてでございます。本町の町勢要覧につきましては、平成22年に発行して以降、現在まで発行しておりません。

津和野町民憲章、町の花・木・鳥、人口動態など町の状況については、町の最上位計画である津和野町総合振興計画などの各計画に記載しております。

町の概要や魅力をまとめ町勢要覧として発行することは、町内外への方へ情報を発信するための有効な手段の一つであると考えておりますが、情報発信としましては、広報誌やホームページ、フェイスブック、また定住パンフレットや観光パンフレットなど、必要な状況に応じて適切な媒体で発進されております。

町勢要覧につきましては、費用対効果も考慮しながら、検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 前中島町長は、平成17年の合併後の19年3月に町勢要覧を発刊されております。その21年に下森町長が誕生し、22年9月に町勢要

覧を発刊されておりますが、内容があまりにも酷似しております。ここに、下森町長が発刊されてものと前町長の発刊されたものを持っておりますが、全く同じであります。

町長、この前の答弁では、当時の営業課による現在のものが発刊されており、現在は日本遺産の認定も受けており、27年度から31年度までの津和野町の「まち・ひと・しごと創生の総合戦略」の策定に取りかかっており、新たに作成された計画の内容等も盛り込んだ上で、次年度以降に内容を見直し、より分かりやすい町勢要覧の検討を進めていくと、このようにこの前の質問で答弁をされております。

今回は費用対効果を考慮しながら検討をされるようでありますが、町勢要覧とは費用対効果も考慮しながら検討するようなものであるのでしょうか。私は疑義を感じておりますが、町長、どのようにお考えかお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 確か、前回の御質問のときには、時期的に私がもう任期の終盤に差しかかっておりましたので、またその次ということを考えて中で、どうするかということも検討していきたいというような話をさせていただいたような記憶がございます。こうして現在4期目を迎えた、スタートを切ったということがございますので、それを踏まえて、今後また新しい町勢要覧というのはどうするかということを検討してまいりたいというふうに思っております。

ただ、今もう時代の流れでフェイスブック、それからSNS、そうしたデジタルというものを活用した町の情報発信、そうしたものも相当この重きを置いてくるという時代になってまいりましたので、いろんな媒体があるわけがございます。そうしたことを踏まえて効果的な方法を費用対効果という表現をさせていただいたかと思いますが、検討してまいりたいというところでございます。

これについては、私も最終的には、当然、町長の判断で決めるわけではありますが、特に、この庁議等で図りながら、その必要性について十分に協議をしてまいりたいと、そのように思っているところでございます。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 前町長より以上のものを作っていただくように、大いに期待をしております。

それでは、2番目に、参事職の配置についてお尋ねをいたします。

私の議員生活も本日をもって39年間の終結であります。本日、最後に旧津和野町民のために質問をしたいと思っております。

それでは、前回の質問の答弁で参事を配置しないことで、町村合併の前提が崩れた等の指摘には当てはまらない、このように申されております。参事職は廃止したのではなく、1年間任命を見送った。これにより年間30万円から50万円の歳出抑制効果を見込んでいると、このようにも申されておりました。

また、こうした措置は私一存ではなく、町管理職で構成する庁議の場で参事不在の話し合いの結果、行政運営上、特に弊害は認められないと認識したと言われております。また、そして庁議の場において、総意をもって判断した。また、町民から参事配置の御意見は一、二件しかなかった、このように申されておりますが、参事職が不要であれば、これから申し上げます規則や規程等を廃止され、削除されるべきではないでしょうか。

まず、1点目、津和野町の例規集第3編、課の設置条例、行政組織の規則、第3条事務文書、各課の配置、第4条、職及び職務、組織は津和野町庁舎、職は参事、また、参事の職務は津和野庁舎の所管の事務、所属職員を指導・監督するとこのように記述してあります。

2点目に、町長の職務代理者の順序に関する規則であります。地方自治法第152条3項の規定に基づき、「町長の職務を代理する上席職員は参事又は課長の職にある。」このように記載してあります。1番目に、参事の職にある職員、2番目に、総務財政課長の職にある職員。3番目に、給料の月額の上位にある職員等々が記載されておるわけでありまして。

3点目、庁舎管理規定であります。管理区分は津和野庁舎、管理責任者は参事、第1条から第17条までありますが、これには鍵の保管等まで含まれておるわけでありまして。

4点目、事務決済規定、第4条、副町長、参事、課長の専決事項別表第1、第2の掲げる決裁区分に属する事項、決裁事項、調査報告含め通知照会従任者又は決裁権者、副町長であるように書いてあります。それが津和野庁舎においては、参事というふうに記載してあります。

また、5点目、津和野地域防災計画であります。風水害対策編第3章、災害応急対策計画、2点目、風水害等の応急対策計画、これの組織網、本部長は当然町長あります。副本部長は副町長、教育長、参事とこのように記載してあります。このように参事職は多岐にわたっておるわけでありまして。

また、6点目、法令審査会の規定であります。第1条、条例、規則、その他に規定等の制定、改廃等に関して審議するため、法令審査会を置くというふうに記載されております。第2条の所管事務であります。審査会は町長の監督に属し、条例規則等の制定又は改廃について調査審議するというふうになっております。第3条でも組織審議会には会長及び委員をもって組織する。また、会長は総務担当課長が委員になるようになっております。また、委員の方は職員のうちから町長が指名するものと、このようになっておるわけでありまして。

第6項まで申上げましたが、いろいろ記載事項はある中で、条例、規則、規程等について参事職がどの項にも掲げてあるわけでありまして。町管理職で構成する庁議の場で参事不在の話し合いの結果、町政運営上、特に弊害は認められないと確認した庁議の場において、総意をもって判断した、このように申されております。そして、5年間も

参事不在のままです。なぜ参事が不在で弊害が認められないのか、冒頭申し上げましたとおり例規集等の箇所も必要な文言が削除され、例規集の整理をされるべきではないでしょうか。町長の御所見をお伺いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは参事職についてお答えさせていただきます。

参事職につきましては、行財政計画をより一層推進する観点から、配置を見送っているところでございます。議員御指摘の各条例、規則、規程における参事職につきましては、1、津和野庁舎行政組織規則の第4条では、「津和野庁舎の参事の職として、上司の名を受け、津和野庁舎所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。」とありますが、現在、副町長がこの参事の職を担っております。

2、町長の職代理者順序に関する規則におきましては、町長の職務を代理する上席の職員として「参事の職にある職員」が最上位となっておりますが、こちらについては上位2番目の総務財政課長が町長の職務を代理しております。

3、庁舎等管理規則第3条及び第4条におきましては、津和野庁舎の管理責任者は参事と記載されていますが、現在では教育長が参事に代わり責任者となっております。

4、事務決裁規定につきましては、決裁権者が参事であるものについては、現状として副町長が決裁権者となります。

5、地域防災計画におきましては、副本部長として、副町長、教育長、参事となっておりますが、参事については欠員という扱いであります。また、町長不在時の体制決定者として、副町長、教育長の次に参事とありますが、その際は、次の決定者で総務財政課長が繰り上がることとなります。

また、議員御指摘の6、参事職に対しての法令審査会による審査についてでございますが、法令審査会の規程では条例、規則その他の規程等の制定、改廃等に関して審議するものとなっております。庁議においても確認しておりますが、現在、参事職につきましては、廃止という扱いではなく、町民の方より御要望等があれば、住民サービスを優先する観点から再度配置する考えであります。したがって、条例、規則等に等におきましては、仮に今後、正式に参事職を配置しないという方針を定める場合には、改正等を含め見直す必要があると考えておりますが、現状では、このままにおいて慎重を期したいと考えております。

○議長（沖田 守君） 後山議員。

○議員（10番 後山 幸次君） 御答弁で、町民の方より要望があれば、再度配置をするというような答弁であります。参事の件は合併協議会で設置することになっておる問題であります。下森町長も合併時には日原町の議員で、小委員会の委員長も務めておられます。協議の内容は熟知されていると思っております。

合併協議の中で本庁舎を日原に置くことになり、津和野側としては、津和野庁舎に副町長を置くよう強く要望しましたが、日原側としては特別職の副町長を置くことは了承

できない、このようなことであります。そして、合併協議会の16回、17回、18回、19回での議論の結果、一般職の参事を置くことで合意をされておるわけでありませぬ。そして結論に達した問題でもあるわけでありませぬ。

日原に本庁舎を置くことも参事問題も重要な合併条件であるわけでありませぬ。合併の根幹にかかわる問題を庁議で課長の意見を聞くなどいった問題では、私はないと思っております。私は町長が意見を求められると、それは庁議ではなく合併当時の協議会の会長、中島巖氏、副会長に中谷文一氏、このお二人が健在であるわけでありませぬので、また下森町長の先輩の方でもあるわけでありませぬ。まず、意見を求められて対応されることが本意ではありませぬか。

日原町議会で合併関連最終6議案とも5対5の対同数となり、議長採決で可決されております。このような重要案件の合併の生みの苦しみを日原町の議員の方々は身をもって体験されておるわけでありませぬ。町長も、そのうちの一人ではありませぬか。参事職配置の件再度検討いただきますように強く要望したいのでありますが、町長、どのような御意見を持っておられるか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 合併時の法定協議会のこの協定項目、これは過去の御質問でも申し上げておりますとおり、100を超える大きく超えると、数多くの協定項目があるわけでありませぬ。その中、合併合意が十五、六年と経過をしておりますが、やはりもう時代のニーズに合わないもの、そうしたものは、また行財政改革を推進するというか点から、協定項目も、もう廃止したものを数多くあると、そういうような状況でございます。

そうした中で、今回、この参事職についても先ほど議員も御質問の中の言葉として出てきたように、今なかなか参事のほうに要望もないと、そういうようなもろもろの状況を含めた中で、そして、また行財政改革を更に徹底していかなければならぬということ、人件費は参事を置かないことで、大体30万から50万円ぐらいの節減効果というふうに見ておりましたけれども、我々としては、例えば高齢者社会これが進んでいく中で、やはり高齢者福祉を充実していくためには、保健師でありますとか、あるいは社会福祉士、そうしたやはり専門職をもっと増員をしていきたいとそういう思いがございます。

ですので、そういう人件費という項目の中の同じレベルの中で見たとしても30万、50万円というのは1人の保健師を雇えるほどのものではありませんが、しかし、今非常に厳しい財政状況の中で様々なものを行財政改革をして、財源を積み重ねていく、そこから新しいまたそうした専門職等も雇用しながら福祉施策を充実していく、そういうことをしていかなないと、もう財政も成り立ちませぬし、行政運営も成り立たない。そういう一環で行財政改革という言葉を使わせていただいているわけでありませぬが、参事のほうを配置してこなかったということでありませぬ。

ただ、当然、参事というものも先ほど議員御指摘をいただいたように、一つの歴史をもって設置されたと、そういうことも重々承知をしております。ですので、行財政改革の観点で参事は置いてないけれども、町民の皆さんから、やはりこの参事の職は必要だと、これは置くべきだとそういう要望が形になって私に見える形であれば、それは参事を配置いたします。そういうことはこれまでの御質問でも申し上げてきたというところでございます。

先ほどの議員の御質問では、もう35年も置いてないんで、なるとするならば法令審査会等を開いて、参事に職そのものをこの規則上もう廃止するべきじゃないかという、それをなぜしてこなかったのかという御質問であるわけでありましたが、まさにこのことについては、今まで私が申し上げてきたように、町民の方から御要望があれば、これは配置をするという約束をしてきたということでもあります。

そして定期的に後山議員からこのことの御質問いただいてまいりましたので、私としては、後山議員のその御質問を深く受け止めて尊重したつもりでございます。ですから廃止まではしてないというところでもあります。ですので、私は前回も前々回の御質問でもお答えをしたように、申し訳ありませんがこの一般質問で後山議員だけから参事を置くというふうに言われましても、すぐそこで分かりましたということにはできません。ただ、町民の方々から、例えば自治会等から参事のこの置くことの御要望そういうものが出されてこれれば、これは置きたいという思いを持っております。

ですので、改めて後山議員もそこに強い思いをお持ちでいらっしゃるならば、また関係する自治会等の御意見等もまとめていただいて、私に直接でなくても結構であります。副町長あるいは総務財政課長に要望書なりをお渡しいただければ、これは庁議でも図っていることですので、参事のほうは置きたいということは、今までも申し上げてきているというつもりであります。

現在、合併を協定項目を決めたときの法定協議会も残っておりません。また、その後10年間は地域協議会でしたか、それがございましたけれども、それもないという状況でありますので、協定項目を改めて審議する正式な機関というものはないというような状況でもあるわけであります。

ですから、なかなか自治会等の要望を取りまとめるのが難しいということで、仮にあるならばせめて議会の中で、いま一度全員協議会なりを後山議員が音頭を取っていただいて、開いていただいて、やはりこれは参事が必要だというようなことを議会のある程度の思いとして伝えていただければ、それは前からも申し上げているように、参事については設置をすると、置くということを検討してまいりたいというふうに思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 町長、大変温かいお言葉をいただいたんですが、私も音頭を取ってやれと言われましても、もう1か月も私の任期はありません。これで今、

ここで立ち上げてやるというふうなことは不可能でありますので、これは次期議員さんにバトンを渡して、設置の方向で頑張っていたいただきたいというふうに思っておりますが、先ほど町長も申されましたが、合併協議会も平成16年の1月13日から平成11年の9月24日までの合併協議会の解散まで委員会37回、任意協議会が44回、法定協議会が29回、幹事会が45回、専門部会の分科会が302回もされておるわけでありませぬ。

その中で事務組織の機構の取扱いについて、参事は津和野庁舎に設置するこのようになったわけでありませぬ。私は、町民の意向で云々と改廃するような問題ではないというふうに思っておるんではございませぬ。

当時の津和野町側は津和野庁舎に助役を置くことを強く主張したわけでありませぬが、日原側の反対があり、協議の結果、助役の代わりに特別職に準じる一般職の統括責任者参事を配置するという事で意見が一致を見、合併協定書にこのように私もここへ持っておりますが、ここに協定書に明記されておるわけでありませぬ。

私がなんで参事のことをこれだけ執着して言うかといいますと、私が今まで町民からいろいろ依頼を受けたことが、ここに私が携わった件だけでも13件あります。この中で、前参事が関わっていただいた件が4件あります。これをいちいち説明しても実名で役場の職員の実名もあげて警察の人にもこれは立会しております。民生委員も立会したりしておりますので、この方の実名をあげて説明をせえと言われれば幾らでもしますが、これだけ13件の問題も私のところに届いておるんではございませぬ。

それを前は参事がおられましたんで、参事と一緒に問題を解決した、そのようなこともあったわけでありませぬ。中には大変な問題で、町長、この方どの方か知っておられますか。これは岡山県の総合研究所の代表取締役、秋山幸子さんであります。分かりますね。この方が私に電話をされて「ちょっと後山君、今夜ちょっと話がしたい」と言われますので、聞いたところ職員の問題でいろいろトラブルがあった。そのことでひとつ力を貸してほしいと言われ、警察にも届けるんかどうか、いろいろ協議をしました。そういった問題が町長、私だけでも13件もあったんですよ。町長、これ全部見ると言われたら年月日と名前と全部ここに書いてありますので、幾らでも説明します。私のノートの中にもそれだけの人の名前を全部この中に記録しておりますので、いつでもお話に行きます。

このようなことが実際に、今までにあったから私が参事職についてお願いをしてきたわけでありませぬ。やはり、課長さんに直接お願いするといったって大変なその問題でもあるわけですから、そのために参事職はおられるので参事にお願いしてきたわけでありませぬ。

合併の協定項目であります。役場の位置の問題も参事職も同じ問題であります。参事職の配置を認めていただけないのなら、庁舎も津和野に変更しても異論はないはずであ

ります。本庁舎を津和野にといろいろ請願も出されたり、そのような経緯もあったわけですが、参事の問題で禍根を残すことは許されません。

前町長が申されましたとおり、中島前町長は合併後のまちづくりを基本に新町の一体感の醸成を掲げられて町政を進めてこられたわけですが、下森町長も基本市制を引き継がれて今日を迎えておられるわけですが、参事不在で5年間も旧津和野町の町民は行政不信に陥っておるように私は思っております。

参事問題の非は町長は認められるべきではありますが、町長は町民の要望があるか、住民サービスの優先する観点から設置をすることも考えるというふうに申されておるわけですが、私はこの5年間、本当に先ほど申しましたいろいろな事件があったわけです。

そういったことで町長もこの問題は非を認めていただきたい。旧津和野町民に対して釈明され、お詫びの一言も謝罪もされるお考えがあるかないか。町民に対してそのようなお気持ちがあるかないかお聞かせをいただきたい。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず、最初に法定協議会での協定項目で、その本庁舎の位置と参事職という観点からのお話をいただいております。ただ、私は本庁舎の位置というのは、例えばその議会でこれは特別議決ということになります。ですから、議会議員の3分の2の賛成がなければ、これは位置は動かせないというすごく重みのあるものだというふうに理解をしているといったところでございます。

その上でこの参事職にまた戻りたいと思いますが、今回、この参事職についての御質問は、過去後山議員から何回目でございますでしょうか、3回目か4回目ぐらいの御質問かなと。（発言する者あり）3回目ですか、というふうに記憶しております。その中で3回目でございますから、それを後山議員がこの参事職の大事さというものを必要性を解かれるお気持ちというのは重々承っているつもりでございます。

ですから、正式な廃止ことはせずに、いつでも御要望等があればそれは配置をいたしますということを申し上げてきたわけでありまして。ですから過去3回の質問でも直近ではいつでしたか、昨年12月でしたか、9月か正確には覚えておりませんが、そのときにも同じことを申し上げております。

ですから、私としては、後山議員のほうでいろいろなお取りまとめがあつて、町民の方々の、その上で何かのアクションが必ず町のほうに起こされてくるんだろうというふうに私は思っておりました。ですから、ある意味それがあれば参事は配置をしますというつもりでおったわけでございます。

ただ、それが実際前回の御質問からの今の今まで私のほうには正直何のアクションもないというのが実情でございますから、配置はしていないというふうなところでございます。ですので、それは今後またどういうふうに動きをされるか分かりませんが、御要

望があれば配置をすると言っておりますので、何らかの形というものを表していただければ、それでいいことじゃないかというふうに私は思っております。

ただ、先ほどの御質問で言われた町民の意向だけでこのことを決めるというのはどうだろうかということの後山議員が言われかたかと思っております。ある意味ではそういう考え方も一つあるのかもしれないと思っております。というのも、あくまでも合併協定項目というのは、法定審議会なりでそういう正式な機関決定をもってなされたものでありますから、そういう機関決定でないところで、例えば町民要望ということだけを取り上げるのもどうかというのも一つの考え方かもしれません。

ただ、そうしたときに今は法定協議会というのはないわけでありまして、またその地域審議会というのももう無くなっているわけですから、機関決定をするような場というのはもう無いわけでありまして。とすると、今は私はその場というのは議会であろうかというふうに認識しておりますので、町民へのお取りまとめが難しいようであれば議会の取りまとめを、ぜひしていただけないだろうかということをお願いいたします。

ですので、これも、私は前回の御質問のときにもそういうことも含めて申し上げたつもりでもあったわけでありまして、なかなかもう今の段階になっても後山議員もいよいよ議会生活最後と御自分でおっしゃられましたので、私もその言葉を使わせていただきますが、もう時間がないということであれば、それはまた議会の中で次の議員さんに託していただくか、また、私はまだ1か月あるので、十分まだ全員協議会等を開いていただく機会はあるかと思いますから、そうしますと、もう4月1日にも間に合いますので、基本的に人事異動は4月1日から行いますから、例えばの話ですが、私がその議会運営まで勝手なことを申し上げることは僭越なことかと思っておりますけれども、最終日の日にでも議会の全協で図っていただいて、議会のほうでまた参事のほうを置くべきだというふうな御意見等も賜れば、4月1日に間に合やすことはできるというふうに私は思っているところでございます。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 去り行くものに対して大変温かいお言葉をいただいたわけでありまして、もう1か月あるから全協でもと言われますが、なかなか今この忙しいときに議長さんをお願いして、来月は選挙始まるんですよ、町議会の。そんな中で私の希望を取り上げていただくというのは大変心苦しいものがあるわけでございますので、町長が町民の声を反映して設置していただくお気持ちがあるのなら、私が退職しても、これから先町民と一緒に大変入りにくい町長室ではありますが、お伺いしますので、その際よろしくお願いをいたしたいと思っております。

大変失礼なことも申しましたが、以上をもって私の質問を終わります。

.....

○議長（沖田 守君） 以上で、10番、後山幸次君の質問を終わり、ここで午後2時まで休憩といたします。

午後1時41分休憩

.....

午後2時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、質問を続けます。

発言順序5、5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 議席番号5番、板垣敬司でございます。通告に従いまして質問をさせていただきたいと思っております。

まず、最初に、高齢者福祉施策ということで、今年の町長の施政方針の中からはいただいたテーマを私なりに考えをまとめてみました。

令和4年度町長の施政方針によりますと、令和4年1月末での高齢化率は49.6%となっているようでございます。実は、あまり本に親しみのない私でございますが、昨年の暮れに「孤独は社会問題」という本を新聞の広告欄で見つけまして、その中の表紙の裏に、孤独は肥満や1日15本の喫煙以上に体に悪く、孤独な人は社会的なつながりを持つ人に比べ、天寿を全うせずに亡くなる割合が1.5倍に上るといふ、そういう表現で表紙の裏に書いてありました。そのような中で、施政方針の中にもありましたが、非常に高齢者の生活支援を重要な課題として捉えておられます。

そこで、方針にある公的な介護保険サービスでなく、地域で高齢者を支える仕組みづくりの必要性が上げられていました。その地域での取組とはどのようなものが考えられるものか、まずお聞きしたいなと思っております。

また、これまで取り組まれてきました買い物支援や見守り、そして移動手段等これまでの実績とその施策の中で見えてきた課題をどのように総括されたのか。そして、今後この課題をどのような対策で講じていかれようとしておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、5番、板垣議員の御質問にお答えをさせていただきます。

高齢者福祉施策についてでございます。

まず高齢者が住み慣れた津和野町で暮らし続けていただくため、地域包括ケアシステムを推進しております。地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の一つとして、生活支援体制整備事業に各自治体が行き組むことが義務化され、津和野町でも平成30年度より生活支援コーディネーター業務を津和野町社会福祉協議会に委託し、事業を展開してきました。

生活支援体制整備事業は、高齢者を支える地域の支え合い体制づくりを推進するもので、協議体や生活支援コーディネーターの設置等を通じて地域のつながりに重点を置いた生活支援、介護予防サービスを作り出す取り組みを進めていくものです。

津和野町における地域の支え合いなどの話し合いをする場である協議体についてですが、第2層協議体は概ね公民館単位で設置し、その地域の高齢者の困りごとや要望に合ったサービスの創出について協議、意見交換を行うものであります。現在、津和野町においては5地区、畑迫地区、木部地区、滝元地区、須川地区、左鎧地区において活動を実施しております。

次に、第1層協議体についてであります。第2層協議体の活動支援を行い、町全体としての支援体制を協議するもので、地域包括支援センターがその役を担っております。令和3年度は畑迫地域まちづくり委員会と連携し、生活支援コーディネーター2名を配置しております。自治会等の地域コミュニティには入り、暮らしの中での困りごとだけでなく、「自分たちはどういうつながりの中で生きたいか」という規範を住民同士で話し合い共有する、「つながりを考える会」を開催しています。

この取組では、地域で元気に暮らしていくために重要な「つながり」についての講話、参加者との意見交換を行い生活支援コーディネーターは住民が「したいこと」ができるきっかけを作る支援を行っております。また、住民同士で解決できない課題や住民の方の声は、行政だけでなく社会福祉協議会などの他の機関、団体とも共有・検討していく中で解決をしていく取組も進めております。今後、この取組を全町での取組として発展させていきたいと考えております。

次に、高齢者等見守り買い物支援につきましては、株式会社津和野開発に業務委託し、集落支援員4名対策で実施しております。

買い物支援につきましては、月・火・木・金曜日に津和野町全域を対象に依頼を受けた買い物を代行し、商品を配達しております。注文受付については、買い物支援サービス開始当初から電話、FAX、テレビ電話、スマートフォンでの対応を可能としておりましたが、現時点で利用者からの注文は電話、FAXのみであることから、令和4年度よりテレビ電話、スマートフォンでの受付を取りやめることとしております。テレビ電話、スマートフォンでの注文受付対応を行わないことにより、年間のシステム維持費99万円の削減となる見込みであります。

また、令和3年度より月・火・木・金曜日に津和野町全域の商品配達をしており、サービス体制について検証してまいりました結果、令和4年度より集落支援員3名体制で対応をすることとしております。

買い物支援サービスにおいては、利用者は全員65歳以上となっております。現利用者にとって、テレビ電話やスマートフォンを活用しての注文を行うことのニーズはなく、電話、FAXで注文を行うことが利用しやすいものであると認識しております。今後、IT活用をしている世代の方が利用することとなれば、テレビ電話、スマートフォンの

利用を再度行うことを検討する必要があると認識しており、利用者の状況を把握し対応してまいりたいと考えております。

また、利用者は令和4年2月末現在で56名となっており、サービス開始当初より増加している状況にあります。買い物支援サービス参加商店につきましても令和4年2月末現在で21件と増加している状況にあり、住民及び町内店舗への浸透が図られてきたと認識しております。利用者が増加することは、買い物不便者が増加しているということでもあると考えておりますので、引き続き利用者のニーズを把握しながら、買い物支援サービスを継続してまいりたいと考えております。

見守り支援につきましては、令和4年2月現在の利用者は4名となっており、利用者が延びない状況となっております。町の見守り支援サービス内容は、利用者の安否をテレビのオン・オフにより確認し、オン・オフの状況を利用者が設定した親族等にメールで配信するものとなっております。同程度の内容のサービスを様々な民間事業者も展開しており、町のサービスから移行される方もおられます。

町としましては、民間事業者で御対応いただけるサービス、行政として行わなければならないサービスの在り方を考える必要性を感じており、民間事業者で御対応いただけるサービスについては、積極的に御活用いただきたいと考えております。

現状の利用者数も少ないことから、実際に利用者へ電話をかけお話をし、利用者の安否確認を行い、利用者が設定した親族等にメールを送ることが可能と判断し、令和4年度より、現システムの利用を取りやめ、集落支援員による電話、メール対応を行うこととしております。

高齢者等見守り買い物支援につきましては、福祉施策として町関係課での連携、社会福祉協議会との連携、民間事業者との連携の促進を図り、より住民のニーズに合った効果的なサービスとなるよう検討を進めることが必要と考えております。

次に、移動手段につきましては、民間事業者による鉄道・路線バスのほか、それを補完する形で町営バスが運行をしております。町営バスにおける利用実績としましては、令和3年4月から令和4年1月末の期間におきまして、津和野地域が8,562人、日原地域が4,295人の合計1万2,857人となっており、令和2年度の同期間と比較いたしますと津和野地域が946人減、日原地域が583人減の合計1,529人減となっております。このことについては、長引くコロナ禍において、不要不急の外出を控えるといった新たな生活様式によるものが大きいと考えております。

また、高齢化が進む中で、更に利便性が高く持続可能な移動サービスを模索するため、10月より開始しておりました木部地区での定額制乗合タクシーの実証実験についてであります。2月末までの総登録者は14名であり、3月における利用継続希望者は7名となっております。利用者増加に向けて12月から1月を無料期間として運行し、2月からはライトプランとして月額2,800円で月4回まで利用可能という運賃設定も追加し実施してまいりましたが、利用者増加にはつながらず、移動手段として持続可

能な状況には至らなかったと判断し、4月以降の継続は難しいと考えております。このことについては、2月に木部地区住民を対象にアンケートを実施し分析を行ったところ、当初こちらで想定していたニーズがなかったことや、町営バスの利用が地域に馴染んでいないといったことが判明いたしました。

実証実験は3月末で終了いたしますが、利用者の利用目的の7割以上が通院であったことから、そういった方たちにターゲットを絞った取組を今後検討していく必要があると考えております。これについては、福祉的視点が必要不可欠となりますので、医療対策課や健康福祉課、公民館等と協議を重ねながら検討してまいります。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 先ほどの私の質問の中にも、「孤独は社会問題」という本のことを紹介いたしましたが、この本の衝撃的なタイトルの中で、それでは世界ではどのような孤独対策として何例かその事例が掲げてありましたので、少しここで紹介してみたいと思いますけども、カタカナが多いんですけどもメンズ・shedというような言葉が最初にあって、何なのかなと言いますと、「男たちの小屋」という表現でしたが、結果的に男というものはある程度の年齢に達して、どこかにみんな集って何かしよう、何かを貢献しよう、そういうところが少し苦手なのかな、家からなかなか出にくいのかなということで、男はなかなかグループで何かをしようというチャンスに積極的に参加していない。そういうことでございますが、この「男たちの小屋」というのは、いわゆる日曜大工のような形でDIYをどこかの改修を、ここやってみてもらえんじやろうか、それじゃ、ひとつトンカチやらノコギリやら持ってきて、みんなでここを改装してみよう。そういうところに集うと、男たちは争うように自分が今まで培ってきたそういうものがうまく出されるということで、比較的好感を持ってもらえるようでございます。参考なんですけれども。

それから、また次の話題として、金曜日ということも、なぜ金曜日からちゅうのは分かりませんが、「金曜日の夜の図書館」という取組があるようです。この「金曜日の夜の図書館」大体、図書館というのは昼間の図書館かもしれませんが、夜の図書館は比較的空いているというイメージで、そこの空間をオープンマイクというような形でスペースがあり、そこに集った人が私に一言、自分の思いを伝えたい、詩の朗読をするというような、そんなことがその本の中には掲げてありました。

こんなことを見まして、私は津和野でもできる場所はないかなと思って、とりあえずやっぱり雰囲気が必要です。安野光雅美術館のどこかエントランスかどこかのスペースを借りて、薄暗い部屋の中でそういうオープンマイク、そんな取組をすれば、夜誰がそういうことを受付とかいろんなことが、煩わしいことがありますけど、美術館の新しい切り口として町民がそういう場所に夜、そして自分の思いを誰かに伝える、そんな取組が、もしトライできて、とりあえずやってみてどんなものか、そうすれば町民の方

以外にも来られた観光のお客様にとってもそのようなイメージにつながるのではないかなというふうなことを感じたところでございます。

そんな本の紹介ばかりでは質問になりませんので、こういう取組もさることながら、実は、小さな拠点づくり事業ちゅうことで2年前に皆さん方の御理解のもとで、今、畑迫で進めております事業がありますが、その中にやっぱり高齢化社会を見込んで介護保険の適用にならない、いわゆる介護予防サービスの中にも移動支援サービスというものがあるようでございますが、それでもない。そして過疎地域の交通対策で取り組んでいるような事例も島根県内でそれぞれあるようですが、例えば自治会がやるとかNPO法人がやるとか、そんな事例を先日、県のほうから頂いた資料の中にありましたが、そういうものを今、「小さな拠点づくり事業の中でやってみよう。」そういう声があるんですが、突然質問をしてもそういうことがどうなのかちゅうことは分かりませんが、担当課長として今日までいろんな形で木部での実証実験もやっておられますし、その実証実験を取り組むもとの、あれたしかコロナ感染症の関係の臨時交付金で取り組まれた実証実験ですよ。

とりあえず何かに使って、将来にそういうものを生かせるいいなあというような感じで、やっぱりスタートが、例えば免許返納者が何人ぐらいおられて、そして木部の中でどういう方がそこにおられて、最初にニーズの調査を事前にしながら、その実証実験の会社の方とすり合わせをしながら、より効果的なものが得られるような実証実験でないと、ただお金をもらってとりあえず役場の一番遠い木部のほうでやってみるか、そんな取組では実証実験としてはちょっと前段の前提条件が悪かったのではないかと私は思うんですが、いかがでございましょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 今回の木部の実証実験についての前段のお話でございますが、この実証試験にかかるまでに平成31年度、それから令和2年度の2年間医療対策課の地域包括支援センター等と協議を重ねてまいりました。

やってきた要因というのは、町営バスの根本的な見直しの視点が我々つわの暮らし推進課にはございました。医療対策課、いわゆる包括支援センターのほうには、交通がなかなか行き届かない。町営バスの停留所にさえなかなか行けない方々が多くいらっしゃると、それが大きな問題ですということの指摘がございました。

そういう中で協議を重ねてまいったわけですが、先ほどの寺戸議員の時ですか、大田の温泉津地区のいろいろそういった実証実験等のお話の情報収集をしながら、何とか津和野町でより効果的な新しい交通体系システムができないかというような検討をしてまいったところでございます。

その中で、最終的に財源は新型コロナの感染症対策臨時交付金を充当いたしました。なかなかこの2年間そうした実証実験ができなかったのは、そうした適当な財源がなかったというような背景もございました。そうしたところで、今回、臨時対策交付金が使

えるということも、我々とする追風もあって、今回こうした実証実験に踏み切ったというところであります。

これまでの私の答弁からすると、急に思いつきでやったような感じも印象としてあるかもしれませんが、決してそうではなくて関係各課ではいろいろ話を進めてきたということをお聞きいただければと思います。

ただ、実際、実証実験をやるに当たって、その後の木部公民館の方々ですとか、そうした方ともいろいろ協議を重ねてきましたが、その進め方についてはいろいろ問題があったかなというふうには考えておりますので、それに関しましては次の課題をちゃんと整理をして、新しい制度設計をした上で次の新しい交通体系システムの構築に生かしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 移動手段のところでの答弁で、当初は5,500円で月額納めればフリーで乗り放題というか、そういう説明を受けたと思いますが、先ほどの答弁でもそれを半額近い2,800円にしたという、もともと5,500円で何人ぐらいがグループ化することによってタクシー事業者にとって採算ベースに合うのか、大体何人ぐらいを想定すればなるんですか。もし5,500円として仮に料金体制が月額の料金を決めたら、可能なら人数を増やしていいじゃないですか。ちょっと高くて5,500円の設定料金が安いことになれば、それを下げることによってグループの人数が増える、2,800円にしたら少しはグループが増えたというそういう実績にはまだつながらなかったかもしれませんが、やっぱり住民がその地域で300人おれば、その方が例えば3,000円負担することによって使えるよとかということにもなり得るのではないかと。

もともとのスタートの5,500円の料金設定、その辺の採算を見込んでの設定だったのでしょか。それから人数をどのくらい希望者があるかなあという期待数もあったと思うんですが、その辺についての目論見をちょっとお知らせいただけますか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 5,500円の料金設定ですが、これは委託先のバイトルリードさん、そこと試算をしたところです。それに「KoiKoiタクシー」のフォーブルさんがタクシー車両を出すということで、3社で協議をして設定をいたしました。

ちょっと5,500円に至った詳しい積算根拠が今手元がないので申し上げにくいのですが、大体、人が400万円の収入があるぐらいの雇用の1人が確保できるというのを目標に単価設定を逆算したものでございます。

議員おっしゃるように5,500円が高かったのなら、いろいろほかの施策が講じられたのではないかと御指摘ですが、たしか2,700円の今のライトプランも途中でやりました。これは年4回限りの実施ですが、そうしたところでのあたりが適当な

のか、例えば認知症を抱えていらっしゃる御夫婦がいらっしゃるって、御主人が認知症で奥さんが介護をして病院に連れていく場合、こういう場合も5,500円が1人でございましたので、2人で1万1,000円の月額負担になるというあたりは、やっぱり高いんじゃないかというような御指摘もいただいております。なので、そうした家族プランですとか、それから高齢者とか所得に対する年金事情等も踏まえた料金設定は、もうちょっとフレキシブルにしたほうがよかったかなあというのは、現在のところは感じているところです。

ただ、今から今後やっぱり新しい制度設計をするにおいては、議員おっしゃるようにしっかりとしたニーズの把握も必要かと思っております。これまで我々が行政内で話してきたときには、こういうニーズはかなりたくさんあるであろうというふうに認識しておいたわけでございますし、事前アンケートでも31名の方の申し込みがあるということで期待をしておいたわけですが、それに対してなかなかそれに至らなかったというのは、我々の見込み誤りもあったかもしれませんが、こうしたコロナ禍の中でなかなかちょっと外出を控えておいたということもあろうかと思えます。

実は、フォーブルさんはこの検討チームに入っていて、ずっと話をしてきたわけですが、「K o i K o i タクシー」もこの1月、2月は利用者が激減しているようです。なので、高齢者の方々に限らずやっぱりそういったタクシー需要と言いますか、そうした交通事業を使って外出する機会でなかったということも、この実証実験は不調に終わった背景にもあるのかなあというふうに考えております。

今後におきましては、今の議員御指摘のような形をしっかり総括して、来年度以降の検討に生かしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） つい最近にも、ある方がその地域の小さな拠点にいられて「わしが中古車はなえてでも、わしが空いておる時間はやるんじゃないけん、何とかやらしてもらえんじやろうかい」ちゅうてから、そういうお話があつて少し島根県の方もお話を重ねたところでございますが、個人ではとても無理だけでも、自治会もやっぱりそのときの世代の人間だけが、次に自治会に新しい方が入ってどんどんやるんならいいけども、その一時の思いつきでやられたんじゃないやどうにもならんし、まあ、第一車に他人を乗せるということは命の保障は誰がするのかということもあつて、そんなにたやすくはないですよ、そういう中のお話を聞いたところでございますが、やっぱり行政は自治会にそういうことをやってくれやとはなかなか言えないとは思いますが、やりたいという思いを何とかクリアするように、法律の壁とか何かがありや安全の裏打ちがこの行政も後ろでバックアップすることによって、これが実現可能なんだと。

特に、自治会は難しいかもしれませんがNPO法人というような法人化がなされたような受け皿ならば、そういうことも持続可能ではないかと私は考えるんですが、ただ、命の保障はNPO法人といえどもできません。そういうところを行政が、「お前やって

くれんか」ということはできないとは思いますが、やってみたいという思いを、ただ、それは無理ですよと一蹴するのではなく、工夫か調査かそういうことを私はお願ひしたいなと思っております。何か町長、ありましたら。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） おっしゃるとおりでございます。過疎・高齢化が進みそれぞれの集落が限界集落化している。それでも更に過疎化が進んでいくので、本当に町内もほぼ全域で社会構造のまさに変化に伴っての地域づくり、住民サービスそうしたものも抜本的に今変えていくそういう状況になっているということ認識をしております。

そういう中で、今回の木部地区での実証実験というものも行ってきたというところでもあります。また、まちづくり委員会というものも今後、これまでやってきたことをしっかり財産として、また今後そうした課題の解決につながっていくような支援というものも考えていきたいと思っております。

先ほどから事例で挙げていただいております畑迫地区のまちづくり委員会の取組というのは、そうした地域包括ケアの一翼を担っていただくような取組をしていただいております。例えば遠隔での健康相談、そうしたものも、これもまた先進的に取り組んでいただいているというところでもありますから、前段、寺戸議員からの御質問もいただきました。そういうまちづくり委員会での先進的で、またよき事例というものを、そして更にこれを成功させながら、またほかのまちづくり委員会へ波及していくということをしていくことが、全町的ないわゆる改革というものにつながっていくんだらうというふうにも思っているところでもあります。

そうした中で、やはりこの町をよくして課題を解決するために自ら取り組んでいきたいと、そういう御提案については我々もできるだけ実現するように協力をしていきたいという思いでございますから、また、今後も地域の皆さんとの話し合いを深めさせていただいて、行政として解決できることについては、いわゆる法令の問題とか非常に高い壁ではあるわけではありますが、しかし、最初からあきらめるということじゃ何も進みませんので、解決に向けての努力をしていきたいというふうに思っております。

木部のほうも、また今回の実証実験ひとまずは中止をいたしますけれども、この実証実験の結果というのは貴重な財産として蓄積されているというふうに思っておりますので、先ほど課長が申しましたように、新しい制度設計というものに向けて生かしていきたいというふうに思っております。

特に、先日終了しました令和4年度の予算審査の中でお話しした一つの中で、先週、地域医療島根県の審議会があつて、津和野町に自治医科大学の医師1人派遣が決まったというお話、本当にうれしいニュースだということをお話させていただきましたが、実は、その県の地域医療支援審議会、もう一つ津和野町にとってうれしいニュースがありまして、津和野共存病院が地域医療支援拠点病院、ちょっと正式名称が違っているかもしれませんが、こちらに正式に審議会認定をいただいたということでありまして、このこ

とは特に町内の無医地区等にいろいろ医療を展開していける、その可能性が広がってきたということでもありますから、木部への今後、例えば巡回診療であるとか、あるいは更に遠隔診療ということも可能性として思い浮かべられるかもしれませんが、そうしたことも出てきております。

ですので、今回のこうした交通手段のこと。それから、また畑迫が行っておられるそうしたまちづくり委員会での活動というものも、我々も参考にさせていただいて、そして今回の共存病院の動きというものも連携させた形で、また様々なそれぞれの地域が抱える課題の解決というものに、我々としてはいろいろな事項を点を線で結んで面にする形で、またより良き社会の構築というものにつなげていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） いろいろこれからのことについて、そういう取組をお願いして、次の質問に入りたいと思います。

次は、教育の魅力化推進についてということで、これも町長も施政方針の中に強く掲げられておられますが、今回「0歳児からの人づくり推進室」というものが教育委員会部局に移管されて新しい推進体制が整ったと、そういうことで従来少しバリアがあったものがそれが解消されて、より効率的な効果の高い推進ができるのではないかとということで、今年取り組まれるようでございますが、その点について、今までとどのようなことが我々にとって、そして教育を受けられる方にとってメリットがあるのか、その辺についてお伺いをいたします。

それと、学校運営協議会制度の導入が計画されておまして、この制度を導入することによってどのようなことが期待されるのかということで、一応、深くはその問題については前段の同僚議員からもありましたが、一応、それなりに2つの項目について質問をいたしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、教育の魅力化推進についてお答えをさせていただきます。

まず、津和野高校の生徒減少とそれに起因した将来的な高校存続に対する危惧に端を発した教育魅力化事業について、本町では高校魅力化事業をつわの暮らし推進課が所管し、義務教育にかかる学校教育や社会教育のほか、校種の系統的な学びの実現や地域の大人が子ども達の学びに関わることなどの取組を行ってまいりましたが、町全体が学びの場とする0歳児からのひとつづくりプログラムの策定等、教育の根幹については教育委員会が所管しております。

本町の教育魅力化事業は、小中学校や幼児教育にもコーディネーターを配置しており、子ども達が地域住民と対話する機会の創出や探究活動の実践によって、課題解決力の向

上や非認知能力とされる自己肯定感や協調性、創造力等の育成に取り組んでいるところでございます。

議員御質問の今後の推進体制と目標につきましては、これらの教育魅力化事業を行政内で横断的に展開するため、令和3年度に設置した0歳児からのひとづくり推進室を、令和4年度において、つわの暮らし推進課から教育委員会に移管することとしております。加えて、高校支援業務についても教育委員会に移管することとしており、教育事業の予算と権限を教育委員会に集中することで、保小中高の校種間の連携や0歳児からのひとづくりプログラムが横断的に実施され、町全体を学びの場にするための実効性を高めるためのものであります。

また、昨年度から活動を本格化しております一般財団法人「つわの学びみらい」とも綿密に連携し、教育事業を進めてまいりたいと考えているところであります。なお、財源については、これまでどおり地方創生交付金や過疎債を有効に活用することとしております。

次に、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）につきましては、平成16年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正が行われ、その中で学校運営協議会制度が創設されました。

令和3年5月1日現在の島根県下の学校運営協議会制度の導入状況は、幼稚園から特別支援学校までの全学校種では37.9%の学校で、小中学校では41.3%の学校において導入されています。本町におきましても令和4年度から学校運営協議会制度を導入することといたしました。

この制度導入の大きな目的としましては、保護者及び地域住民の学校運営への参画及び支援・協力を更に促進し、これによって学校運営の改善及び児童・生徒の健全育成に取り組む、地域に開かれた学校づくりを進めるとともに、地域の創意工夫を生かした特色のある教育を推進するためとしております。

本町では、これまでも学びの協働推進事業において、学びの協働パートナーや見守り隊など学校支援として多くの方々に関わっていただいておりますが、地域や学校に関わる多様な人が一緒になって、直接的に学校運営を考えることにより、更に地域と学校が密接な関係となり、地域の「ひと・もの・こと」を活かした魅力ある学校づくりが推進できると期待をしているところであります。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） ありがとうございます。予算審査で少し事前にいただいた資料では、一般社団法人「つわの学びみらい」の職員構成そういうものが示されましたが、これ令和3年の3月10日ですから去年の話ですよ。今年じゃないですよ。（「現在」と呼ぶ者あり）

現在、現在が令和3年3月10日現在で変わりがないということですかね。

それでちょっとこの表から伺うんですけど、来年度も教育委員会部局になっても大体この構成の人数とかメンバーは変わらないということでもいいんでしょうか。これでは、つわの暮らし推進課長が理事としてはまだこのまま残られるのか、そして、事務局は推進室長として楠事務局長が室長という待遇になるのか、そして、もう1つ聞いてみたいのは、コンソーシアムコーディネーターというのは、どねいなことがこの上の教育魅力化コーディネーター以上に、何かコンソーシアムコーディネーターというのは違う仕事があるのでしょうか。その辺ちょっと全体の一般社団法人の役割分担みたいなものをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） まず、初めにお手元にあるのは先日、予算審査特別委員会の追加資料でお渡しした名簿です。

そのメンバー構成は今のところ変更ございません。ただ、理事に例えば私の名前が入っておったり、事務局長の楠はつわの暮らし推進課でございます。その辺は今後、教育委員会に関することになって恐らく変更する可能性があるとは思いますが、現在のところはそうした状況でございます。また変更のときにはいろいろお知らせしたいと思えます。

コンソーシアムコーディネーターこの役割ということでございますが、コンソーシアム構想というのは、島根県のプラットフォームいわゆる教育魅力化をいろいろ島根県もつかさどる機関がございますが、そこが提唱した考え方でございまして、地域の皆様方を巻き込んで、先ほどから町長の答弁にもあります町全体を学びの場とするということの総括的な役割を担うというふうなことで御理解をいただければと思います。

このことは、じゃ、今どのくらいの進捗状況かというのが非常に難しいところでございまして、例えば、今このコロナ禍で津和野高校から首都圏の大学等に行った学生が、今、津和野に戻ってきて、津和野でリモートで学校の授業を受けながら津和野高校生の今後のキャリアアップですとか、進路指導等にも当たっているというようなこともございます。これも一つのコンソーシアム事業の一つじゃなかろうかなと、我々考えておりまして、そういうふうに津和野高校を核としたいろいろ社会全体構造を考える機会ですとか、それから町全体が学びの場となって社会人、大人の方々も巻き込んでいくとそういった構想を考えております。

この取りまとめですとか、そうした絵を描いていく、回していくというところに「つわの学びみらい」が中心になってやっていただきたいということから、このコンソーシアムのコーディネーターを一般財団法人「つわの学びみらい」に配置をしているというふうに御理解いただければと思います。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） あともう一つちょっと期待という意味合いで、どうなのかなと思って予算審査のときにもちょっとお聞きしましたが、芸術史というのは、生

まれた子ども0歳から感性を磨くという位置づけで、香川県の高松市が先進地として津和野からも視察をされ、その事例をこの津和野に持ち帰って今日何年かたっているかと思うんですが、なかなか芸術史の方も当初おられた方が何かの都合で津和野から去られたりして、現在1名が頑張っておられるというようなこともありました。今募集してもなかなか見つからないというようなことも担当課から聞かされましたが、このような魅力ある子ども達にとって必要な、そういう人材が求めにくいという状況はなぜかなど疑問なんですけど、その予算では芸術史の予算の活動費をそのままそっくり委託料に替えているのかなという250万円相当額が委託料という形で、どこかの誰かに委託するというような形になっておりましたが、やはりこのことについては、この一般財団法人この組織に加えて、委託料をどこかに個人的に払うんじゃないかと私は思ったんです。

その辺について、何か不都合があってそういう委託料を違うところに委託する、ここに持ってくることは適当でない。そういうことがあったのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 特に深い意味があるというわけではないんですけれども、現在の今の芸術史につきましては、もともと地域おこし協力隊という形で募集をかけておりました、その活動費で活動を行ってきたというところでおりますけれども、現在残っている1名につきましては、地域おこし協力隊の3年の任期が終わりましたので、今は集落支援員という形で、現在は雇用させていただいて活動をしております。

一番多いときには3名で活動をしていたのですが、いろいろ芸術史さんの御都合もあって、なかなか務まらなくて辞められちゃったということで、現在1人という形ではありまして、引き続いて募集はかけているんですがなかなか地域おこし協力隊としての募集をかけておりますので、それに乗っかって応募されて来る方がいないという形であります。今の「つわの学びみらい」のほうにということでもありますけれども、別にそれが間違っているとも私も思いませんし、現段階としてはそういった形で集落支援員あるいは地域おこし協力隊の活動費のほうで活動を行っておりますけども、将来的な話とすれば、中に一緒に入り込んで活動をしていくというのも、一つの方向性ではないかというふうに思っています。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） この令和3年の3月10日という構成表を見ると、3年間の限られた期限付きのスタッフが地域おこし協力隊員として4名が配置されていますが、この人たちもやっぱり3年の地域おこし協力隊としての任期のあるうち、その後は集落支援員として身柄がそういう方にもなるかもしれませんが、やっぱりこれらの方々の身分の判定というかそういうものも含め、やっぱり教育の魅力じゃなくて、仕事に魅力がないと、誰も仕事をする気にならんとわしは思うんです。

その辺について次年度以降、しっかり法人の魅力をまずつくる必要があるのではないかと私は思います。

それでは、次の質問に移ります。

前段同僚議員から「ゼロカーボンシティ」のことにつきまして質問がありましたが、私も長い議員生活の中で、この森林を生かしたゼロカーボンというかCO₂の削減については非常に関心がありましたが、いよいよ宣言という形で町長がされまして、私たちにとってやっぱり宣言だけではだめで、何かを意識的に取り組まなければだめだと思うんです。

その意識として、住民にどのようなものを求めておられるかということで御質問をしたというつもりでございます。そして、これから国からの財政支援がどのようなものが考えられるかということで、よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、ゼロカーボンシティの宣言についてお答えをさせていただきます。

ゼロカーボンシティ宣言に伴い、住民の皆様への特段の責任や義務が生じるわけではございません。一方で、国際社会の一員である一自治体の住民として、町が実施する支援策等を御活用いただきまして、脱炭素社会の実現に向けた施策の推進に御協力をいただきたいと考えております。

次に、国からの財政支援といたしましては、施策の導入段階として今回予定しております地域再生可能エネルギー導入戦略策定支援業務がございます。こちらは対象経費の10分の10が国から補助金により交付されるため、町の負担を発生させることなく計画策定することが可能となっております。

また、計画策定を実施した後は、環境省や経済産業省等により、再生可能エネルギーや省エネルギー設備等導入のための多様な支援制度が整備されており、計画を策定した上で、計画に基づいた制度の活用を検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 顧みれば、今年の6月にいよいよ木質バイオマスガス化発電所が稼働する予定になっております。この発電所の稼働、もともとその初めてこういう話があったのが、平成27年の津和野町における地域再生計画ということからスタートしたのではないかなと思って、昨日もその特別委員会の資料をめくりながらきたところでございますが、まさに、本町にとって、このゼロカーボンシティの宣言と同時に、発電所がやっぱりこれ津和野町の環境モニュメントだと私は思って期待をすることでございます。

いろいろ原料となる木材の搬出6,000トンの燃料等の確保について、いろいろ町内外からもいろんな注目をいただいておりますが、できるだけ当初の計画どおり林業事業体の格別の御協力で、何とかうまく回ることを期待しておるところでございます。

農林課長、その辺についてしっかり発電所が持続できるような体制は整っておりますか、どうでしょうか。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（益井 仁志君） 発電所の関係と申しますか、発電所の関係でございます。先般、この1月末で原木チップヤードの竣工をしました。県の検査、それから町の検査も受けまして、今正式に指定管理者も先般、この議会で認めをいただいて、この3月1日から指定管理者として、今活動をしていただいております。

今6,500トンの原木が要するというので、それは大丈夫なのかということで、今御質問でございますけれども、その辺につきましては、これまでも協議会を随分やっばりこれについても重ねております。その中には林業事業体の方もおられれば、専門家の方もおられます、行政もおられます。それから県の方もおられます。国の方もおられます。そういったような方で随分協議をしまして、今はそういった林業事業体の方、それから森林組合、それから今回指定管理者であります石州造林さん等のそういったような方が責任を持って、今その原木チップヤードのほうに利材を集めるということで、どうもその協議の中でも随分進めておるといふふうにお聞きをしております。

まだまだ、これからも協議をしましてまいりますけれども、何とか来年の6月の稼働までにはきちんと確立をさせて、またいい方向で、いい報告ができればというふう思っております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 以上で、一般質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上をもちまして、5番、板垣敬司君の質問が終わり、以上で本日の日程全て終了いたしました。本日はこれで散会いたします。お疲れでありました。

午後2時53分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

令和4年 第3回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第4日）

令和4年3月18日（金曜日）

議事日程（第4号）

令和4年3月18日 午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

出席議員（12名）

1 番 草田 吉丸君

2 番 米澤 宏文君

3 番 川田 剛君

4 番 道信 俊昭君

5 番 板垣 敬司君

6 番 丁 泰仁君

7 番 御手洗 剛君

8 番 三浦 英治君

9 番 寺戸 昌子君

10 番 後山 幸次君

11 番 岡田 克也君

12 番 沖田 守君

欠席議員（なし）

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 中田 紀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
総務財政課長	岩本 要二君	税務住民課長	山本 慎吾君
つわの暮らし推進課長	宮内 秀和君
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	清水 浩志君
農林課長	益井 仁志君	商工観光課長	堀 重樹君
環境生活課長	野田 裕一君	建設課長	安村 義夫君
教育次長	齋藤 道夫君	会計管理者	青木早知枝君

午前9時00分開議

○議長(沖田 守君) おはようございます。昨日に引き続いてのお出かけ、ありがとうございます。これから、4日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は全員の12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(沖田 守君) 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、11番、岡田克也君、1番、草田吉丸君を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長(沖田 守君) 日程第2、一般質問。

昨日に引き続いて順次発言を許します。発言順序6、1番、草田吉丸君。

○議員(1番 草田 吉丸君) 皆さん、おはようございます。1番、草田吉丸でございます。通告に従いまして一般質問をいたします。よろしく願いいたします。

今回、3点ほど通告をいたしております。

まず、1点目ではありますが、「ゼロカーボンシティ」宣言についてでございます。

この質問につきましては、昨日も同僚議員のほうから同じような質問がございました。重複する部分もあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

町長は、施政方針において、2050年までに二酸化炭素実質排出量ゼロを目指すゼロカーボンシティの実現に向けた取組を推進することを宣言されました。この動きは、津和野町にとって原木チップヤードとバイオマスガス化発電の稼働が始まる令和4年度において非常に時宜を得た宣言であったというふうに思っております。

二酸化炭素排出量をゼロにはできないというふうに言われています。そこで注目されるのが実質ゼロというキーワードであり、排出する二酸化炭素量を極限まで減らす一方で、様々な取組によって二酸化炭素吸収量を増やし、排出量と吸収量を相殺することで二酸化炭素排出量を実質ゼロにする取組と言われています。

次の点についてお聞きします。

- 1、具体的な推進計画について。
- 2、排出削減と吸収量増に向けた取組はどのようなことが考えられるのか。
- 3、森林整備と吸収量は大きく関連をしている。今後の森林整備計画について新たな計画は。
- 4、原木チップヤードとバイオマスガス化発電の稼働が津和野町にとっては大きな推進力となることが期待される。原木の安定した供給により、永続的に事業を推進するためには、林業事業体、自伐林家、発電会社、関連団体、町が一体となった取組が必要である。どのような体制で事業推進をされるのか。

以上についてお聞きいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。

それでは、1番、草田議員の御質問にお答えさせていただきます。

「ゼロカーボンシティ」宣言についてでございます。

まず、2050年までの脱炭素社会の実現に向けて、バイオマスガス化発電を主軸とし、太陽光発電や小水力発電等の導入により二酸化炭素実質排出量ゼロとする仮説を立てておりますが、具体的な施策につきましては今後策定予定である計画を基に推進してまいりたいと考えております。

次に、排出削減につきましては、木質バイオマスガス化発電により生成されたエネルギーを地産地消することや、太陽光発電等の再生可能エネルギーや省エネルギー設備導入促進による二酸化炭素排出量削減を検討しております。

また、当町は町面積の約90%を森林が占め、豊富な森林資源により十分な二酸化炭素吸収量を保有しております。引き続き適切な森林整備を行いながら、吸収量を確保し、二酸化炭素の排出量をゼロに近づけるため、歳出抑制の取組が必要になってくると考えております。

併せて、豊富な森林資源を保有していることは、国が認証するJ-クレジット制度において有利になるとも考えております。J-クレジット制度は、再生可能エネルギーの利用や省エネルギー設備の導入による二酸化炭素等の排出削減量や適切な森林管理に

よる吸収量をクレジットとして国が認証する制度であり、排出削減量や吸収量に見合ったJ-クレジットが発行されるものであります。

国内において、排出量と吸収量の需要と供給をマッチングさせることで、クレジットを通じて資金循環させることが可能となります。また、この制度を活用することでクレジットの売却益により、再生可能エネルギーや省エネルギー設備へ再投資するための資金の確保も可能となります。

このように、様々な施策について有効性等を検討しながら活用し、2050年脱炭素社会に向けた各種取組を推進してまいりたいと考えております。

次に、当町は、豊富な森林資源を背景に、林業は町の主要産業としてこれまで寄与してまいりました。しかしながら、長く続いた木材価格低迷の影響から、間伐等の適切な手入れが進んでおらず、放置されている森林が増加しているのも事実でございます。

そういった中、「ゼロカーボンシティ」宣言により、津和野町としましては、同時に林業の活性化に向けた大きな起爆剤となることも期待をしているところでございます。

森林は、二酸化炭素の吸収源としての役割が期待されておりますが、議員御指摘のとおり、森林整備と吸収量は大きく関連しており、このまま放置された森林が増加しますと吸収源の効果にも影響が出る可能性も考えられるところであります。これらを解決するための新たな森林整備計画は現在のところございませんが、引き続き、森林環境譲与税などを活用しながら、森林整備を行うための自伐型林業の推進や林業の担い手育成などを進めてまいりたいと考えております。

次に、津和野町と地域の林業関係者等で構成されます協議会として、津和野町木質バイオマスエネルギー活用推進協議会を立ち上げ、木質バイオマスガス化発電事業についてこれまで協議を進めてまいりました。

協議会の会員としましては、流域の林業事業者、森林組合、島根県、島根森林管理署などの皆様にも加わっていただき、各関係機関から御意見をいただきながら現在に至っております。

その協議会の中で、原木の安定した供給体制についても協議されており、現在予定しております電気の出力規模480キロワットを賄うためには年間約6,500トンの原木が必要であり、その供給体制としましては高津川森林組合、自伐林家、指定管理者等がそれぞれ供給を予定しており、安定した木材の供給に努めることとしております。

更には、何らかの原因で原木供給に不足が生じた場合を想定し、流域内のチップ製造業者である2業者がチップを直接発電所へ供給することも予定されております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） この「ゼロカーボンシティ」宣言についてでございますが、これは世界的な動きでもあるというふうに思いますし、日本全国においてもこれまで多くの自治体がこの「ゼロカーボンシティ」宣言というのをやっているような実態がございます。特に、津和野町においては、先ほど言いましたように、ちょうどバイオ

マスガス化発電が稼働する時期を見てこういった宣言をされたということで、非常に時宜を得た宣言であったというふうに思っております。

いろいろな取組、これからやられるというふうに思います。回答の中でも、太陽光発電やあるいは小水力発電、こういったことも導入を、計画をこれから立てるということでございます。地域に合ったそういったものをぜひ検討していただきたいというふうに思っております。

様々な事柄が考えられるというふうに思いますが、回答にありましたクレジット制度というものがありません。これについては回答にありますように、国が認証する制度であるというふうに思います。CO₂などの温室効果ガスの排出量削減や吸収量を売買可能なクレジットとして国が認証する制度であるというふうに思っておりますが、これについて、別な言い方でいいますとカーボンオフセットというような言い方もこれしているようですが、二酸化炭素などの温室効果ガス、いわゆるカーボンを埋め合わせるということ、オフセットという意味で、経済活動や生活から排出される温室効果ガス、二酸化炭素の一部もしくは全部を植林や温室効果ガス削減活動への投資を通して埋め合わせると、そういった行為であるというふうにも言われております。

そういったことで、この取組はどういうことかということでも少し私も時間があつたので調べてみましたけれども、津和野町がこれからいろんな取組をされると思いますが、特に森林を活用した動きが主にあるのではないかなというふうに思っております。

今、非常に山が手入れが行き届いていないというような状況の山をきれいに間伐をしたりするということによって木が二酸化炭素吸収する量が増えてくるというような、そういうことによって効果が出てくるということだというふうに思います。そういった削減量もありますけれども、吸収量を増やしていくことを一つのクレジット、ポイントというようなことで、国に申請すればその、あるいは一般の企業のほうが買い取ってもらえると。そして、というような方法であろうというふうに思います。

企業のほうも、この二酸化炭素の削減についていろんな目標を今立てているというふうに思いますが、その企業の努力で目標の二酸化炭素削減ができない場合はこういった、例えば津和野町のそういったクレジットを購入することによって企業もそういった不足する部分を補えるというようなことであろうというふうに思っています。

これは、一つ例として調べてみましたが、今、出雲のほうの例をちょっと私調べてみたんですけれども、ここがカーボンオフセットということを取り組んでおられるようでございます。これは、出雲ガスという会社が一部をカーボンオフセットするということですが、どこのカーボンオフセットを購入するかといいますと、出雲にある一つの企業のほうがそのオフセットを購入したということでもあります。

企業のほうはそれを購入することによって非常に企業のイメージアップにつながるといったようなこともあるということで、こういったものが成立するんだというふうに

と思いますが、これは出雲の中でのそういったクレジットの活用をしているわけで、こういったことは地産地消というふうに言われているように思います。

あと、これを購入するのは企業という部分が多くはなるというふうにと思いますが、全国の企業がそういったクレジット販売、入札にかけるといふふうにと思いますが、そういったものを見ながら買っていくと。そうすることがまた、例えば津和野町にとっても資金が入ってきたりすることによってその資金で新たに森林整備ができる、そういうことにつながるんじゃないかというふうにと思いますが、これについてはこれからの取組でありますけれども、町としてもぜひ力を入れていただきたいというふうに思います。

これについて担当課長、私ちょっと今分りにくいことを言いましたが、大体そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 今おっしゃったようにJ-クレジットの件ですけれども、これは今回津和野町でいいますと、木質バイオマスガス化発電が稼働しましたら、それに伴ってCO₂の排出削減量が大体基準値として出てくるわけです。その基準値、CO₂の削減をJ-クレジットとしての価値として国が認証するわけです。それを認証した後に今度は売却してJ-クレジットを得るという形になります。議員おっしゃるように、それが例えば東京とかの企業とかというのは可能性としてございますので、それで津和野町としたら外貨を稼ぐ一つのツールになるというふうに認識しております。

ただ、このJ-クレジット制度は今スタートしたばかりでございますので、その認証作業やそれを売却するときに入札制度等もございます。なので、これから経済産業省とかが現在、例えばJ-クレジット制度運営委員会等を立ち上げて、そうしたところでその入札作業等も行われているようです。なので、今後はそうしたところといろいろ協議を重ねながら、津和野町のゼロカーボンに向けた、例えば木質バイオマスガス化発電のことによるCO₂削減量がどのぐらいになるかですとか、そうしたことをしっかり検討しながら、J-クレジットの有効活用を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） ぜひそういったことを進めていただきたいと思います。鳥取県の日南町、非常に林業が盛んに取り組んでおられる町村であると思いますが、ここのことを少し調べてみたら、ここは平成25年ぐらいからこういったクレジット制度に取り組んでいるようでございます。多くの契約をしている実態も出ておりましたので、そういったひとつ先進地等も研究をされて、ぜひこれに取り組んでいただきたい、そういうふうに思います。

次でございますが、山の関係でございます。そういったことで山の森林整備ということが非常にこれからは大事になってくるころいうふうに思います。その中で、森林整備をするにおいて一番大事なことが、昨日の同僚議員のほうもありましたが、林業の担

い手育成といったところであるというふうに思います。山は多いんですけども、その作業をしたり、そういったことをする人がいない限りなかなかこれが進まないということでもありますので、この担い手育成、非常に大事であるというふうに思っています。

この担い手育成の関係でございますけれども、少し私昔の——昔のことといたしますが、昭和50年代のことも、今回の質問であるのでちょっと調べてみましたら、旧日原町時代のことでありますけれども、昭和50年代であります、非常にこの頃植林が盛んに行われていた時期であります。そのときに、林業に従事する人が自家林家のほか造林作業班として随分できておりました。各地域に造林班というのができておりました。その中で14班ぐらいの造林班がございました。そして140人ぐらいの林業従事者の方がおられました。そしてまた、素材生産にも約50人ぐらいが従事している。そういう時代もありました。

私も、父も母もそういった林業に携わっておりましたので、朝早くから造林に出かけて、夕方、非常に疲れて帰ってくる、そういう姿を見た記憶がありますけれども、その時代、そういった林業を通じての現金収入によって私も育ててもらったんだなというふうなことを今回ちょっと思い出したようなところでございますが、昔のことを言っても仕方ありませんけれども、今は状況が随分変わってきて、林業従事者が少なくなっている現実があります。

そうはいつでも全国から津和野町に来て林業をやっという方もおられるわけでございます。そういった方をしっかりと津和野町に定着していくような支援体制、今も十分とっておられるというふうに思いますが、特に3か年を経過した後、地元に残ってそういったことをやれるということに対しては、また新規就農といった形で支援を3年間されております。こういったことで相当な支援をされておりますけれども、資金面と合わせて、いろんな、よそから来た人がこの町に残って仕事をしていくということは非常に大きなハードルもあろうというふうに思いますので、3年が過ぎた後も、十分町行政もそういった人との関わりを持って、いろんな連携を取っていただいて、相談できる窓口、そういったこともぜひ作っていただいて定住につなげていただきたい、というふうに思うところでございます。

そこで、ひとつ、この林業振興を進める上において、今の担い手の育成と合わせて、伐採した跡地をきちんと植林をしていくと、これくらいは大事であろうというふうに思っております。今、植林の関係でどのように今町は対応されているのかなということを思うんですが、苗圃場とかそういった物を取り扱うことを今どのようにやっておられるのかということでもあります、その辺について農林課長のほうにお聞きいたします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（益井 仁志君） 御質問内容は、今の植林についてということでございます。

確かに間伐、いわゆる除伐です。間伐じゃなくて除伐。皆伐した場合につきましては、木がそこはなくなりますので、そのまま放置しておきますと山が荒れたりとかいう原因になってまいります。そのため、先般、従来より国の補助事業で今の流域の再生支援事業というところで、国の事業におきまして先般から再造林とそれから下刈りの補助事業がございました。これ補助率については68%でございます。残りにつきましては持ち主さんの負担といったところでこれまでも進めてまいりましたが、昨年、令和3年から、それではいかんということで高津川流域3市町が一緒になりまして、高津川流域森林再生支援事業というところで、下刈りにつきましては5年間、それから再造林につきましてもそういった補助を、国の補助裏という格好になるんですか、足らず部分を町のほうで補填をしていこうということで、3市町で今取組をしております。

ちなみに令和4年度、先般予算委員会の中でも申しましたけれども、令和4年度につきましても、下刈り分が75万、それから再造林が16万でございますけれども、皆伐後の対応といったところで、そういった町からも補助金を出して進めているところでございます。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） そういったことで、まあ間伐等も当然必要ですけども、切った後の山林の植林、これも大事であるというふうに思いますので、その辺についても力を入れてお願いしたいと思います。

次に、チップヤードとバイオマスガス化発電の関係でございますが、これも4年度から稼働するというところであります。この辺の今の状況というのも少し聞いているところではありますが、今、発電会社のフォレストエナジー社さんでございまして、ここのいろんな話合い、これは今担当課でも当然やっておられるというふうに思います。これは、チップヤードとこの発電施設というのは本当に両方があって初めて成り立つ事業でありますので、その辺のお互いの協議とかそういったことは常にやっていく必要が私はあるというふうに思いますが、いろいろこの前も所管事務調査でそのこともお聞きしたところでありましてけれども、何か民間がやる仕事であるのでなかなか立ち入ったことができないというようなことも少しお聞きしたようにもありますけれども、確かに会社のその内容に踏み込むということはできないと思いますけれども、一緒にやっていくということについて、お互いがもう少し協議もしながらやっていくということは大事だろうというふうに思います。

そこで、町長にお聞きしたいんですけれども、今このフォレストエナジー社さんでございましてけれども、町長が最近といいますか、代表者の方とお会いして話をされたとか、そういったことはあるのかどうか、その辺についてお聞きいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） ここ数年、2年ぐらいのレベルかもしれませんが、フォレストエナジー社の取締役社長という立場の方とは面談をしたというところはございませ

ん。ただ、津和野町のほうの現場で窓口となっておられる方とはいろいろ進捗状況等についてお話を聞いたということはございます。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 今、フォレストエナジー合同会社というのを立ち上げて、地元でもどなたか担当されているということは聞いております。私は、このバイオマスガス化発電を5億近い投資をしてこの津和野町を選んで、来て、ここで操業されるわけでありますので、企業誘致というような感じで私は捉えているんですが、そうはいつでも、製造業のように多くの雇用をそこで発生するという事はないのかもしれませんが、いろんなところに波及効果というのは出てくるというふうに思います。これから20年間、フィットは続いて20年間、それ以上これは続いてほしいんですけども、やはり長い付き合いであるということでもあります。ぜひ、町長においても、こういった代表者の方とも時には顔を合わせて、いろんな話合いをすとかそういうことをぜひ私はしていただきたい、そういうふうに思います。

次に移ります。

高齢者福祉についてでございます。町長は、施政方針で高齢者生活支援は本町福祉施策の中でも最も重要な課題の一つとして考えていると述べられました。このことについては同感をするものであります。高齢者の独居世帯は令和4年2月末時点、全世帯数3,350世帯のうち65歳以上の独居世帯が998世帯であります。全世帯数の約3分の1が高齢者の独居世帯という驚くべき数字でもあります。ひとり暮らしの高齢者の方の不安は計り知れないものがあると考えます。自助・共助・公助により安心して生活できる体制づくりが必要と考えます。次の点についてお聞きします。

- 1、高齢者生活支援の主な取組は。
- 2、令和4年度からの新規の取組は。
- 3、町が取り組んできた高齢者等見守りサービスの実態は。
- 4、高齢者にとっては緊急病院対応が必要である。新たな対策は。
- 5、国においては昨年2月、孤独・孤立対策担当大臣が任命され、孤独・孤立対策担当室が設置された。このことについて国から市町村に新たな支援制度等の通知が来ているのでしょうか。町としての取組はあるのでしょうか。お聞きいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、高齢者福祉についてお答えをさせていただきます。

津和野町が目指す高齢者の姿は、一日でも長く生き生きと健康に。ひとり暮らしでも認知症になっても、介護が必要な状態になっても津和野町で生活を継続できることだと考えております。

令和2年度末での本町の介護保険新規認定者の平均年齢は84.2歳、全国の81.4歳、県の82.7歳と比較しても高く、加えて80歳以上の認定者が全体の77%を占めている状況であります。

新規申請の理由としては、筋骨格系の疾患に伴う心身機能の低下、認知症、脳血管疾患等により日常生活に支障があり、介助が必要になったことを理由とされております。

生活機能の低下した高齢者にとっては、心身機能、活動、参加の3つの要素にバランスよく働きかけることが重要となります。町としましては、心身機能を維持・向上していただけるよう、地域住民の協力を得て、100歳体操や低栄養を予防するための元気アップ教室などを一般介護予防事業として行っております。

また、従来の介護予防事業に加え、「活動」「参加」の促進を図るため、生活支援体制整備事業において地域のお宝探し事業や地域のつながりを考える会を通して社会参加を促し、地域の方がしたいことや望む暮らしを考える活動支援を行っております。

令和4年度からの新規の取組としては、さきに述べたそれぞれの取組が相互に関係しながら、統合・調和されていくためのシステム構築を推進していきます。具体的には、保健・福祉及び医療対策審議会等において、高齢者の生活に影響する地域課題に対し、一人ひとりの暮らしの中で何が困難となり、やりたいことができなくなっているのかを探り、解決の手段や効果的に実施できる施策を考えていきます。

次に、これまで町が取り組んできた高齢者等見守りサービスについては、平成25年度からCATVの告知端末機を利用した緊急通報システムを構築しており、現在、223世帯の登録があります。登録の要件としては、65歳以上の高齢者やひとり暮らしの障がい者等が対象となっております。

次に、津和野共存病院においては、医師不足から、平成18年に救急病院の告示を取り下げておりました。以降は、益田赤十字病院を中心として救急車による搬送やより高度な処置を要する場合は高度救命救急センターを持つ島根県立中央病院等へドクターヘリで搬送しており、これは高齢者に限らず全ての住民に対して適用されております。

津和野共存病院は救急告示病院ではありませんが、地域住民に密着した急性期医療も提供しているため、受入れ可能な救急患者については対応し、重症救急患者に対しては相談及び初期対応を行い、益田赤十字病院など適切な救急病院へ紹介しております。

なお、将来的に医師数が充足され救急医療を提供可能な体制が整った場合には、住民の安心のため、再び救急病院の告示をする計画としております。

次に、市町村に対する新たな支援制度等の通知については、島根県政策企画監室を通して内閣官房孤独・孤立対策室より町の担当課登録依頼があったほかは情報がございません。内閣官房孤独・孤立対策室によりますと、孤独・孤立対策が様々な政策分野にまたがることから、市区町村ごとに考え方が異なるため、国からの担当課を指定することはしないということのようであります。役場内の担当部署をどのようにするか、現在、総務財政課、税務住民課、つわの暮らし推進課、健康福祉課、医療対策課、教育委員会等の関係部署と協議中であります。まずは担当部署を決めた後、町としての取組方を決めてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 回答の中で、新規の取組ということで少しありました。高齢者の生活に影響する地域課題に対して、ひとりの暮らしの中で何が困難となり、やりたいことができなくなっているのかを探り、解決の手段や効果的に実施できる施策を考えていきますということがございました。これが新たな取組というふうに思いますが、これはどのようにされるのかなというふうに思ったんですけども、高齢者の方に直接、これ聞き取り調査とかをしながらそういったものを考えていかれるのか、ちょっとその辺を、方法についてどういうふうに考えておられるかお聞きします。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） 2番のところでお答えしました一人ひとりの暮らしの中で何が困難となり、やりたいことができなくなっていくのかを探りという部分だと思います。

1番のところでお答えしましたとおり、現在、地域支援事業という中の一環としまして、生活支援体制整備事業というのを現在やっております。これにつきましては、高齢者を支える地域の支え合い体制づくりを進めるものがございますけれども、この中の一環としましてお宝探し事業というのをやっております。そうした中で、地域に人が入っていきまして、その中で様々な情報を共有するということでございますけれども、そうした中で、情報を吸い上げる中で、先ほど2番でお答えしました保健・福祉及び医療対策審議会のほうに問題を上げる。その問題を更に役場の横の連携をとった合同会議というところの中で吟味をしまして、検討させていただいて、また審議会のほうに問題政策提言等をさせていただく中で解決をしていければというところを今考えております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 次に、高齢者等の見守りサービスについてでございますが、現在223世帯の登録があるということでもあります。これについては、実際の利用状況というのはどういう、これをどれぐらいの方が緊急に使っておられる実態があるのか、この辺についてちょっとお聞きします。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 件数の詳細はちょっと今日は資料を持ってきてないんですが、大体月に10件程度は、これはシステムの告知端末に登録をされちゃった方は赤いボタンがあるんですけども、そこのボタンを押しますと、益田広域消防所の通信指令室にそのボタンを押したことが伝わりまして、通信司令室からその方のところへ電話をして、どうしましたかということで、例えば、こういう状態なんで救急車を要請しますということがあればすぐに行くというようなシステムになっています。大体月に5件から10件ぐらいそのボタンを押すことがあるんですが、そのうちの7割、8割は、ちょっと間違えて押したとか、猫が踏んだとか、そういうことで誤作動というか、誤通報というところが大体7割から8割ですが、実質的に月に1件程度は、本当に救急要請が必要で押されているという方がいるというような状況になっています。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） まあほんと、高齢者の方ですからつい押ししてしまうとかいう、そういうことも多分あると思いますが、こういったことを設置されているとやっぱり安心感もあろうというふうに思いますので、これは希望者に当然でしょう。必ず65歳以上の方の独居の人の家庭には配置されているのか希望者だけなのか、その辺はどうでしょうか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 基本的には本人の希望という、申請ということになるわけでありまして、町から、いかがですかということはありません。ただし、例えばヘルパーさんが入っておられる家庭なんかで、状況を見て、社協のほうから、そういう方のところには緊急通報装置をつけたほうがいいのではないですかというような、こちらへ情報提供があれば、こちらからその方にお話をさせてもらったり、その身内の方にお話をさせてもらって設置をするというようなこともあります。

逆に、最近多いのは、認知症等によりまして、先ほども申しました、何回も間違っただボタンを押される方、頻繁になってきますと通報された消防のほうもそのたびに連絡をしたり、もしくは連絡で相手が出なかったときには救急車は即出動しますので、そういうことになっておりますので、認知がひどくなって、これも御家族の方等と相談をしながら、逆に外すということも最近増えているところであります。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 次でございますが、津和野共存病院の関係でございます。いろいろこれからの取組上のことも、議会のほうも説明を受けたりして聞いておりますが、特にその中で緊急病院の告示を計画しているということがありました。これは非常に、私はいいいことであるというふうに思います。今、何かあれば益田日赤あるいは医師会のほうに搬送される。ドクターヘリという方法もありますけれども、できるだけ近いところで対応できる。これが非常に重要なことであるというふうに思います。今聞いておりますところでは、3年以内を目指すということを聞いておりますが、この辺について町長、どうでございますでしょうか、この取組についての町長の考え等がありましたらお聞かせを願いたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 救急病院としての告示を復活させるということにつきましては、町民の皆さんがいつでも安心して医療が受けられる。そしてまた安全に暮らしていただける、そういう観点から、非常に重要なことだというふうに思っております。これはまさに定住対策にもつながるということだというふうにも考えているところでございます。

この救急告示を復活させるということは、私自身も長年の一つの目標であり念願でもあったということでもあります。ただ、今までは医師をはじめ、なかなか医療スタッフの

ほうが十分な体制に確保できないというような現状があったわけでありまして、なかなか救急告示を復活させるというところまで、旗を上げるところまでまだいけなかったという状況であります。

ただ、ここ数年の動きとしましては、県あるいは島根大学医学部から当然この益田日赤、そうした方々の本当に御支援をいただく中で、自治医科大学の医師の派遣をいただいたりとかそういうこともありまして、少しずつ医師の確保というものが進みつつあるというような状況でございまして、もう少し頑張っただけで医療スタッフの確保ができれば救急告示というのが現実として見えてきたという状況の中で、何とか3年以内に復活をしようということを目指して取組を始めたというようなところでございます。

ただ、まだもう少し乗り越えていかなければならない課題もあるということでありまして、医師のほうももう数名は増やしていく必要があるということ、それから、看護師等々、そして医療スタッフも確保していかないと救急告示を再び掲げるということにはならないということでもありますので、私としてはやはりこの救急告示を復活させるということはまず優先課題としては非常に高いところに位置づけしております。そのためにはそうした救急告示をなし遂げていくための資金等の資源を、当面はここ優先順位が非常に高いということで、集中して取り組んでいきたい、そういうふうな思っているところでございます。

そのためには、当然橘井堂との連携ということも非常に重要でございます。これは私自身が橘井堂の理事でもございますので、また町のいろんな立場やお考えもその場でお示しをしながら、橘井堂と共通認識のもとでこのことは進めていきたいというふうに思っております。

橘井堂におかれましては、この数年、本当に改革をしていただいておりますし、経営状況も相当に改善をしてきておりますし、また町の医療がこれからこうあるべきだというようなことを橘井堂独自にも示していただいているということでもあります。ましてや、そうした町との共通認識のもとで町の医療構想をもって、橘井堂と同じ認識の中で今進んでいるということが非常に訴える力が強くなっておりまして、それが意味では県のほうからも、津和野町の医療に賛同いただいて、医師を派遣しようという今流れにもなっているという好循環が起きつつあるというところでもありますから、こうした流れをしっかりと今後も取組を進めていながら、何とかこの救急告示というものを復活させていく、なし遂げていきたい、そんな思いでございます。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） ぜひ実現に向けて御努力をお願いしたいと思います。

また、あと高齢者の関係についてはもう少し、高齢者住宅関係もお聞きをしたかったんでございますが、次回にこれは回させていただきます。

次に、買い物支援についてでございます。

少子高齢化による人口減少社会において、各種小売店は後継者不足や経営的に成り立たない等の理由で閉店が加速しています。津和野町においても生鮮食料品や日常生活用品店の存続は大きな課題であると思います。住民福祉の観点から、町としても積極的に関わりを持って存続に向けた取組が必要と考えます。次の点について伺います。

1、町が取り組んでいる買物支援サービスの実態は。

2、生鮮食料品店の存続に対する町としての取組は。

以上、お聞きします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、買物支援についてお答えをさせていただきます。

まず、買物支援サービスにつきましては、集落支援員4名体制で実施しており、月、火、木、金曜日に津和野町全域を対象に、依頼を受けた買物を代行し商品を配達しております。利用者は令和4年2月末現在で56名、買物支援サービス参加商店は21件となっております。利用者の増加、参加商店の増加による商品の多様化等により、買物商品購入額も増加しております。買物商品購入額については、平成31年度109万7,329円、令和2年度311万1,958円、令和3年度2月末現在489万9,519円と、毎年増加しております。

利用者の増加は、参加商店の増加による商品の多様化が一つの要因であると考えております。また、利用者の増加により買物商品購入額が増加することは、参加商店の売上げ増につながっているものと考えており、今後も参加商店と連携し、利用者にとっても参加商店にとっても効果のある事業を展開してまいりたいと考えております。

次に、生鮮食料品店を含む小売店等の存続に対する支援については、津和野町商工業事業後継者支援事業補助、津和野町個別商業包括的支援事業補助、津和野町商業等支援事業費補助などにより取り組んでいるところであります。

まず、津和野町商工業事業後継者支援事業補助では、後継者不足という現状に鑑み、次代を担う事業を後継し維持発展させるため、事業後継者の条件を満たした者について補助を行っております。

次に、津和野町個別商業包括的支援事業補助により地域経済の活性化や雇用の創出を目的として販路開拓からデザイン開発、人材育成のほか創業支援等幅の広い支援を行っております。更に、津和野町商業等支援事業費補助では、島根県の補助金と連動して商業機能の維持・向上に取り組む事業者を支援するために建物の改修費や取得費、家賃補助などを行っております。

こうした取組を商工会等と連携して行うことで現事業の継続支援と後継者を含む事業の継承を支援しているところでございます。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 買物支援サービスの実態については回答をいただきました。少し利用者も増、そして売上げも増ということにつながっているというふうにお

聞きをいたしました。このことは、増加しているということは非常にいいことであろうというふうに思いますが、このことについては、今直営でやっておられると思いますが、民間でいろんなところもこういった取組を今しておられます。私も、この買物支援サービスについては集落支援員制度がある。そのために何とか成り立っているというふうにも思うんですが、こういうことについてはいずれ時期を見ながら民間に任せるとかそういったことも考えていく必要があるんじゃないかなというふうには思っております。

次に、生鮮食料品の関係でお尋ねをいたしました。確かにいろんな店が少なくなってきました。特に今日お聞きしたいのは、日原地域において、今生鮮食料品店が1店舗であります。非常に頑張っておられますけれども、やっぱり後継者については不安を持っておられます。

そういったところで、これらについてどのように今対応されるという考えがあるのかということ、これ町長に私はお聞きしたいんですけれども、それと合わせて、私今年の町長の施政方針の中でも、計画的な土地利用ということが出てきました。これ、新しい施政方針の内容であるというふうに受け止めております。

この前の予算審査のときにも少し担当課のほうに、このことについて、どういうことかということをお聞きしましたが、やはり津和野地域においては都市計画区域あるいはそういった区域を設定して、その中でいろんな事業をやっていると。しかし、日原地域においてはそういったことがないので、そういったことを今からやっていきたいというような話であったというふうに思います。新規事業においてもこのことが掲げられております。このことと、今の日原の店舗、これを今後どうしていくかというようなことの中で私は考えていかれるのかなというふうに思うんですが、これとの関係。とにかくまちの生鮮食料品店について今後どのように対応されるか、今答えられる範囲でございまして、町長のほうにお聞きをしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず最初の買物支援等はやがて民間へということのお話でございまして、私は、理想としてはそういうことだと思っております。ただ、やはり人口減少に伴ってなかなか民間のほうやろうにも採算ベースに合わないというようないろんな実情が出てきているということでもあります。これも一つの事例かと思っております。なかなかやはりそこが、むしろ今、民間でできないことを我々行政が支えていくということが大事なスタンスだと思っております。

だから、現実としては、むしろやはりこうしたこと、本来なら民間でやっていただかなきゃならない、やっていただくのが一番いいことなんだけれども、行政サービスとして今やらなければならないということでありまして、むしろ現実的にはそちらの方向のほうが強まってくるのではないかというような今気もしているといったところであります。

というのも、次の2番目の質問とまたその関連が出てくるわけでありますが、まちの生鮮食料品店が後継者がおられないということでありまして、ここが廃業されてしまうと、要は一気に買物難民が増える可能性があるということでありまして。それで地元の自治会からも議会に、その対策をといることを請願をされて、議会も請願採択をされたということでありまして。

町としてもこのことを、やはり解決策を導き出していかなければならないということでありまして、この生鮮食品をいかに買物難民を発生させないように継続をさせていくのかということ、これもずっと検討してまいりました。

第一段階として、そろそろ議会のほうにお示しをしなければならない、そういう今時期にも来ているというふうに思っております、この23日が議会の最終日でございます。議会終了後に全員協議会をお願いしております、その中の議題の一つの中にこの具体策を議会のほうにお示しをするという予定にしております。その具体策の中において土地利用ということについても絡みを、関連したものをお示しをしていきたいというふうにも今考えているところでありまして、ちょっとそういう状況でもありますので、今日のこの時点、事業承継という非常に個人情報にも関わる、非常に内部的な問題が発生してはいけないということも出てまいりますので、この一般質問の場で、今日この議員の御質問にお答えをして具体的な内容を話すということについては御了承いただきたいと思っております。また23日のときにまたお示しをさせてもらいたい。そのときには、我々としては非公開でこの全協をお願いしたいということを今議長にはお願いをしているということでもありまして、そうしたこともお含みの上でまた、ちょっとこの辺の具体的な答弁については、現段階ではお許しをいただきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、こうした取組、買物支援サービスも含めてであります、これはずっとつわの暮らし推進課が担当しているわけでございます。一方で、2番目の御質問でありました高齢者福祉というところ、これ等は健康福祉課もそうでありますし、また特には地域包括支援センターが中心になって今進めてもいるといったところでもあります。やはりこの横の連携がここでも非常に重要だというふうに思っておりますので、また令和4年度においては、プロジェクトチームを作ってやっていきたいというふうに思っております。

この問題に関してのプロジェクトチームについては、今後このチームでの会議にもできるだけ私も参加をして、そして縦割りの弊害ができるだけ出ないように、リーダーシップを取って、また高齢者福祉というものには相当力を入れていきたいという思いでもございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 店舗につきましては、全員協議会という場で説明があるというふうに思いますので、その辺を期待をしておきたいと思ひます。

それでは、以上をもちまして私の一般質問を終わります。

.....
○議長（沖田 守君） 以上で、1番、草田吉丸君の質問を終わり、ここで10時まで休憩といたします（発言する者あり）失礼、もう10時でした。10時20分まで休憩といたします。

午前9時59分休憩

.....
午前10時20分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き質問を続けます。

発言順序7、4番、道信俊昭君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 道信です。それでは、質問に入ります。

まず最初に、前回の12月のときの質問に対する答弁漏れがありましたので、再度そのことについてお伺いしますが、その前に、私の質問はいつものように町長だけお答え願いたいというふうに思っております。もし不足のところがあれば担当課の課長もありですけれども、それを前提といたします。

日原の「クレープリーいと」についてです。令和3年、あそこを通るときに、お客さん入っとるのかなといつも思っておるんですが、正式な場で、令和3年の1月から12月までの毎月の売上げの金額をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、4番、道信議員の御質問にお答えをさせていただきます。

日原の「クレープリーいと」についてでございます。日原にぎわい創出拠点かわべにおけるクレープリーいとの令和3年1月から12月までの毎月の売上金額は、1月が23万3,420円、2月が24万2,400円、3月が35万4,390円、4月が30万8,880円、5月が34万2,300円、6月が32万5,640円、7月が28万1,000円、8月が43万7,580円、9月が27万4,010円、10月が44万9,650円、11月が39万5,332円、12月が34万4,740円となっております。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） この数字を見ますと、1日大体1万円ぐらいです。これから推測したときに、1人分の人件費にもなっていないということが分かるんですけども、このままこの状態で続けられるのかということをお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 今回の「クレープリーいと」、カフェでございますけれども、川辺の中に設置しているということで、いわゆる日原にぎわい創出拠点かわべということでございます。

なぜここにこのカフェを設置したかというところは、要は高津川に親しみながら、ここを訪れる人を増やして、そしてにぎわいを創出していこうという、まちづくりのプロジェクトで始まったものでございます。最初から民間にカフェをということになりましたら採算が合わないだろう。そういう面で民間の進出はないだろうということから、行政がまずはまちづくりの一環としてこのカフェを設置したということになります。

ですので、人件費部分については、集落支援員を入れて、国の財源を活用させていただいて、いわゆる経営とはまた関わらないところの人件費を確保してやってきているという状況でございます。ですので、現在、入り込み客としては1,800人という数字でございます。コロナ禍の中での1,800人という数字でございます。町外からも多くの方々が、このカフェだけではありませんが、このかわべに訪れてきていただいているという状況でもありますので、今後もこれを更に伸ばしていくという観点からも、ここにカフェというのは必要だというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 今、私が見る限りにおいては、いつも閉まっているようなんですけれども、このまままだ続けていかれるんですか。

○議長（沖田 守君） 担当課長は今の、担当課長は商工観光課長か。はい、どうぞ。

（「議長」と呼ぶ者あり）道信君、補足的な質問じゃから、それは担当課長でいいじゃないの。

○議員（4番 道信 俊昭君） 補足的じゃないですよ。このまま続けていくかということとは補足的なことじゃないですよ。

○議長（沖田 守君） 存続のことだから町長に聞きたいというわけ。

○議員（4番 道信 俊昭君） そう、それは当たり前でしょう。

○議長（沖田 守君） 町長、それじゃ。

○町長（下森 博之君） あと存続をしていきたいということで、現在そこのスタッフを募集をしているというふうに、にこはらのほうで募集されているというふうに伺っております。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） わかりました。それでは、この数字の倍取ってもちょっと厳しいんじゃないかなと思うんですけれども、頑張るとにかくやっていただきたい。私も個人的にはカフェをやっておりますので、カフェの状態というものがどういうものなのかはというのはよく分かっておりますので、これは相当頑張ってやらないといかんというふうに思います。

それでは、前回の答弁漏れですので、この数字が分かりましたのでこの質問は終わります。

続いて、次は、私から見れば答弁漏れじゃなくて答弁拒否だというふうに映っているんですけれども、なごみの里の横に建築予定のホテルについてであります。

最初に、あれから、前回のときは庁議の中での意志統一はできたと。ですが、その後が進んでいないというふうに聞いておるわけですが、その後3か月がたったその後の、今の進捗状況についてお尋ね、まずします。

ここで切りますか、1回。全部行きますか。

じゃ、引き続いて、口になるんですけども、ホテルの名前を聞いたわけですが、それについては、相手が名前を言わないでくれと言ったので言わないという答弁をしましたが、私が私なりに勉強してみたところによると、憲法第21条国民の知る権利があるという、ここから来て、それから情報——国民の知るこの21条というのは、実際には表現の自由というものなんですけれども、それは国民の知る権利ということと、それから情報を公開しなさいということが全てひもづけされている、一連であるということが前提であります、ここに抵触すると。

それから情報公開法、その下の法律ですけども、そこにも抵触していると。それから、一番身近なのは町の条例ですけども、この条例を打ち出して改めて読んでみたんですけども、この条例に反しているというふうに私は解釈しております。

私、質問の中で、単なる私の感情論的なことではなくて、いわゆるこういう手続論的なところをもって私は質問を進めていきますので、手短に私の質問に対して端的にお答えいただきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、なごみの里横に建設予定のホテルについてお答えさせていただきます。

まず、最初の御質問であります、前回の昨年12月定例議会における一般質問にてお答えをした以上のことについては、新しく回答すべき事項はありません。新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大している状況とその影響を大きく受けているホテル業界の事情も鑑み、慎重に話し合いを進めている状況です。

次の御質問であります、誘致活動の交渉段階にあつては、交渉相手との信頼関係を維持しなければ誘致が実現をしないと考えております。現段階において交渉相手を明かすことは相手方の意向を無視することとなり、信頼関係を大きく損なうものと認識をしております。前回の御質問時にお答えをしておりますとおり、ある程度の具体的な合意がなされれば当然のこととして契約前の段階で町議会に説明をし了承を得なければならないと考えておりますし、その時点をもって相手方の情報についても公開することとなります。

繰り返しになりますが、現時点では誘致活動の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため情報を開示することはできませんことを御理解いただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） ホテル名という、ある意味名前を知りたいという、考えようによって、見方によっては、何か細かいことを聞くなあみたくないことになるよう

に受け止められては私も心外ですので、私は町民の知る権利と、それから行政の情報開示をするということを大きな命題にしておりますので、これはたまたまそのことを具体的に、ここから入り込んでいきたいということなので、そのことをぜひ間違わないようにしていただきたい。決して重箱の隅をつついてはございません。

それで、まずイですがけれども、この質問でございます。交渉、話合いを進めているというふうに述べておられますけれども、ホテル、話の相手はホテルですか。それとも、もう一つの積水ハウスになるわけですがけれども、どちらを話し相手にその後交渉されていますか、お尋ねします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） ホテルではございません。そのホテルの日本の代理店となっている会社と話しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） ホテルではなくてホテルの代理店。私が今聞いたのはホテルですか、もう一つの積水ハウスのほうですかということをお聞きしておりますので、今のあれだったらホテルの代理店というちょっと解釈なんですけれども、どちらですか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 誘致活動をするホテルではありません。その日本の代理店でございます。ですので、その代理店がどういう企業かということについては、その企業の確認を取っておりませんので、具体名についてはここでは差し控えさせていただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 交渉が続けられているということなんですけれども、あれから何回ぐらい交渉されたか。直近で交渉したのはいつかということをお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） ただいまの御質問でございますが、交渉というところではなくて、お話というような形で話させていただいているというところでございます。直近で、業務についてお話をさせていただいたのは、今年の11月です。それが一応業務上でのお話をさせていただいた最後になるかと思いますが、それ以外のことの会話については、別のことでお電話したりすることもありました。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 11月ですか。ということは、私が12月に一般質問しておりますので、それ以後は全くないということですね。ということは、ここに言われ

た話を進めているとは思えないというふうに私は思います。11月でしょう。質問したのは12月ですから。それ以後に何もないということで、話はしていないというふうに解釈します。それはいいです。分かりましたから。

そしたら、次なんですけれども、これからが本番になるんですけれども、私なんか個人的に、例えば相手とお会いしたときに、名前を名乗らないような人と話を進めていくということは、私はしません。ということは、相手の企業が名前を名乗らないという企業、これを交渉相手とするというのは、交渉相手として、いわゆる誘致企業としてふさわしいのかいというのが疑問になるんですけれども。それはまあ町は知っていますよ。ですけれども、私たち町民が、名前を名乗ってくれないような企業を誘致企業としていいのかいというのがこの骨子です。ですから、そのふさわしいかどうかということを町民が判断するためには、大体私らは相手がいろいろ名前を言ったときにはホームページで調べていきますから、ああ、どういう会社で、どういうあれで云々調べます。町民はそういうものを調べようがないということなんですけれども、再度お尋ねします。そのホテルの名前をお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 道信君、申し上げておきますが、あなたはこのなごみの里横に建設するホテル建設には反対の意向をこれまでも示しておられます。したがって、建設反対の方がそこまで深く追及するという意図をまずは申し上げて質問してください。道信俊昭君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 最初に言いましたように、町民の知る権利と、それから情報開示というものを町長はどういうスタンスで考えておられるかということが最終的には私が知りたいことなんで、このことはその一端として、事例として質問しているわけですから、前回の、今までの反対の立場だからどうとかなというようなことではありませんので、その点、これを再度お尋ねしますが、開示される、名前はどうかという言い方。

○議長（沖田 守君） よく分かりました。あのね、だからあなたはホテル建設に反対ではあるけれども、情報開示等の町の姿勢について質問しているんだね。

○議員（4番 道信 俊昭君） そうです。

○議長（沖田 守君） それなら、事例は誠に、あまりよろしくないんじゃないけど、許します。町長。

○町長（下森 博之君） 民間の企業でも、行政でも一緒だと思います。交渉の過程の段階では、通常、やはり信頼関係を持ちながらやりますから、当然、具体的な名前とかそれをオープンしたくない場合というのは必ずあるというふうに思っております。ある程度のお互いの合意がなされたときに初めて、これは民間でもマスコミ発表したりとかそういうことになると思います。行政もやはり、これは何度も今まで話をしているように、ある程度のタイミングが来たら、しかも契約をした後でもなくて、その契約をする前に議会のほうにお諮りをさせていただきます。そこで初めて情報もオープンにい

たしますということを申し上げてきているわけで、決して、絶対にいつまでもホテル名を出さないということを申し上げているわけではないということで、そこに情報開示をするんだということはお示しをしているつもりであります。ほかにも、町内に来てくださっている誘致企業がほかにもございます。これも同じような形で、ある程度相手の誘致企業と合意がなされたときに初めて議会にもこういう企業が津和野町に来てくれることがほぼまとまりましたという話を今までもしてきたというふうに思っております。それと同じ過程を今踏んでいるということでございます。

それからもう一つ、最初に、法令に基づいてということで、ここも少しお互いの解釈をはっきりさせていただきたいと思っておりますが、情報公開条例に基づいてという話をされました。この条例は、この目的にも書いてありますように、住民の公文書の開示を求める権利について定めた条例でございます。ですから、条例公開請求があつて、そのときにどう対処していくのかというのを定めた条例でございます。ですから、今ここで求められているのは、一般質問という場においてどういう情報公開をするのかということが求められているのではないかというふうに思います。ですから、この条例のフィールドが違う。その解釈というものをもう少し正しくしていただいた上でまた御質問もいただきたいというふうに思います。

○議長（沖田 守君） 道信俊昭君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 要するに、紙ベースで要求してこいと。それではなくては答えられませんよというような雰囲気だったんですけども、基本的に、知る権利、これは民主主義の根幹です。それを今のように情報開示請求をしたら教えてやるというようなスタンスと私は受け取ったんですけども、私は、今議員としてここで質問をしているということは、私は町民の付託を受けているので、私が質問することは町民が知りたいということにもなるわけですので、ただ単に個人として質問しているわけではなくて、議員として質問をしているわけですから、情報開示請求と同じ価値を持つというふうに私は思っております。

この議員必携を読んだときに、やはり議員というものは町民の付託を受けてその一問一答が町民の疑問なんだと、知る権利を持つんだということでありますので、その解釈が違うといったら話にならんですけれども、次に進めます。

それで、言わないでくれということが交渉相手との信頼関係というものを度々言われますけれども、そうしたら、あの土地は所有権は町民にあるわけです。それを誰か分からない人に、いろんな有利な条件をつけて誘致させるということを私が町民に説明するんですか、それを。

だから、私は今の知る権利を重要視したい。それで、行政には情報開示を要求します。今のあれでいくと、そちらの企業のほうが町民の今の気持ちあるいはそれは当然法律、それから憲法に基づいているわけですから、それよりも上であるということがよく分からないんですけれども、その辺りお答えください。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） ですから、タイミングが来れば町民の皆さんにも情報を公開するというふうに申し上げているわけであります。だから、今までの誘致企業との事例とも同じように、交渉は今段階なので、それについて現時点では情報が開示できませんということをお話をしております。

知る権利ということについては、必ずその時期が来たときに、必ずその権利に答えていきますということをおっしゃっているということでございます。

○議長（沖田 守君） 道信俊昭君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 今の答弁を聞くと、私から見れば、追って沙汰を待て、こういう上から目線の発言としか受け取れないんです。情報開示というのは、町民が知りたいと思ったときに開示するべきであって、もう一ついえば、積極的に最初から情報開示をするべきだというのがあの憲法の理念ですので、ちょっとずれますけれども、熊本県の小国町の町長は、ホームページを見たら分かります。あのホームページを見ると、自分から積極的にいろんな情報を出しておられます。その中で、交際費、毎月こんなものを使いましたというのがもうホームページにどんどん出ているんです。ああいうふうに、積極的に情報を開示しようとする姿勢と、追って沙汰を待てというようなこの姿勢の違いを私は今言っているわけなんで、いずれ分かるんだから、だけど、町民の土地をあの会社に貸してもいいのか悪いのかという一番最初の情報を出すことが情報開示の理念ではないかというふうに思うんですけれども、これは水かけ論ということじゃないというふうに私は思うんですけれども、その辺り、もう一度ちょっとお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず最初に、いつの間にか私が追って沙汰を待てと言ったような今話になっておりますが、決して私、そんなことは言ってもいませんし思ってもおりませんので、その点についてはここでまず訂正させていただきたいというふうに思います。

先ほど、町民の知る権利とは、町民が知りたいとき、思ったときにすぐ情報を開示するというお話でございますけれども、じゃ、例えば次、23日、先ほど草田議員の御質問で、全協で非公開をお願いしたいということをおっしゃいました。それも議会としてはもう、非公開ということをおもそも論として、もう否定をされるのだろうか、公開・非公開というのは、そのときにそれぞれのケース・バイ・ケースで判断されると思っておりますが、今の論理でいくと、もう非公開そのものがこれはもう門戸を閉じる、そういうお話になってくるんじゃないかと、私はそう感じております。

それから、先ほど情報公開条例ということも申し上げられましたけれども、その条例で言いましても、不開示情報第6条というのがあります。それは、こういうケースの場合は情報は開示できませんよというのが条例にもうたっているわけであります。じゃ、町民の知る権利が全てに優先されるのであれば、そもそもこの第6条というのは全く必

要がないということになってくる、そういう論理になってくるのではないかと考えております。それはあまりにもおかしい話だというふうに私自身は感じているところでございます。

先ほども小国町の話も出ました。我々は、私のサイドの判断だけでできるものであれば、情報は基本的には開示していこうという姿勢で私自身は思っております。ただ、これは今交渉事で、相手の意向がそうだから今私はここでホテル名が明かせませんということをお願いしているということでもあります。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 第6条、不開示情報は、個人的な情報、個人情報です。これは駄目ですよ。それから、防衛とかそういうような国の全体の方向性に関わるようなこと、これは駄目です。この二つは言っています、確かに。これがこの6条の不開示情報です。

今回の場合は法人ですので、相手が。だから、法人の場合はそれではこの不開示情報の中に、どこの条項が不開示の部類になるのか、それをお答えください。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず、前提条件として、私はこの一般質問の情報公開の場と情報公開条例のこの趣旨とはまたフィールドが違うというのはまず申し上げたいと思います。その上で、百歩譲るか十歩譲るか分かりませんが、今の御質問にお答えしたいと思いますが、第6条の（7）でございます。業務のその他開示することによって——前文は省かせていただきます。当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの、こういうものがうたってございます。それに該当するというふうに思っています。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） これに該当するという具体的なことを、こうこうこれこれだから該当するという具体的なことの立証責任があるわけですから、立証責任は実施機関が持つわけです。だから、これはそれでは、名前を言うなど言われたから言わないということが正当な理由になるというふうには、私には思えません。私には。幾ら読んでも。これは凡例とかなんとかでいろいろ書いてある。ホームページなんか見たら凡例とか事例とかいうのが幾らも出ているんですけども、そのどこに当たるのかということ、どう考えたって出てこないんです。

例えば一つ言いましょうか。競争相手がいる。そのときに、相手の金額とこちらの金額が違うから情報開示はできませんという、こういうようなのは確かにあります。ですけども、そのほか、どれに該当するんだろうか。

だから、私が言いたいのは、そこの理由を入れて、こうこうこうだからこの第6条の法人の不開示に当たるということを言われれば、あ、分かった。ああ、そういうことか。

それなら無理はないのうというふうに言いますけれども、ただ単に、言うてくれるなどは、やっぱり立証責任というのは実施機関のほうにあるわけですから。

だから、もう一つ例を出すと、こちら側が、あなたの名前は決して出しませんから云々ということを出して、それで向こうの状況を聞くというのは、これはいいですよみたいなこと。これも述べています。だから、それでもないです。向こうが言うたからというところなんで、それでもないと。だから、今それでは、ここでということとは言えないと思いますから、こうなってくるともうちょっと違った機関の判断になる、いわゆる判断というのが出てくるわけですから、これ以上は言いませんけれども、私はそういうものは立証責任を持つのは町のほうじゃないかというふうに解釈したわけですから、その点を間違えないようにしていただきたいと。

それと、追って沙汰を待てというのは、私が言ったことです。町長が言ったわけではない。私は町長が言ったとかいうのは一言も言っていませんので、この一般質問で述べる、私がしゃべることは、これで禁止されているのは、名誉棄損、それから相手を侮辱するという項目は、これは一般質問では言うてはいけません。ですけれども、私は、あなたが、町長が言ったとは一言も言っていませんし、侮辱しているわけでも名誉棄損しているわけでもありませんので、一般質問という場合は、言い方とすれば何を言っても、今のこと以外は何を言ってもいいわけですから、その点、お間違いのないように、私は一度も、一言も言っておりません。

それで、大体並行線だなという結論が出ましたので、この辺りでこの分は終わりますようか。

○議長（沖田 守君） 道信君、今回のあなたの質問は、なごみの里横に建築予定のホテルについてお伺いしたいという質問項目ですよ。あなたは今一生懸命に執行部、町長に問いたいのは、情報公開や店舗の問題について問いただきたいという、意図が全然違うじゃない。そこら辺は前もってしっかり私のところに出すときにきちっと整理をして出してもらわないと困るよ。

○議員（4番 道信 俊昭君） はい、分かりました。

○議長（沖田 守君） だから、これについてはもうやめてください。

○議員（4番 道信 俊昭君） はい、分かりました。それでは、やめましょう。

次が最後になりましたが、職人を育てるという項目なんです。職人、英語でいうたらエキスパートになるんですけども。これは旧津和野町には鍛冶屋丁とか鉄砲丁という名前が残っています。要するに、そういう人たちの存在があったということの名残があるわけなんです。

それで、森鷗外先生や西周先生も、これはエキスパート。職人というところちょっと言い方がずれるんで、エキスパート、学問におけるエキスパートだろうというわけです。

一方、今の行政の事業は、多くが都会のコンサルタントに振られており、これでは本町に職人もエキスパートも育てない。言い方が極端な言い方になりますけれども、育ち

にくいといひましようか、というふうな環境にあるんじゃないかなというふうに思ひんです。

というひのは、私、ちよつと時間があるんで、かつて観光協会の前の広いところがあります、駐車場が。あそこに階段状の段々があつて——今もあるかな。あつたときに、あそこを暗いときに観光客の方が足を滑らしたりとかなんとかして、結構事故があつたんです。それで、私が協会の人だつたと思ひ、あ、役場の人だつたか協会の人だつたかちよつと忘れ、役場の人だつたと思ひます——に、これ危ないから撤去したほうがいいよというふうに言つたら、これは東京の何々先生がこれを設計したものなので、言ひにくいんですよねというふうな役場の職員の人も困つておられた。この経験があるんです。

そうしたときに、私、この前、私のところにECサイトのホームページをまとめるやつ、これは前から作られるということであつたんですけれども、撮影隊が来たんです。4人だつたかな。4人来られたんです。全員が本町の住民の方だつたんです。機材もしっかりしてました。機材もいい、そこで私、ちよつとインタビューを受けたわけなんですけれども。それで、職人とか、すごく感心したわけです。こんな人がおるんだというふうに、こんなこともできるんだというふうに、さっきの2つを対比したときに、やっぱり地元の人がいろんなことをできるだけ遂行していかないと、いや、先生に聞いてとかいうようなことでは駄目だろうなというひのは、これが実感なんです。この2つを対比したときに。

それで、最初の質問ですが、職人、エキスパートのまちを再構築するために、できるだけ都会のコンサルタントに振らずに本町の行政職員と住民に委ねたらと思ひんですけれども、いかがでしようかということがまず1点目。

2点目は、これは先般、子ども議会に私が行つたときに、小学生から、「日本遺産センターの継続にはPRが大切です。その具体策として、YouTubeという手法がある」と子どもから提案されました。

YouTube、私ごとですけれども、私もほとんどYouTubeを見ます。そういうYouTubeを育てるために機材をある程度そろえろとか、あるいは教育するとかいうような指導を手助けしていただきたいと思ひでこの質問を出しました。いかがでございましようか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、職人・エキスパートを育てるまちづくりについてお答えさせていただきます。

測量、建築、土木関係コンサルタント、調査、計画策定等の業務で資格の必要な業務、専門的技術、知識の必要な業務、業務量等により職員で遂行することが困難な業務につきましては、コンサルタント事業者に業務委託を行つております。これらの業務につきましては、大半を町内及び益田管内の事業者に委託しておりますが、町内、益田管内の

事業者では対応できない業務につきましては県内や県外の事業者に委託している状況です。

議員御指摘の職人・エキスパートのまちの再構築についてですが、上述しておりますとおり、資格や専門的技術、知識が求められる業務が大半であり、現実としてこうした業務の遂行に当たってはコンサル事業者をお願いする必要があります。

なお、計画策定等に当たっては、取りまとめをコンサルタント等に委託するものの、町民の代表の方々に審議会等へ参画いただき、幅広く意見をいただくよう努めております。

また、デジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXは、官民間問わずこれからの社会に必要なものになると認めております。役場内においては、令和4年度より職員研修を積極的に実施する計画であるとともに、IT系町内誘致聞きと連携した民間へのDX化の推進についてもこれまで以上に取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、日本遺産に関しましては、先般、文化庁から、継続認定の報があったところがあります。しかしながら、3年後に再度評価を受けるということで、町としても今後の日本遺産の活用、町内外への普及等に関して一層真摯に取り組んでいく必要があると考えており、議員御質問の子ども議会の意見にもありましたように、日本遺産の継続したPRは、遺産センターを含めて極めて重要な取組であると認識しております。

町としては、限られた予算を活用してこうした取組を実施していくわけでありますので、PRに関してもどのような方法でどのような対象者に向けた方法が最も有効であるかを検証していく必要もあると判断しております。

現在は、SNSの中でもYouTubeが子どものなりたい職業で上位に来るなど人気がありますが、こうした手法は日進月歩であり、SNSの選択に関しては将来を見据えて慎重に判断していく必要があると考えております。その上で、現在ではスマートフォンがあれば容易にYouTubeの発信も可能であることから、機材や指導に関しましては、御相談等があれば個別に対応していきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 教育委員会のほうのちょっと気持ちも聞いてみましようか。子どものこういうような要望に対して。特に今のYouTubeというのは非常に子どもら、これにも述べられているように、すごい情報発信力を持つということを私も個人的にすごく感じたんです。そのあたりはどうですか。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 確かに、最近はYouTubeというのはもう一般化したと。子ども達のなりたい職業の上位にも上がっているという現実はございますが、具体的にまだ町としましては教育の中でとか、YouTubeについて活用といたしますか、

使い方を指導するとか、そういったことについて具体的なことは現在何も考えているものはございません。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 先に先取りをするという、要望があってから云々じゃなくて先取りをするという気持ちを持っていただくと、やっぱり子ども達からすれば、すごいなというふうに感じます。後から言われて、後追いというよりも、やっぱり津和野の教育委員会はすごいと言われるためにも、ぜひ先取りをしていただきたいというふうに思っております。

それと、コンサルタントの件ですけれども、確かに私から見ればほぼコンサルタントに委託しているという感じで思っているところがあるんですけれども、多少失敗しても、やっぱりいいものをつくりたい、いい答弁書が欲しい、資料が欲しいというのは分かるんですが、失敗したらそれが肥やしになりますので、片目をつぶってでも育てていくというこういう姿勢、おらかな姿勢を持ってほしいというのがすごくあるんです。

それで、一つちょっと具体的な例を出すと、今度青野山の下の集落が、あそこです。あそこをどう活用していかうかといったときに、コンサルタントにというふうにまた言われたんで、地元の意見を聞くのは、折り込みは入っていますけれども、こういうときこそ1回、もう都会のそういうものに振らないで、全部任せるけえというような、たしか300万ぐらいついていたんじゃないですか。全部任せるけえとかというような、そういう気持ちを持ってもらう。

というのは、そこの住民の方を私はよく知っているんで、いろんな思いをものすごく持っておられるんで、そういう形でやるというのが何か一ついいものができるんじゃないかなと。

さっきの日本遺産の件に関しても、若い人たちが集まってやりますね。ある女性の方、その中の委員の方と、ぜひ委員会の内容を聞きたいねというふうに彼女に言ったわけなんですけれども、あのあたりを育てたら面白いな。そのためには、やっぱりある程度広い気持ちで、最後にはやっぱりコンサルタントかいというふうに思わせないような状態をつくっていくということの腹を持っていただければ、職員も育つんです。何かその辺り、どうですか、町長。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 最終的に国に提出をする計画書、それから報告書、そうしたものはもう膨大な資料になってまいります。そして、一字一句考えていかなきゃならないということで、町民の皆さんにそれを、一般の方に任せてしまうとこれは本当に大変な作業になって、それは民間の方々も大変なことになっていくだろうというふうに思っております。そこを、最終敵的のところはコンサルさんが、やはり過去のいろんなことや、それから他地域の事例等も絞っておられます。そういうものをうまく活用して申請

書や報告書にまとめていただく。そこは、もう私はお願いするべきだというふうに思っています。

ただ、やはり住民の意見というものがその報告書や申請書に反映されていかなければなりませんので、その部分についてはきちっとやはりそういう審議会等に多くの町民の皆様に参加をいただいて多くの意見を出していただいて、そういう過程を踏みながらこの計画書や申請書、報告書、そういうものを作って国に出していくという流れは、これはもうやむを得ないところがあるかというふうに思っております。

特に、国からは、そういう計画書等を出すのは、交付金や補助金をもらうということが大きな役割にも、意義にもなっておりますので、そういう面では、やはり国に認めていただけるような、やはりきちっと専門性を持った申請書、計画書を作っていかなければならない、そういう背景があるという状況であります。

ただ、これまでにおいても、町内においてはいろんな国に申請等を伴わない、いわゆるいろんな計画というものは作ってきたわけでありまして、そういうときにはやはり町内の方々にこの計画づくりのまとめもまとめをお願いしたと、そういう経過もありますので、やはりケース・バイ・ケースで、そういうふうに町民の皆さんにお願いできることはこれからも心がけていきたいというふうには考えております。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 大体分かったんですけども、方向性としてそういうふうなものをやっぱりぜひ持っていただきたい。そうしたら育ちますよ、本当に。すごいなと私も思ったんで、やっぱり隠れた人材、逸材というのがおるなあというのをつくづく感じましたんで、もうできる限り、失敗しても片目つむりましょう、片目を。そういう形を持つ役場であってほしいなということを願って、私の質問を終わります。

以上です。

.....
○議長（沖田 守君） 以上で、4番、道信俊昭君の質問が終わり、ここで11時20分まで休憩といたします。

午前11時12分休憩

.....
午前11時20分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、質問を続けます。

発言順序8、6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 議席番号6番、丁泰仁でございます。本日も通告に従いまして2項目の質問を用意しておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

早速でございますが、入りたいと思います。

まず、第1項目でございますが、島根県2022年度当初予算と当町の施策に関しまして。

新聞紙上によれば、2月8日島根県が2022年度一般会計当初予算を発表。新型コロナウイルス対策に加え、人口減少対策を盛り込んだ県政運営の最上位計画「島根創生計画」の加速が柱となっており、総額前年度比5.3%増の5,205億6,000万円。総論は長期化するコロナの影響を医療体制強化や消費喚起で食い止めつつ、人口減少対策で重視する移住定住や子育て支援に力を注ぐというものです。この総論で示されました県の施策に関しまして、当町の現在及び今後の施策を質問いたします。

質問1、当町のコロナワクチン対策、3回目接種の進捗状況。

2、コロナ経済対策として、令和4年1月以降の業績悪化緩和資金の継続は。消費需要喚起対策の具体的計画内容。プレミアム券発行計画など。来年度以降の固定資産税の延納施策継続は。

3、当町の人口減少対策の柱は。合計特殊出生率の推移は。2019年時の目標と現在の実数値、国、県との比較、若者Uターン、移住受入れなどの状況はどうですか。

4、空き家対策。建設、不動産会社等との協調関係等の実情はいかがであるか、お願いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、6番、丁議員の御質問にお答えをさせていただきます。

島根県2022年度当初予算と当町施策に関してでございます。

まず、最初の御質問でございますが、本町における新型コロナウイルス感染症の3回目ワクチン接種につきましては、医療従事者を1月17日から、高齢者入所施設を1月24日から、65歳以上の高齢者を含む一般の方を1月31日から接種開始しております。実施場所は、津和野共存病院、和崎医院、つわぶき医院の3つの町内医療機関と町の集団接種会場で実施しております。3月7日現在、2回目のワクチン接種後6か月以上経過し、接種券を送付した方による3回目の接種率は67.3%となっております。そのうち、65歳以上の高齢者に限ると77.6%となっております。

次に、新型コロナ経済対策として、町では感染の収束がみられない状況下で、事業の業績が悪化する町内事業者への支援策として、令和3年度に業績悪化率に応じた給付金を給付してまいったところであります。依然として、本町の商工観光を取りまく状況は厳しい状況にあり、引き続き国の臨時交付金を活用して1月以降もこの制度を継続してまいりたい考えであります。

また、消費喚起対策として、津和野駅開業100周年や森鷗外先生の没後100周年事業による誘客イベントを実施するとともに、町内消費拡大事業として今年度実施したテイクアウトキャンペーンや忘新年会キャンペーンを行っていきたいと考えております。

その他、宿泊や小売店等を利用した観光客を対象にした消費喚起キャンペーンも関係機関と連携をしつつ実施していきたいと考えております。

固定資産税の延納については、来年度においても、町内に主たる事業所を有する中小企業者を対象に、新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入が3年前の同期に比べ概ね20%以上減少していることを要件として、徴収の猶予を行いたいと考えております。

次の御質問であります。当町の人口減少対策の柱としては、第2期津和野町総合戦略において、若い女性が本町のライフスタイルを魅力に感じ、住みたいと思えるようなまちづくりが本町の移住・定住対策のカギとなると考え、若い女性が住みたいまちづくりを基本的視点として取り組むこととしております。

その上で津和野で暮らす魅力をつくり、それを発信していくために5つの基本目標、1、定住の基盤となる仕事をつくる、2、津和野に回帰する人の流れをつくる、3、若い世代の結婚・出産・子育ての夢をかなえる、4、地域と連携し、住みよいまちをつくる、5、未来の津和野を担う人を育てるを設定し、移住・定住施策を推進しております。

合計特殊出生率につきましては、2019年に策定した津和野町総合戦略における2025年の目標値は1.85まで引き上げることに對して1.67となっております。これは国1.38、県1.64と比較しますと、県の出生率並みであります。

また、若者Uターン、移住者の受入れ状況につきましては、総務省が今年1月末に公表した2021年「住民基本台帳人口移動報告」によりますと、これまで転出超過の状態が続いておりましたが、30から40代の子育て世代において、ようやく1.6%の転入超過となりました。

令和2年の国勢調査において、本町の人口は10.1%減と厳しい人口減少が続く結果となりましたが、昨年1年間では人口ビジョンを策定以来初めて社会増となるなどの好転の兆しも見え始めております。

今後も移住・定住施策を展開することにより、人が人を呼び、人が仕事を呼ぶ好循環をつくり、人口減少に歯止めをかけ、町民一人ひとりが安心して住み続けられる、活力あるまちづくりを進めてまいります。

次の御質問であります。空き家対策としましては、つわの暮らし相談員を配置し、津和野町空き家情報バンク事業への登録促進を行っております。

また、空き家利用希望者及び所有者等への宅地建物取引の専門家によるアドバイスを行うため、今年度より町内に本社を有する宅地建物取引業者を住宅相談員として委嘱しております。

各種補助事業の活用にあたっては、従来の空き家改修事業補助金や空き家活用事業補助金を活用される所有者や入居者が多い状況で、近年では売買物件が増えてきていることもあり、入居者等が負担する購入費を含めた事業費が大きくなってきております。

こうした状況を鑑み、引き続き空き家の利活用を促進するため、制度の拡充等について今後検討してまいりたいと考えております。

また、今年度から3か年事業としてスタートしました民間賃貸住宅建設（改修）支援事業では、島根創生計画にも掲げられております、しまね定住推進住宅整備支援事業補助金を活用しまして、今年度は3件空き家改修を実施しております。

残り2か年につきましても、しまね定住推進住宅整備支援事業補助金の活用を予定しており、移住・定住者等に対する住まいの確保のため、所有者や町内事業者等に対して積極的に周知をしてみたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 答弁頂きました。答弁に従いまして再質問をさせていただきます。

1番目の当町のコロナワクチン対策で、3回目接種の進捗状況、非常に進んでいるみたいで約8割に近いですね。現在あれですか、これはファイザー製とモデルナ製の交互接種の方もいらっしゃると思うんですが、テレビで昨日も言うておりましたが、随分何かモデルナ製を交互接種しますと、心臓のほうに何か危害出るみたいな、そんな話をしていましたけど、それでちょっと不安感を覚えておるというような話なんですけど、こちら辺は町民どうですか、交互接種された町民の反応は。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 本町の場合は、基本的に最初から医療機関の接種はファイザー製のワクチンを使いまして、集団接種でモデルナを使っているという状況であります。

そういう中で集団接種に来られる方は当然モデルナですよということで予約のときには、電話で受け付けるときにはお話をさせてもらっていますが、それに拒否反応を示す人はほとんど本町ではおりません。

また、当日もそのことで副反応が多かったとか、そういうことも本当全くない状況であります。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 分かりました。それで順調に進んでいると思いますが、未接種というんですかね——いいですか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 今、副反応が全くないと言ったかもしれませんが、熱が出たりとか少し帰ってから頭が痛くなる、いろんな症状が出ている方はおられますが、当日集団接種の会場でこれまで1回目、2回目のときには気分が悪くなったり、即休まないといけないという方はたくさんおられたんですが、今回3回目の接種については、すぐには副反応の状況が悪くなって休んで帰ったりとかいうことはありません。その後の家へ帰られてから、いろんな熱が出るとか発熱とか痛みとか、そういうことがあるというのは聞いております。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 分かりました。大体そんなに重症に、心臓に負担を云々というような、そういう副反応ではないということですね。

それで、これ未接種ちゅうか受けないという方が、たしか600人ぐらいいらっしゃるといふのを聞きました。どうなんですか、ここら辺の数字は。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 接種券を6か月たった方から順次送付させていただいております、その数から現在接種をされた方、それから今後今まだ医療機関を続けておりますので、そこへ予約状況を確認をしまして、予約をされている方等を引きますと、接種もされていない、予約もされていないという方の数が出てくるところであります。その方が現在のところ、500から600人程度は今おられるというところは把握はできておりますが、その方は個別に御案内をするということにはなりませんので、今そういう状況であるというところであります。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） コロナに対して大体のことは分かりました、はい。

次は、コロナの経済対策としまして、これ令和4年1月以降の業績悪化緩和資金の継続と、それから消費需要喚起対策の具体的内容とか、こういうそれから固定資産税のものですが、大体業績悪化緩和資金の継続というか、これは令和4年の1月から大体6月ぐらいいまで継続するというのをこちら了解してありますが、大体予算が3,000万ぐらいい上がっておりますね。そうしますと、何回という制限もほとんどなく、1月から6月まで毎月ということですから、6回できるということですね、もし該当するならば。それでいいんですか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） 議員がおっしゃられるところでございます業績悪化緩和資金の補助の部分でございます。令和4年の1月から6月まで毎月ということでただいま検討しておりますところでございます。

これ令和2年の3月分から実施を開始した事業でございます。その間、業績の悪化の売上げの率に応じて支給金額が決まっていたというところあります。

本年1月から2月にかけてまして、本県でまん延防止等の重点措置がされました。これによって移動制限等がかかったことによるさらなる業績の悪化がされた事業者の方も多くいらっしゃいますと思いますので、その辺り勘案してリストを今までと一緒というところではなくて、このあたりも検討をしていきたいと考えておりますところでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 次に、消費喚起施策ですが、これはテイクアウトキャンペーンやら忘新年会キャンペーンでやった、ああいうようなことをやるということでは

すね。これは非常に好評でしたので、ぜひ続けていただけるとありがたいことだと思います。

これに対しまして県のほうで、やっぱりG o T o イート、一応今の分は3月いっぱいまで締切りなんですけど、再度4月以降、どうも5,000円で6,000円券、20%のプレミアムがつくようなG o T o イート券の発行を考えているみたいですね。予算が12億7,500万円をどうも県予算で充てている、そうみたいですので、私ども商工業者にとりましては、商売する観光業者にとりましては、町のそういうプレミアム券、それから県のG o T o イート、そういうのをダブルで非常に恩恵を頂けるので本当にありがたいと思っております。

次に、固定資産税ですね。これも業績次第で20%減ですか、前年度、3年前。それで継続するということですので、これも非常に助かります、正直なところ。

こういうところで、1、2の質問は置きまして、3のいよいよ当町の人口減少対策の問題ですね。これは言うなれば当町の本当に人口減少対策、直接自然動態、社会動態というところの人口の増減に関わる当町の施策というものが、どういう施策を持つかによって、これは非常に増減が決まってくると思うんですよ。それで一応いろいろこれについて詳しく質問をしてみたいと思います。

どちらかと言えば自然動態は、目標1.85だったのが合計特殊出生率1.67ということですが、県並みだということですね。それで社会動態のほうもやっぱり転出数が転入後を上回る社会減で推移しているということですね。これはちょっと2019年の数字をちょっと今参考にしているんですが、どうもそれ以降そんなに増減が変化しているというわけでもないみたいな気がします。

それで、ここでこれに影響する基本的な当町の施策、若い女性が住みたいまちづくりで五つの基本的施策を上げていますね。これについてちょっといろいろ私なりに、この施策に具体的何を当町がやっているのか当てはめてみたんです。

1、定住の基盤である仕事をつくると、これは仕事の場所を確保するということですね。それから、2、当町に回帰する人の流れをつくるということですね。3、若い世代の結婚・出産・子育ての夢をかなえると。4、地域と連携し、住みよいまちをつくる、5、未来の津和野を担う人を育てると、こういうことですね。

1、定住の基盤である仕事をつくるというたら、当町が今やっている、積極的にやっているのはIT産業の誘致というものは非常に積極的にやっていますね。それと現在雇用をしっかりとしているのは、土木建設等の会社が非常にしっかりと雇用してもらっていると思うんですが、どっちかと言うとそれ以外にIT産業を誘致しても二、三の今まで企業誘致していますけど、それは雇用のニーズというのはそんなにあっと驚くようなものでもないし、数十名ぐらいですかね。

それで、どうもここは私が考えますのに雇用の場がどうしても限られているわけですね、当町は。それでまた大学などで若い者が外へ出て、それで帰ってくればいいんです

けど、そのまま町外で就職したり、そしてまた結婚をその場ですると。そういうことになりますと転出超過で、転入が非常にそういう若い人たちに期待することができないということなんですね。

それで、2番目に、当町に回帰する人の流れをつくと、こうありますが、これは関係人口だと思うんですが、いろいろなイベント、そのほか地域おこし協力隊あるいは集落支援員の方々が来て、その人たちが任務を終えて、また帰っているいろいろな人たちと交流を深めて、また津和野に、当町にIターンなりUターンなりしてくれるというようなことになるのではないかなとも。

それから今、津和野高校の留学生おまして、父兄同伴の方もいらっしゃるんですね。そういう方もちょっと津和野に縁をお持ちですと、こういう人の流れですね、こういうこともあるのかなと。

それから、もう一つは今コロナ禍で、いわゆる都会に住みにくいと。それでこの地方に移住したいというときに、島根県など非常に評判がいいんで、その中でも当町はどれだけそういう移住者引っ張ってこれるかというのが施策に影響してくるんじゃないかと思うんですが、そういうところ。

3番目に、若い世代の結婚・出産・子育ての夢をかなえるという、ここがちょっと詳しく聞いてみたいんですが。

今ある若い者が、島根県のどっかへ移住しようというときに、その方は結婚をして、それから今から出産して、それから子育てをするというときに、恐らく県内の中央自治体、市町村の自分たちに有利な経済的支援をくれる、例えば結婚祝い金、出産祝い金、それから子育てに保育園でどれだけの費用がかかるかとか、そういう経済的なことを非常に心配するんじゃないかと思うんで、むしろ、経済的に負担がかかるとこじゃなくて、経済的に支援を受けられる、そういう自治体を恐らく詮索するんじゃないかと思うんです。

そういう場合に、当町がその一番肝心なところをどういうふうに、今どういう施策を打っているかということをお尋ねしたいんですが。結婚の祝い金、それから出産の祝い金、それから出産も第1子から第2、第3とどんどん生まれていくにしたがって、どういう祝い金になるか、そういうものがあるのか。

それから、子育てで保育園の保育料、それから医療費、それから子ども手当等、そういう施策は当町はどういうふうに打っているのか。しかもそれが近隣の自治体に比較しまして、当町がどの位置にあるかと。つまり若い者を引きつけるだけのことをやっているかどうかと。ここが非常に肝心だと思うんですね。

そういう点で今の質問に対しまして、ちょっと分かっている範囲でいいですから簡潔でも答えていただけませんか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 最初の御質問の結婚祝い金、それから出産祝い金の状況です。議員おっしゃるように、島根県も今こういうところに力を入れておまして、当町でもその辺の今の制度の見直しを行っております。

現行では結婚祝い金が、転入者の方の場合ですとお1人当たり5万円、いわゆる津和野に住んでいらっしゃる方は2万5,000円の結婚祝い金がございます。

出産祝い金につきましては、第3子以降につき15万円の祝い金ということになっております。これを議員おっしゃるように島根の創生計画とも鑑みまして、津和野町で拡充したいということで先日の予算審査特別委員会でも申し上げましたが、令和4年度から、この結婚祝い金を1世帯当たり30万円としたいと考えております。これは県の補助事業を活用いたしまして、そのうち2分の1は県の補助金を使うものでございます。

ただし、これは祝い金と言いましても、単に現金を与えるというわけではございませんで、先ほど言いますように最初の結婚したときの負担感を軽減するための支援策としまして、婚姻に伴う住宅取得費用や住宅の賃貸費用、それから引っ越しやリフォーム等にかかる費用について支援金を交付するという制度にしたいというふうに考えております。

次に、出産祝い金のほうですが、先ほど言いましたように現行では第3子以降につき15万円ということですが、これも令和4年度より1人目の出生からお1人5万円の商品券、町内の商品券と考えております。それから、2人目も5万円の商品券、3人目以降は15万円の商品券というような形で、これも1子、2子も含めて拡充したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 保育に関してのところの御質問の答えですが、現在保育料は国の制度によりまして3歳以上児については無償ということになっておりまして、3歳未満については保育料が必要ということになっております。

ただし、そこにかぶせまして、町の事業としまして今18歳以下のお子さんの計算で3人目につきましては無料、2人目につきましては2分の1ということをかぶせて実施をしております。

しかしながら、この点において、特に若い親御さんから例えば初めてのお子さんの場合、そのお子さんを1歳から保育園に預けると3歳になるまでは保育料が必要となるということで、一番大変な時期にお金が必要となることになるというところも把握しておりました。この点について町としまして、令和4年度からは全てのそういう方も含めまして保育料は無償化とするということで、来年度の新しい事業として考えておるところであります。

この点が県内でどのぐらいのレベルかということですが、吉賀町さんは以前から全て無料化ということでやっておりますが、他の市町村においては、全ての保育料無償化というのはそんなに多くはない状況であります。

それから、子どもの医療費についても、本町の場合18歳以下の方の医療費については、入院・通院全て一部負担金なしで無償化としているところであります。これにつきましても、吉賀町さんこれも今同じようにやっておりますが、このことも県内の市町村で見ますと、そんなにやっている市町村は、幾つかというのは今ちょっと調べてないんで分かりませんが、そんなに多くはない。高校生まで無償にしているというのはほとんどないと思われまます。

それから、最後に言われました児童手当につきましても、これは国の施策でありますので全国一律市町村同じことをやっております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 今聞きまして随分、令和4年度から改善されるというふうに答弁を頂きました。それで、この施策は県内におきましてもそんなにやっている行政はそんなにないということなんで、どっちかと言えば先端を走っているんじゃないかと、胸を張ってこういう福祉政策に対して津和野町は、どんどん打って出れるんじゃないかなと思うんです。一時はどうもよく隣の町へ、より劣るからあっちへ住むんだとかいうような声を聞きましたが、この頃あまり聞きません。そういう点では非常に先端を走っているし、またコロナワクチンの接種に関しましても県下トップクラスで走っているということで、町民も非常にその点は評価をしている、福祉政策は非常に進んでいるというふうに今理解をしているわけです。

それで、せっかくここへ来ているんですが、町民が私が耳に入るのは、これは欲かも分かりませんが、ちょっとすぐにはできませんが。要するに病院、結婚して出産して子育てするのに、病院がせっかく今町長の下、同僚議員に再三申し上げている、医師がどんどん増えてきて非常に喜んでいて、かつては本当困窮しましたけど、医師が増えていて。それで、その中でやはり不安に感じている若い女性は、要するに産婦人科がどうしても益田まで行かなきゃないと。それが何とか週1でもいいから巡回してもらえないのかと、かつてはありましたよね。

それともう一つは小児科ですね。夜中に熱を出したらどうするんかと、子どもを。そういうところをぜひ今後、もし木谷先生いらっしゃっている、益田日赤と提携しているわけですから、そういうところも余裕ができましたら、ぜひかなえてやってほしいなど。そうすれば、病院医療体制におきましても、当町は非常に機能を果たしてくるんじゃないのかなと思いますので。

ぜひそこら辺はまた町長よく、機会を見ましてまた要望して行ってほしいなど。これは非常に難しいかも知れませんが、すぐには言えませんが、ひとつそこら辺をどうでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 議員御指摘のように産婦人科、それから小児科というところが、特にこの子育て世帯の町民の皆様を中心にいろいろ御心配をかけているという状況であります。町としても何とか解決をしたいという思いは持っておりますが、特に産婦人科というのは益田圏域全体として不足しているという状況でございます。

そうした中で津和野町が常勤で産婦人科ということは、なかなか現実としては難しいということになるわけでありまして。採算面からもそういうことが言えるんじゃないかと思いますが、しかし益田市さんあるいは吉賀町さんともまた一緒になって取り組みまして、産婦人科の医師の確保というものに益田圏域として取り組みながら、そしてその中で非常勤のこの医師を共存病院に送っていただくというような取組を、またしっかり頑張っていきたいというふうに思っているところであります。

それから、小児科も同じような傾向が言えるわけでございます。本町においても小児科は非常勤で対応しておりますけれども、益田圏域として医師が厳しい状況になりますので、現在週2日をまた週1日体制というようなことも今検討せざるを得ないという状況になっております。

その一方で、いわゆる内科系医師のほうでございますが、こちらをいわゆる総合診療医という今、その診療体制というのを充実していこうという取組で医師も増えてきている状況であります。

ですから、総合診療医です、総合的にまずは診療ができるというところでありまして、小児科の役割を——非常に専門的な小児の医療というのは、そこまではまず最初から無理であります、そのまだ初期段階のところの診察を総合診療医が津和野で診ると。そして、またそれを今度益田日赤に派遣をしたりとかいうような、お送りしたりとか、そういうような次のステップがあるわけでありまして。

そういうような総合診療医による、いわゆる小児科をカバーするような体制を取ろうじゃないかということも現在橘井堂さんと話し合いをして、そうした取組の検討をしているというところでありまして。いろんな取組を試行錯誤しながら、また町民の皆様の安心・安全な生活ということに向けて努力をしていきたいと考えているところであります。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） なかなか医療の問題は難しいんですが、ひとつ努力して行ってほしいなど、そういうように思います。

それから、今度は4の地域と連携し、住みよいまちをつくるということ。これはまちづくり委員会とか地域提案型助成事業とか、こういうところが当てはまるんじゃないかなと思いますけど。ここは公民館を中心としまして、ここら辺は同僚議員のほうから随

分質問出てますし、それなりの改善を毎年しているようですので、これ以上質問はいたしません。

5番目の未来の津和野を担う人を育てる、これももう同僚議員のほうからしょっちゅう質問があり、町長もお答えになっている。これは0歳児からの人づくり、それとか一般財団法人つわの学びみらいとか、コンソーシアムの構築とか、いろいろ町全体を学びの居城として、こういうところで仕上げていくということだと思いますけど。

ぜひ、それこそ教育・歴史・文化の町を標榜している教育というところで、もう完璧に他市町村抜いて、津和野へ行けば、ああいうシステムでもう町ぐるみで教育に取り組んでいるんだと、そういう姿をこういうことで見せられるんじゃないかと思いますので、ぜひ続けて頑張ってもらいたいと思います。一番の成果が藩校というところは一つのモデルになっと思うんですけど、ここも力を落とさずにどんどん継続いってほしいなと、そういうふうに思います。

それから、次、この項終わりますして、大きな4番目、空き家対策。空き家バンク登録、空き家対策のことですね。

これは空き家バンク登録をしたり、空き家活用の宣伝を随分しとると思いますが、特に目立ったのは、しまね定住推進住宅整備支援事業補助金を活用して大きく目立ってやっているみたいですけど、3軒改修を今年度したというんですが、簡潔に3軒現場ちょっとさらさらと分かりますか、時間がないので簡潔に教えてください。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 1軒目は、青原駅の向かいにあります9号線を渡って柳の入り口の横にあります家屋です。2軒目は、旧日原町内の日原の郵便局より50メートルぐらい日原中学校側に行ったところに1軒。もう1軒は、鷺原の県道を津和野高校からずっと鷺原のほうに参りまして創価学会の会場がございますが、そのちょっと手前の川側のうちの、この3軒でございます。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 分かりました。これはとにかく空き店舗は調べましたら、津和野中で500店舗ぐらいあると、これは予算委員会で質問しました。そのうちにランクづけしましてABCで、水回りを直したら200軒ぐらい使えるんだということだと思いますけど。

今、移住、特に移住してくる人を即こういう住宅あるんだということで迎えるには非常に大切な施策ですので、ぜひここにも力を入れてください。

今、中座団地が非常に壊して、いよいよ見晴らしのいい高級住宅地になるんじゃないかと思いますが、くれぐれもあそこを来年度いよいよ建築に着工すると思うんですが、道路走ってますと目の前に来ますんで、かつて私一回言ったことありますが、美観を。あそこに目がいきますんで非常に気をつけて、緑化をするなりして住宅が高級に見えるようにぜひ設計をしてほしいなと、そういうふうに思っております。

それから、こういう空き家は、前にも言いましたように東京事務所へ非常に移住者に対して津和野へ行ってもすぐあるんかと、住む家が。そういうことを聞かれるんじゃないかと思いますので、東京事務所にもちゃんとこういう物件があるんだと、こういう補助金があるんだと、そういうところを周知しておいてほしい。

それからもう一つ補助金の問題ですが、空き店舗を活用して改修する場合の補助金と、それから一般住宅を改修してするときの補助金、こちら辺をちゃんと周知徹底してほしいなと思います。ぱっと言えますか、簡潔に。ちょっと時間がありません。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 確かに空き店舗と一般住宅のほうで補助事業のメニューが違います。なので、ちょっと私のほうでは一般住宅の補助事業を担当しておりますが、そうした商工観光課の空き店舗の改修補助事業とも連携して、これよくしっかりPRをして、移住される希望の方々には分かりやすく説明したいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） じゃ、そういうことで、この質問は終わりにしたいと思います。

次に、2項目めですが、日本遺産再認定に関してでございます。

日本遺産評価制度に関して、文化庁は2021年7月、15年度に第1弾として認定された18件の評価結果を公表しました。そのうち4件、当町を含む——は今後の取組計画が不十分等として再審査になりました。

当町に関して、文化庁は再審査の理由の一つとして「町側が日本遺産センターなどの現場の実情を認識できていない」と厳しい評価を下しました。その後、いずれも計画を修正するなどし、認定水準に達したと認められ、1月14日当町の津和野今昔～百景図を歩く～の認定継続が決定され発表されました。

文化財を観光振興に生かす日本遺産の評価制度では、観光客数などの目標達成度や地域活性化、ガイド育成といった観点から、これまでの取組と今後の計画が審査されるようです。日本遺産は現在104件、文化庁は総数を概ね維持し、取り消しや追加などで活性化を促す方針とされています。これらに関して質問いたします。

1、民間の日本遺産活用推進協議会の役割は将来当町の観光経済にも影響を与えます。日本遺産活用推進協議会の具体的活動内容はいかがなものか。地域おこしや観光振興に十分生かし切れていない現状を踏まえてお答えください。

2、遺産センターへの案内看板などの町内における日本遺産関連の周知宣伝は十分であるか。

3、今後3年ごとに審査を受けることを考えた場合、長期的な観光ビジョンが必要であり、それに伴う財政的負担も必然的に生じる。この事に関する財政計画は万全であるか。ここをお答えください。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、日本遺産再認定に関してお答えをさせていただきます。

津和野町日本遺産活用推進協議会は、日本遺産の活用、特に経済効果を高めるための取組を行うため、令和3年8月26日に組織されました。

協議会では、集客のための認知度の拡大、滞在時間の増加やリピート客やファンづくりなどの観光満足度の向上、文化財の理解を通して地域の誇りを継承することを課題として、観光事業者への経済効果の波及や構成文化財の保存・活用に関わる住民や地域団体、農林水産業等への波及を主体的に行っていくこととしております。

当協議会には、主に民間事業者で構成された4つの部会、商工推進部会、観光・誘客推進部会、百景図魅力化推進部会、情報発信部会があり、それぞれの部会ごとに企画を練り、他の部会と連携を取りながら日本遺産事業を進めているところです。

現在具体的に進めているものとしては、津和野町日本遺産のロゴを協力店舗の商品に貼っていただき、日本遺産のデザインが入った共通のレジ袋を使っていただくこと、日本遺産の構成文化財を巡る自転車ツアー、城山の散策や滝巡りなど百景図にちなんだツアー、その他宿泊数増加につながるツアーを造成すること、日本遺産センター来訪者数増加につながり、インバウンドにも対応した情報発信を行うこと、そのほか津和野町の活性化につながる企画を数多く検討しておりまして、来年度から実行できるよう現在準備しているところでございます。

次に、日本遺産センターへの案内看板は、駅など限られた場所にしかなく、議員御指摘のように十分な周知が図られていない状況です。今後は日本遺産活用推進協議会と連携し、案内看板の充実を図りたいと考えます。

一方、日本遺産の構成文化財やその分布図についても、平成27年度の日本遺産認定から3年間の補助金を活用しながら、道の駅や主要エリアにサインを設置してまいりましたが、未設置場所の整備やインバウンド対策も兼ねた表示など、今後見直しの検討を予定しております。

次に、今年度、日本遺産を通じた地域活性化計画を文化庁に提出したところですが、その中で津和野町の日本遺産のビジョン「守り継ぐ情景・物語～今も生きる江戸時代に触れる～」を掲げております。これが実現できるよう当計画ではKPIと事業計画を設定しており、3年ごとの計画見直しのタイミングで、そのときの現状に沿って計画を練り直してまいります。

更に、今年度策定する令和4年度から令和8年度までの観光振興計画とも連動しながら、長期的な戦略を立てていきたいと考えます。

また、日本遺産の活用推進のために、協議会の4つの部会を中心に、ツアー造成や関連の商品開発等により利益を生み出す取組を行う一方で、その利益で日本遺産事業費全

てをカバーすることは現状困難であることを踏まえ、現在津和野町で積み立てているふるさと津和野基金をその事業費に充てていきたいと考えております。

今後は、日本遺産の魅力を向上させ、関連商品のふるさと納税返礼品の登録などによる収益の増加やPRを行っていくことにより、新たな津和野町日本遺産のファンを創出し、ふるさと納税額の増加、ひいては持続的な日本遺産事業の推進につなげていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 前段で私ここを申し上げましたように、今後再審査がまた3年後にあるわけですね。そうした場合に現在104件で、文化庁としましてはこの数値を概ね維持したいと、これ以上出るといのは、裏を返せばこれ以上出てきましたらカットするというかあるいは統廃合促して活性化するということなんですけど、新たにどうも聞くところによりますと4件ぐらいですか、強力なライバルが出てくるみたいですね、京都、小樽、そのほかですね。

そうしますと、次に3年後に審査にかかったときに、それらも入れまして、その地区も。それから阿東町を含む4件は特にチェック対象になるんだと思うんですけど。極端に言うたら4件進行と、このたび再審査を受けた8件のうちで、要するに104件を維持しようと思ったら4件落とされるという、そういうふうに理解していいんですかね。観光課長どうです。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） 日本遺産の再審査の件でございます。議員おっしゃられるように津和野町を含む4地区が再審査ということ。それと令和3年度に京都、小樽、千葉、この3地区が認定の候補者になったということでございます。合計して7件が3年後の審査対象というふうに聞いておるところでございます。

ですんで、今おっしゃられるように、日本遺産の認定数が全国で104件あります。今年度もしくは来年度も昨年津和野町が行われてきたような再審査を文化庁のほうで、ほかの地区、次年度以降に認定になった地区に対して行われていくような形になると思っています。

3年後の時点で、これが100件を下るのか上回るのかというのはちょっとたってみないと分からないとでございますが、その数字を概ね文化庁も守りながら、その7件の中で残す数が決まってくるのかというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） とにかく強力なライバルが現れるということは間違いないと。その中でこういうことを念頭に置きながら、新しく民間の推進会議が発足したんだと思いますけど、いろいろ4つの部会に分かれて情報交換しながら、いろいろ企画、計画を立てて仮想するということですね。

それで、この中で特にいろいろな計画が立っていますが、ちょっとツアーですね、いろいろなところをツアーして回ると、それは百景図に関わると思うんですけど。自転車ツアーは自転車使うでしょう。そのほかのツアーは何を使うんですか、それは。運搬機関というか運送は何でやるん。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） 百景図に関連したツアーということでございます。自転車、電動自転車を使ったツアーもありますし、そのほかでは城山を利用したツアーということで、城山に登って朝御飯を食べるとか、城山に現在あります堀切を鑑賞して歩くツアーとか、それから百景図の文化財の構成要素でもあります青野山、こちらのほうのネイチャーツアーとかそういったようなもの、これも自転車を使うところでございますが、歩いたり自転車を使ったりというところで考えております。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 分かりました。自転車主だと思うんです。

それで、次に日本遺産センターの案内看板とか、要するに町内見渡しましたら津和野百景のどうも日本遺産と津和野百景とか、そういう示しているもんがビジュアル的にあまり見当たらない。それで、それは今日本遺産センターに入ると津和野百景ありますよね。それでいろいろそこにあるけど、町内に駅に降りまして、今度駅は新駅舎になるんで恐らく飾っていくと思うんですけど。スタートして、それから遺産センターへ行くまでの看板、真ん中へ何もないというのは周知のことですけど。それとか町なかにはちょっと該当する場所、今昔、昔こうだったというそういうところに何かパネルで風景画描いて、百景を。そうやって案内するようなことをやればいいと。

これ前、森の私の近くに常盤橋があるんです。そこに1回パネルで、その常盤橋のかつての常盤橋とそれから現在のあれで、麓にちゃんとパネルが立っていた。これ津和野百景の何番ちゅうて説明書いて、そうするとよく分かる、それを観光客が見てた。そうすると、ああ、これがこうですねと現実にその現場が分かる。これが津和野百景、今昔を歩くじゃないですか、それ以上ない。

だから藩邸とか、津和野高校のあそこ藩邸のあれだったから、あの載っている場所とか風景画にあるじゃないですか、鷺原の鷺原八幡宮とか。そういうところへパネルでちょっと上品なパネルで、すぐ取り外すんじゃなくて、続く限りはそういうふうによれば非常ににぎやかになる、町の中も。観光客一目瞭然でビジュアル化されているからね、あ、本当に日本遺産のこれが今昔、津和野百景なんだなと。こういうちょっとことをお金かけてみてやってください。980万そんなの予算組んでいるじゃないですか、活動費とって。そういうとこへどんどん使って、私が言うのは宣伝してくださいちゅうことです。宣伝、周知して。

とにかくビジュアル化しないと駄目ですよ、ただ。文章で「日本遺産です」じゃ。目について、これは何て、ああ、これはこうっていうて分かるようにしないと。それをぜひやってほしい。

それから子ども議会、この前、私の校区の中で、日常から目に触れさせなきゃいけないと、今私が言ったことですよ。子ども達は何言ってたか、かるたに描いたらどうですかと絵を。あるいはマンホールがあったらマンホールに絵を描きなさいとか。ヨーロッパのほうへ行ったら何かそういう地面に有名な何かを描いたりしておりますよね、それを子ども達が意識しておったのでしょ、非常に進んでいる子ども達のほうが、ちゃんとそれをやっておる。だから、そういうところもくんであげてやるべきだと思います。それから時間ありませんで次、お願いしておきますよ、そこはね。

それと、もう一つ今度は財政の計画は万全かというところで、何か津和野百景に関係あるグッズかな、商品開発をすると先ほど回答がありましたけど、具体的にどんなものを商品開発するつもりですか。しかもそれで売って利益が出たら活動費に充当するという、そういう答弁でしたけど、よほどちゃんとしたものじゃないと、観光客が買いたいというようなそういう商品ができないと、なかなか利益には結びつきませんで、何を考えられとる。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） 商品開発の部分でございます。現在、具体的にはまだ、これというのは考えられてはおりません。ただ既存の商品と差別化を図るために、日本遺産のシールを貼ったりして、もっと宣伝をして、ほかのものとは違うものだという認識を持ってもらいたいというのがありますし、ああして日本遺産をもっと知ってもらいたいというのを先に行っていきたいということを考えておるところでございます。

今後は、先ほどおっしゃられたように、日本遺産という資源が民間に波及して、民間のほうがお金が儲かるとか、ひいては儲かったお金の一部が文化財の保護につながるような、そういった形の動きを考えていきたいと思っております。具体的には部会のほうで、今後考えていくような形になっていきます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） ぜひ売れる、観光客が手に入りたい、そういう立派な商品をつくってください。それができて利益が出るようになりましたら、次の再審査は間違いなくパスしますよ、それぐらい努力してください。それほどやっぱり頭を使わないと商売できませんよ、そういうことです。

これをもちまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（沖田 守君） 以上で、6番、丁泰仁君の質問は終わります。

ここで午後1時20分まで休憩といたします。

午後0時17分休憩

.....

午後1時20分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続いて、質問を続けます。

発言順序9、7番、御手洗剛君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 7番、御手洗剛でございます。通告をいたしております2項目について質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1点目であります。地域医療の確保と充実についてであります。

近年、人口の減少、少子・高齢化が進む中で、地域医療は開業医の方々の御協力を頂くとともに、特に当町においては指定管理者である医療法人橋井堂が津和野共存病院、介護老人保健施設「せせらぎ」、日原診療所、訪問看護ステーション「せきせい」の運営を行い、圏域の中核病院との連携を図りながら運営されており、極めて重要な位置づけにあります。

地域医療や介護は、必要とする方々から住み慣れた地で自分らしい暮らしを続けながら、医療・介護を安心して受けられる体制が求められております。そこで、地域医療の確保と充実に向けた施策についてお尋ねをいたします。

一点目、各施設の利用状況はいかがか。

二つ目に、医師、看護師、介護士等の確保状況については。

三つ目、圏域の中核病院との連携と津和野共存病院の目指す役割、方向性については。

四つ目として、運営上の問題点、課題、そしてそれらを解決するために行政としての役割と支援策については。お尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、7番、御手洗議員の御質問にお答えをさせていただきます。地域医療の確保と充実についてでございます。

まず、津和野共存病院の利用状況につきましては、令和3年度計画値に対し12月末現在での年間平均実績を比較した場合、入院患者数では1日当たり0.3人の増、外来患者数では1日当たり8.4人の減となっております。

日原診療所につきましては、令和3年度計画値に対し12月末現在での年間平均実績を比較した場合、外来患者数では1日当たり3.1人の増となっております。

介護老人保健施設せせらぎにつきましては、令和3年度計画値に対し12月末現在での年間平均実績を比較した場合、入所者数では1日当たり0.9人の増、短期入所者数では1日当たり0.5人の減、通所者数では1日当たり1.6人の減となっております。

次に、医師、看護師、介護士等の確保状況でございますが、令和3年12月末時点において令和3年度の計画要員数に対し看護師8名、准看護師3名、介護福祉士7名、理学療法士1名、診療放射線技師1名、臨床検査技師1名、調理員1名が不足している状況にあり、パート職員や部署間応援等により辛うじて補えている状況にあります。人員

不足については厳しい状況が続いており、特に退職等による看護師、介護福祉士、調理員の不足が喫緊の課題となっております。

医師については、計画要員8名に対し8名と充足している状況にあります。

なお、令和4年度の医師数については、3月末で2名の医師が退職するものの、自治医科大学卒業医師及び地域枠医師の2名の方が着任されるため8名の医師による体制となります。

次の御質問であります。安定した医療の提供を行うため、圏域における急性期病院の後方支援病院として在宅復帰や在宅療養支援の強化を進めていくと伺っております。

また、津和野町の人口特性である少子高齢化、人口減少に適応した医療の提供を行う中で、地域に密着した医療、求められる医療を常に探求しながら診療科に拘らず総合診療に重きを置き、医療のみならず経済的、生活環境なども同時に考える総合医療を進めてまいります。

更に長年の懸案事項であった救急告示についても、医師確保の状況によりますが、3年以内での再開を目指す計画であると伺っております。

運営上の問題点、課題、行政としての支援策でございますが、看護師を含めた医療従事者等の人員不足、高齢化が最も大きな問題として考えられます。人員不足については前述に御説明をしたとおりでございますが、60歳以上の方が看護職では29.5%、介護職23.1%、栄養課調理員46.2%、事務職21.7%と5年以内を目途に改善していかなければ現場の医療・介護スタッフ不足により大きな問題を引き起こすことが懸念されております。

町としましても、以上のような状況を把握するとともに、その原因の一つと思われる処遇の改善について、令和4年度から実施ができるよう当初予算において計上をしているところであります。このたびの処遇改善により、新規採用者の増員、早期退職や転職を検討している方の意識の変革につながると考えております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） それでは、再質問をさせていただきます。

各施設の利用状況については、12月末現在において計画値に対して、概ね順調であると推測されますが、津和野共存病院の外来患者数が1日当たり8.4人減の状況にあるとのことでございます。この要因についてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） 津和野共存病院の外来患者数が年間平均でありまして8.4人の減となっております。これの原因につきましては、コロナ禍による外来の診療控えというのが大きな原因ではないかと考えております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） コロナ感染が収まらないということの中で、外来にもその影響が及んでいるという実態のようであります。

次に、医師の確保状況につきましては、次年度も8名体制を維持できるとのことでございます。利用者並びに住民にとりましても大変心強く思うところであり、日頃から医師確保対策に対応されております皆様に対して敬意を表するものであります。

また、その反面、看護師等含めた医療従事者の人員不足が喫緊の課題であるとの回答でありました。その要因を回答の中で処遇改善を図らないと、これも一つの要因であると、そのように答えておられます。そのこと以外でどのようにこの人材をとどめておくことができないか。また、応募があるような状況に持っていくというふうなことに對して、どのような見解があるかお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） 医療従事者の確保の問題についてでございますけれども、先ほど御質問にありましたとおり、このたび処遇改善ということで給与、賞与、退職金につきまして令和4年度より改善をさせていただくこととなっております。

これによりまして、一つには早期退職やまた転職等を考えるところが減ってくるのではないかなとは感じております。ただ、職場というのはやはり人間関係というところもございまして、人間関係については処遇改善でという金銭的なもので解決するものではなく、やはり職場にある体質とかそういったところが大きな原因ではあると思います。

そういったところも令和4年度のところから改善するような方向で現在話をされているということを伺っておりますので、そういう部分については十分改善をされてくるのではないかなと感じております。また、確保についての部分ですけども、令和3年度についてはコロナという状況がございましたので、それぞれの大学とか研修施設等への確保するためのアピールの場というのがあまり取れなかったわけなんですけども、このコロナが落ち着いた段階で町と法人、それぞれ協力をしながら確保に向けた取組というのを重点的に行っていくというところを現在話しておりますので、そうしたところで確保ができればいいかなとは考えております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 議会におきましても、橘井堂に対する調査を実施をいたしました。その中で処遇改善の必要性については共通認識を持ったところであります。

新年度予算におきまして、この対応を早急に講じる必要があるということで、給料、賞与、退職金の改善のために新年度予算7,992万円が計上されました。その財源については、どのようなものでございましょうか。

また、この処遇改善というものは、単年度でなかなか済む話ではないというふうにも認識するものであります。次年度以降における処遇改善策についての対応についてお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 処遇改善に係る財源ということでございます。

まず、病院事業会計分につきましては、まちづくり基金を4,360万ばかり充当させていただいております。それと診療所、老健せせらぎ、訪問看護ステーションにつきましては3,624万5,000円、地域医療推進基金からその財源を充当しているところでございます。

それから、今議員の御質問にあります令和5年度以降のそういった処遇改善に係る財源確保というところでございますけども、これから検討していくということになるかと思っておりますけども、行財政改革等を推し進めていく中で歳出抑制、そして歳入確保というものを確実に実施をしていきたいというふうに思っているところでもありますし、またそういった有利な財源確保に向けて県のほうにも相談をかけさせていただいて、検討を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 令和4年度の予算における7,992万円相当でございますが、これによりましてどのような改善が図られる、どの程度の金額的な対応で職員の方々の給料なり改善がなされるか、見通しについてお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） 給料、賞与、退職金の処遇改善でございますけども、まず賞与につきましては、現行2か月のところを1.5か月というところで計算をさせていただいております。この1.5か月分の増でございますけども、あくまでも現行の状況を見ながらというところでございますので、実際の支給額が1.5増額されたもので支給されるかどうかにつきましては、法人との協議の中で決定をさせていただきたいと思っております。

また、退職金につきましては、42年間勤務した後、200万円という退職金でございましたけども、これにつきましては町の退職金の仕組みに倣いまして、勤続年数に応じて基本給に対して何か月分の支給をするというところを実施していくというところでございます。来年度より改めて積立てを始める段階でございますので、何年勤めるかによってその退職金額については変わってきます。一応1年目から支給はできるように現在考えてはおります。

また、給料につきましては、それぞれ人によって給料の伸び額というか増額分についてはちょっと異なっております。また看護師とか調理員とかコメディカル、それぞれの職種によっても増額分がちょっと変わっておりますので、一概にその方で平均でどれだけというのがちょっと今のところお示しできないというのが現実でございます。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 給料であります。特に雇用するに当たって、新しい人材を雇用するに当たっての新入職員に対する基本給、これについての見解といいますか、従来のものよりどの程度上げていく、そういうふうな目安というふうなものは考えておられるところでしょうか。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） このたびの処遇改善につきましては、基本的には若年層の方に優先して処遇改善をさせていただくというのを基本にしております。今回基本給料表につきましては、益田日赤の給料表に準じてやるというところを準じておりまして、例えば看護学校を出た21歳の方が入ってきたという場合につきましては、ちょっと金額につきましては控えさせていただきましても、益田日赤と同等の額が支給されるという形になっております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） それから、退職金が極めて低い現状があるということは我々も知ったわけでありますが、42年勤めて200万円程度では、なかなかそれは変わりたいというのも分かるわけでありまして。一挙に退職金の支給、何か月分を支給するというふうなことで基準の設定というものが必要な状況にあらうかと思っておりますが、退職金につきましては、一般のこの町内の業者とは中小企業の退職金制度、これ等の加入は一般的ではなかろうかなというふうに思っておりますが、その点、この橘井堂における退職金制度、今後どのように改善がなされるか、ほかの制度が使われるか、このことについてお聞きします。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） 退職金の原資の関係だと思っております。医療法人橘井堂につきましては、中退共には加入できませんので保険制度を利用するかもしくは内部留保という形で、その保険の原資を持つしかないと思っておりますけれども、現在法人のほう、また併せまして法人の公認会計士のほうと相談をさせていただきまして、できるだけ有利な方法で原資のほうを保つというところを現在検討させていただいているところでございます。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長ね、先ほど退職金40数年で200万という御手洗議員に対する回答だけど、橘井堂は医療法人になってまだ10数年しかたっていないと思うんだけど、ちょっと訂正を入れないといけないんじゃない。40何年というのは何を基準にして言うたの。医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） 医療法人橘井堂につきましては、当初橘井堂が立ち上がった段階では退職金の制度がございませんでした。ですけれども、平成22年に保険制度を利用する退職金制度が出来上がりました。その段階で42年間働けば200万円の支給ができるという形のものを設定されています。

ですので、まだ橘井堂が立ち上がって、そこまでは行っておりませんが、一応その段階では42年間働いたら200万円出るというような金額になっておりました。

以上です。

○議長（沖田 守君） 分かりました。

御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） それでは、退職金については、今から検討を重ねて内部留保としての言うなれば、基金的なものをつくって、それから退職時にそれぞれの退職年数に応じての支出というふうな格好という説明がありました。御回答の中で、かなり勤められている皆さん方が高齢化しているといえますか、そういった状況の中で一挙に退職されるというふうな格好のものは見通しとして来年は何人、そういったことはもう想定されて、どの程度のものが必要であるということは理解されておるところでしょうか。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） 毎年度、年度当初の段階で計画要員というものをしております。今年度につきましては、先ほど説明の中でございましたとおり、それぞれ職種によって計画要員を設けて、それとの差分についての説明をさせていただきました。

来年度につきましても、ちょっとまだ法人のほうから町のほうへは、まだ計画要員の人数については連絡が来ておりませんが、恐らく来年度のところについての計画要員については、もう既に決定をされていることだと思っております。

今のところ大量退職とか退職が何人いるかというところについては何も聞いておりませんので、そういった状況は起こらないものと感じておりますけれども、どちらにしましても60歳定年を引いている関係で、60歳を超えれば退職という形になっておりますけれども、今御存じのように人が足りないというところがございますので、退職されても町で言いますと再任用という形で、引き続き働いていただくところを法人としてはその方をお願いをしているというところは聞いております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 当然ながら余裕のある財源といえますか、基金的なものは内部留保、これについては見込めないのが実態ではなかろうかなというふうなことであろうというふうにも思います。

ただ、辞めたいと言われる方は定年退職ばかりではないわけでありまして。そういったことに対して突然財源が乏しい中で辞められたときに退職金を出していくということへの対応、これについて今申されました計画要員ですか、こういったことが橘井堂のほうから当面は町のほうへ示される。それに対して町は、令和4年度と同じような格好での支援を求められざるを得ないという実態になろうかというふうに思っております。

町長、そういったことで当面の間、大変厳しい橘井堂の経営状況の中で、財源不足というふうなことに対して、どのようにお考えでございますでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 橘井堂と行政との関係というのは、もう今さら申し上げるわけでもないわけでありまして、やはり本町の医療を維持していくために、これはもう切

っても切れない関係でございます。そういう中で現在町として橘井堂の様々な支援というものを財政面からもさせていただいているというところでございます。

ですので、今後もそうした大前提は崩れるものではないというものでありまして、医療からの住民サービスを充実していくために、行政としてそこはしっかり支えてまいりたいと、そのように思っているところであります。

ただ、やはり橘井堂医療法人として、この組織としての自己改革というのは必ずしていただかなければならないというふうに思っております。最大限の自己改革をしていただく、そしてそれを見た上で町としても最大限の支援をしていくという信頼関係の下で、こうしたことは進められていくべきだというふうにも思っております。

そういう面では、この数年の間に共存病院中心に橘井堂におかれては、様々な経営改革を大胆に行ってきたいただいております、経営状況もかなり改善をしてきているという状況でございます。そうしたことも踏まえた中で、今回待遇改善も、これは行政の立場から応援をしていこうということになったわけでございますが、今後もこの橘井堂がさらなる経営改革をしていただく予定になっております。そういうところからまた財源を生み出して、賞与等にもまた充実をしていこうじゃないかと、そういうような計画も持っておられるわけでありまして、今後もそうした関係性の下で橘井堂の状況を見ながら、また我々として支援できることは考えてまいりたいと、そのように思っているところであります。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 御回答にありましたように、橘井堂が医療法人としての立場の中で自助努力をする。当然の話でもあろうかと思えますし、御回答の中でも今後の方向性についてかなり示されておるものもあるわけでありまして。

特に目指す方向性として、圏域における急性期病院の後方支援病院としての位置づけ、特に在宅復帰や在宅療養支援の強化を進めていくということでありまして。

また、診療科にかかわらず、総合診療に重きを置くこととして、長年の懸案事項でもございます救急告示を3年以内に再開を目指すというふうな計画も要望されていることとあります。このことについても救急対応ができないというふうなこと、特に夜間においては益田のほうへ行かざるを得ないというふうな現実もあるわけでありまして、介護施設等におきましても、その対応に追われているというふうな実態を聞くところとあります。

そういった意味で、この救急告示、これが実現してそのことが住民の大きな安心材料になるものであるというふうに認識をいたします。その実現に大いに期待するものでございます。

一挙に修復改善はできませんが、やはり医療スタッフが整うことが住民の一番の願いであり、その対応をお願いしたい、そういった立場でございますので、今後とも行政と一体となった御努力をお願いを申し上げたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。特定地域づくり事業協同組合の現状と課題についてであります。

私も以前の一般質問において、国が新たな方向づけの中で、地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するための特定地域づくり事業を行う事業協同組合に対して財政的、制度的な支援を行うとの施策が講じられたことを受けて、津和野町においても早急の中でこの設置をしていただきたいというふうな要望もした経過がございます。

農業法人に限らず今、いろんな産業の中でこの担い手不足が言われておるところであります。そういったことの対応でいかに人材を確保するかということが喫緊の課題であるわけであります。

当町におきましても、この国の施策に呼応して、令和3年3月15日に津和野町特定地域づくり事業協同組合を設立し、同年5月1日より事業運営が開始されたところでもあります。

現在、開始してから11か月程度たったわけであります。なかなか人材を確保する中でどの程度派遣先事業者が参画されるか、これが大変心配であったわけではありますが、それについて現在、事務局職員1名、派遣職員4名の体制で年間を通じて町内の事業者の支援を行っているとお聞きします。そこで、事業協同組合の現状と課題についてお尋ねをいたします。

一点目であります。令和3年度における派遣先事業者数と事業実績見込みについてお尋ねをいたします。

二つ目に、令和3年度における国並びに当町の運営経費に対する支援状況についてはどのような状況にあるか。

三つ目に、派遣先事業者への人員派遣の中で、どのような派遣事業者からの反応があるかということ。

四つ目に、運営上の問題点、課題は。

五つ目に、次年度計画の考え方についてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、特定地域づくり事業協同組合の現状と課題についてお答えをさせていただきます。

まず、令和3年度の派遣先事業者数は設立時12者でありましたが、5月1日の事業開始時に14者となり、現在は18者となっております。業種は酒類製造業、食品加工製造業、宿泊業、農業、林業となっておりますが、事業者の内12者が農業と大半を占めております。令和3年度の事業実績見込みについては、事業収益1,399万2,161円、事業管理費1,270万2,335円、差引きで128万9,826円の利益となる予定であります。

次に、国並びに当町の運営経費の支援状況についてであります。特定地域づくり事業推進交付要綱に基づき、組合運営対象経費の2分の1を補助金として支出いたします。

また、この補助金の財源は、国2分の1、町2分の1となっており、更に町負担の半分は特別交付税措置の対象となっております。

なお、令和3年度実績見込みより算出した場合の補助金額は595万1,000円となる予定であります。

派遣事業者の反応についての御質問であります。派遣事業者からは派遣職員の勤務態度につきましては、特に農業分野において技術力が高いことなど高評価を頂いております。

また、事業協同組合としても刈り払い機取扱い作業安全衛生教育など技術研修にかかる費用の補助なども行っており、派遣職員のスキルアップに努めております。派遣職員も様々な事業者間で勤務することにより、異業種間の技術を学ぶことでスキルアップを実感していると伺っております。

運営上の問題点、課題についての御質問であります。派遣事業者が当初より増加している事に伴い、職員の派遣要請も増加してきております。そのため、事業者の要望どおり職員を派遣することができないケースが見受けられます。そのため12月より派遣職員を追加募集しておりますが、いまだに人材を確保できていない状況であります。

この課題を解決するため、津和野町に移住を希望しているUIターン者などに積極的にアプローチを行うだけでなく、既に定住している女性をはじめ、町内の若者にも積極的にこの事業協同組合のメリットを周知し、人材確保に努めてまいりたいと考えております。

次年度計画の考え方についての御質問であります。令和4年度以降につきましては、派遣事業者の要望に応えるため、派遣職員として新たな人材の確保に努める必要があると考えております。その人材を確保することにより、派遣事業者の要望どおり派遣することが可能になりましたら、新しい業種の方にもこの事業協同組合に参画していただけるよう募集を行いたいと考えております。

この事業協同組合は、町内への定住促進の意味合いが強いことから、つわの暮らし推進課で所管をしておりますが、農林課や商工観光課とも協議を行い、町内事業者の労働力不足を解消するため、また、派遣職員に対しては安定的な雇用の場を提供するため、町民の皆様が必要とされる事業協同組合となるよう、町としても積極的に支援してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 御回答頂きました中で、初年度まだ1年もたっておりませんが、見込みとして今年度120万相当の黒字を計上できそうだというふうなことで、大変な努力でもあったのではなかろうかなというふうに推察するものであります。

特に派遣事業者を増やすということがやはり事務局職員の方の当然担当課も参画されたというふうに推測いたしますが、まず発掘からいかななくてはならない。幸いにも18の事業者がこれに参画されてきたということでもあります。

その主な業種と申しますか、農業が多いというふうに聞いておりますが、なかなか他産業に及んでおるといふ実態があるわけでもあります。中には酒造業の方なり、特に林業の事業者も参画されておるといふふうなことも現実的にあります。それから畜産業、中には事業者として町内のホテルも入っておられるというふうな状況にあるわけでもあります。

ただ、皆様方、この特定地域づくり事業協同組合がどこにあるのか御存じの方は少ないんじゃないかなという実感がしておるものでありますが、これはJAの津和野支店の裏に駐車場がございますが、その横に事務所があるわけでもあります。

そういったことで、この特定地域づくり事業協同組合が何をすることであるかと。また、この事業協同組合の存在を知って、やはり私のところへ来てほしいというふうなことに対する対応ができるようなアピール不足というのが現存しているのではなからうかなというふうな思いがしておるところであります。このことへの見解について再質問としてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 特定事業協同組合ですが、議員おっしゃるように町内の事業者様方へのまだ認知がまだまだというふうに私も認識しております。

事務局とあと派遣職員4名、それから我々も月に一度スタッフ会議を開いておるわけですが、その中でもやはりそういった意見が派遣職員の中からも出ておまして、自分たちの事業協同組合を説明するときに、なかなか知らない人も多いというような意見も頂いております。今後ちょっと専用のホームページを立ち上げるなど、そうした形で我々といいますか事業協同組合のやっておる内容ですとか、それからこうしたところの労働力不足の解消のお手伝いができますといったあたりのPRは、今後努めてまいりたいというふうに考えております。

ただ、先ほど町長の答弁の中でも申し上げましたように、今派遣職員が4名という状況でございますが、18名の組合員さんに対して十二分に派遣要請に応え切れていない部分もありますので、まずは第一義的には派遣職員を増やししながら、この事業協同組合のPRに努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 私も数回この事務所を訪れまして、担当者の意見も聞き、また派遣先の要望がどの程度あるものか、これについてもお話を聞いたりしたところでもあります。

現実的に要望はかなり増えてきておるといふことでもあります。最低でも次年度6名程度は欲しいなど、職員数です。派遣できる職員数を6名程度は欲しいな、現在4名を6

名にしたいなというふうなことで話されてもおおところでもあります。そういったことに対する対応、一つ検証もされながら決めていただきたいなというふうに思っておるものであります。

それから、派遣先事業者が利用料金を払うわけではありますが、いろんな業種があって1時間当たり997円から1,331円、これは消費税込みではありますが、これが実態のようであります、現状。これにつきましては、事務局がこの派遣先事業者との交渉の中で定まっておる金額であろうというふうに思っておりますし、これが即、職員さんの賃金になるものではなく、1割程度は事業協同組合がやはり運営費としていただくもあるようであります。

実質的に賃金は1時間当たり824円から1,100円、これの中に今の18事業者から頂く中でお支払いをしていると現状もあると聞いております。824円と言いますと現在の島根県の最低賃金ではなかろうかなというふうにも思っております。当然この最低賃金は毎年のように上がっているのが現実ではなかろうかなということになります。

職員さんの待遇というものは先ほど申し上げました橘井堂等の給与改善の中でも話がありましたが、ある程度改善をして人が呼び込めるような状況にもしていかななくてはならないのが今後の課題ではなかろうかなというふうに見ておるところであります。

このことについて、まずお聞きしたいと思えます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 議員おっしゃるように、今職員の賃金体系が安いということで、今例えば益田市の職安等にも募集を出しておるんですが、なかなか応募がないといったような状況でございます。

その際にやっぱり出し方としまして、職安等は月額賃金で出しますと、月額に換算すると13万4,000円ぐらいから17万円ぐらいというふうな出し方になります。そうしますと、どうしてもほかの業種のところと比べると見劣りがするというので応募実績がないような状況を見ております。

なので、今後この賃金体系を上げていくためには、18者の組合事業者様の御理解も頂かなければいけませんし、ましてや町のほうでどういった支援策があるのかといったことがもう一点。更には事業協同組合として独自に収益事業を生み出すような形もできれば、派遣職員の賃金アップにもつながるというふうに考えております。

実際、この1年はまだ、5月に立ち上がってまだ数か月、約1年でございますので、具体的な収益事業はまだ出来上がっておりませんが、ただ今回島根県でも津和野町は早くに設立したということで、非常に事業視察が今年度多かったんです。事業視察を受ける際に視察料をもらいましたところ、今年度で23万円程度視察料で儲かりまして、そういう意味ではいろいろな知恵を絞りながら幾らかの事業収入を得て、派遣職員の賃金のほうに還元していきたいということで、事務局も努力をしているところでもあります。

今後、理事会等でもそうしたことを話し合いながら、そうした賃金アップの策を講じてまいりたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 町内のいろんな業種から、今はコロナ禍でなかなか観光客等が来られるところは少ないといいますが、そういった状況にもあるわけですが。コロナが収まりますと抑制されれば、かなりの観光客もおいでになるということが予測される場所でもあります。

そういった中でいろいろなサービス業、私もいろいろ関わり合いがありました道の駅等におきましても、町が出資する第三セクターであっても、こういった事業協同組合の人員派遣を受けられる業種の一つではなかろうかなというふうな思いもしています。大変道の駅等におきましても、なかなか人が集まらないという実態があるわけがあります。そういった中で、やはり町内のそういった要望に応えられるだけの体制、アピール、これを早急の中ですることが、まず2年度の支出じゃなかろうかなというふうな思いもしておるところであります。これについてお考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 例えば確かにおっしゃるように道の駅等も、つわの暮らし推進課、道の駅の担当課でもございますが、不足しておるといような現実には承知しております。

この事業協同組合がうまく町内の労働者不足にマッチしたらいいんじゃないかというのは我々どもの課でも話をしておりまして、例えばこの議会でも先日来からゼロカーボンの関連で自伐型林家の問題も出ますが、そうした方々も、例えばこの事業協同組合を利用することによって社会保険料ですとか退職金手当もつきますので、そういうこの事業協同組合を利用することで個人事業主もいい、我々事業協同組合もいいというような、そういう環境が出来上がればいいなというふうにも考えております。

冒頭町長の答弁にもありましたが、やはり農林課ですとか商工観光課と十分協議を重ねながら、そうした体制を取ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 人手不足がいろんなところで聞かれる中で、この対応が急がれるわけですが、移住者なりIターンの方々の受け皿、また定住対策にもつながる取組にしていかななくてはならないような思いもしておるところであります。この事業協同組合の新たな動きに対して期待を持っておりますので、今後とも御努力を頂きたいと思っております。

以上で質問を終わります。

.....

○議長（沖田 守君） 以上で、7番、御手洗剛君の質問を終わり、ここで2時30分まで休憩といたします。

午後2時10分休憩

.....

午後2時28分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に続いて、質問を続けます。

3月定例会最後の通告者であります。発言順序10、11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） 11番、岡田克也でございます。今体制の議会最後の質問となります。通告に従いまして2項目質問をいたします。

まず、定住対策についてであります。

国土交通省では、サービス付き高齢者向け住宅や低所得者、ひとり親世帯などの低い家賃で提供されるセーフティネット住宅を対象に、2022年度から交流スペースの整備費を支援することが報道されました。これは新型コロナウイルス禍での孤独・孤立問題に対応するもので、住宅の一室をイベントが開催できる集会所、台所やテーブルを備えたフリースペースに改修することを想定し、サ高住——いわゆるサービス付き高齢者向け住宅は、安否確認、生活相談の提供のある住宅で1施設当たり上限1,000万円、自治体が斡旋する低家賃のセーフティネット住宅は1戸につき100万円、自治体の公営住宅に対する支援も拡充するとの報道でありました。

津和野町も空き家や日原診療所の移転後の旧せせらぎの2階、3階、寺田の促進住宅、清水町、山根町などの町営住宅などを整備して、高齢者が安心して最後まで津和野町に住むことのできるサービス付き高齢者住宅の整備を進めるべきではないかと考えます。

また、母子家庭保護、津和野高校への母子留学などを受け入れる住宅、疾患を持った人のための医療近接型住宅、障がい者が住める住宅など、目的をはっきりとさせた住宅を整備することによって、定住対策を講じて行くべきではないかと考えますが、所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、11番、岡田議員の御質問にお答えさせていただきます。

定住対策についてでございます。

令和2年の国勢調査による津和野町の人口は6,875人で前回の調査から778人、10.2%の減となり、人口減少に歯止めがかかっておりません。

高齢化も進行し、65歳以上が3,337人、高齢化率が48.5%、直近の状況では令和4年2月末で49.6%という結果が出ています。更に全世帯数3,090世帯に対し単独世帯が1,127世帯、うち65歳以上の単独世帯が734世帯となっております。

そのような中、いつまでも健康で生きがいを持って安心して過ごすことができる環境を整えることが高齢者を含めた町民の方にとって必要であると考えており、今後も津和野町に住み続けたいと感じてもらえるよう、将来の高齢化を支える医療、介護、福祉、生活面での不安感を払拭するべく、医・食・住の環境を整えることが最優先課題であります。

そのため医療・介護関係施設や公的住宅の集約、周辺医療機関との連携強化は検討しなければならない重要な施策だと考えております。

その一つとして、在宅復帰までの一時的な住まい、看取りを視野に入れた一時的な住まい、高齢者の冬期の一時的な住まいなど、住民のニーズに柔軟に対応できる住まいの環境を整えることは、住み慣れたまちで暮らし、最期を迎えるためには必須であります。

医療近接型住宅については、増加する空き家の活用や高齢者が在宅生活を継続できる有効的な活用方法として考えております。

また、公営住宅の整備については、障がい者、外国人、子育て世代、母子世帯など高齢者も含めた住宅確保要配慮者に対し、住宅の供給が適切に行えるよう、津和野町公営住宅等長寿命化計画等に基づき、老朽化した住宅の建て替え並びに居住性の改善、耐久化の向上、バリアフリー化などの改善を計画的に行い、必要戸数の確保・維持に取り組みたいと考えております。

また、高齢者が安心して安全な生活ができる賃貸住宅を多く確保できるよう、公営住宅のみならず、民間住宅も含めたバリアフリー化を推進する必要があります。これについては、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、通称住宅セーフティネット法の改正により住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度が創設され、その改修費用に対する補助金などの支援が開始されたことを受け、今後は県、関係機関、関係団体とも連携し、迅速な情報提供、公平で円滑な住宅供給が行われるよう支援体制の構築を図りたいと考えております。

そのほか、議員御指摘のように教育移住を推進するための受け入れ住宅の整備や障がい者向け住宅としてのグループホームの整備など、目的を明確化した上での住環境整備の重要性を認識しているところでありますが、それぞれは多額の財源を要するため、既に導入してまいりましたPFI方式による建設の応用など、検討を重ねてまいりながら実現に向け努力をしてみたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） この質問を出した理由でありますけれども、一つには新聞でこの記事を見かけたということもありますが、もう一つは最近、町内の高齢者の方々とお話をたくさんする中で、病気を抱えながら生活をしておられる方が何と多いということに気づきまして、病気の不安を抱えながら生活している。特にひとり暮らしということになれば、いつどのような形で倒れるか分からないという、そういう不安も抱えながら生きておられるということも思いますし。

また身近なところでは近所の方が電気がずっと夜ついているということで心配をされまして、そして見てみると亡くなっておられるというか、倒れておられた。そして隣の家の方が看護師さんでしたので、すぐに駆けつけて心肺蘇生をしていただいて、そして脈を見ていただきましたけれども、既に体温は落ちており脈は打っていないということで救急を呼びましたが、急性の心疾患で亡くなられたとの判断でありました。

そのときに思いましたのは、やはり近所の方々がお互いに支え合い、そして家と家がお互いに気にしながら生活をしているということで早期発見ができましたし、そしてすぐに駆けつけて心肺蘇生をしていただいたり、そういうことがやはり暮らしていく上での安心感につながるのではないかと考えたわけであります。

町内ではひとり暮らしになって子どもさんが心配をして、そして都市部の子どもさんがおられる家に移住をされるという場合もあります。しかし、住み慣れた地域でございませので話し相手もおらずに認知症が進むということもありますし、普段ならば近所の人とお話できたのに、そういうこともできない。

そういうことから考えれば、最後までこの津和野町で暮らしていけるような、そういう住宅環境の整備というもの、また支え合いというもの、何と家が空き家も多くなっていく中で、そういう体制をつくることも大切だと思いましたが、また高齢者が例えば冬の雪が降るようなときには外に出るようなことも難しい中で、一時的に共に暮らしたりする、そんな住宅があれば冬場の間もいろんな人とのお話もできるし、可能な限りで生活も食事もできるという、そういうことが考えられるのではないかと思つたことであります。

今回、「津和野町も住宅マスタープランの見直しを図りながら、高齢者の皆様が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう住宅の整備をしてみたいと考えております」と回答されましたが、マスタープランではどのように検討されているのか、そして具体的に公営住宅の整備をどのように進めていこうとしておられるのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） 公営住宅に関しまして計画がどのようになっているかということでございますが、町の公営住宅長寿命化計画についてでございます。今固有名詞で上げられた団地につきまして参考に申し上げますと、清水団地につきましては令和2年から21年度にかけて個別改善、山根団地につきましては令和12年から31年度にかけて維持管理、定住促進住宅につきましては耐用年数等がございまして令和31年度までで用途廃止を計画しておるものでございます。その他の住宅につきましても、多々ございますけど、中長期的な管理の見直しということで計画しておるところでございます。

また、今の三つの住宅につきまして、参考までに入居状況を申し上げますと、清水団地2棟ございます。28戸ございますが現在14世帯入居されておられます。うち高齢

者または単身の夫婦の方が入居、3世帯でございます。山根団地は2棟ございまして合計20戸あります。そのうち17世帯が入居、うち高齢者または単身の夫婦の方が入居が7世帯でございます。定住促進住宅につきまして申し上げますと、2棟80戸のうち今40世帯が入居されておられます。うち高齢者、単身または夫婦での御入居が12世帯でございます。

なお、こういったことで町営住宅、一般住宅に関してでございますが、清水団地、山根団地、定住促進住宅につきましては、現況でおきますと比較的子育て世代、または若者単身世代の移住が高い現況であります。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 高齢者が住むときの一つのやはり大事な要素は、まずは衣食住の環境、障がいを持っていてもバリアフリーにしたり、そういうようなことをする。また医療近接型住宅のような形で病気の不安を持っていても生活することができる。例えば食でも配食、例えば病院の給食を作っている病院給食から配食ということが出来る、そういうようなことも考えられるのではないかと思います。将来の高齢化もありますし、また先ほど言いました冬の間での生活の場として、空き部屋を使っても使いたいと、そしてまたみんなで食事を取れるような場をコロナ感染症には気をつけながらではありますけれども、例えば今言われました団地の幾つかをダイルूमに改装しまして、そこで食事が出せるというような形で共同の住居もできるのではないかと思います。

今回の質問の出した基であります国土交通省のダイルूम等の整備に対する補助金もあるわけですが、このことも含めて、そのような高齢者の対応の居住住宅、サービスつき高齢者向け住宅についてどのように考えるか。また医療近接型住宅についてどのように考えるか所見をお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） 高齢者の方の住宅につきましては、地域により、年齢により、高齢者の方の生活の場というものにつきましては、多々変わってくるものと考えております。そのためにはいろいろな選択肢を用意する中で、年をとっても津和野町で住み続けることができるということを思っただけのことが大切だと感じております。

そうした中で、生活支援サービスとしてどうしたことができるかというところで、在宅中心の診療体制の確立や、また介護サービスの充実、そして健康寿命を延ばすための介護予防に向けた取組や見守りや配食、買い物といった生活支援サービスの推進、また集合型高齢者住宅などの高齢者の住まいの整備といったものが大切であると考えております。

そうした中で、先ほど申しましたとおり、集合型の高齢者住宅、こういったものを準備することによって生活に困っておられる方、また在宅復帰までの一時的な仮住まいとか、冬期の間の一時的な住まいとかといったところで、元気な方についてはそういった住宅に住むことによって健康になっていく、介護予防はできるということを感じております。

また、病気から復帰するための住宅につきましては、先ほど議員申されましたとおり医療近接型住宅といったものが一つの手段であるとは感じております。

ただ、その医療近接型住宅を建設するためには、医療と介護といった周辺にそういったものが整備されているというところが多分前提条件になってくると思いますので、その辺につきまして十分検討しながら、今後住宅の整備につきましては検討させていただければと考えております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長ありがとう、いいです。

町長、言うなればまちづくりの基本になるあるいは施政方針に関わることでありますから、町長から総括で答弁してください。町長。

○町長（下森 博之君） 高齢者のこうした福祉施策というのは、先ほど医療対策課長が申し上げたように、生活支援サービスであったり見守りであったり、そういうことを通して健康寿命を延ばしていく、認知症を防止していく、地域包括ケアも含めての話になりますけれども、そういうものを総合的にやっていくということが大事かと思っております。

このことを一つ一つ私から申し上げていますと時間がなくなりますので、医療対策課長の言うとおりにいうふうに思っておりますし。その中でやはり住まいをどうしていくかということ、これが地域包括ケアシステムの重要な一つの要員ということにもなっているわけでありまして、議員が先ほど御指摘頂いた、そうした具体論については私も異存がないところで一つ一つ実現をするように、財政面もありますが検討していきたいというふうに思っております。

ただ、それを具体的にどう進めていくかということではありますが、現時点ではこの町内の介護福祉施設の在り方、それから今後に向けての統廃合、そうしたものについての検討をしていこうという今段階でございまして、それを進めていくということ。

それから、併せて町内を見回しても空き家も増えてきておりますが、例えばコロナの影響で遊休ホテルがあったりという、これがコロナ後にどういう状況になるのかということも同時に見据えながら、活用ということも選択肢の一つに考えられるかもしれないというふうにも思っております。

それから、先ほど病院給食というふうな話もなされたわけでありましてけれども、やはり町内の福祉施設も含めて、実はこれがまた給食をつくるスタッフが確保が困難になっているという、またこれは現実的な解決課題が出てきているという状況でありまして、

これを今後どういう形でサービスを維持していくのかということ、今我々も行政も考えていかなきゃならないという状況になっております。

そういうもろもろの今課題や要員というものを、この介護福祉施設の今後の在り方等含めて一緒に考えていきたいというふうに思っているところであります。それと合わせた中で、この高齢者の住宅サービスというものを、住宅環境の整備というものを具体論として実現していくかというのは考えていきたいというふうに思っているところであります。

あと母子家庭の住宅等はまだ御質問にはないかと思うので（「はい、また」と呼ぶ者あり）やってください。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 今、答弁がありました。施設のほうも給食を出すということが、だんだんとやはり調理員の不足とか管理栄養士さんの不足とか、管理栄養士は給食をつくらなくても必要だとは思いますが、そのような給食スタッフの不足ということも顕著に出てきておるのであろうと思います。

やはりそのときに例えば病院の給食を町内全ての高齢者や要介護者、そして病院施設の給食に配食をしていくという、そういう考え方を今、既に始められているのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 課長、大丈夫。医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） 給食の配食サービスというところでございますけども、先ほど町長からの答弁にございましたとおり、今後の介護施設の統廃合等についての在り方検討というのを現在やっております。そうした中で給食のことにつきましても、一部含めて検討していくというところでありまして、現在そのことをやっているかどうかと言われましたら、やってないというのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 最初に質問しました、そちらのせせらぎの2階、3階は、もともと介護施設として老人保健施設としてつくっておりますので、あれは今回診療所が3月28日に移転をしましたら、その後、空き施設になるので、あれを使っていくというのが一番やはりバリアフリーの面でも様々な面でも一番適用しやすいんじゃないかなと考えておりますが、その跡地のせせらぎの2階、3階の部分の、旧せせらぎの2、3階部分の用途について考えておられるか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長ね、町長に答弁させにやいけん。町長。

○町長（下森 博之君） 現時点で私自身このせせらぎの3階という部分について白紙という状況でございまして、今後また先ほどから申し上げている医療介護の今後の在り方の検討の中に、こういう高齢者向けの住宅というものも併せて検討していくと思っておりますので、その選択肢の中の一つとしては置いておるつもりでありますけれども、

現時点、これ以上私自身が具体論としてお話するということはありません。（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 例えば空き家を整備していく上で、今回の整備もありますけれども、大体空き家で一番の大きな問題というのはバリアフリーの問題もありますが、水回りの問題がかなりありまして、トイレや風呂が十分ではないというようなこともあります。

ただし、これを整備すると、水回りというのはやはり多額な費用がかかりまして、なかなかそれがしにくいというような状況もありますが、例えば空き家を貸していこうというときにどのような制度があるのかということ、まずお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 空き家の整備に関しましては、今年度より民間賃貸住宅建設改修支援事業というものを準備しております。これは県の補助事業等を利用したものでございまして、その空き家の所有者もしくは賃貸権なりを所有している事業者が事業主体となり得る事業でございます。補助率は5分の4でございまして、上限が960万円という補助事業でございます。

ただし、この補助事業を使って直すときには議員おっしゃる水回りを、トイレ、風呂、キッチンの水回りをしっかり直すことであるとか、あと公共下水道もしくは合併処理浄化槽に接続すること等一定の条件がございます。そうした条件をクリアしていただけると、そうしたことで改修が可能になる上、これはあくまでも民間への賃貸の目的でございますので、向こう10年間は賃貸で人々に貸さなければいけないというような制約もございますが、議員おっしゃるようなそうした水回りの整備等には有効利用もできるかと思っておりますので、また御相談頂ければと思います。

以上です。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 次の質問にもちょっとかかるわけですが、例えば津和野高校に県外から親子で一緒にその期間、例えばお母さんと子どもさんが移住して津和野高校に通って、その期間お母さんはこの津和野町内のところで少し働いたりしながらというようなことも、母子ともに移住ということも考えられるのではないかと思いますし、そういうこともまた津和野高校の入試志願者が少ないという次の問題にも関わることでありますが。

そういうようなことでも教育移住、特にただ現在のところでは、例えばうしのしっぱの保育園なども町外からも大分来ておられたり、いろんな直地保育園でも科学の視点を持った保育をしたり、特色保育に取り組んでおられるところがたくさんあります。木部保育園なども木部の自然の中で保育をしていくとか、そういう町内の様々な畑迫、日原、そして青原、そういう保育園にまた通わせたいと思われてくるような、そういう方々も

おられるのではないかと思います。教育移住型のその住宅についてはどういうふうにご検討されているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） これも町長どうぞ。

○町長（下森 博之君） 教育移住を人口減少対策として、これから町も目指しているということでもありますから、議員御指摘のようにそのための住宅環境の整備というのは重要だというふうに思っております。

ただ、教育移住者のための特色のある住宅で一体何なんだろうかということになったときには、またそこは特色のある住環境というものから検討していく必要があるのかなというふうに思っております。

ただ、そうした中で、一つ最近ヒントをもらっていると思っているのは、この3年間ポートさんという会社とともに県の事業活用させていただいて、いわゆるIT系企業、事務系企業、事務系職場と言っておりますけれども、誘致関連の取組をやってまいりました。そういう中で、このポートさんと先日も話し合いをしたところで、やはりコロナの影響で、相当この大企業が、中小企業もそうですが、テレワークが進んだという話がございます。

我々テレワークというふうに聞いたときのイメージが、今までの感覚でありましたら例えばある大きな企業に勤めておられる社員が、そこで就職はしているけれども、テレワークというのは一時的に自分の家で仕事をして、また時には会社に行つてというようなことをイメージしておったわけですが。

もう既に名だたる大企業が、テレワークを推進する上で東京に住んでいなくてもいいんだと、地方にも住まいを構えた上で、もうテレワークとして仕事をする、そしてその企業に所属する、そういうものがもう実例として出始めているということでありまして、今後このテレワークの推進というのは、どんどん広がっていくだろうという見込みをヒント、聞いたわけがあります。

それを考えたときに、我々も例えばの企業名出しますが、皆さんが知っているようなヤフーとかそういう会社に就職をする。だけど実際に津和野町に住んで、それでヤフーの仕事、テレワークでもうする、そういう時代が訪れてくるという話でございます。それをヒントとして考えたときに教育移住を進める、当然親は仕事がなければなりません。

だから、大企業に所属をした中で、まさにこの住まいを津和野町に構える。そのためにこのテレワークができる住環境というのは一体何なんだろうかということをご検討する、値するところなんではないかなというのを私自身が感じているといったところでございます。

そういうことも踏まえて、そのほかにもいろいろ特色のある教育移住のための住宅というのは考えられるかもしれませんが、これだけ空き家が増えてきておりますので、その活用も含めてまた検討してまいりたいと、そのように思っております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 津和野町に株式会社アドレスが進出して、交流人口の拡大ということに非常に寄与しておられると思いますし、いきなり定住はなかなか荷が重くても津和野に住んでみて、津和野の人に触れてみて、津和野でいいところだなと思っていただいて、ここに住みたいと思って住んでいただくということが現実的ではないかと思うわけでありまして、またそういうアドレスのやっておられる活動によって津和野町を知っていただき、また定住までいかなくとも交流人口として定期的に津和野に来ていただくということも非常に大事でもあると思いますし、これがまた定住にもつながっていくと思いますし、また津和野高校の取組なども知っていただく、そういう機会にもなるかと思いますが、現在のアドレスの状況等についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） アドレスさんの状況でございますが、現在喜多屋さんで活動を開始しております。今のちょっと具体的な宿泊数、利用者数等はちょっと手元にはございませんが、一時期のコロナ禍のときよりは今、去年の終わりぐらいは人が伸びてきたというふうに伺っております。

プラス1回の来たときの滞在日数が大体1週間程度ということでございまして、関係交流人口の促進には非常に役立っておるなというような印象を受けております。

また、常設の職員が1名、それからパートが1名——あ、パートが2名か。ということで常駐しておりますので、そうした方々も津和野町を案内するのですとか、そうした暮らすように旅をするというコンセプトの下に、交流人口に活躍しておるというような状況でございます。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 1週間滞在していただいて、またどちらかに行くときに津和野の和菓子だとかお酒だとかお茶だとか野菜や米だとか、そういうものを知っていただいて、ああ、津和野で本当においしいものがたくさんあるいいところだなということを、また次のところでも伝えていただいたら、また津和野ということの名前も上がっていくのであらうと思います。このアドレスのやっておられることにも私は期待をしております。

それで、総括的な質問であります。令和3年度の社会動態がプラスに転じたことは大変喜ばしいことでありました。答弁にあるとおり、令和2年の国勢調査の結果を見ると、町全体の限界集落になり高齢化率が結果として出ております。様々な施策を積極的に展開し推進をしているところだとは思いますが、これらの様々な施策は子育て支援など決して近隣の市町村に劣っているとは思いません。しかし、むしろかなり先進的であるとも思っておる状況であります。人口減少に歯止めがかかると言えるような状況とはなっていないという現実も感じます。

合計特殊出生率は県内町村の平均を大きく下回っており、全国平均よりも下回っている現状があります。そのような点を踏まえて、今までの取組を振り返るとともに、今後の取組や方向性について町長にお伺いをいたしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 最後に急に質問のテーマが大きくなったような気がしまして、このお話をしておると本当に長くなってしまいうような気がしますが、簡潔に話さないといけないかというふうに思っておりますけれども。

合計特殊出生率につきましては、年度によって非常に津和野町大きく下回るときがあるというようなところであります。ただ、5年平均の数値で申しますと、先ほどどなたの議員さんでしたか、前の前段の議員さんでもお答えをしておりますように、大体国、県、特に県の平均値ぐらいの今数値では推移しているというような状況でございます。

ただ、やはり目標にはまだ達しておりませんので、その目標に対するために、この合計特殊出生率を上げていく取組というのはやっていきたいというふうに思っておりますし、そのことから令和4年度も第1子からの0歳児から、この保育料の完全無料化も図る、そういうような新しい施策も進めてきたといったところでございます。

それから、社会増減も非常に津和野町は社会減がずっと続いておまして厳しい数字が出ております。それが10.2%というようなこの人口減少率にも大きな要因になっているということでもあります。

ただ、繰り返し申しておりますように、まち・ひと・しごと総合戦略をつくりまして、そして人口ビジョンを定めて町のほうもこの取組を毎年、毎年着実に進めてきたということでもあります。

ローマの道は一日にしてならずではございませんが、まちづくりもそう簡単に大きな流れが変わって、すぐに成果が出るものでもないというふうに思っております。今までやってきたことをしっかり検証しながら、成果が出た部分はしっかり成果を出していこうと。それが津和野高校支援からの0歳児からのひとづくり事業でございます。

今後もそこを中心にしながら、教育移住というものを図り、そしてそのためにほかの要員、住環境の整備、先ほど申し上げたようなことであります、仕事の確保、子育て支援の拡充、そうしたものも総合的に言いながらやっていきたいという思いでございます。

成果が出始める兆しは、この社会増減でも昨年度出たというふうにも認識をしているところでありまして、コロナが終了して元に戻ったら一気に社会減になるようなことにはなってはいけないと思っておりますし、しっかりまたこの取組をやっぱりやってきたことを信じて、そして気持ちをとにかく前向きにして意欲的に取り組んでまいりたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

具体的なことまで申しますと長くなってしまいますので、こういう回答になりますが、頑張ってまいりたいという思いでございます。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 日原エリアも日原の診療所がこちらの向かいに配備されまして、レントゲン装置も撮影装置も配備され、高齢者の死因の3番以内には必ず入る肺炎ということも、そのレントゲンの装置で見ることができますし、そしてまた津和野共存病院の周り、そういうところをやはり高齢者が住める場所に進めていくということが、これからの定住、そして一生涯津和野町に住み続けていける、病気があっても介護が必要になっても、生まれ育った津和野町内で暮らしていける、そういう施策を今日の様々な答弁を聞きながら期待をしておることでもあります。それぞれの課が連携しながら、移住・定住対策に全力を傾けていただくことを祈念し、次の質問に移らせていただきます。

2番目の質問につきましては、津和野高校についてであります。

今年の津和野高校の志願者が昨年に比較して大幅に減少していることが報道されました。数年前には東京大学の推薦入試でも合格者を輩出したり、今年も含め有名大学にも合格者を輩出しております。しまね留学においても全国でも高く評価されております。

しかしながら、町内の中学校の生徒さんが津和野高校を志望しない場合が多々見受けられるなど、町内の子どもさん方に津和野町のこの教育というもの、一貫した教育が十分に伝わっているのであろうかということも感じるところであります。町内の直地保育園がソニー幼児教育支援プログラム「2021年度保育実践論文優良園」に選定されるなど、幼児教育においても成果が出ております。先ほどもお話しましたが、自然の中で保育をするということが高く周りの町村からも評価されている、うしのしっぽなどの園もあります。そしてほかの園も、それぞれが今一生懸命に保育ということを教育として捉えて頑張っているという状況を見ることができるわけであります。その成果が出ていると思います。

幼児から高校までの一貫した教育について所見をお尋ねします。また、しまね留学について、現状と今後の構想をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、津和野高校についてお答えをさせていただきます。

津和野高校におきましては、人口減少等の影響から生徒が年々減少し、将来的に存続を危惧する状態であったため、町が支援し津和野高校を魅力ある学校にすることを目的に津和野高校魅力化事業を平成23年から本格的に開始してきたところであります。

町といたしましては、高校教育魅力化コーディネーターを配置して、地域に開かれた学校づくりや教科学習だけでは学ぶことのできない課題解決型学習を教職員と連携し実践してまいりました。

また、生徒募集においては、島根県が先導する「しまね留学」に参画しており、県と協力して県外等の遠方の中学生にも生徒募集を行うなど、生徒の確保に努めてきたところであります。

こうした取組によって、令和2年度競争率が0.96倍、令和3年度の志願者は定員80名を超え競争率が1.16倍となり、少子化傾向にあるなか、志願者が増加傾向にあり、津和野高校の魅力の高まりが顕著になっていると認識しているところであります。

議員御指摘の令和4年度の状況を3月3日時点で津和野高校に伺ったところ、出願者数は55名であり、競争率は0.5倍となっております。これは、町内の生徒数の減少に加え、近隣市町等の高校を志願する生徒が一定数あったことや、県外等の遠方から志願する生徒の減少が影響したものと考えられます。

競争率が1.1倍を超えた平成29年度には、翌年度の志願者数が大幅に減少していることから、県内の高校が競争倍率1倍を下回る昨今においては、競争率の高さが翌年度の学校選択に影響するものと考えております。

一方で、津和野高校の進学実績を見ると、一定数の生徒が課題解決型学習で得た学びを総合型選抜試験に活用し、国公立大学や難関私立大学に進学しており、探求型学習が学力向上につながっているものと考えております。

町といたしましては、教育委員会が策定しました0歳児からのひとつづくりプログラムにより、子ども達の成長過程に応じた適切な学びを提供し、保小中高と系統性のある学びの実現を目指しているところであります。

津和野高校魅力化をはじめ小中学校の魅力化事業を教育魅力化コーディネーターが学校と連携し、地域資源の発掘や地域住民との交流機会の創出などを進めているところであり、子ども達がふるさとに愛着を持つと同時に地域の課題認識や共同で解決策を考える学習に取り組んでいるところであります。

今後といたしましても、令和4年度の津和野高校志願者数の減少を真摯に受け止め、津和野高校や一般財団法人つわの学びみらいと連携して、地域住民の教育機会の創出によって地域全体を学びの場と捉え、多様な大人と生徒が相互に刺激し合う津和野高校ならではの高校魅力化を進めてまいります。

また、生徒募集においても引き続き「しまね留学」に参画し、県外生の受入れに注力するとともに、町内や近隣市町の生徒に津和野高校の魅力を伝え、生徒に選択される学校づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 今回、町内から近隣の市町の高校に進学した生徒が多かったということでもありますけれども、そちらのほうを選択するというのは例えば近隣の高校でも電気設備工士の資格が取れたり介護福祉士の資格が取れる学校もあったり、そういう面で高校卒業後、すぐに就職できるという、そういう利点もあって選んだということも十分考えられますが、また津和野高校においては、ある生徒については地域住民との関わりの中で育んだ、その社会力というものが入試の中で非常に評価されて、成績優秀者となった方も聞いておることでもあります。

やはり津和野高校の特色というものも町民の方々、また全国に再度再発信もしていくべきだと思いますし、伝えていくべきではないかと思いますが、今回の理由について、志願者が減った理由について、ある程度情報収集しておられるのか、調査しておられるのか、今後どういうふうにもまた具体的にやっていこうとしておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 具体的に、この春の志願者数が減った理由というのは、特に日原中学校が非常に減っているという情報が入っております。その減った理由というのは、ちょっと具体的に私もちょっと把握はしておりません。

というのも、津和野高校への志願者数が減ったということに関しましては、我々も真摯に受け止めておりますし、津和野高校の魅力化を進めてきたというところの中で、町内の生徒さんたちになかなかその辺が伝わっていなかったんじゃないかという議員の御指摘の部分でございますが、ある程度の決断というものは生徒個人のものになりますし、我々が一生懸命やるのは、当然町内の中学生、小学生も含めてですけど、子ども達に津和野高校の魅力伝えるのは当然のことでございますが、最終的には生徒個人の判断といいますか、そうしたものになってくるだろうというふうに思っております。

教育魅力化を磨き上げるのは当然責務として、我々担当課からしたら一生懸命やっていかなきゃいけませんけども、それが必ずしもなかなかこうしたように、町内の中学生に伝わって高校にどんどん津和野高校に入っていくというの——好循環は目指してはいますものの、最終的にはそれを強要するような形になってもいけませんし、むしろそこに生徒の自主性なりが芽生えてきて、いろいろな進路選択をするというのも一つの形ではなかろうかというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 強制はできるものでもありませんし、高校というのは選べるところでは自由に選んでいき、自分の将来も含めた上での検討でありますので、それは当然できることではありませんが、例えば今の津和野高校で、県外枠という枠を設定しておられるのでしょうか。例えば志望者があれば、ある程度定員の中では融通が利いていくのか、今年のような状況を見れば、多少町内の志望者が少なかった場合は県外からも取っていくという、そういうバランスを取ることもできるのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 県外枠は今30%と伺っております。なので、ただ、この枠をその年の出願者状況によって動かすというのは恐らくできないと思います。なので、私も去年の枠がうまく動くのかと思ひまして高校に尋ねたところ、なかなかそれは難しいというお答えでございました。なので、例えば昨年度ですと、競争率が1.16倍だったわけですので、80名を超える志願者数が県内外を問わずあった

ということになります、これはやっぱり80名きっちり取らなきゃいけないということで、普通のいわゆる首都圏のほうの私立高校、私立大学では、定員があってもそれ以上採る場合はございますが、島根県立高校等はそうしたきっちり定員を決めたらその枠内で、選抜試験を行われるということで、その枠をはみ出してどうこうという融通がなかなか難しいということのようであります。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 分かりました。というのは、この30%というのは、例えば今後少子化が進めば、その枠を増やしていくということも可能なのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） この枠の決め方は、一応校長先生の裁量だというふうに伺っておりますので、今後津和野町の少子化がこれ以上進んでいけば、その枠を増やすという選択肢はあるかもしれませんが、現時点で津和野高校のほうでそういう将来的な計画なり見通しをしているということの情報はまだ今のところございません。（「了解です」と呼ぶ者あり）

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 校長先生の判断ということですので、今からいろんな検討をしながら、少子化の中でも対応しながら、私は自分の子どもも4人とも津和野高校に通わせていただいたんですが、本当に通ってよかったと思っております。その後、やはりいろんな社会に出たときに、津和野高校の中で地域の住民と触れ合い、そして地域の方々と共に活動したという経験が今となっても非常に生かされております。そういう面では感謝しておりますし、また広く魅力を伝えていただいて、津和野高校が長く町内の学校として存続することを願いながら、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（沖田 守君） 以上で、11番、岡田克也君の質問は終わります。

以上で、一般質問を終結します。

○議長（沖田 守君） 本日の日程全て終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。御苦勞でありました。

午後3時17分散会



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

令和4年 第3回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第5日）

令和4年3月23日（水曜日）

議事日程（第5号）

令和4年3月23日 午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 町長提出第49号議案 令和3年度津和野町つわぶき交流センター建設工事請負変更契約の締結について

日程第3 町長提出第50号議案 令和3年度日原保育園建設工事請負変更契約の締結について

日程第4 町長提出第51号議案 原木・チップヤード施設管理用高所作業車の取得に係る物品売買契約の変更について

日程第5 町長提出第52号議案 津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第6 町長提出第53号議案 令和3年度津和野町一般会計補正予算（第10号）

日程第7 町長提出第54号議案 令和3年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

- 日程第 8 町長提出第 55 号議案 令和 3 年度津和野町介護保険特別会計補正予算
(第 5 号)
- 日程第 9 町長提出第 56 号議案 令和 3 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正
予算 (第 3 号)
- 日程第 10 町長提出第 57 号議案 令和 3 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算
(第 5 号)
- 日程第 11 町長提出第 58 号議案 令和 3 年度津和野町水道事業会計補正予算 (第 5
号)
- 日程第 12 町長提出第 37 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定につ
いて
- 日程第 13 町長提出第 18 号議案 津和野町課設置条例の一部改正について
- 日程第 14 町長提出第 19 号議案 津和野町定住促進条例の一部改正について
- 日程第 15 町長提出第 38 号議案 令和 4 年度津和野町一般会計予算
- 日程第 16 町長提出第 39 号議案 令和 4 年度津和野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 17 町長提出第 40 号議案 令和 4 年度津和野町介護保険特別会計予算
- 日程第 18 町長提出第 41 号議案 令和 4 年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 19 町長提出第 42 号議案 令和 4 年度津和野町下水道事業特別会計予算
- 日程第 20 町長提出第 43 号議案 令和 4 年度津和野町農業集落排水事業特別会計予
算
- 日程第 21 町長提出第 44 号議案 令和 4 年度津和野町奨学基金特別会計予算
- 日程第 22 町長提出第 45 号議案 令和 4 年度津和野町診療所特別会計予算
- 日程第 23 町長提出第 46 号議案 令和 4 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会
計予算
- 日程第 24 町長提出第 47 号議案 令和 4 年度津和野町病院事業会計予算
- 日程第 25 町長提出第 48 号議案 令和 4 年度津和野町水道事業会計予算
- 日程第 26 請願第 1 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」
の採択を求める請願について
- 日程第 27 議員定数等議会活性化特別委員会報告について
- 日程第 28 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第 29 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第 30 広報広聴常任委員会子ども議会学習会報告について
- 日程第 31 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第2	町長提出第49号議案	令和3年度津和野町つわぶき交流センター建設工事請負変更契約の締結について
日程第3	町長提出第50号議案	令和3年度日原保育園建設工事請負変更契約の締結について
日程第4	町長提出第51号議案	原木・チップヤード施設管理用高所作業車の取得に係る物品売買契約の変更について
日程第5	町長提出第52号議案	津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第6	町長提出第53号議案	令和3年度津和野町一般会計補正予算(第10号)
日程第7	町長提出第54号議案	令和3年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
日程第8	町長提出第55号議案	令和3年度津和野町介護保険特別会計補正予算(第5号)
日程第9	町長提出第56号議案	令和3年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
日程第10	町長提出第57号議案	令和3年度津和野町下水道事業特別会計補正予算(第5号)
日程第11	町長提出第58号議案	令和3年度津和野町水道事業会計補正予算(第5号)
日程第12	町長提出第37号議案	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第13	町長提出第18号議案	津和野町課設置条例の一部改正について
日程第14	町長提出第19号議案	津和野町定住促進条例の一部改正について
日程第15	町長提出第38号議案	令和4年度津和野町一般会計予算
日程第16	町長提出第39号議案	令和4年度津和野町国民健康保険特別会計予算
日程第17	町長提出第40号議案	令和4年度津和野町介護保険特別会計予算
日程第18	町長提出第41号議案	令和4年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算
日程第19	町長提出第42号議案	令和4年度津和野町下水道事業特別会計予算
日程第20	町長提出第43号議案	令和4年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算
日程第21	町長提出第44号議案	令和4年度津和野町奨学基金特別会計予算
日程第22	町長提出第45号議案	令和4年度津和野町診療所特別会計予算
日程第23	町長提出第46号議案	令和4年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算
日程第24	町長提出第47号議案	令和4年度津和野町病院事業会計予算
日程第25	町長提出第48号議案	令和4年度津和野町水道事業会計予算

日程第 26 請願第 1 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」
の採択を求める請願について

日程第 27 議員定数等議会活性化特別委員会報告について

日程第 28 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について

日程第 29 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について

日程第 30 広報広聴常任委員会子ども議会学習会報告について

日程第 31 議員派遣の件

出席議員（12 名）

1 番 草田 吉丸君

2 番 米澤 宏文君

3 番 川田 剛君

4 番 道信 俊昭君

5 番 板垣 敬司君

6 番 丁 泰仁君

7 番 御手洗 剛君

8 番 三浦 英治君

9 番 寺戸 昌子君

10 番 後山 幸次君

11 番 岡田 克也君

12 番 沖田 守君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 中田 紀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 下森 博之君 副町長 …………… 島田 賢司君

総務財政課長 …………… 岩本 要二君 税務住民課長 …………… 山本 慎吾君

つわの暮らし推進課長 …………… 宮内 秀和君

健康福祉課長 …………… 土井 泰一君 医療対策課長 …………… 清水 浩志君

農林課長 …………… 益井 仁志君 商工観光課長…………… 堀 重樹君

環境生活課長 …………… 野田 裕一君 建設課長 …………… 安村 義夫君

教育次長 …………… 齋藤 道夫君 会計管理者 …………… 青木早知枝君

午前 9 時 00 分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。

引き続きお出かけいただきまして、ありがとうございます。

私どもの議会任期最後の定例会最終日と相なりました。

令和4年第3回の定例会5日目の会議を、これから始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は全員の12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、2番、米澤宥文君、3番、川田剛君を指名します。

日程第2. 議案第49号

日程第3. 議案第50号

日程第4. 議案第51号

○議長（沖田 守君） 日程第2、議案第49号令和3年度津和野町つわぶき交流センター建設工事請負変更契約の締結についてより、日程第4、議案第51号原木・チップヤード施設管理用高所作業車の取得に係る物品売買契約の変更についてまで、以上3案件につきましては、会議規則第37条の規定により、一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） おはようございます。

今定例会に追加をお願いいたします案件は、契約案件3件、条例案件1件、一般会計をはじめ、各会計補正予算案件6件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、可決賜りますようお願い申し上げます。

議案第49号でございますが、令和3年度津和野つわぶき交流センター建設工事請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

議案第50号でございますが、令和3年度日原保育園建設工事請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

議案第51号でございますが、原木・チップヤード施設管理用高所作業車の取得に係る物品売買契約の変更について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） それでは、議案第49号令和3年度津和野町つわぶき交流センター建設工事請負変更契約の締結について御説明いたします。

契約の目的は、令和3年度津和野町つわぶき交流センター建設工事であります。

契約の方法は、随意契約でございます。

契約の工期は、変更前完成期日令和4年3月31日を、変更後完成期日令和4年8月31日であります。

契約の相手方は、住所、島根県鹿足郡津和野町高峯566番地1。氏名有限会社ナガヨシ技建代表取締役永吉伯亨であります。

1枚めくっていただきまして、次のページに、資料といたしまして、建設工事請負変更仮契約書の写しを添付しております。

それでは、変更の概要について御説明いたします。その後の参考資料を御覧ください。

まず、本工事の当初契約の概要といたしまして、工事名は令和3年度津和野つわぶき交流センター建設工事であります。契約金額は1億3,090万円であります。契約年月日は令和4年2月16日であります。契約の工期は、着工が令和4年2月19日、完成が令和4年3月31日でございます。契約の相手は有限会社ナガヨシ技建であります。

工事の概要につきましては、旧ペンション津和野をつわぶき交流センターとして、大規模に改修するものであります。

議会の議決は、令和4年2月18日でございます。

続いて、変更の概要といたしまして、このたびの変更契約は完成期日のみを変更するものでありまして、変更前完成期日令和4年3月31日を、変更後完成期日令和4年8月31日に変更するものであります。

変更理由といたしましては、本工事に係る認定申請並びに確認申請に不測の日数を要し工期の延長が必要となったものであります。

なお、本工事の仮契約は、津和野町議会の議決を得たとき、何らの手続をすることなく、本契約となるものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 続いて、議案第50号令和3年度日原保育園建設工事請負変更契約の締結についてを説明いたします。

工事名であります。令和3年度日原保育園建設工事、契約の方法は随意契約、変更の金額は2億8,037万3,500円、変更前の金額は2億7,830万円、変更額は207万3,500円であります。

契約の工期は、変更前が令和4年3月31日、変更後が令和4年5月20日であります。

契約の相手方ですが、住所が、島根県鹿足郡津和野町枕瀬575番地9。氏名が堀建設株式会社代表取締役堀大地であります。

それでは、1枚めくっていただきまして、裏面に、建設工事請負変更仮契約書の写しを添付しております。この仮契約は、議会の議決を得たときには本契約になるものであります。

その次のページ、参考資料1を添付しております。その1としまして、当初契約の概要を載せております。御覧いただけたらと思います。

その下に、2としまして、変更の概要を載せております。変更契約額を2億8,037万3,500円、増減額を207万3,500円の増額、変更前完成期日が令和4年3月31日、変更後完成期日が令和4年5月20日であります。

変更理由としましては、金額については、園庭への暗渠排水の追加や園庭東側からの隣地からの落石を防止するための防護柵の設置、その他建築途中において、当初設計とは、仕様変更が必要となった箇所等が生じたためであります。

工期については、建築確認等の申請に不測の日数を要したこと、また新型コロナウイルス感染症の拡大により、建設資材等の納入に遅延が発生したためであります。

次のページに参考資料2としまして、金額変更行った内容についての内訳書を添付しております。金額の大きいものとして、保育室等に設置するシステムキッチンに電気温水器設備を追加したこと、支援センターや事務室、病後児保育室にロールスクリーンを設置したこと、園庭の片開き門扉を両開き門扉に変更したこと、園庭の排水をよくするために暗渠排水設備を追加したこと、隣地からの落石を防止するための防護柵を設置したこと、園庭にポールライトを追加したことなどであります。

次のページに園の全体図を添付しております。築山沿い園庭部分の境界付近に記載している赤いラインが暗渠排水を入れた部分、築山の左側に記載している赤いラインの防護柵を設置した部分等であります。

以上であります。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（益井 仁志君） それでは、議案第51号について御説明申し上げます。原木・チップヤード施設管理用高所作業車の取得に係る物品売買契約の変更についてでございます。

契約の目的でございますが、原木・チップヤード施設管理用高所作業車売買契約でございます。

契約の方法は随意契約でございます。

納入期限につきましては、変更前納入期限が令和4年3月31日でありまして、変更後の納入期限を令和4年7月31日にさせていただくものであります。

契約の相手方は、住所、島根県益田市遠田町2680、氏名は株式会社原商益田支店支店長齋藤康広でございます。

裏面に資料といたしまして、物品売買変更仮契約書の写しを添付しておりますので、御覧いただけたらと思います。

次のページに参考資料を添付しておりますので、御覧ください。

1の当初契約の概要は御覧のとおりであります。

2の変更の概要の変更の理由でございますが、受注生産となる本機種は新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、半導体等の部品供給に遅延が影響したことから、機械の製作期間に不測の日数約4か月を要す見込みとなったためでございます。

なお、本変更仮契約につきましては、津和野町議会の議決を得たとき、何らの手続をすることなく、本契約となるものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

議案第49号令和3年度津和野町つわぶき交流センター建設工事請負変更契約の締結について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第49号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

念のため申し上げます。押しボタン式による表決において、所定の時間内にボタンを押されなかった場合は、申合せ事項により棄権とみなすことになっております。各自選択したボタンのライトが点灯しているか確認をしてください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第49号令和3年度津和野町つわぶき交流センター建設工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君

米澤 宥文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

○議長（沖田 守君） 議案第50号令和3年度日原保育園建設工事請負変更契約の締結について、これより質疑に入ります。ありませんか。10番、後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） 今回の変更理由であります。庭園の暗渠排水の追加や東側からの落石防止するというふうなことで、変更理由にされておりますが、こんなことは、当初設計から分かっただけのことであつた、それをなぜ見落とされておつたのか、そのことをお聞きしたいと思ひます。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） まず一つ目、暗渠排水についてであります。築山から勾配をとって排水路までに水を流す予定でありましたが、その勾配がなかなか取りづらひということ、それから地盤について、思つた以上に配水がよくない土、粘土質であつたというふうなところで、築山から流れてくる水がこのままでは、築山の最下部のところで、溜まり込みなつてしまふということから、暗渠排水を入れるということにしました。

それから、隣地との防護柵であります。これ隣地が当初、かなり茂つておりました。そこにも関係するところがありましたので、土地所有者等と交渉して、その辺の伐採を了解していただきまして、こちらのほうで伐採をしたところあります。

現場を見ていただくと、よく分かるんですが、伐採をしたところ、その崖の部分がかなり危ない状態になっているといふところで、石やその他のものが落ちてくるようなことがあつてはならないといふところで、防護柵を設置したといふふうなところが理由となつております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 課長さんの説明では、隣から整備したのり面が危険な状態であると申されましたが、そのぐらひのことは、当初設計したときに、もう分かつたはずなんです。そんなこと分かつたら設計するようないふことはありえんと思ひます。今後もありますんで、そういう設計、当初設計で建築に対してこういうふうな変更が出てくるといふのは、基礎をやりおつて、いろいろ埋設物が出たといふなら分るんです。そういうことで変更するのは。

こんなことは、当初目でみりや分つたこと、排水路やなんかでも、やりやならんといふことは分かつたはずなんです。次回からの設計には、十分配慮されてやつていただきたい、このように思つております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 2番、米澤宏文君。

○議員（2番 米澤 宏文君） 前、つわぶき交流センターもですが、何となく不測の日数、とにかく不測という言葉を使えばいいのかなど、どういう意味か分りかねるんですが、それと門扉のことですが、片開きを両開き、人が一人通るのに、悪いけど、片開きしてかなり開けるようなので、最初から分っていたことではないかと思うんですが、どういうことか、設計ミスなのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 建築確認等で不測の日数というのは、前回の2月に工期を延期したときにも説明をさせていただいたところではありますが、当初、2か月程度で建築確認全て終わるというところの予定が、昨年度から、新たな追加申請部分が発生したために、約4か月ぐらいかかったということで聞いておりました、そこがそもそも当初の予定がずれたというところが、不測の日数というところで表現をさせていただいております。

それから門扉については、当初設計士のほうが片開きでということで計画をしておったところではありますが、その後、保育園サイドと、再度図面を見ながら確認をしたところ、物品の搬入その他、いろいろ物を持って入ったりするのに、片開きでも90センチぐらいはあるわけではありますが、大きい物の搬入等があるときには、両開きにしてほしいというところのお話がありまして、入口二つにつきまして両開き広く門扉が開けるような形にしたというところでもあります。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） システムキッチンに電気温水器付のものに変えたというのが大きな変更、金額変更の中に説明があったんですが、なぜ温水器付に変えたのかということと、それから5月20日が完成予定だと、保育園の引っ越しというのは、どのようになるのかなというのをお聞かせください。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） システムキッチンの当初の予定では、温水器がついてないものが設置するというので設計がなっておりましたが、この辺も現場と話を詰めて、その後したときに、特に乳児の部屋なんかは、ミルクの温めだとか、その他があるので、ぜひ温水器をつけてほしいという要望がありましたので、途中からではありましたが変更するという事にいたしました。

それから、今、工事的には5月20日を期限として、契約を再契約をしたところではありますが、その後、物品の、備品等の購入等で約2週間程度は必要かなと思っております。実質的に日原保育園のほうも引っ越し、それから新園舎での保育が開始できるのが、6月の初旬から中旬になるかなというところで、今日原保育園とも話をしているところでもあります。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第50号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第50号令和3年度日原保育園建設工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君

米澤 宥文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

○議長（沖田 守君） 議案第51号原木・チップヤード施設管理用高所作業車の取得に係る物品売買契約の変更について、これより質疑に入ります。ありませんか。3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 先ほどの米澤議員の質問とちょっと関連するんですけども、いわゆる新型コロナウイルスの関係で部品が少ないというのは、重々聞いております。一方で、工事と違って、物を納入するという点において、納期が守れないというのは、部品がないというのは重々想定はされていると思うんですけども、この納期になるという見込みでのものだったのか、それともあくまで、当初では3月31日に納入するという予定で、この入札、そして契約が行われた、認識の問題になってくると思うんですけども、これでもし、当初は3月31日まで必ず納めるんだというところで、お互いそれで契約していたのであれば、ほかの業者からしますと、納められなかったの

は、うちだったら納められたのというようなところが出てくるのかなと思ったり、想像するんですけども、この物品の売買についての納入期限というのは、どういった考え方なんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（益井 仁志君） 確かに、議員おっしゃるとおり、当初につきましては、3月の末で契約をさせていただいたところでございます。契約を3月末にしたということは、3月の納入期限ということではあったんですが、途中で、やはり、先ほどおっしゃるとおり、部品が入らないとか、半導体の関係とか、そういった部品が入らないということが分かりまして、途中で、それは町のほうとしても致し方ないだろうということで、納入期限を延期をさせていただいたということでございます。

あくまでも、当初契約というのは、3月末でさせていただいて、工事もそうですけども、途中で何らかの理由によりまして、工期あるいは、納入期限を延期するということが発生したということでありまして、そういったことで、今回納期の期限を延長させていただいたというものでございます。

○議長（沖田 守君） 板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） いろいろバイオマスのガス化発電所の稼働というものが、現在の段階で、6月を目処にというような話も、まだ私の中にはあるわけですけども、高所作業車、これが7月になり、更に、当初の予定では発電所本体を設置して、まずは試験的に運転して、それから本格的な発電稼働というふうなスケジュールが以前あったと思うんですが、このような納入遅れを含めて、本当に発電所が中電に電力を売るという事実が、6月じゃなくて、いつになるのか、この場でお聞かせをいただきたいと思えます。

この予定では、8月か、9月か、10月になるのではないかなという気もしますが、大丈夫ですか。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（益井 仁志君） 当初、高所作業車につきましては、先般、昨年、今年の施設が完成してから、2月、3月ぐらいから、リースで高所作業車をお借りさせていただいております。リースで。

その後4月以降も、納入期限までにつきましては、今4月でありますけれども、4月は、若干早くなる可能性があるかどうか分かりませんが、基本的に、高所作業車が納入するまではリースで、1台リースをさせていただいて、対応するというところでありますんで、今予定されております6月からの稼働につきましては、そのリース車、もしその間、点検が必要であれば、リースも高所作業車を利用して、作業したいと思っております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第51号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自選択したボタンのライトが点灯しているか確認をしてください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第51号原木・チップヤード施設管理用高所作業車の取得に係る物品売買契約の変更については、原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君

米澤 宥文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

日程第5. 議案第52号

○議長（沖田 守君） 日程第5、議案第52号津和野町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第52号でございますが、津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第52号を御説明申し上げます。

今回の一部改正につきましては、令和4年4月1日付新規職員の採用に伴いまして、管理栄養士について新たに規定をさせていただくものでございます。

10ページの新旧対照表を御覧ください。

別表第2、第4条関係でございますが、級別基準職務表でございます。職務の級、1級の基準職務に管理栄養士を、2級の基準職務に副主任管理栄養士を、3級の基準職務に主任管理栄養士を、それぞれ加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第52号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自選択したボタンのライトが点灯しているか確認をしてください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第52号津和野町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君

米澤 宥文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

○議長（沖田 守君） ここで、全員協議会をこれから開きたいと思います。第52号は、令和3年の津和野町一般会計補正予算関連であります。少し大きい補正がかかっておりますので、前もって説明を求めたいと思いますので、執行部から全員協議会の中で、その要旨を説明をしていただきたいと思いますので、ただいまから全員協議会を開きます。

暫時休憩といたします。

午前9時31分休憩

.....
午前9時49分再開

○議長（沖田 守君） 本会議に入ります。

日程第6. 議案第53号

日程第7. 議案第54号

日程第8. 議案第55号

日程第9. 議案第56号

日程第10. 議案第57号

日程第11. 議案第58号

○議長（沖田 守君） 日程第6、議案第53号令和3年度津和野町一般会計補正予算（第10号）より日程第11、議案第58号令和3年度津和野町水道事業会計補正予算（第5号）まで、以上6案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第53号でございますが、令和3年度津和野町一般会計補正予算（第10号）についてでございます。歳入歳出それぞれ5億5,574万円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ11億466万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より御説明を申し上げます。

議案第54号でございますが、令和3年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてでございます。歳入歳出それぞれ2,807万3,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ11億547万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より御説明を申し上げます。

議案第55号でございますが、令和3年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第5号）についてでございます。歳入歳出それぞれ276万5,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ13億7,694万円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より御説明を申し上げます。

議案第56号でございますが、令和3年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてでございます。歳入歳出それぞれ295万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ3億2,171万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より御説明を申し上げます。

議案第57号でございますが、令和3年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてでございます。歳入歳出それぞれ319万9,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ3億3,262万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第58号でございますが、令和3年度津和野町水道事業会計補正予算（第5号）についてでございます。収益的収入支出それぞれ47万円を減額し、収益的収入予算総額3億5,707万9,000円に、収益的支出予算総額3億2,182万5,000円に、資本的支出を2万3,000円追加し、資本的支出予算総額4億543万3,000円にするものでございます。

詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第53号を御説明いたします。

まず、6ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正の追加でございます。総務費の社会保障・税番号制度システム整備事業でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、住民記録システムの改修に不測の日数を要したため、270万6,000円を繰り越すものです。終期は令和5年1月末を予定しております。

二酸化炭素排出抑制事業でございますが、補助事業の交付決定が3月末予定で事業の実施期間が9月末までとなっており、年度内完成が見込めないため、999万9,000円を繰り越すものでございます。終期は9月末を予定しております。

津和野町日原地内町有建築物解体事業でございますが、1月の入札不調により、業者決定が遅れ、年度内完成が見込めないため、1,246万7,000円を繰り越すものです。終期は5月末を予定しております。

非課税世帯臨時特別給付金給付事業でございますが、給付金の申請期間が9月末まで継続されたことに伴い、1,738万5,000円を繰り越すものです。終期は11月末を予定しております。

民生費の木部さとやま保育園園舎解体工事でございますが、工事施工中に設計書にない二重屋根の構造が判明し、この解体に不測の日数を要したため、2,199万8,000円を繰り越すものです。終期は4月末を予定しております。

子育て世帯への臨時特別給付金給付事業でございますが、支給対象者が令和4年3月31日出生児までであり、給付金の申請が4月以降になると見込まれるため、80万円を繰り越すものです。終期は4月末を予定しております。

農林水産業費の農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業でございますが、タブレットの調達に不測の日数を要したため、40万円を繰り越すものです。終期は6月末を予定しております。

発電所管理施設等整備補助金でございますが、原木・チップヤードの完成が遅れたことに伴い、発電所の建設着手が遅れたため、272万2,000円を繰り越すものです。終期は6月末を予定しております。

林地崩壊防止事業でございますが、残土処理上の確保及び関係機関との調整に不測の日数を要したため、1,406万8,000円を繰り越すものです。終期は令和5年3月末を予定しております。

商工費の歴史的風致維持向上事業でございますが、他機関との施工調整に不測の日数を要したため、4億1,825万1,000円を繰り越すものです。終期は12月末を予定しております。

土木費の道路維持事業でございますが、関係者等との協議に不測の日数を要したため、1,622万4,000円を繰り越すものです。終期は令和5年3月末を予定しております。

町道新設改良事業でございますが、工事期間中に道路通行規制等の地元調査に不測の日数を要したため、商人線でございますが、6,263万3,000円を繰り越し、ほか9路線と合わせて、2億3,225万8,000円を繰り越すものでございます。終期は5年3月末を予定しております。

道路長寿命化対策事業でございますが、工事期間中の道路通行規制等の地元調整に不測の日数を要したため、4,156万7,000円を繰り越すものです。終期は5年3月末を予定しております。

公営住宅建設事業でございますが、工事着手後に敷地内の上水道及び下水道計画の見直しに不測の日数を要したため、2,400万円を繰り越すものです。終期は6月末を予定しております。

教育費の学校給食センター整備事業でございますが、大幅な設計変更及び新型コロナウイルス感染症の影響で、県外設計者等との協議等に不測の日数を要したため、6億428万1,000円を繰り越すものです。終期は5年3月末を予定しております。

左鐙コミュニティセンター改修工事設計業務委託事業でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、地元住民との協議に不測の日数を要したため、572万円を繰り越すものです。終期は12月末を予定しております。

津和野城跡サイン整備事業でございますが、出丸登城路工事の調整に不測の日数を要したため、38万6,000円を繰り越すものです。終期は5年3月末を予定しております。

津和野田万川線発掘調査事業でございますが、地権者との協議に不測の日数を要したため、1,900万1,000円を繰り越すものです。終期は11月末を予定しております。

災害復旧費の現年農地農業用施設災害復旧事業でございますが、通行規制等の地元協議に不測の日数を要したため、1億5,969万7,000円を繰り越すものです。終期は5年3月末を予定しております。

現年林道災害復旧事業でございますが、災害査定の実施が12月初旬であったため、災害復旧工事の契約が2月中旬となり、年度内完成が見込めないため、5,033万3,000円を繰り越すものです。終期は5年3月末を予定しております。

現年公共土木施設災害復旧事業でございますが、災害復旧事業の交付決定が2月下旬となり、年度内完成が見込めないため、1億3,637万7,000円を繰り越すものです。終期は12月末を予定しております。

亀井家墓所災害復旧事業でございますが、現地の地盤が不良のため、測量調査設計業務に不測の日数を要したため、3,009万8,000円を繰り越すものです。終期は5年3月末を予定しております。

続いて1枚めくっていただきまして、第3表地方債補正の変更でございます。総額で4億3,650万円の増額補正をしております。詳細につきましては、事項別明細書の中で御説明をいたします。

それでは、歳出の主なものから御説明いたしますので、32ページをお開きください。なお、お手元に補正予算の概要資料を用意しておりますので、併せて御覧いただけたらと思います。

総務費では、財政管理費の積立基金として、特別交付税等の額の確定に伴い1億9,330万円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、財産管理費の積立金として、森林整備基金等積立金465万8,000円を増額をしております。

企画費の委託料として、津和野高校支援事業の実績に伴い、地域留学推進事業委託料222万2,000円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、住民協働推進事業費の負担金補助及び交付金として、実績見込みに伴い、地域提案型助成事業補助金265万4,000円を減額、畑迫地域における過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業補助金606万2,000円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、企業誘致対策費の負担金補助及び交付金として、実績に伴いまして、企業誘致促進補助金350万円を減額をしております。

定住対策費の負担金補助及び交付金として、実績に伴い、わくわく津和野生活実現支援事業移住支援金200万円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進事業費のつわの暮らし推進課分では、委託料として実績に伴い、木部地区での交通体系再編実証運行委託料380万6,000円を減額、負担金補助及び交付金として、感染拡大防止事業補助金220万円を減額、健康福祉課分では、負担金補助及び交付金として、実績に伴い感染症対策を継続してガンバロウ応援券事業補助金240万円を減額、1枚めくっていただきまして、商工観光課分では、負担金補助及び交付金として、実績に伴い、新型コロナウイルス対策雇用維持支援事業補助金200万円を減額をしております。

非課税世帯臨時特別給付金給付事業費の負担金補助及び交付金として、実績見込みに伴い、臨時特別給付金650万円を減額をしております。

続いて、52ページをお開きください。

民生費では、障がい者福祉費の扶助費として、実績見込みに伴い、障害者自立支援給付事業701万円を減額をしております。

続いて、58ページをお開きください。

生活保護費の扶助費として、実績見込みに伴い1,010万5,000円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、衛生費では、保健衛生総務費の扶助費として、実績見込みに伴い、乳幼児等医療費助成金849万7,000円を減額をしております。

続いて、64ページをお開きください。

新型コロナウイルスワクチン接種事業費の委託料といたしまして、実績見込みに伴い、ワクチン接種委託料259万円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、塵芥処理費の負担金補助及び交付金として、基幹改修工事の入札減に伴い、鹿足郡不燃物処理組合負担金430万4,000円を減額をしております。

続いて、76ページをお開きください。

農林水産業費では、町行造林事業費の委託料として、実績見込みに伴い、下刈等委託料639万円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、商工費では、商工振興費の負担金補助及び交付金として、実績に伴い、地域商業活性化補助金200万円を減額をしております。

続いて、98ページをお開きください。

教育費では、教育諸費の委託料として、給食センター建設工事等に伴い、監理業務委託料497万4,000円を増額、工事請負費といたしまして、給食センター建設工事費5億9,604万5,000円を増額をしております。

104ページをお開きください。

社会教育総務費の委託料として、入札減に伴い、日原地区コミュニティセンター建設基本計画策定業務委託料255万2,000円を減額をしております。

続いて、114ページをお開きください。

災害復旧費では、現年農地農業用施設災害復旧費の委託料として、事業費の精算見込みに伴い、測量設計業務委託料1,499万8,000円を減額、工事請負費といたしまして4,800万円を減額をしております。

現年林道災害復旧費の委託料として、事業費の精算見込みに伴い、測量設計業務委託料753万6,000円を減額、工事請負費として1,468万6,000円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、現年公共土木施設災害復旧費の委託料として、事業費の精算見込みに伴い、測量設計業務委託料529万2,000円を増額、工事請負費として374万7,000円を増額をしております。

それでは、歳入の主なものから御説明いたしますので、14ページにお戻りください。

町税では、決算見込みによりまして、市町村民税4,258万3,000円を増額、市町村たばこ税332万4,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、地方交付税では、特別交付税2億2,589万7,000円を計上しております。

分担金及び負担金では、災害復旧費分担金として、事業費の精算見込みに伴い、農地農業用施設災害復旧費分担金1,381万円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、使用料及び手数料では、手数料の衛生手数料として、指定ごみ袋の販売実績に伴い、清掃手数料250万円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、国庫支出金では、国庫負担金の民生費国庫負担金として、実績見込みに伴い、生活保護費負担金758万円を減額、町内保育園の子どものための教育・保育給付費負担金486万円を増額をしております。

衛生費国庫負担金として、実績見込みに伴い、新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金288万5,000円を減額をしております。

国庫補助金の総務費国庫補助金として、地域留学推進事業の実績に伴い、地方創生支援事業費補助金222万3,000円を減額、畑迫地域における過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業費補助金606万2,000円を減額、臨時特別給付金の実績見込みに伴い、非課税世帯臨時特別給付金給付事業費補助金650万円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、教育費国庫補助金として、給食センター建設工事に伴い、学校施設環境改善交付金7,688万2,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、県支出金では、県補助金の民生費県補助金として、障害者自立支援給付事業の実績見込みに伴い、重度訪問介護等の利用促進にかかる市町村支援事業費補助金1,112万7,000円を減額、衛生費県補助金として乳幼児等医療費助成の実績見込みに伴い、乳幼児等医療費助成事業補助金567万3,000円を減額、農林水産業費県補助金として、町行造林事業の実績見込みに伴い、合板・製材生産性強化対策事業費補助金549万1,000円を減額、災害復旧費補助金として、林道災

害復旧費の事業費の精算見込みに伴い、災害復旧費補助金910万3,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、繰入金では、特別交付税等の額の確定に伴い、財政調整基金繰入金1億7,700万円を減額、森林整備事業の事業費確定に伴い、森林整備基金繰入金444万6,000円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、町債でございますが、総務債の過疎対策事業債として、畑迫地域における過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業等の実績見込みに伴い、過疎地域自立促進特別事業380万円を減額、衛生債の過疎対策事業債として、不燃物処理組合基幹改修工事の入札減に伴い、廃棄物処理施設整備事業450万円を減額、乳幼児等医療費助成の実績見込みに伴い、過疎地域自立促進特別事業370万円を減額、農林業債の公有林整備事業として、町行造林事業の実績見込みに伴い、公有林整備事業330万円を減額、教育費の過疎対策事業債として、給食センター建設工事に伴い、教育の振興事業5億2,170万円を増額、災害復旧債の農林水産業施設災害復旧債として、農林水産業施設の災害復旧に係る事業費の精算見込みに伴い、農林水産業施設災害復旧事業7,740万円を減額、公共土木施設災害復旧債として、事業費の精算見込みに伴い、公共土木施設災害復旧事業1,060万円を増額をしております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） それでは、議案第54号令和3年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明をいたします。

歳出より御説明いたしますので、14ページを御覧ください。

総務費の一般管理費128万円増は、全て実績見込みによるもので、職員の時間外勤務手当33万9,000円減、共済費4万7,000円減、旅費19万6,000円減、委託料は連合会共同電算処理委託料4,000円増、第三者行為求償事務委託料7万円減、総合行政情報システム保守点検委託料128万5,000円増、使用料は総合行政情報システム関係使用料64万3,000円増によるものであります。

1枚めくっていただいて、16ページ、運営協議会費12万5,000円減は、新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度の運営協議会を書面決議としたため、報酬及び旅費を減額するものであります。

1枚めくっていただいて、18ページ、保険給付費の一般被保険者療養給付費3,965万4,000円減、退職被保険者等療養給付費2万円減、一般被保険者療養費125万7,000円減、審査支払手数料17万2,000円減、次のページ、一般被保険者高額療養費97万1,000円減、一般被保険者高額介護合算療養費6万5,000円減、次のページ、葬祭費給付費21万円増、次のページ、傷病手当金50万円減は、全て実績見込みによるものであります。

2枚めくっていただいて28ページ、保険事業費の特定健康診査等事業費61万8,000円減、次のページ、疾病予防費19万4,000円減は実績見込みによるものがあります。

1枚めくっていただいて、32ページ、償還金44万4,000円増は特定健診県補助金の実績による償還金、一般被保険者保険税還付金19万5,000円減は、実績見込みによるものであります。

続いて、歳入を御説明いたしますので、8ページを御覧ください。

一般被保険者国民健康保険税629万円増、退職被保険者等国民保険税1万8,000円減は、税の実績見込みによるものであります。

1枚めくっていただいて、10ページ、使用料及び手数料の督促手数料3万1,000円減、県支出金の保険給費等交付金3,351万9,000円減は、確定もしくは確定見込みによるものであります。

その下、繰入金の一般会計繰入金125万2,000円減は、保険基盤安定繰入金の確定によるもの及び歳出の総務費で説明したものであります。

その下、諸収入の雑入31万7,000円増は、過誤調整による返納金等によるものであります。

その下、国庫支出金の災害臨時特例補助金14万円増は、令和3年度分コロナウイルス減免に対する補助金であります。

以上であります。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） 続きますので、議案第55を御説明いたします。令和3年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第5号）でございます。

10ページの歳出を御覧ください。

地域支援事業費の一般介護予防事業費でございます。報償費、講師謝金13万円の減額は実績によるものでございます。

委託料、食生活改善啓発事業委託料38万4,000円の減額、地域運動推進員事業委託料12万6,000円の増額、健康づくり教室体力測定委託料39万円の減額は、実績見込みもしくは確定によるものでございます。

12ページを御覧ください。

包括的・継続的ケアマネジメント事業費でございます。ケアプラン委託料15万円の減額、任意事業費の益田地区益田・鹿足成年後見センター法人会負担金2万円の減額は確定によるものでございます。

1ページめくっていただきまして、高額介護予防サービス費相当事業費でございます。負担金補助及び交付金5万円の減額は実績見込みによるものでございます。

戻りまして、8ページを御覧ください。歳入でございます。

介護保険料の第1号被保険者介護保険料181万円の減額は、実績見込みによるものでございます。

下に行っていただきまして、国庫補助金40万6,000円の減額、支払基金交付金23万円の減額、県補助金20万3,000円の減額、他会計繰入金10万7,000円の減額は、歳出で説明をしております事業費のそれぞれ確定もしくは実績見込みによるものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 続きまして、議案第56号令和3年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算の（第3号）を御説明いたします。

歳出より御説明いたしますので、10ページを御覧ください。

後期高齢者医療広域連合納付金250万円増は、保険料の実績見込みによるものであります。

1枚めぐりまして、諸支出金の他会計繰入金45万6,000円増は、後期高齢者健康診査負担金の実績見込みによるものであります。

続いて歳入に移りますので、8ページを御覧ください。

後期高齢者医療保険料250万円増は、保険料の実績見込みによるものであります。

一般会計繰入金の療養給付費繰入金820万9,000円減は、令和2年度後期高齢者医療給付費の精算還付金の充当によるもの、衛生費受託事業収入45万6,000円増は、歳出で説明しました後期高齢者健康診査事業の実績見込みによるものであります。

雑入820万9,000円増は、令和2年度後期高齢者医療給付費の精算還付金であります。

以上であります。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（野田 裕一君） それでは、議案第57号を御説明いたします。令和3年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第5号）でございます。

4ページをお開きください。第2表地方債補正の変更でございます。320万円の減額補正を行っております。なお、詳細につきましては、後ほど事項別明細書の中で御説明いたします。

続きまして、予算書12ページの歳出を御覧ください。

施設整備費でございます。旅費につきましては、担当者会議、研修会等が中止になったことに伴い、6万円を減額しております。

工事請負費につきましては、管渠工事完了の実績に伴い313万9,000円を減額しております。

戻りまして、10ページの歳入を御覧ください。

分担金及び負担金の下水道事業負担金でございます。受益者負担金につきましては、実績に伴いまして、45万円を減額しております。

一般会計繰入金につきましては、45万1,000円を増額しております。

土木債につきましては、事業費の確定に伴い、320万円を減額しております。

以上でございます。

続きまして、議案第58号を御説明いたします。令和3年度津和野町水道事業会計補正予算（第5号）でございます。

14ページ下段の収益的収入及び支出の支出を御覧ください。

水道事業費用、営業費用の原水及び浄水費でございます。給料、通勤手当、法定福利費につきましては、合計で9万4,000円を減額しております。

続きまして、配水及び給水費でございます。給料、手当、法定福利費につきましても、合計で60万1,000円減額しております。

光熱費につきましては、実績に伴い45万円増額しております。

続きまして、総係費でございます。

報酬、法定福利費は合計で22万5,000円を減額しております。

上段の収入を御覧ください。営業外収益の他会計補助金でございます。一般会計補助金につきまして47万円を減額しております。

1ページめくってもらいまして、16ページの資本的収入及び支出の支出について御説明いたします。

資本的支出、投資、基金費の積立金につきまして、実績に伴い2万3,000円を増額しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

議案第53号令和3年度津和野町一般会計補正予算（第10号）、これより質疑に入ります。ありませんか。板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） せっかくの機会でございますから、99ページの先ほど、全協でも説明がありましたが、教育総務費の関係ですけど、全協で齋藤次長は、建設に関する管理費ですか、671万4,000円というような数字を述べられたかと思いますが、予算の中では497万4,000円というのが、あったような気がしますが、それで、この歳入のほうで国庫補助金が7,688万2,000円、そして過疎債が5億2,150万円ですか、そういうような説明であったかと思いますが、全体の設計監理費と工事請負費、総工事費に対する財源内訳を、もう一度お聞かせを頂きたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 齋藤教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） まず、設計監理業務委託料につきましてですけども、予算書のほうで、委託料474万4,000円となっておりますけれども、給食センター

の工事に係る監理業務委託料につきましては671万4,000円でございます、この予算書の委託料の中には、木部小学校のプールの改修工事の監理業務委託料、これが実績に伴いまして67万3,000円ほど減額をしております。

また、津和野中学校のプールの解体工事の監理業務委託料も確定によりまして106万7,000円ほど減額をしておりますので、実際の給食センターにかかる監理業務委託料につきましては、671万4,000円でございますけれども、以上の今の二つを相殺しまして、この予算書のほうでは、474万4,000円という形で上がっております。

それから、先ほど、工事費のほうも若干私が言ったの古い資料で、見て言いましたので、訂正させていただきますが、学校給食センターの整備工事費につきましては、まず、本体のほうが5億1,480万円、これに併せまして、厨房機器の設備関係になりますけれども、こちらが8,211万7,000円ということで、5億9,691万7,000円という形になります。

歳入につきましては、学校施設環境改善交付金のほうが7,688万2,000円、それから起債のほうが5億2,170万円という内訳でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 大した金額の違いじゃありませんが、ここに上がっている5億9,604万5,000円と、先ほどの5億9,691万7,000円の差がまた何かあるわけですね、内容が、違いますかいね。教育費のページがどっか分らんようになったな。

もう一度言いますけど、99ページの工事請負費は5億9,604万5,000円になっています。先ほど次長が言われたのは、本体工事が5億1,480万円、それから中の施設が8,211万7,000円、合わせて5億9,691万7,000円ですから、工事請負費とは別個に、どっか上のほうにあるというわけですね。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） すみません。申し忘れてましたが、工事請負費につきましては、木部小学校のプールの改修工事のほうの不用額が発生をしておりますので、こちらで87万2,000円ほど減額をさせていただいておりますので、その差額ということでございます。

○議長（沖田 守君） 板垣さん、いいですか、ほかにありますか。ありませんか。寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 給食センターのことでお伺いします。資料で設計のほう図を頂いたんですけど、最初は古い給食センターのところを潰して、食材をそこに保管するところとか、車庫とかを造られるということだったのが、それは駄目だということで、道の近くに持って行って、給食センターにくっつけたという解釈でよろしいんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） ちょっと私の説明が悪かったかもしれませんが、今使っております給食センターは、新しいのができますと、不用になりますので、そこは解体をいたしまして、運搬車等の車庫、駐車場、倉庫等を建設をいたします。

そこと、新しくできる給食センターの建物の位置が離れておりますので、ただ、法令上は車庫を造るのであれば、同じ敷地内でなければいけないと、なければいけないといえますか、車庫は道路に面していないといけないということなので、実質的に今の新しい建設するセンターの敷地とひっつける必要があったということなので、場所としては今の旧給食センターにあるところは駐車場、新しいところに給食センターを造って、その間が細く車1台分通るスペースになるんですけども、運搬車が通れるスペースになるんですが、その部分がつながりますので、ひょうたん型となりますが、そういった形になります。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第53号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第53号令和3年度津和野町一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君

米澤 宏文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

○議長（沖田 守君） 議案第54号令和3年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第54号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れはありませんね、押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第54号令和3年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君

米澤 宏文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

○議長（沖田 守君） 議案第55号令和3年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第5号）、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認め、これより、議案第55号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第55号令和3年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君

米澤 宥文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

○議長（沖田 守君） 議案第56号令和3年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第56号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第56号令和3年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君 米澤 宏文君

川田 剛君 道信 俊昭君

板垣 敬司君 丁 泰仁君

御手洗 剛君 三浦 英治君

寺戸 昌子君 後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

○議長（沖田 守君） 議案第57号令和3年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第5号）、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第57号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第57号令和3年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君 米澤 宏文君

川田 剛君
板垣 敬司君
御手洗 剛君
寺戸 昌子君
岡田 克也君
反対（0名）

道信 俊昭君
丁 泰仁君
三浦 英治君
後山 幸次君

○議長（沖田 守君） 議案第58号令和3年度津和野町水道事業会計補正予算（第5号）、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認め、これより、議案第58号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第58号令和3年度津和野町水道事業会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君
川田 剛君
板垣 敬司君
御手洗 剛君
寺戸 昌子君
岡田 克也君
反対（0名）

米澤 宥文君
道信 俊昭君
丁 泰仁君
三浦 英治君
後山 幸次君

○議長（沖田 守君） それでは、ここで11時まで休憩といたします。

午前 10 時 40 分休憩

.....

午前 11 時 00 分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第 1 2. 議案第 3 7 号

日程第 1 3. 議案第 1 8 号

日程第 1 4. 議案第 1 9 号

日程第 1 5. 議案第 3 8 号

日程第 1 6. 議案第 3 9 号

日程第 1 7. 議案第 4 0 号

日程第 1 8. 議案第 4 1 号

日程第 1 9. 議案第 4 2 号

日程第 2 0. 議案第 4 3 号

日程第 2 1. 議案第 4 4 号

日程第 2 2. 議案第 4 5 号

日程第 2 3. 議案第 4 6 号

日程第 2 4. 議案第 4 7 号

日程第 2 5. 議案第 4 8 号

○議長（沖田 守君） 日程第 1 2、議案第 3 7 号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてより、日程第 2 5、議案第 4 8 号令和 4 年度津和野町水道事業会計予算まで、以上 1 4 案件につきまして、予算審査特別委員長の審査報告を求めます。5 番、板垣敬司君。

○予算審査特別委員会委員長（板垣 敬司君） 予算審査報告書。令和 4 年 3 月 4 日、今定例会において、本委員会に付託された辺地に係る公共的施設整備計画の策定ほか、関連する条例 2 案件及び令和 4 年度津和野町一般会計をはじめ、1 1 の各会計予算について審査いたしましたので、会議規則第 7 7 条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 審査日、令和 4 年 3 月 4 日、1 0 日、1 1 日、1 4 日、1 5 日、机上審査。
2. 出席者、予算審査特別委員会、委員長ほか 1 0 名、議長。説明員、町長ほか執行部 1 1 名。
3. 審査事項及び結果。
 - 1) 議案第 3 7 号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について。県営事業の整備に伴い、奥ヶ野辺地に係る総合整備計画を策定するもの。
〈審査結果〉本案件は全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。
 - 2) 議案第 1 8 号津和野町課設置条例の一部改正について。

津和野高等学校の支援に関する分掌事務を教育委員会に移管するため改正するもの。

〈審査結果〉本案件は全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した。

3) 議案第19号津和野町定住促進条例の一部改正について。

若者定住促進奨励金制度に代わる新制度の運用のため改正するもの。

〈審査結果〉本案件は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決した。

4) 議案第38号令和4年度津和野町一般会計予算。

予算の総額は79億8,800万円である。前年度に比し、4億3,300万円の減である。歳出の主なものは、津和野庁舎増築工事等2億6,070万7,000円、地方創生推進事業費9,436万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進事業費1億1,149万2,000円、病院等処遇改善に伴う繰出金7,992万円、安野光雅美術館プラネタリウム改修工事費3,443万円である。

〈審査意見〉新型コロナで低迷する町の経済、町民の生活を支援する各種対策を早急に押し進められたい。

0歳児からの人づくり推進事業が教育委員会に移管された。さらなる事業効果を高めるための努力をされたい。

医療、介護従事者の処遇改善が図られた。地域医療、介護事業の安定に努められ、町民の負託に応えられたい。

〈審査結果〉本案件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきであると決した。

5) 議案第39号令和4年度津和野町国民健康保険特別会計予算。

予算総額は10億7,603万9,000円である。前年度に比し、2,596万4,000円の減である。

〈審査結果〉本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

6) 議案第40号令和4年度津和野町介護保険特別会計予算。

予算総額は13億6,227万4,000円である。前年度に比し、1,050万円の増である。

〈審査結果〉本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

7) 議案第41号令和4年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算。

予算総額は3億2,480万7,000円である。前年度に比し、669万円の増である。

〈審査結果〉本案件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきであると決した。

8) 議案第42号令和4年度津和野町下水道事業特別会計予算。

予算総額は3億6,521万7,000円である。前年度に比し、3,738万8,000円の増である。

〈審査結果〉本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

9) 議案第43号令和4年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算。

予算総額は378万4,000円である。前年度に比し、29万4,000円の減である。

〈審査結果〉本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

10) 議案第44号令和4年度津和野町奨学基金特別会計予算。

予算総額は1,217万5,000円である。前年度に比し、105万2,000円の減である。

〈審査結果〉本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

11) 議案第45号令和4年度津和野町診療所特別会計予算。

予算総額は6,695万3,000円。前年度に比し、625万3,000円の増である。

〈審査結果〉本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

12) 議案第46号令和4年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算。

予算総額は3億2,493万2,000円である。前年度に比し、3,364万3,000円の増である。

〈審査結果〉本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

13) 議案第47号令和4年度津和野町病院事業会計予算。

収益的収入及び支出予算総額は7億8,302万3,000円である。前年度に比し、304万2,000円の増である。資本的収入予算総額2,429万円、資本的支出予算総額4,382万円で、不足する1,953万円を過年度分損益勘定留保資金で補填するものである。

〈審査結果〉本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

14) 議案第48号令和4年度津和野町水道事業会計予算。

収益的収入予算総額は3億2,089万1,000円、収益的支出予算総額2億7,298万9,000円とし、資本的収入予算額3億1,422万3,000円、資本的支出予算額3億9,926万4,000円とするもので、不足する8,504万1,000円を現年度分損益勘定留保資金等で補填するものである。

〈審査結果〉本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

令和4年3月23日、津和野町議会議長沖田守様、予算審査特別委員会委員長板垣敬司。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

ただいまの審査報告に対する委員長への質疑につきましては、議長を除く全議員による委員構成でありますので、これを省略します。

これより、議案第37号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第37号を採決します。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

念のため申し上げます。押しボタン式による表決においては、所定の時間内にボタンを押されなかった場合は、申合せ事項により棄権とみなすこととなっております。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第37号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君

米澤 宥文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

○議長（沖田 守君） これより、議案第18号津和野町課設置条例の一部改正について討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認め、これより、議案第18号を採決します。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は1のボタン、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第18号津和野町課設置条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君	米澤 宥文君
川田 剛君	道信 俊昭君
板垣 敬司君	丁 泰仁君
御手洗 剛君	三浦 英治君
寺戸 昌子君	後山 幸次君
岡田 克也君	

反対（0名）

○議長（沖田 守君） これより、議案第19号津和野町定住促進条例の一部改正について討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認め、これより、議案第19号を採決します。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第19号津和野町定住促進条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君	米澤 宥文君
川田 剛君	道信 俊昭君
板垣 敬司君	丁 泰仁君
御手洗 剛君	三浦 英治君
寺戸 昌子君	後山 幸次君
岡田 克也君	

反対（0名）

○議長（沖田 守君） これより、議案第38号令和4年度津和野町一般会計予算について討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 委員長報告に反対の立場で討論させていただきます。住民協働推進事業費について。

行政と住民がお互いに手を取り合い、協働し、地域を維持していく対策を講じていかなくは、疲弊した地域を守っていくことはできません。そのためにまちづくり委員会の制度が始まりました。

しかし、まちづくり組織交付金は自治組織や独立して運営してきた部分にまで入り込み、組織を弱体化する可能性があります。町内には10戸以下で組織する自治組織もあり、まちづくり組織交付金は財政的補助にはなっていますが、自治組織の将来を見据えての活性化にはつなげられていません。

組織維持のための課題と何が必要なのか、調査し、行政と自治組織、まちづくり委員会が共同して課題解決する必要があります。

地域提案型助成事業は、先進的取組が未来づくり協働会議を通して、他地域に波及させられるよう仕組みづくりが必要です。

現状の未来づくり協働会議は報告の場になっています。行政と住民が津和野町の未来を話し合い、創造していく場に変えていくべきです。

町の将来を担う子ども達の教育費についてです。

学校が必要な備品の購入計画を、年度初めに立てられなくなる教育予算の削減は避けるべきと考えます。

以上の立場から、令和4年度津和野町一般会計予算に反対します。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第38号を採決します。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、議案第38号令和4年度津和野町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

草田 吉丸君	米澤 宥文君
川田 剛君	道信 俊昭君
板垣 敬司君	丁 泰仁君
御手洗 剛君	三浦 英治君
後山 幸次君	岡田 克也君

反対（1名）

寺戸 昌子君

○議長（沖田 守君） 続きまして、議案第39号令和4年度津和野町国民健康保険特別会計予算について討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認め、これより、議案第39号を採決します。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第39号令和4年度津和野町国民健康保険特別会計予算につきましては、原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君	米澤 宥文君
川田 剛君	道信 俊昭君
板垣 敬司君	丁 泰仁君
御手洗 剛君	三浦 英治君
寺戸 昌子君	後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

○議長（沖田 守君） 続きまして、議案第40号令和4年度津和野町介護保険特別会計予算について討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認め、これより、議案第40号を採決します。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第40号令和4年度津和野町介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君

米澤 宥文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

○議長（沖田 守君） 続きまして、議案第41号令和4年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算について討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 後期高齢者医療制度そのものに反対しています。

以上の立場から、令和4年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算に反対します。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認め、これより、議案第41号を採決します。本案件について委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、議案第41号津和野町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

草田 吉丸君

米澤 宥文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（1名）

寺戸 昌子君

○議長（沖田 守君） 続きまして、議案第42号令和4年度津和野町下水道事業特別会計予算について討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認め、これより、議案第42号を採決します。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は1のボタン、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第42号令和4年度津和野町下水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君	米澤 宥文君
川田 剛君	道信 俊昭君
板垣 敬司君	丁 泰仁君
御手洗 剛君	三浦 英治君
寺戸 昌子君	後山 幸次君
岡田 克也君	

反対（0名）

○議長（沖田 守君） 続きまして、議案第43号令和4年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算について討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認め、これより、議案第43号を採決します。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第43号令和4年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君	米澤 宥文君
川田 剛君	道信 俊昭君
板垣 敬司君	丁 泰仁君
御手洗 剛君	三浦 英治君
寺戸 昌子君	後山 幸次君
岡田 克也君	

反対（0名）

○議長（沖田 守君） 続きまして、議案第44号令和4年度津和野町奨学基金特別会計予算について討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認め、これより、議案第44号を採決します。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第44号令和4年度津和野町奨学基金特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君 米澤 宥文君

川田 剛君 道信 俊昭君

板垣 敬司君 丁 泰仁君

御手洗 剛君 三浦 英治君

寺戸 昌子君 後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

○議長（沖田 守君） 続きまして、議案第45号令和4年度津和野町診療所特別会計予算について討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認め、これより、議案第45号を採決します。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は1のボタン、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第45号令和4年度津和野町診療所特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君

米澤 宥文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

○議長（沖田 守君） 続きまして、議案第46号令和4年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算について討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認め、これより、議案第46号を採決します。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第46号令和4年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算については、原案のとおり可決であります。

賛成（11名）

草田 吉丸君

米澤 宥文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君
寺戸 昌子君
岡田 克也君
反対（0名）

三浦 英治君
後山 幸次君

○議長（沖田 守君） 続きまして、議案第47号令和4年度津和野町病院事業会計予算について討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第47号を採決します。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第47号令和4年度津和野町病院事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君
川田 剛君
板垣 敬司君
御手洗 剛君
寺戸 昌子君
岡田 克也君
反対（0名）

米澤 宏文君
道信 俊昭君
丁 泰仁君
三浦 英治君
後山 幸次君

○議長（沖田 守君） 続きまして、議案第48号令和4年度津和野町水道事業会計予算について討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認め、これより、議案第48号を採決します。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は1のボタン、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第48号令和4年度津和野町水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君

米澤 宥文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

日程第26．請願第1号

○議長（沖田 守君） 日程第26、請願第1号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める請願についてを議題といたします。

本請願につきましては、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

お諮りをいたします。本請願につきましては、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認め、よって、本請願は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、本請願について、紹介議員より説明の必要があれば、これを許可します。寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 趣旨説明をさせていただきます。

最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める請願の趣旨説明をさせていただきます。

低迷が続き、厳しい日本経済に新型コロナウイルス感染症の拡大が追い打ちをかけ、日本経済は深刻な状態です。このコロナ禍で、コンビニや物流など、ライフラインを支

える労働者の多くが非正規雇用労働者や社会的に独立した個人事業主のフリーランス労働者で、最低賃金近くの低賃金で働いており、失業や労働時間の削減に追い込まれています。

コロナ禍を乗り越え、日本経済の回復を進めるためには、GDPの6割を占める国民全体の消費購買力を引き上げることが必要で、そのためには賃金の底上げが不可欠です。格差と貧困を縮小するためには、最低賃金の大幅な引上げと地域間格差をなくすことがこれまで以上に重要になっています。

2021年の地域別最低賃金改定では、最高の東京で時給1,041円なのに、島根県は824円にしかありません。毎日8時間働いても、年収では140万円から180万円です。その上、地域別の最低賃金であるがゆえに、島根県と東京では、同じ仕事でも時給で217円もの格差があり、若い労働者の都市部への流出が、地域の労働力不足を招き、地域経済の疲弊につながっています。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくりたいと考えます。そのために、最低賃金を抜本的に引き上げるとともに、時給1,500円以上を目指し、全国一律制に改正し、地域間格差の是正を図ることを要望します。

また、最低賃金を引き上げるためには、政府による中小や零細企業への支援が不可欠です。政府による中小や零細企業への最大限の支援の拡充を要望します。

以上の趣旨から、国・関係機関に対し、意見書を提出していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（沖田 守君） 紹介議員から趣旨説明がありました。以上で説明を終わり、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） ただいま、説明がありましたが、最低賃金、約倍の1,500円以上ということですが、決して悪いことではありませんが、これが実現すれば、中小企業、また個人経営者と会社が倒産するのは、目に見えていると思います。

また、全国一律ということですが、やはり田舎と都会、東京と津和野、家賃を見ても津和野を3万円ぐらいとして、東京では10万円以上します。これはとても、今の状態では無理ではないかと思っております。

そして、このことは、都会集中から田舎への回帰への発端になるかもしれませんが、ちょっと今の段階では、私は無理だと思っております。

そして、中小企業支援策、これにつきましても、いずれは国民の税金から支援策は払われるのではないかと思っております。

私の勉強不足とか、認識不足とかいろいろあるかもしれませんが、現時点では反対とさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。道信俊昭君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 最初は反対の気持ちだったんです。見出しだけ見たときに、前段の議員の発言も十分分るんですが、個人的には私は、これはきついなというのは、実際私経営者ですから、零細企業ですので、きついなと思っているんですけども、今、都会から田舎へという風潮が出ていますんで、そのときにやっぱり田舎のほうで、質の高い労働が必要なのということがあります。

だから、そのときには、こういうような賃金を上げていくということもありますが、この中で、私が賛成した理由は、中小零細企業に支援が必要ですよということ、ここです。この3行、4行、ここでこれをもうちょっと力説してもらいたい、力説したような感じでこれをやっていただくということを期待して、今回は、私は賛成という形になります。

○議長（沖田 守君） 次に反対者の発言を許します。三浦英治君。

○議員（8番 三浦 英治君） 反対の立場で討論させていただきます。

昨年、島根県は792円で今回824円の32円増になっております。全国を4つのランク、A B C Dのランクに分けられているんですが、島根、鳥取はDランクです。山口県がCランクで、近隣の広島県ではBランクとなっております。

津和野町は山口と接しています。経営者の人から聞かれたのは、この格差で、山口県ちょっと高いんです。それで求められると、こっちはたまったもんじゃないという声も聞いたことがあります。

また、都会からの流出といいますか、昔、益田市のイオンの前身マルシンですよ、そのときにあそこへひろでんの服屋さんが入っておいりました。広島からの企業ですけども、そこだけが給料が高くて、ほかのところが低い、それによって少し全体上げたということもありますし、今回、益田市のトライアルができたことによって、ちょっと賃金が上がったということもあります。

逆に、それによって疲弊した会社があるわけです。それを考えると、ある程度の、例えば、最低賃金を全国一律最低賃金制度に改正するといった部分というのは、すごく無理があるんじゃないか、地域間格差があるからこそ、助けられている部分もあるのではないかなという気がしております。

というのも、国からの交付金、ほとんどこっちに依存してますけども、全国一律に同じような生活ができるようにという交付金でもあると思うんです。

ですから、島根県は全体的に多く引っ張ってきているようなふうなんですけれども、こういう地域間格差の必要性もあるんじゃないかと、今、私は思っておりますので、今回は反対させていただきます。

○議長（沖田 守君） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に反対者の発言を許します。丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 私は、前回、この賃上げの案が出たときには、賛成をいたしました。それで実際に、私も経営をしていますので、すぐに従業員の手当を上げました。しかし、今、コロナ禍で、この3年間、本当壊滅的打撃を受けて、町内の店舗で、今一律1,500円って、これは理想も理想、とんでもない数値なんです。今、820円でも出せるか出せないか分からない。こんな、現実的に離れとるような、総論的な理想論を出してもらっても、非常に、恐らく津和野町内の経営者はとんでもないという意見を出すと思います。

私は代表で今それを述べているんですが、そういう立場で、現実は今824円を前後するぐらいで、四苦八苦するような状態ですので、そういうところからしまして、このたびのこの案は反対とさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますから、討論を終結します。

これより、請願第1号を採決いたします。本請願を採択することに賛成の方は1のボタン、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。反対多数であります。したがって、請願第1号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める請願については、不採択と決定いたしました。

賛成（3名）

道信 俊昭君

寺戸 昌子君

岡田 克也君

反対（8名）

草田 吉丸君

米澤 宏文君

川田 剛君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

後山 幸次君

日程第27. 議員定数等議会活性化特別委員会報告について

○議長（沖田 守君） 日程第27、議員定数等議会活性化特別委員会報告についてを議題とします。議員定数等議会活性化特別委員会委員長から委員会報告をしたいとの申出であります。

本件について、申出のとおり、報告を受けることにしたいと思いますが、これに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認め、議員定数等議会活性化特別委員会委員長の報告を受けることに決定します。岡田克也君。

○議員定数等議会活性化特別委員会委員長（岡田 克也君） それでは、議員定数等議会活性化特別委員会報告を行います。

令和3年第11回12月定例会において、本委員会に付託された、会議規則第77条の規定に基づき、報告いたします。

1. 開催期日 令和4年1月12日、1月31日、2月18日、3月8日の4日間です。

2. 委員は議長を除く11名であります。

3. 審査、結果及び概要・意見について、先般中間報告でしたところは省かしていただき報告をさせていただきます。

まず、最初は1ページの一番最後の行、議員活動を活性化していくためにも、政務活動費を導入すべきではないかと考える。

次のページ、2ページであります。

子育て世代が町議会議員を志し、成り手不足を解消するためには、子ども・子育て手当などを考えていくことも必要ではないかと考える。

総括意見であります。これも前回報告したところは、省かせていただきます。ちょうど中ほどの少し上のところに、議員報酬については、多様な意見を議会に反映するためにも子育て世代など、若い人からの立候補も望まれるが、現在の議員報酬では、子育てをするためには、十分とは考えにくい。県内町村において比較した場合、津和野町においては、知夫村、海士町、西ノ島町、奥出雲町に次いで、県内で5番目に低い現状である。しかしながら、コロナ禍の中で、低迷する町民所得などを考慮したときに、議員報酬の改正については、慎重な検討を行う必要がある。

今後なり手不足の解消のためには、どのような議員報酬体系が望ましいのか、全国的には若年議員の報酬を増額している実例もあるようである。今後、津和野町特別職報酬等審議会を開催し、様々な検討を行うべきであるとする。

政務活動費については、議員活動を活性化、促進する効果が期待されている。県内では既に美郷町議会が導入しており、今後、津和野町議会において、政務活動費の導入については、検討の余地があるとする。政務活動費は基本的に、議会基本条例の中で制定されているところがほとんどである。

議会基本条例は、議員活動の活性化と周知などを目的として、議会と議員としての責務のほか、議員活動の原則等を定めるものである。改選後の次期議会体制の中で、議会基本条例の制定に向け、調査、検討を進めていくことが必要であることを確認した。

子ども・子育て手当の支給については、地方自治法204条の改正が必要であり、現状では支給することができない。第65回町村議会議長全国大会にて、議員報酬の改善のための財政措置や育児手当等の手当制度の拡充が要望されている。津和野町議会としても制度の拡充、要望事項の実現に向け、前向きな姿勢を示していくべきと考える。

令和4年3月23日、津和野町議会議長沖田守様、議員定数等議会活性化特別委員会委員長岡田克也。

以上であります。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。この委員会は、議長を除く全議員の構成でありますので、委員長に対する質疑は省略させていただきます。御異議ありませんね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 以上で、議員定数等議会活性化特別委員会委員長の報告を終了させていただきます。

日程第28．総務経済常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（沖田 守君） 日程第28、総務経済常任委員会の所管事務調査報告についてを議題とします。

総務経済常任委員会委員長の報告を求めます。草田吉丸君。

○総務経済常任委員会委員長（草田 吉丸君） 総務経済常任委員会所管事務調査報告書。

令和3年12月定例会において、許可をいただきました所管事務調査について、会議規則第77条の規定に基づき報告いたします。

1. 調査事件、林業振興について。
2. 調査目的、現状を調査し議会活動に資するため。
3. 調査方法、机上調査及び現地調査であります。
4. 調査の経過であります。表のとおりでございます。

1月25日9時から机上調査を行っております。これは最初、日程説明をしております。総務経済常任委員会6名、農林課課長、益井仁志、農林課課長補佐、山下泰三、主任主事、桑原正勝であります。

その日に現地調査を行っております。商人地区の作業道現場であります。出席者につきましては、先ほどの委員と、現場において、4名の地域おこし協力隊の皆さんから、少しいろんな話を聞かせていただきました。

その後、本庁舎に帰りまして、机上調査を行っております。

2 ページ目でございます。

第2回。令和4年2月18日、本庁舎第5会議室におきまして、総務経済常任委員会6名、調査内容は机上調査で、調査の取りまとめであります。

調査の概要でございますが、森林の現状につきまして、町総面積から造林の現状について、そこに示しておりますので、御覧ください。

次に、町が行う林業事業でございますが、まず、町行造林であります。1団地の面積が、これは少ない団地でございますが、大体1から3ヘクタールの事業を行っております。

収益の分収の割合でございますが、2者契約であります。造林地の所有者が40、町が60ということになっております。

過去の実績等については、その表に示しておりますので、御覧ください。

それから公社造林地でございます。1団地の、これは面積が大きい団地でございます。1団地が5ヘクタールから40ヘクタール以上の事業がなされております。

収益の分収の割合でございますが、それぞれでございます。それについても表のほうを御覧ください。

3 ページでございます。

過去の公社造林の実績でございますが、そのような表になっております。

あと町有林につきましては、管理は総務財政課、事業実施は農林課でやっております。大きな団地につきましては、津和野地区の直地奥山、城山、日原地区の赤石山、滝谷など、こういったところが大きな団地でございます。

あと、民有林につきましては、民有林での森林施業は、流域の林業事業体が森林所有者と交渉、契約をして実施をしております。

次に、国の補助事業でございますが、森林・山村多面的機能発揮対策交付金でございます。これは住民3人以上の団体を組織し、団体員や地域住民等の所有森林と協定締結して事業実施しております。

事業内容については、そこに記載しているようなことが対象となっております。

1団体の1年間の交付金上限は500万円であります。交付金の負担割合につきましては、国が8分の6、県が8分の1、町が8分の1となっております。

これまでの実績については、その表のとおりであります。

次に、町が行う作業道事業についてでございますが、これにつきましては、まず作業道開設、作業道でございますが、開設はメーター1,000円、修繕はその半分でございます。補助の上限は10万円ということになっております。

これまでの実績については、表のとおりであります。

町が行うその他の事業であります。山の宝でもう一杯事業であります。これにつきましても、実績については、表のとおりとなっております。

4 ページでございます。

町内の林業事業体でございますが、民間素材生産6社でございます。高津川森林組合、石州造林、平野建設、津和野林産、有限責任事業組合としてやまびと、万葉林業、これについては、協力隊卒業生の方がそういった組合を立ち上げておられます。

製材2社、溝部林業、佐々木馬一商店津和野工場でございます。

次に少し図面を示しております、地域おこし協力隊林業関係者の実態ということでございます。

まず、津和野町の農林課のほうで、協力隊の方はヤモリーズという名称の中で、活動をされております。このヤモリーズのサポートに同じ農林課の協力隊の卒業生の方が1名あがっておられます。

下に書かれておられます、合同会社やもり、これも協力隊の卒業の方1名でやっておりますが、この方がいろんな協力隊の経験を生かして助言、経費精算、機械の手配などをされております。

それから左のほうでございますが、現在協力隊を卒業した個人の事業主が現在8名おられます。その方もいろいろとヤモリーズのほうの助言等もされております。

卒業されております8名の方ですが、主な仕事としては、林業のほうで、所有者から委託を受けた仕事、あるいは森林組合等からの委託を受けた仕事、そういったこと、その他の副業として、木工とか、特殊伐採、狩猟、アユ漁、キャンプ事業、道路の草刈り等をされております。

実績でございますが、そのような表のようになっております。

次のページでございますが、原木・チップヤードとバイオマスガス化発電についてであります。

土地関連については、町が所有者2名と賃貸借契約を約20年で結んでおりまして、町が指定管理者及び発電会社に転貸をするということになっております。

原木・チップヤード指定管理者制度でございますが、指定管理者は石州造林、指定期間令和4年3月1日から令和6年3月31日となっております。

バイオマスガス化発電所でございますが、フォレストエナジー社が6月より操業開始予定となります。

調査意見、林業全般、原木・チップヤードとバイオマスガス化発電の操業により、森林整備を進めるための手段が整ってきた。

木材の伐採搬出のための作業道の整備や、伐採後の植林等林業の一連した取組について、国や県の補助事業と併せ、町単独補助事業や森林環境贈与税を活用した支援制度の充実について検討されたい。

森林整備を進めるに当たり、地籍調査の進捗が大きく関わってくる。進捗率の向上に努められたい。併せて、不在地主対策や寄付行為にどう対応するか今後の課題である。

地域おこし協力隊であります。3年間の研修後も、地元になじむためには、ある程度の期間も必要である。特に仕事の確保は知り合いの少ないIターン者にとっては困難なことも想定される。

卒業後個人事業主として就業する人については、ある程度の期間、町が関わりを持ちサポート体制を整えることが必要である。

卒業生のグループ化を図り、行政と一体となり、定期的に情報交換や仕事に対するアドバイス等が行える場所の設定や相談窓口を設けるなど、一人でも多くの方が安心して、津和野町に定住できるような支援体制を構築されたい。

林業は危険を伴う仕事でもあるため、協力隊研修期間においては、技術の習得と併せ、安全面の講習には、特に力を入れて取り組まれない。また、個人事業主が加入できる保険制度、特別労災保険等についても調査し、アドバイスをされたい。

原木・チップヤードとバイオマスガス化発電。

本事業を安定的かつ永続的に推進するため、原木・チップヤード指定管理者、発電会社、町、その他の関係団体において、連絡協議会等を立ち上げ、情報交換、課題、問題点を共有して事業の推進に努められたい。

発電施設の安定した稼働のためには、原料調達課題である。町内林業事業体や自関林家、近隣市町村との連携を密にして原料調達に努力されたい。

併せて、原料調達を目的とした大規模な皆伐などにより、森林破壊につながるようなことがあってはならない。行政も実態を把握し、行き過ぎた行為が起らないよう、伐採に対する規制の在り方についても国、県と協議をするなど取組を強化されたい。併せて伐採跡地の植林を積極的に進められたい。

懸念材料として、FIT買い取り期間が終了した後の事業継続については、多くの課題が存在している。今後、国のFIT制度の動向等見通しが立たない中ではあるが、新たな事業展開を模索するなど、持続可能性について常に関係機関において調査、研究に努力されたい。

原木・チップヤードの利用方法について住民に周知されたい。

令和4年3月23日、津和野町議会議長沖田守様、総務経済委員会委員長草田吉丸。以上であります。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

委員長報告に対する質疑がありますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） お疲れでありました。

以上で、総務経済常任委員会の所管事務調査報告を終了いたします。

○議長（沖田 守君） 日程第29、文教民生常任委員会の所管事務調査報告についてを議題とします。

文教民生常任委員会委員長の報告を求めます。板垣敬司君。

○文教民生常任委員会委員長（板垣 敬司君） 文教民生常任委員会所管事務調査報告書。令和3年第3回12月定例会において、閉会中の許可をいただきました所管事務調査について、会議規則第77条の規定に基づき報告します。

1. 調査事件、社会福祉法人「つわの清流会」の現状について。
2. 調査目的、現状を調査して議会活動に資するため。
3. 調査方法、机上調査。
4. 調査の経過、第1回、日時、令和4年1月12日午前11時。本庁舎委員会室。出席者、文教民生常任委員6名、議長。

内容、調査内容の確認及び資料要求について。

第2回、日時、令和4年1月27日木曜午前9時。

場所、本庁舎第5会議室。

出席者、文教民生常任委員6名、議長、社会福祉法人「つわの清流会」理事長沖田修。同じく担当、斎藤優章、健康福祉課課長、土井泰一。

調査概要

社会福祉法人「つわの清流会」法人は平成28年4月に設立され、木部さとやま保育園・直地保育園開設されました。平成29年4月には障害者事業所開設されました。そして、令和2年4月、日原保育園開設されました。

役員構成は評議員7名、理事6名、監事2名。職員は正職員26名、有期職員43名、合計69名でございます。

事業内容は、障害者事業として、就労継続支援B型事業所、つわぶきの里定員20名、わさびの里定員20名。放課後等デイサービス、つくしんぼ定員10名、対象、小学生から高校生まで。相談支援事業所、くすのき。

保育事業として、木部さとやま保育園定員12名、直地保育園定員12名、子育て支援センターを併設しております。日原保育園定員30名、子育て支援センター及び病後児保育室を併設しております。

以下、令和2年度の事業実績、併せて令和3年度の保育事業の表を載せております。

続いて、保育事業の中にある一時保育の利用者も令和2年、令和3年度と表に示しております。同じく保育事業の中で、子育て支援センターは令和3年度については、資料を頂いておりませんので、令和2年度の利用実績を掲載しております。

続きまして、令和2年度の障害福祉サービス事業につきましては、就労継続支援B型事業として、つわぶきの里、わさびの里というものを運営されておりますが、それぞれ令和2年、令和3年の実績並びに経過を表として掲載しております。

併せて、障害者の関係で、放課後等デイサービス事業でつくしんぼを運営しておりますが、これにつきましても令和2年、令和3年度の経過までを報告として上げております。相談支援事業というのが、障害者サービスの中にありますが、くすのきということで、令和2年、令和3年の実績と経過について報告を表に掲載しております。

現状と課題ということで、保育事業につきましては、自園調理から配食方式としたことで、大変危惧しておりましたが、問題は発生しておりません。直地経由で約1時間。

3園とも、独自の特色を工夫しておられまして、直地保育園では、科学の目を持つ子どもを育てる懸賞論文3等賞、ソニー財団の懸賞論文でございます。木部保育園は木のある環境を生かした自然体験活動を実施しておられます。日原保育園は定員が30名ということもありまして、3歳児以上、3歳児未満のクラス分けをしながら、本来の保育事業を展開しておられます、土曜給食についても、日原保育園については実施しておられまして、休日保育の充実と併せて努力しておられます。3園連携による園児募集ということで、それぞれプレゼンテーションを行っておられます。

この後、園児の送迎の対応等についての可能性についても、検討中でございます。

障害者福祉サービス事業につきましては、就労継続支援B型事業につきましては、二つの事業所とも実利用者数の増減が見られる。つわぶきの里は高齢化によって、平均利用者数が減少傾向にあります。

放課後等デイサービス事業でございますが、利用児童の保護者からの口コミから、新規利用者数の増へつながった。

有期契約職員での対応によるところが多く、情報共有や支援方法にさらなる工夫が課題となっております。

小学生から高校生まで幅広い年齢構成に応じた活動内容の充実に努めておられます。

定員10名のスペースということで、80平方メートルとなっておりますが、利用者数の実態から増築を要望しておられます。

相談支援事業につきましては、契約数に大きな増減はなく、切れ目なくサービス提供を行っておられます。

資金収支決算書については別表として掲げております。別表は裏側になっておりますが、その中で特に下のほうに丸ボツで書いてありますが、保育事業収入が、保育給付費が1月単位でのその児童数となっております。そして障害者福祉サービス事業収入については、その給付費が、1日当たりの平均利用者数となっているということを、付け加えておきます。

調査意見としまして、1. 法人の収支計画につきましては、保育事業、障害福祉サービス事業ともに、利用者数の増減に左右されます。特に保育事業は出生数の増加が見通せない中、地域交流を通して町内保育園の魅力を発信されたい。

2. 放課後等デイサービス「つくしんぼ」の増築については、人的資源を考慮して効率的な施設を検討されたい。

3. 障害者におけるホームヘルプの視点から、生活介護グループホームの検討を早急に進め、さらなる障害者福祉の増進に努められたい。

令和4年3月23日、津和野町議会議長沖田守様、文教民生常任委員会委員長板垣敬司。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。ちょっと委員長、待ってください。委員長報告に対する質疑がありますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。大変御苦勞でした。

以上で、文教民生常任委員会の所管事務調査報告を終了します。

日程第30. 広報広聴常任委員会子ども議会学習会報告について

○議長（沖田 守君） 日程第30、広報広聴常任委員会子ども議会学習会報告を議題とします。

広報広聴常任委員会委員長の報告を求めます。川田剛君。

○広報広聴常任委員会委員長（川田 剛君） それでは、令和3年度津和野町子ども議会学習会につきまして、以下のとおり報告いたします。

事業名、令和3年度津和野町子ども議会学習会。所管は津和野町教育委員会であります。

開催日時、令和4年2月2日から3日、4日、7日の4日間で、場所は日原小学校、青原小学校、津和野小学校、木部小学校。出席議員は津和野町議会議員全議員であります。

内容、議員による説明など学習の方法。日原小学校、6年生19人、図書室において、津和野町議会12月定例会における一般会計補正予算の審議のDVDを視聴し、町民・町長・議会の関係図を用いて、審議の内容を例に、議会の説明を行いました。

青原小学校、6年生5人、5年生2人、教室において、町民・町長・議会の関係図を用いて、木部小学校プールの建設を例に、寺戸議員が町議会の仕組みや議員の仕事の説明をした後、DVDを視聴いたしました。視聴後、児童から質疑を受け、三浦議員、寺戸議員が応対いたしました。

津和野小学校、6年生19人、教室において、DVDを視聴し、丁議員が補正予算の概要やDVDの内容について説明を行い、後山議員が町民・町長・議会の関係図を用いて、津和野小学校のプールの建設を例に、町民、町長、議会の関係性について説明を行いました。

議員や議会に対する質問は、グループワークで分かれた五つのグループ内で行い、各議員が質問に回答しました。

木部小学校、6年生4人、5年生4人、教室において、DVDを視聴し、児童からDVDの中の「○号議案とは何か」との質問を受け、御手洗議員が回答した。

その後、御手洗議員により町民・町長・議会の関係図を用いて、議会の説明を行いました。4人ずつのグループワークでは、それぞれのグループに議員が入り、事前に頂いた議会や議員に対する質問など交流を行った。

発表内容や議員とのやり取りなど学習の内容についてであります。以下各小学校ごとにまとめておりますので御覧いただければと思います。

2ページめくっていただきまして、課題や感想でございます。

開催後に各議員に行ったアンケートを実施いたしました。全員協議会において、意見を集約し、広報広聴常任委員会において取りまとめを行いました。

児童が、議会の専門用語をどこまで理解しているのか分からない、町民と議会、町の関係について理解できたか不安など、児童の理解に不安を覚える議員がありました。事前の打合せの段階で、担任の先生に伺い議員が把握し、より児童の理解が深まるように努められた。議員においても同じ課題を調べて学習会に臨むべきとの意見もありました。

子ども達が生き生きと発表や質問をする姿が印象的であった、担任の先生が十分に配慮されてスムーズな進行となったなど、議員からは各学校の学習会に取り組む姿勢を評価するものが多くありました。

児童にとって関心がある内容については興味を持って話を聞いてもらったので、関心がある内容に努めるべきであると考えます。

今回の学習会では、時間的にも適当であり、今後もこの方式でしばらく継続すればよいとの意見も見られました。ただ、総合的な学習の時間、社会の授業の時期等を学校のスケジュールを鑑みたとき、更に適当な時期に開催をすべきとの意見もありました。教育委員会には、各学校の意見を校長会などで集約し、学校や児童にとってよりよい時期に開催していただきたい。

グループワークで行いました、児童から議員への質問の時間では、質問のみならずタブレットを配布したことへのお礼や、ブランコが人気で並ばないと遊べない、増設してほしいなどの要望もあり、議員との交流が図られました。

最後に、今年度は、各学校の担当議員全員が事前に学校に伺い、担任の先生から学習会の内容について事前に協議をしていただきました。

議員が学習会の内容を把握していたことで、議員も事前に調査することができ、充実した内容になったと感じております。

また議会の仕組みや議会とは何かなど、議会について知ることよりも、実際議員に会い、質問や交流ができたことが、児童にとって大事なのではないかと感じました。

児童の発表も主観的な考えではなく、アンケートや調査を実施し、客観的な考え方でまちづくりに向き合っており、児童の提案の中には、印象的なものが多くありました。

議員にとっても離れた世代間での交流になり、議会活動に資する充実した事業であると感じております。

次年度以降においては、当該事業実施に当たり、年度初旬には、事業の概要等について、教育委員会と協議の場を設けたほうが、事業の充実の観点からも望ましいと考えます。

以上、津和野町議会広報広聴委員会委員長川田剛、津和野町議会議長沖田守様。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

委員長に対する何か質疑がありましたらお受けしますが、ありますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御苦勞でありました。

以上で、広報広聴常任委員会子ども議会学習会報告を終了させていただきます。

日程第31. 議員派遣の件

○議長（沖田 守君） 日程第31、議員派遣の件を議題とします。

お諮りをします。議員派遣につきましては、お手元に配付のとおり、派遣することにしたと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認め、したがって、議員派遣の件は派遣することに決定させていただきます。

○議長（沖田 守君） 以上をもちまして、3月定例会全てを終了させていただきます。本日の日程全て終了であります。

会議を閉じます。令和4年第3回津和野町議会定例会を閉会といたします。

大変御苦勞でございました。

午後0時16分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員